

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							(2)水道料 627(882)
							上水道 345(464)
							下水道 282(418)
							(3)ガス料 721(1,008)
							2 大阪産業安全技術館 1,672(2,177)
							(1)電気料 1,154(1,512)
							(2)水道料 33(35)
							上水道 17(23)
							下水道 16(12)
							(3)ガス料 485(630)
							3 安全衛生総合会館 16,092(22,539)
							(1)電気料 11,586(16,314)
							(2)水道料 2,092(2,979)
							上水道 1,126(1,567)
							下水道 966(1,412)
							(3)ガス料 2,414(3,246)
							借料及び損料
							1 労働安全衛生対策に必要な一般行政経費 379(281)
							(1)監督課分 125(27)
							(2)安全衛生部分 54(54)
							(3)雇児局分 200(200)
							賃金
							1 労働安全衛生等事務費
							(1)賃金職員 108,570(109,856)
							(1)本省 20,532(21,818)
							賃金 6人 21日 (11,075) @10,552 12月 15,955(16,745)
							賞与 6人 (845,517) @762,911 4,577(5,073)
							(2)局署 73人 15日 @6,700 12月 88,038(88,038)
							保険料
							1 労働安全衛生等事務費 1,466(1,484)
							(1)本省
							労働保険料 6人 (3,636,417) @3,422,015 13.5/1,000 277(295)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
					(2) 局署 労働保険料 @88,038,000 (賃金総額) 13.5/1,000 1,189(1,189) 児童手当拠出金 1 労働安全衛生等事務費 31(33) 雑役務費 67,746(67,746) 1 労働安全衛生対策に必要な一般行政経費 13,907(13,907) (1) 監督課分 3,988(3,988) (2) 安全衛生部分 8,839(8,839) (3) 雇児局分 1,080(1,080) 2 労働安全衛生等事務費 (1) 産業安全会館等管理業務経費 53,839(53,839) 職員厚生経費 1 労働安全衛生等事務費 317(321) (1) 本省 健康診断 6人 (3,880) @3,817 1.05 24(24) (2) 局署 健康診断 73人 (3,880) @3,817 1.05 293(297) 計 207,494(217,827) 1 労働安全衛生等事務費 9,564(9,461) 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 (18,534) (12,066) (9,095) (13,435) (8,048) 予 算 額 18,534 12,066 9,095 13,435 8,048
06081- 123-09-5510 各 所 修 繕		9,461	9,564	103	
020 安全衛生関係等調査研究 費					(要 求 要 旨) 労働基準行政においては、労働基準法をはじめ、労働安全衛生法、じん肺法、作業環境測定法、労働者災害補償保険法等に基づき、労働者の安全と健康を確保するとともに、労働災害が発生した場合に被災労働者やその遺族に対する労災補償の迅速かつ適正な給付等の業務を実施している。 近年、企業を取り巻く環境の変化や働き方の多様化が進む中、雇用・労働関係を取り巻く環境は大きく変化している。また、労災認定についても、請求件数が増加、複雑化しているところである。 国はこうした各種課題への対策を実施し、全ての労働者が健康で安全かつ安心して働くことができ、また能力が発揮できるなど公正な働き方を実現する必要があり、これを検討するために調査研究を実施するために必要な経費である。 (委 託 先) 民間調査研究機関等(公募により選定) (調 査 研 究 内 容) (説明資料 頁)

要求 番号	事 項	前 予 算	度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
06081- 125-14-7527	労働災害防止対策事業委託費		8,052	6,389		1,663	1 執行役員の実態に関する調査研究 6,389(0) 2 雇用類似の関係にある請負自営業者の労働者性に関する調査検 0(8,052) 計 6,389(8,052)
049	事業場における安全衛生水準の向上を図るための経費	469,199		409,680		59,519	1 9年度 2 0年度 2 1年度 2 2年度 2 3年度 予 算 額 (999,616 (797,366 (773,412 (725,404 (526,937 797,366 773,412 725,404 526,937 (要求要旨) 労働者の安全と健康を確保する事業者の本来的な責務について、事業者が自主的かつ積極的に取り組むことを推進させ、労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。 このため、安全週間・衛生週間等安全衛生意識の普及啓発、事業場における無災害運動の奨励等を行うとともに、産業技術の進展に対応した労働災害防止行政を推進し、事業場における安全衛生の確保を図るために、適正な指導を行うことが可能となるよう安全衛生担当職員に対する研修等を行う。 また、安全衛生に関連する国際的な条約、基準等を国内制度へ取り入れることにより、一層の安全衛生水準の向上を図るため、国際機関等に対し職員を派遣を行う。 さらに、事業場の自主的な安全活動を促進していくため、「安全から元気を起こす戦略」に基づき、「あんぜんプロジェクト」の展開や、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進により、現場の安全力の維持向上を図る。
005	中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修等実施経費	237,427		168,549		68,878	(要求要旨) 平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略～元気な日本復活のシナリオ～」では「2020年までに労働災害発生件数を3割削減する」ことが目標とされ、2011年度から「労働災害防止のため、事業者による労働災害の低減の取組強化」を図ることとされた。 しかしながら、労働災害による休業4日以上の死傷者数は、平成21年の105,718人から、平成22年107,759人、平成23年111,349人(東日本大震災を直接の原因とするものを除く。)と33年ぶりに2年連続で増加し、企業における安全への取組はその足元が危うい状態にある。 このため、安全活動に意欲のある企業が評価される仕組みづくり等を内容とする「安全から元気を起こす戦略」が平成23年4月に取りまとめられた。 この「安全から元気を起こす戦略」を具体化し、実行していくことで、社会問題になりつつある、景気や厳しい企業競争のしわ寄せが企業あるいはその取引先における安全の軽視につながって労働災害を誘発するという事態を防止するとともに、職場の安全力の維持・向上を図る。
06081- 122-08-2010	職員旅費	1,034		1,043		9	1 危険性有害性等の調査等の普及促進のための集団指導の実施(署) 325人 @1,602 521(521) 2 災害事例に基づく分析・指導経費(本省) 522(513) (1)業界団体指導 3人 @5,329 10業界団体 160(160) (2)メーカー調査 30人 (11,770) @12,050 362(353) 計 1,043(1,034)
06081- 123-09-1010	庁 費	6,362		6,377		15	1 印刷製本費 3,211(3,196) (1)危険性・有害性の調査等の普及促進のための指導用資料 (34.64) 81,800部 @34.81 1.05 2,990(2,975) (2)災害事例に基づく分析・指導経費(本省) 3,090頁 @68 1.05 221(221) 2 通信運搬費 (1)危険性・有害性の調査等普及促進のための指導用資料(局) 436(436)

要求番号	事 項	前 年 度 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
					<p>ア (局) 47局 @1,380 65(65)</p> <p>イ (署) 325署 @1,140 371(371)</p> <p>3 借料及び損料</p> <p>(1) 危険性・有害性の調査等の普及促進のための集団指導(署)</p> <p>325署 @8,000 1.05 2,730(2,730)</p> <p>計 6,377(6,362)</p> <p>1 「安全から元気を起こす戦略」総合推進事業 40,541(22,487)</p> <p>2 災害多発業種中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修の実施 37,976(55,723)</p> <p>3 機械のリスクアセスメント等の促進等事業 12,355(25,849)</p> <p>4 災害事例の労働災害防止活動への活用促進事業 67,436(113,761)</p> <p>(1) 災害事例等作成事業 12,186(27,701)</p> <p>(2) 化学物質の危険有害性情報の伝達の促進 55,250(62,049)</p> <p>(3) 前年度限りの経費(労働災害情報コンテンツの一元管理) 0(24,011)</p> <p>5 安全シンポジウムの開催 2,821(0)</p> <p>6 前年度限りの経費(次代の安全の中核を担う人材育成事業) 0(12,211)</p> <p>(説明資料 頁)</p>
06081- 125-14-7527	労働災害防止対策事業委託費	230,031	161,129	68,902	
020	安全衛生啓発指導等経費	222,057	231,499	9,442	<p>(要求要旨)</p> <p>(1) 中小企業特別安全衛生指導費(安全衛生部)</p> <p>建設業、造船業及び化学工業等における親企業と構内下請企業を一括としてとらえ、両者をもって構成する災害防止協議会を活用し、積極的な総合安全衛生管理指導を行う。</p> <p>また、産地工業団地等を集团的にとらえ、地域的あるいは業種別に特有な問題を効率的かつ具体的な特別安全指導を行うとともに中小企業における災害多発事業場及び地区別災害防止協議会に対し専門的技術指導を行う。</p> <p>下請企業等災害防止協議会に対する指導 災害多発事業場指導</p> <p>(2) 災害防止計画等指導普及促進費(安全衛生部)</p> <p>労働災害の現状とその対策をPRすることによって障害の残るような労働災害の防止について指導啓蒙する。また、災害防止に関する意識高揚を促進するための指導等を行う。</p> <p>局署の計画実施状況指導等 労働災害の現状と対策の啓蒙促進</p> <p>(3) 全国安全衛生週間等実施費(安全衛生部)</p> <p>安全衛生意識の普及高揚を図るとともに災害防止活動を効果的に促進するため全国安全週間、全国労働衛生週間を実施する。</p> <p>また、事業場における自主的活動を促進するため、無災害運動を奨励実施する。</p> <p>全国安全週間の実施 期 間 週 間 7月 1日～ 7月 7日 期 間 準備期間 6月 1日～ 6月30日 全国労働衛生週間の実施 期 間 週 間 10月 1日～ 10月 7日 期 間 準備期間 9月 1日～ 9月30日 無災害記録の表彰 厚生労働大臣賞 都道府県労働局長賞</p>

要求 番号	事 項	前 予 年 算 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
					<p>(4) 安全衛生教育実施費(安全衛生部)</p> <p>最近、若年労働者、技術労働者の不足に伴い、未熟練労働者、出稼労働者の増加など安全衛生教育を充実強化する必要がある。このため特に災害率の高い小零細企業の安全衛生担当者に対して国が直接安全衛生教育を実施する必要がある。 安全衛生管理者等の教育の実施</p> <p>(5) 職員技術研修費(安全衛生部)</p> <p>産業技術の進展に対応した労働災害防止行政を推進するためには、安全衛生担当職員等の技術水準を大幅に向上させることが急務である。 安全衛生担当職員研修 産業安全専門官研修 労働衛生専門官研修 新任労働基準監督官研修 中堅労働基準監督官研修</p> <p>(6) 定期自主検査機関登録等経費(安全衛生部)</p> <p>特に危険な機械設備等については、構造規格を定め、これが常時保持義務を課すとともに、使用に伴う機能的欠陥を是正せしめるため定期に自主検査すべきことを規制している。 しかしながら、中小企業では自ら検査を行うことが技術的に困難なこともあって、自主検査が十分実施されず、災害発生要因ともなっている。このため定期自主検査の基準を整備して自主検査を事業者に代わり、業として実施する機関を育成する一方、これらの機関を登録制とし、定期自主検査の促進を図るとともに、労働災害の防止に資する。 定期自主検査基準の周知 3種(ゴンドラ・ボイラー・ジブクレーン) 定期自主検査機関の登録名簿の作成</p> <p>(7) 全国安全衛生主務課長会議の開催(安全衛生部)</p> <p>都道府県労働局の安全衛生主務課長に対し、最近における安全衛生行政についての状況、今後の展望等について周知を行い、日々の業務について地域の実情に即した対応を図る。</p> <p>(8) 安全優良労働者に対する顕彰の実施(安全衛生部)</p> <p>現場で直接労働者を指揮し、安全管理に果たす役割が高い職長等の中で一定の技能と経験を有し、優良な安全成績をあげた者を表彰し、安全管理に対するインセンティブを高めるとともに、当該職長等が企業内における安全活動の核として活動し、労働者全体の安全意識の高揚を図ることができるよう知識の付与を行う。 安全優良労働者の顕彰者の決定のための審査</p> <p>(9) 災害防止指導用計測器等整備費</p> <p>産業設備の高度化、大型化及びこれに伴う災害原因の複雑化に対応し、効率的かつ徹底的に災害防止の指導を行うため、計画的に災害防止指導用計測機器及び被服等を整備する。 監督課 28,954千円 安全衛生部 21,725千円</p> <p>(10) 技能講習修了証明書発行等一元管理事業(安全衛生部)</p> <p>労働災害の防止を図るため、一定の危険又は有害な業務に従事する者や作業主任者の一部には、技能講習の受講を義務づけられているところである。また、それらの作業の際には、これを証明するため修了証を携帯することが義務づけられている。 しかしながら、技能講習を行う登録技能講習機関は廃止した機関を含めると全国で約3千機関あり、修了証を紛失や破損した場合で、技能講習を行う機関が廃止されていたり、受講した機関名等を失念したりすると、再交付を受けられず、作業に付けなくなる。 このような事態を避けるため、修了者のデータを一元的に管理し、修了者に対し技能講習を修了したことを証明する書面を発行することとする。</p> <p>(11) 安全衛生労使専門家会議の開催等</p> <p>労働現場や労働安全衛生に知見を持つ専門家で構成する会議を開催し、地域における労働災害防止対策</p>

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						<p>や労働者の健康確保対策の進め方などについて意見を聴取する。 また、「全国安全週間」や「全国労働衛生週間」など、安全衛生の取組を重点的に推進する機会等を捉えて、現場に対するパトロールを実施する。</p>
06081- 129-06-0110	諸 謝 金	7,546	7,353		193	<p>1 中小企業特別安全衛生指導講師謝金(局)</p> <p style="text-align: right;">(8,100) 47人 @7,300 343(381)</p> <p>2 安全衛生教育講師謝金(局)</p> <p style="text-align: right;">(8,100) 94人 @7,300 686(761)</p> <p>3 職員技術研修講師謝金(局)</p> <p style="text-align: right;">(8,100) 94人 @7,300 686(761)</p> <p>4 安全優良労働者顕彰者決定審査委員会出席謝金(本省)</p> <p style="text-align: right;">(8,100) 6人 @7,300 44(49) [8人×0.8(出席率)×年1回]</p> <p>5 安全衛生専門委員謝金(局 1,034人 @5,410) 5,594(5,594)</p> <p>計 7,353(7,546)</p>
06081- 959-07-2010	褒 賞 品 費	1,446	1,446		0	<p>1 全国安全衛生週間表彰関係費(本省)</p> <p>(1) 全国安全衛生週間表彰関係副賞(大臣表彰、労働局長表彰)</p> <p style="text-align: right;">574件 @2,400 1.05 1,446(1,446)</p>
06081- 122-08-2010	職 員 旅 費	10,309	10,309		0	<p>1 中小企業特別安全衛生指導旅費(局署)</p> <p style="text-align: right;">372人 @3,430 1,276(1,276) [(47局+325署)×1回 県内旅費]</p> <p>2 災害防止計画普及促進指導旅費 1,194(1,194)</p> <p>(1) 本省 4人 @38,300 153(153) [2人×2回 東京-都道府県平均 3~6級 1泊2日]</p> <p>(2) 労働局 141人 @7,385 1,041(1,041) [47局×63人 局-署平均 3~6級]</p> <p>3 安全衛生教育実施旅費 1,353(1,353)</p> <p>(1) 本省 2人 @38,300 77(77) [1人×2回 東京-都道府県平均 3~6級 1泊2日]</p> <p>(2) 局署 372人 @3,430 1,276(1,276) [47局×1回+325署×1回 県内旅費]</p> <p>4 職員技術研修出席旅費(署)</p> <p style="text-align: right;">325人 @7,385 0.5(要旅費率) 1,200(1,200) [325署×1人 局-署平均 3~6級]</p>

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							5 全国安全衛生主務課長会議出席旅費(局) 92人 @38,300 〔(47局-1局)(東京)×2人 東京-都道府県平均 3-6級 1泊2日〕 3,524(3,524)
							6 安全衛生関係大会等参加旅費(局) 46人 @38,300 1,762(1,762)
							計 10,309(10,309)
06081- 122-08-6010	委員等旅費	3,169	3,169			0	1 中小企業特別安全衛生指導講師旅費(局) 5人 @5,329 27(27)
							2 安全衛生教育講師旅費(局) 9人 @5,329 48(48)
							3 職員技術研修講師旅費(局) 9人 @5,329 48(48)
							4 安全優良職長労働者審査委員会出席旅費(本省) 1人 @39,500 40(40)
							5 安全衛生専門委員旅費(局) 564人 @5,329 3,006(3,006)
							計 3,169(3,169)
06081- 123-09-1010	庁費	96,192	94,600			1,592	1 備品費 (1)安全衛生啓発指導等経費 ア 災害防止計画等普及資料購入費(本省) (ア)安全衛生関係法令集 1,250部 @4,900 1.05 6,431(6,431) (イ)安全衛生年鑑 75部 @2,940 1.05 232(232) (ウ)安衛法便覧 1,250部 @6,510 1.05 8,544(8,544) (エ)安全の指標 1,270部 @392 1.05 523(523) (オ)労働衛生のしおり 1,270部 @392 1.05 523(523) (2)災害防止指導用計測器等整備費 ア 災害防止指導用計測器購入費(局署) (ア)機器購入費(監督課) 325局署 @27,000 1.05 9,214(9,214) (イ)機器購入費(安全衛生部) 372局署 @49,300 1.05 19,257(19,257)
							2 消耗品費 (1)安全衛生啓発指導等経費 ア 全国安全衛生週間消耗品費(本省)

要求 番号	事 項	前 予 年 算 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考		
							(ア)表彰状丸筒 1,980本 @410 1.05	852(852)
							3 被服費		
							(1)災害防止用被服(局)	22,405(29,610)
							ア 技官用(安衛部) 47局 (200,000) @54,000 1.05	2,665(9,870)
							イ 監督官用(監督課) 47局 @400,000 1.05	19,740(19,740)
							4 印刷製本費		
							(1)安全衛生啓発指導等経費	17,988(13,263)
							ア 中小企業特別安全衛生指導用資料等印刷費(局)		
							47局 @23,000 1.05	1,135(1,135)
							イ 災害防止計画等普及資料印刷費(局)		
							47局 @90,000 1.05	4,442(4,442)
							ウ 全国安全衛生週間用印刷費(本省)	1,193(1,193)
							(ア)普及用資料 3,790部 @189.1 1.05	753(753)
							(イ)表彰状 1,980部 @211.6 1.05	440(440)
							エ 職員技術研修等資料印刷費(本省)		
							(ア)安全衛生業務必携等 4,700部 @392.3 1.05	1,936(1,936)
							オ 定期自主検査関係印刷(本省)	4,557(4,557)
							(ア)定期自主検査基準指導用資料		
							47局 @65,850 1.05	3,250(3,250)
							(イ)定期自主検査機関指導用参考資料		
							350部 @3,200 1.05	1,176(1,176)
							(ウ)安全衛生労使専門家会議		
							568部 @219 1.05	131(131)
							安全衛生専門委員任命費(任命辞令)		
							カ 第12次労働災害防止計画に係る周知用パンフレット(本省)		
							250,000部 @18 1.05	4,725(0)
							5 通信運搬費		
							(1)安全衛生啓発指導等経費	1,833(945)
							ア 安全衛生週間等通信費(局)		
							47局 @20,100	945(945)
							イ 第12次労働災害防止計画に係る周知用パンフレット発送費(本省)		
							322箱 @2,626 1.05	888(0)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						<p>(2) 国際機関等においては、各国の規制担当者等が参集し、化学物質の国際基準等について協議検討が行われているところであり、我が国においても今後の労働安全衛生施策の検討を進め、国内の化学物質に係る健康障害予防対策を推進させ、労働者の健康障害の防止に資する。 ○ OECD化学品専門家会合への対応</p> <p>(3) 定期的に中国側関係当局と協議・意見交換を行う場を設け、我が国で使用等が禁止されている有害物質が含有されている製品の中国からの流入問題等、我が国の安全衛生に悪影響を及ぼす事案等のほか、両国間で相互に影響を及ぼす安全衛生に係る問題について、規制や制度改善を含む中長期的な視点から意見交換を行う。また、日中安全衛生政策対話の実施に併せて、専門家も交えて安全衛生をテーマとするシンポジウムを開催する。 ○ 中国安全衛生当局との政策対話の実施 ○ 日中安全衛生シンポジウムの開催</p>
	06081- 122-08-2010 職 員 旅 費	3,280	3,280		0	<p>1 A S E A N - O S H N E T 理事会出席 506(506)</p> <p>(本省)(6級相当) 1人 @252,900 253(253)</p> <p>(本省)(6級相当) 1人 @252,900 253(253)</p> <p>2 労働安全衛生関連国際会議等出席</p> <p>(本省)(8級相当) 1人 @559,300 559(559)</p> <p>3 中国安全衛生当局との政策対話の実施 1,611(1,611)</p> <p>(本省)(指定職) 1人 @276,900 277(277)</p> <p>(本省)(8級相当) 4人 @268,500 1,074(1,074)</p> <p>(本省)(6級相当) 1人 @260,000 260(260)</p> <p>4 O E C D 化学品専門家会合出席旅費(本省)</p> <p>1人 @603,560 604(604)</p> <p>計 3,280(3,280)</p>
	06081- 123-09-1010 庁 費	1,644	1,644		0	<p>雑役務費</p> <p>1 O E C D 化学品専門家会合報告書等翻訳費(本省)</p> <p>600枚 @2,610 1.05 1,644(1,644)</p>
	06081- 125-14-7527 労働災害防止対策事業委託費	4,791	4,708		83	<p>1 日中安全衛生シンポジウムの開催 4,708(4,791)</p> <p>(説明資料 頁)</p>
050	職場における健康確保対策の推進に必要な経費	8,455,819	8,476,425		20,606	<p>19年度 20年度 21年度 22年度 23年度</p> <p>予 算 額 7,700,924 (7,758,124) (8,550,960) (7,548,819) (9,012,334)</p> <p>(7,758,124 8,550,960 7,548,819 7,321,534</p> <p>(要求要旨)</p> <p>有害業務等の労働環境を改善することにより職業性疾病を予防するため、適正な作業環境測定の方法や評価方法を確立するための検討を行うほか、労働衛生専門官による専門技術指導、労働衛生指導医による指導等の実施、新規化学物質の有害性調査機関の優良試験所基準への適合状況について査察の実施、職場における受動喫煙防止対策等を行う。</p> <p>また、石綿障害防止総合相談員等を設置し、石綿による健康障害予防対策の推進を図る。</p>
005	職業病予防対策の推進等	604,270	669,657		65,387	
05	職業病予防対策の推進	6,299	6,217		82	(要求要旨)

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							技術革新の進展に伴う新材料等の採用による新しい職業病の発生等に対処するための総合的な委員会を開催し、適正な職業病予防対策の推進を図る。 (1) 専門家会議の開催等 職業性疾病予防対策専門家会議の開催 分科会の開催(6部会:職業がん部会、健康診断部会、振動対策部会、騒音対策部会、有害性調査部会、年少者部会) (2) 原子力発電所被ばく管理対策 高被ばく線量を計画する補修工事等に対する被ばく管理計画の事前審査の実施及び原子力発電所下請事業場等に対する説明会の実施。 事前審査指針及び監督指導マニュアルの作成 被ばく管理業務担当職員に対する原子炉研修の受講 原子力発電所下請事業場に対する説明会の実施 (3) 職業病予防指針の作成 (4) 職場における腰痛予防対策指針見直し検討会 (5) 熱中症防止対策のあり方検討会
06081-	129-06-0110 諸 謝 金		834	752		82	(1) 職業性疾病予防対策専門家会議・5部会出席謝金(本省) 50人 (8,100) @7,300 365(405) (2) 職場における腰痛予防対策指針見直し検討会 8人 3回 (8,100) @7,300 175(194) (3) 熱中症防止対策のあり方検討会 8人 3回 (8,100) @7,300 175(194) (4) 出席謝金(年少者部会)(監督課) 5人 (8,100) @7,300 37(41) 計 752(834)
06081-	122-08-2010 職 員 旅 費		508	508		0	1 原子炉研修出席旅費(局) 4人 @110,940 444(444) 2 原子力発電所等指導旅費(局) 12局 @5,329 64(64) 計 508(508)
06081-	122-08-6010 委 員 等 旅 費		752	752		0	(1) 職業性疾病予防対策専門家会議・5部会出席旅費 12人 @39,500 474(474) (2) 職場における腰痛予防対策指針見直し検討会出席旅費 3人 @39,500 119(119) (3) 熱中症防止対策のあり方検討会出席旅費 3人 @39,500 119(119) (4) 出席旅費(年少者部会)(監督課) 1人 @39,500 40(40) 計 752(752)
06081-	123-09-1010 庁 費		4,205	4,205		0	1 備品費 (1) 原子力安全白書(本省) 3部 @2,900 1.05 9(9)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考		
							(2)原子力白書(本省) 3部 @3,200 1.05	10(10)
							(3)熱中症防止対策のあり方検討会に係る書籍購入費 3冊 @2,500 1.05	8(8)
							2 印刷製本費	3,040(3,040)
							(1)職業性疾病専門家会議資料(本省)	29(29)
							ア 職業性疾病等予防対策専門家会議・5部会会議資料 6回 @3,500 1.05	22(22)
							イ 年少者部会資料(監督課) 6部 @1,085 1.05	7(7)
							(2)職業性疾病専門家会議結果報告書(本省)	768(768)
							ア 職業性疾病等予防対策専門家会議・5部会会議資料 6回 @100,000 1.05	630(630)
							イ 年少者部会結果報告書(監督課) 53部 @2,472 1.05	138(138)
							(3)原子力審査指針(本省) 290部 @4,628 1.05	1,409(1,409)
							(4)原子力監督指導マニュアル(本省) 290部 @1,486 1.05	452(452)
							(5)職業病予防指針(本省) 1,200部 @270 1.05	340(340)
							(6)職場における腰痛予防対策指針見直し検討会資料 3回 @6,800 1.05	21(21)
							(7)熱中症防止対策のあり方検討会資料 3回 @6,800 1.05	21(21)
							3 通信運搬費	260(260)
							(1)職業がん等分科会 47局 5箱 @1,060	249(249)
							(2)年少者部会(監督課) 47局 1箱 @140	7(7)
							(3)職場における腰痛予防対策指針見直し検討会開催通知 8人 3回 @80	2(2)
							(4)熱中症防止対策のあり方検討会開催通知 8人 3回 @80	2(2)
							4 会議費	22(22)
							(1)職業性疾病等予防対策専門家会議(5部会) 62人 @150 1.05	10(10)
							(2)年少者部会(監督課) 6人 @150 1.05	1(1)

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							(3) 職場における腰痛予防対策指針見直し検討会賄費 10人 4回 @150 1.05 6(6)
							(4) 熱中症防止対策のあり方検討会賄費 10人 3回 @150 1.05 5(5)
							5 雑役務費 (1) 原子炉研修受講料(局) 4人 @203,700 1.05 856(856)
							計 4,205(4,205)
10	東電福島第一原発の緊急 作業従事者に対する健康 管理対策	597,971		506,663		91,308	(要求要旨) 東電福島第一原発の作業届について、緊急作業従事者に係る被ばく防護措置等の内容が適切であるか確認し、立ち入り調査等適切な指導を実施する。 また、緊急作業に従事した者について、作業内容、被ばく線量等に関するデータベースの運用を実施する。
	06081- 122-08-2010 職 員 旅 費	7,154		7,154		0	1 調査指導旅費 3,573(3,573) (1) 本省 2人 52回 @29,730 3,092(3,092) (2) 福島局 3人 100回 @1,602 481(481)
							2 指導応援旅費 1人 4週 12月 @74,610 3,581(3,581)
							計 7,154(7,154)
	06081- 122-08-7360 社会復帰促進等 旅費	889		510		379	健康診断等受診旅費 (758) 435人 0.22〔旅費支給率〕 @5,329 510(889)
	06081- 123-09-1010 庁 費	33,248		29,173		4,075	1 備品費 17,096(17,306) (1) 前年度限りの経費(事務所備品) 0(210) (2) 放射線防護服 4人 101回 @39,800 1.05 16,883(16,883) [2人×52回+3人×100回] (3) フィルムバッチ 5人 @40,580 1.05 213(213)
							2 消耗品費 (1) 事務所消耗品 12月 @10,000 1.05 126(126)
							3 印刷製本費 561(2,621) (1) 連絡票(作業届本省送付用) 1,000枚 @6.72 1.05 7(7) (2) 手帳(新規) 100部 @690 1.05 72(1,304) (3) 手帳申請書 100部 @85.80 1.05 9(20) (4) リーフレット 31,000部 @14.54 1.05 473(1,290)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考		
							4 通信運搬費	1,876(3,667)
							(1) 東電福島第一原発作業員健康対策室福島支部から本省等への通信運搬費用	560(560)
							ア 電話料	3,000回 @160	480(480)
							イ 郵便料	1,000回 @80	80(80)
							(2) 手帳・リーフレット送付等経費		
							1,000回 @80	1,316(3,107)
							ア 手帳(新規)	100部 @540	54(972)
							イ 手帳申請書	100部 @80	8(144)
							ウ 手帳(追記)	435部 @540	235(972)
							エ リーフレット		219(219)
							(ア)	47箱 @2,626	123(123)
							(イ)	800枚 @120	96(96)
							オ 電話料	5,000回 @160	800(800)
							5 電気料		
							事務所費用	294(298)
							6 上水道		
							事務所費用	24(27)
							7 下水道		
							事務所費用	15(18)
							8 ガス料		
							事務所費用	45(49)
							9 借料及び損料		
							(1) コピー機借料等	12月 @43,000 1.05	542(542)
							10 賃金		7,236(7,236)
							(1) 本省	4人 15日 12月 @6,700	4,824(4,824)
							(2) 福島局	2人 15日 12月 @6,700	2,412(2,412)
							11 保険料		
							(1) 労働保険料	@7,236,000 13.5/1000	98(98)
							12 雑役務費		

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
06081-123-09-1040	情報処理業務庁費	153,677	224,792	71,115	(1) コピー機等保守料 12月 @100,000 1.05 1,260(1,260) 計 29,173(33,248) 1 前年度限りの経費(備品費) 0(1,050) 2 消耗品費 630(1,763) (1) データベース運用 12月 @50,000 1.05 630(630) (2) 前年度限りの経費(D B登録証) 0(1,133) 3 印刷製本費 (1) D B登録証 1,000部 @20.72 1.05 22(0) 4 通信運搬費 1,100(48,012) (1) 被ばく線量等データ入力関係経費 ア 郵便料 52回 @540 28(28) (2) データベース登録証、受診勧奨通知経費 1,072(47,984) ア D B登録通知 1,000枚 @80 80(4,160) イ D B登録証 1,000枚 @840 840(43,680) ウ 受診勧奨通知 1,900枚 @80 152(144) 5 雑役務費 223,040(91,827) ア 東電福島第一原発作業員の長期的健康管理システム運用経費 63,000(68,363) (ア) インフラ運用・保守料 12月 @3,000,000 1.05 37,800(0) (イ) アプリケーション保守料 12月 @1,000,000 1.05 12,600(0) (ウ) 工程管理費 12月 @1,000,000 1.05 12,600(6,496) (エ) 前年度限りの経費 0(61,867) ハードウェア使用料等 0(25,200) ソフトウェア保守料等 0(2,520) システムネットワーク経費 0(32,746) システムバックアップ経費 0(1,401) イ データ入力等経費 76,040(23,464) (ア) データ入力 74,400(20,800) 検診結果 20,000件 月2回 @1,500 60,000(0) 被ばく線量 2,000件 12月 @600 14,400(0) 前年度限りの経費(データ登録) 0(20,800)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(イ)通信調査費 20,000回 @160 0.2 640(1,664)
						(ウ)被ばく線量等報告書発想費 52回 @540 28(28)
						(エ)手帳発送費 1,800部 @540 972(972)
						ウ 東電福島第一原発作業員の長期的健康管理システム改修経費 @80,000,000 1.05 84,000(0)
						6 前年度限りの経費(借料及び損料) 0(11,025)
						計 224,792(153,677)
	06081- 123-09-5010 土地建物借料	4,644	4,644		0	1 東電福島第一原発作業員健康対策室福島支部事務所 12月 @368,600 1.05 4,644(4,644)
	06081- 125-14-7527 労働災害防止対策事業委託費	398,359	240,390		157,969	緊急作業に従事した者について、心身の健康に不安を感じる労働者の健康相談及び保健指導を実施する。 また、一定の被ばく線量を越えた者で、離職者及び現在放射線業務に従事しておらず、中小企業者に雇用される者に対する健康診断等を実施する。 (説明資料 頁)
15	原発事故からの復旧・復興事業等の従事者の適正な放射線管理実施の指導	0	156,777		156,777	(要求要旨) 復旧・復興の進展に伴い、廃棄物処分施設の建設等、新たな放射線防護措置が必要な業務の増加が見込まれることから、専門の検討会を設置して関係法令や行政指針の見直しを行う。 また、避難区域において一定の線量下で除染や復旧作業を実施する中小零細事業者の連合体等に対して線量管理指導員を派遣し、適切な放射線管理の実施を指導する。
	06081- 129-06-0110 諸謝金	0	234		234	1 除染電離則・ガイドライン等改正に伴う検討会 8人 4回 @7,300 234(0)
	06081- 122-08-6010 委員等旅費	0	790		790	2 除染電離則・ガイドライン等改正に伴う検討会 5人 4回 @39,500 790(0)
	06081- 123-09-1010 庁費	0	37		37	1 備品費 (1)除染電離則・ガイドライン等改正に伴う検討会に係る書籍購入 3冊 @2,500 1.05 8(0)
						2 印刷製本費 (1)除染電離則・ガイドライン等改正に伴う検討会資料 3回 @6,800 1.05 21(0)
						3 通信運搬費 (1)除染電離則・ガイドライン等改正に伴う検討会開催通知 8人 4回 @80 1.05 3(0)
						4 会議費 (1)除染電離則・ガイドライン等改正に伴う検討会賄費 8人 4回 @150 1.05 5(0)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						計 37(0)
	06081- 125-14-7527 労働災害防止対策事業委託費	0	155,716		155,716	避難区域において、一点の線量下で除染や復旧作業を実施する中小零細事業者の連合体等に対して線量管理指導員を派遣し、適切な線量管理等の実施を指導する。 (説明資料 頁)
	010 じん肺等対策事業	1,428,809	1,394,210		34,599	
	05 じん肺予防対策費					(要求要旨) 離職するじん肺有所見者のためのガイドブック等を作成し、じん肺予防の普及・啓発を図る。 離職するじん肺有所見者に対する資料作成経費
	06081- 123-09-1010 庁 費	1,854	1,497		357	印刷製本費 (1) じん肺予防対策に関する指導用資料(本省) (50,000) (34.64) 40,000部 @34.81 1.05 1,462(1,819) 通信運搬費 (1) じん肺予防対策に関する指導用資料 47局 1種 @740 35(35)
	10 じん肺診断技術等研修事業					計 1,497(1,854)
	06081- 125-14-7527 労働災害防止対策事業委託費	6,281	4,264		2,017	(要求要旨) 職業病予防対策については、現在さまざまな取り組みを行っているところであるが、特に、じん肺の防止については、昭和35年のじん肺法の施行、労働安全衛生法等に基づく粉じん作業の形態に応じた粉じん飛散を防止する措置等の義務付け、離職者に対する健康管理の実施など、多くの行政努力が傾注され、じん肺の新規有所見者数は大幅に減少してきたところである。 しかしながら、近年のじん肺有所見者等の発生状況を見ると、依然として、じん肺は職業性疾病の約7%を占めており、対策の充実、強化等が必要である。 このため、じん肺診断技術等に関する研修会及びじん肺有所見者に対する教育指針の普及定着のための講習会を開催する。 1 じん肺診断技術等研修事業 896(894) 2 じん肺有所見者に対する教育指針の普及定着事業 3,368(3,368) 3 前年度限りの経費(じん肺症例に関する調査費用) 0(2,019) (説明資料 頁)
	20 特定有害業務従事者の離職者特殊健康診断の実施	1,198,888	1,192,688		6,200	(要求要旨) 石綿業務等有害な業務に従事し、離職した労働者に対して健康管理手帳を交付し、健康管理の徹底を期するとともに指定特殊健康診断機関において特殊健康診断を受診した場合は、その費用を負担することにより離職労働者等の特殊健康診断の実施促進を図る。 手帳の作成・交付 手帳所持者に対する健康診断の実施 ・既存業務手帳所持者数 ベンジジン 1,357(1,397) 年2回 - ナフチルアミン 910(921) 年2回 じん肺 25,741(25,252) 年1回 (うち管理3) 13,969(13,932) 年1回 クロム酸 740(734) 年2回 砒素 41(42) 年2回 コールタール 5,118(5,123) 年2回 ビス(クロロメチル)エーテル 92(92) 年2回 ペリリウム 2(2) 年2回

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						ベンゾトリクロリド 17 (17) 年2回 塩化ビニル 1,927 (1,908) 年2回 石綿 31,329 (31,146) 年2回 ジアニシジン 168 (151) 年2回 船員 929 (987) 年2回 (うちじん肺) 3 (4) 年1回 (うち石綿) 926 (983) 年2回
06081- 122-08-7360	社会復帰促進等 旅費	38,063	44,046		5,983	1 受診旅費(局) 44,046(38,063) (1) じん肺 (23,068) (0.23) 23,963人 0.25 (旅費支給率) @1,602 9,597(8,500) (2) 石綿 (64,220) (0.22) 64,597人 0.25 (旅費支給率) @1,602 25,871(22,634) (3) その他 (19,394) (0.2) 19,736人 0.25 (旅費支給率) @1,602 7,904(6,214) (4) 船員 674(715) ア じん肺 (4) (0.23) 3人 0.25 (旅費支給率) @1,602 1(1) イ 石綿 (2,026) (0.22) 1,680人 0.25 (旅費支給率) @1,602 673(714)
06081- 123-09-1010	庁 費	17,258	17,029		229	1 印刷製本費 (1) 離職者の健康診断経費(本省) 1,933(1,946) ア 健康管理手帳 1,331部 @690 1.05 964(964) イ 離職者カード 1,331部 @20.72 1.05 29(29) ウ 特殊健康診断受診通知 (112,589) 110,998部 @4.84 1.05 564(572) 書 工 特殊健康診断結果報告書 (112,589) 110,998部 @4.84 1 0.7 (受診率) 376(381) 2 通信運搬費 (1) 離職者の特殊健康診断経費(局) 15,096(15,312) ア 特殊健診受診通知 (112,589) 110,998部 @80 8,880(9,007) イ 特殊健診結果報告 (112,589) 110,998部 @80 0.7 (受診率) 6,216(6,305) 計 17,029(17,258)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	06081- 125-14-7527 労働災害防止対策事業委託費	1,143,567	1,131,613		11,954	(説明資料 頁)
25	特殊健康診断に関する検診項目の評価・検討	2,222	2,194		28	(要求要旨) 海外等で発がん性が指摘されている化学物質については、当該化学物質のリスクの評価を行っているが、リスク評価の結果、健康管理対策として健康診断の実施が必要とされたものについて、特殊健康診断の項目等の検討を行う。 また、現在規定されている特殊健康診断について、健康診断項目の見直しが必要なものについて検討を行い、見直した健康診断項目について省令改正等を行った後、制度の徹底を行う。
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金	211	190		21	1 特殊健康診断に関する健診項目の検討会謝金 (8,100) 26人 @7,300 190(211)
	06081- 122-08-6010 委員等旅費	79	79		0	1 特殊健康診断に関する健診項目の検討会出席旅費 2人 @39,500 79(79)
	06081- 123-09-1010 庁 費	716	719		3	1 印刷製本費 656(653) (1) 特殊健康診断に関する健診項目の検討会資料 4回 @6,800 1.05 29(29) (2) 特殊健康診断に関する健診項目に係る説明用資料 100,000部 (5.94) @5.97 1.05 627(624)
						2 通信運搬費 57(57) (1) 特殊健康診断に関する健診項目の検討会開催通知 8人 4回 @80 3(3) (2) 特殊健康診断に関する健診項目に係る説明用資料 47局 @1,140 54(54)
						3 会議費 (1) 特殊健康診断に関する検診項目の検討会賄費 10人 4回 @150 1.05 6(6)
						計 719(716)
	06081- 125-14-7527 労働災害防止対策事業委託費	1,216	1,206		10	特殊健康診断に関する検診項目の評価・検討 (説明資料 頁)
35	呼吸用保護具の性能の確保のための買取り試験の実施					
	06081- 125-14-7527 労働災害防止対策事業委託費	21,894	23,783		1,889	(要求要旨) 市場に流通している国家検定に合格した防じんマスク及び防毒マスクの買取り試験を実施し、呼吸用保護具の性能の確保を図る。平成24年度までは、防じんマスク及び防毒マスクについて買取試験の対象としていたが、現在国会に提出中の改正労働安全衛生法案が成立した場合には、新たに電動ファン付き呼吸用保護具も型式検定の対象となり市場に流通するため、平成25年度においては、電動ファン付き呼吸用保護具を含む3種類について、買取試験の対象とする。 (説明資料 頁)
40	石綿による健康障害防止対策の推進	167,873	142,325		25,548	(要求要旨) 石綿含有建材が使用された建築物の解体工事は、今後も増加を続け、そのピークは平成50年頃となることを見込まれており、解体作業等に従事する労働者や近隣住民の石綿ばく露を防止することは、極めて重要な課題となっている。厚生労働省においては、平成17年に石綿障害予防規則(以下「石綿則」という)を制定し、その後も同規則を改正し、労働者の石綿ばく露防止対策の充実を図っているところである

要求番号	事項	前年度 予算額	25年度 概算要求額		対前年度 比較増減	備考
						<p>。しかし、石綿が漏洩する事案が散見されている状況にあることから、平成24年5月に「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」(以下「技術指針」という)を公示し、石綿則に基づく事前調査及び隔離の措置に係る技術事項について規定したところである。</p> <p>さらに、今般の東日本大震災の被災地においては、復旧復興工事に係るがれき処理作業や建築物等の解体作業等に係る石綿粉じんによるばく露が懸念されている。</p> <p>このため、次のとおり、石綿則に基づく指導を行うとともに、作業現場における石綿気中濃度測定を行い、その結果を踏まえて適切な対策を講じていく必要がある。</p> <p>周知用資料作成 ○集団指導の開催、解体現場における実地指導 復旧工事におけるアスベスト濃度測定 アスベスト濃度測定結果検討会、石綿障害予防規則の改正等にかかる検討会の開催</p>
06081-129-06-0110	諸謝金	3,208	2,840		368	<p>1 石綿による健康障害予防対策の推進事業 2,840(3,208)</p> <p>(1) 建築物の解体作業等における対策に係る集団指導(局)</p> <p>(8,100) 325人 @7,300 2,373(2,633)</p> <p>(2) 前年度限りの経費(石綿作業従事労働者の健康管理に係る集団指導(局)) 0(381)</p> <p>(3) アスベスト濃度測定結果検討会</p> <p>(8,100) 8人 3回 @7,300 175(194)</p> <p>(4) 石綿障害予防規則の改正等に関する検討会</p> <p>10人 4回 @7,300 292(0)</p>
06081-122-08-2010	職員旅費	17,047	13,017		4,030	<p>1 石綿による健康障害予防対策の推進事業 13,017(17,047)</p> <p>(1) 建築物の解体作業等における対策に係る集団指導(局)</p> <p>325人 @1,602 521(521)</p> <p>(2) 前年度限りの経費(石綿作業従事労働者の健康管理に係る集団指導(局)) 0(161)</p> <p>(3) 建築物の解体現場実地指導 12,496(16,365)</p> <p>ア 前年度限りの経費(局) 0(3,869)</p> <p>イ (署) 325署 2回 12月 @1,602 12,496(12,496)</p>
06081-122-08-6010	委員等旅費	1,513	1,826		313	<p>1 石綿による健康障害予防対策の推進事業 1,826(1,513)</p> <p>(1) 建築物の解体作業等における対策に係る集団指導(局)</p> <p>325人 @3,430 1,115(1,115)</p> <p>(2) 前年度限りの経費(石綿作業従事労働者の健康管理に係る集団指導(局)) 0(161)</p> <p>(3) アスベスト濃度測定結果検討会</p> <p>2人 3回 @39,500 237(237)</p> <p>(4) 石綿障害予防規則の改正等に関する検討会</p> <p>4人 3回 @39,500 474(0)</p>
06081-123-09-1010	庁費	130,426	80,868		49,558	<p>1 備品費</p> <p>(1) 全面型電動ファン付き呼吸用保護具</p> <p>124局署 @50,000 1.05 6,510(19,530)</p>

要求 番号	事 項	前 予 算	年 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考			
							2 消耗品費	12,257(19,817)	
							(1) アスベスト保護衣 12,828回 @910 1.05	12,257(12,257)	
							(2) 前年度限りの経費(電動ファン付き呼吸用保護具フィルター)	0(7,560)	
							3 印刷製本費	3,101(4,711)	
							(1) 石綿による健康障害予防対策の推進事業(本省)	3,074(4,632)	
							ア 改正石綿障害予防規則に基づく周知用資料作成			
							(85,300) (34.64) 42,050部 @34.81 1.05	1,537(3,103)	
							イ 石綿作業従事労働者の健康管理の充実のための指導用資料			
							42,050部 (34.64) @34.81 1.05	1,537(1,529)	
							(2) アスベスト濃度測定結果検討会	11(79)	
							ア 検討会資料 10部 3回 @130 1.05	4(4)	
							イ 検討会報告書 (100) 10部 @714 1.05	7(75)	
							(3) 復興工事におけるアスベスト濃度測定			
							ア 報告書作成費 5部 @714 1.05	4(0)	
							(4) 石綿障害予防規則の改正等に関する検討会	12(0)	
							ア 検討会資料 10部 4回 @130 1.05	5(0)	
							イ 検討会報告書 10部 @714 1.05	7(0)	
							4 通信運搬費			
							(1) 石綿による健康障害予防対策の推進事業(本省)	596(596)	
							ア 改正石綿障害予防規則に基づく周知用資料発送	298(298)	
							(局)	47局 @1,220	57(57)
							(署)	325署 @740	241(241)
							イ 石綿作業従事労働者の健康管理の充実のための指導用資料 発送費	298(298)	
							(局)	47局 @1,220	57(57)
							(署)	325署 @740	241(241)
							5 借料及び損料	15,456(17,976)	
							(1) 石綿による健康障害予防対策の推進事業	15,015(17,976)	

要求 番号	事 項	前 予 年 算 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						ア 建築物の解体作業等における対策に係る指導会場借料(署)
						325署 @44,000 1.05 15,015(15,015)
						イ 前年度限りの経費(石綿作業従事労働者の健康管理に係る 集団指導会場借料(局)) 0(2,961)
						(2) アスベスト濃度測定結果検討会
						3回 @60,000 1.05 189(0)
						(3) 石綿障害予防規則の改正等に関する検討会
						4回 @60,000 1.05 252(0)
						6 会議費 10(4)
						(1) アスベスト濃度測定結果検討会
						8人 3回 @150 1.05 4(4)
						(2) 石綿障害予防規則の改正等に関する検討会
						10人 4回 @150 1.05 6(0)
						7 雑役務費 42,938(67,792)
						(1) 石綿廃棄物処理費 372回 @35,000 1.05 13,671(13,671)
						(2) アスベスト濃度測定結果検討会
						ア 速記料 2時間 3回 @24,000 1.05 151(151)
						(3) 石綿障害予防規則の改正等に関する検討会
						ア 速記料 2時間 4回 @24,000 1.05 202(0)
						(4) 復旧工事におけるアスベスト濃度測定及び呼吸用保護具の貸付 28,914(53,970)
						ア アスベスト濃度測定 28,914(41,370)
						建築物 解体現場 1(1) 0 0 0(1)
						青森県 1(1) 0 0 0(1)
						岩手県 2(3) 5(27) 6 2(4)
						宮城県 18(35) 10(42) 8 5(10)
						福島県 12(26) 5(9) 0 1(2)
						茨城県 12(24) 0 0 0
						栃木県 3(7) 0 0 0
						千葉県 2(5) 0 0 0
						受入自治体 0 0 8 0
						計 50(101) 20(78) 22 8(17) 100現場(196現場)
						定点測定(1現場につき1箇所)
						100箇所 @143,070 1.05 15,022(41,370)
						個人サンプラーによる測定(1現場につき3人)
						300人 @44,100 1.05 13,892(0)
						イ 前年度限りの経費(電動ファン付き呼吸用保護具整備) 0(12,600)
						計 80,868(130,426)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
06081- 125-14-7527	労働災害防止対策事業委託費	15,679	43,774		28,095	石綿による健康障害防止対策の推進(拡充) (要求要旨) 平成24年度に策定した指針において、事前調査及び隔離の措置等の留意事項等を示したところであり、本指針に基づき解体予定現場における石綿の有無の把握及び石綿分析等が適切に実施される必要がある。 1 事前調査を行う中小規模事業者の能力向上支援事業 23,037(0) 2 適切な石綿分析の実施支援事業 20,737(0) 3 最新の知見を踏まえた分析方法の検討及び対策徹底のための周知 0(15,679) (説明資料 頁)
55	第7次粉じん障害防止総合対策費	7,381	7,080		301	(要求要旨) トンネル建設工事で粉じん作業に従事したじん肺り患者が国を相手に全国で損害賠償訴訟を起こしていたが、平成19年6月18日には全国で争われていたトンネルじん肺訴訟の和解に関する合意書を締結し、その内容にトンネル建設工事におけるじん肺対策を強化するための措置を講ずることを検討することと盛り込まれたところである。このため、粉じん対策について検討を行い、トンネル工事等における粉じん対策の充実を図るべくより効果的な粉じん対策の推進を図るため策定した第7次粉じん障害防止総合対策徹底のため、総合対策の指導及び普及を行う。 事業場に対する集団指導等実施経費 関係団体との連絡協議会の開催
06081- 129-06-0110	諸 謝 金	3,046	2,745		301	1 粉じんに関する関係団体との連絡協議会謝金(局) (8,100) 376人 @7,300 2,745(3,046)
06081- 122-08-2010	職 員 旅 費	1,021	1,021		0	1 事業場に対する粉じん集団指導旅費 771(771) (局) 47人 @5,329 250(250) (署) 325人 @1,602 521(521) 2 粉じんに関する関係団体との連絡協議会旅費(局) 47人 @5,329 250(250) 計 1,021(1,021)
06081- 122-08-6010	委 員 等 旅 費	130	130		0	1 粉じんに関する関係団体との連絡協議会旅費(局) 38人 @3,430 130(130)
06081- 123-09-1010	庁 費	3,184	3,184		0	1 借料及び損料 (1) 事業場に対する粉じん集団指導会場借料 3,125(3,125) (局) 47局 @8,000 1.05 395(395) (署) 325署 @8,000 1.05 2,730(2,730) 2 会議費 (1) 粉じんに関する関係団体との連絡協議会賄費 376人 @150 1.05 59(59) 計 3,184(3,184)
64	屋外アーク溶接作業時に係る粉じんばく露防止対策の周知	1,291	1,170		121	

要求番号	事 項	前 年 度 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(要求要旨) 屋外アーク溶接作業等に係る粉じんばく露防止対策について集団指導等を行い、周知徹底を図っていくための経費である。
	06081- 122-08-2010 職 員 旅 費	75	75		0	1 屋外アーク溶接作業等に係る粉じんばく露防止対策集団指導費 47回 @1,602 75(75)
	06081- 123-09-1010 庁 費	1,216	1,095		121	1 印刷製本費 (1)屋外アーク溶接作業等に係る粉じんばく露防止対策周知用資料印刷費 (120,000) (5.94) 100,000冊 @5.97 1.05 627(748) 2 通信運搬費 73(73) (1)屋外アーク溶接作業等に係る粉じんばく露防止対策周知用資料発送費 47局 @740 35(35) (2)屋外アーク溶接作業等に係る粉じんばく露防止対策集団指導周知発送費 470事業場 @80 38(38) 3 借料及び損料 (1)屋外アーク溶接作業等に係る粉じんばく露防止対策集団指導会場借料 47局 @8,000 1.05 395(395) 計 1,095(1,216)
66	作業環境管理等対策事業					
	06081- 125-14-7527 労働災害防止対策事業委託費	21,125	19,209		1,916	(要求要旨) 1 個人サンプラーを用いた測定の実証的検証 10,357(11,793) 特定の作業等に限定することなく、作業環境測定の代わりに個人サンプラーを用いた測定を実施することが可能か検証を行う。なお、個人サンプラーによる作業環境管理の実現については、トンネルじん肺訴訟の和解事項等においても検証等を行うこととされている。 2 新たな作業環境測定方法の実証的検証 8,852(9,332) 最近の測定機器の技術進展等に伴い、簡易な測定法であっても、一定の精度が確保されるものも開発されてきている。このため、作業環境測定基準(大臣告知)の見直しの検討のため、これらの機器の作業環境測定での有用性について検討する。 (説明資料 頁)
015	地域産業保健事業	2,125,083	2,315,143		190,060	(要求要旨) 産業医の選任義務のない小規模事業場については、これまで、地域産業保健センターにおける相談窓口の開設等による、産業保健サービスを提供してきたところであるが、脳・心臓疾患による労災認定件数も高い水準で推移しており、小規模事業場における産業保健サービスの実施は、ますます重要となってくる。 こうした状況をふまえ、財政基盤が十分でない小規模事業場に対し、各種健康診断等産業保健サービスの提供を実施する。
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金	2,487	2,314		173	1 地域産業保健センター連絡協議会等出席謝金(労働局) 2,314(2,487)

要求番号	事 項	前 年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(1) 産業保健活動推進全国会議出席謝金 (47) (8,100) 57人 @7,300 416(381)
						(2) 地域産業保健センター連絡協議会出席謝金 (8,100) 325人 @7,300 0.8 1,898(2,106)
	06081- 122-08-2010 職 員 旅 費	2,053	2,053		0	1 地域産業保健センター連絡協議会出席旅費(署) 278人 @7,385 2,053(2,053)
	06081- 122-08-6010 委 員 等 旅 費	1,689	1,983		294	1 地域産業保健センターの整備事業 (1) 産業保健活動推進全国会議出席旅費(局) (46) (32,850) 57局 @31,670 1,805(1,511)
						(2) 産業保健センター連絡協議会出席旅費 65人 @3,430 0.8 178(178)
	06081- 123-09-1010 庁 費	2,834	2,849		15	1 印刷製本費 (1) 地域産業保健センター整備事業関係印刷費 ア 地域産業保健センターに関する説明用資料(局) (34.64) 47局 1,500部 @34.81 1.05 2,577(2,564)
						2 通信運搬費 (1) 地域産業保健センター整備事業関係通信費 ア 地域産業保健センターに関する説明用資料(局) 47局 @2,626 123(123)
						3 借料及び損料 (1) 地域産業保健活動推進全国会議会場借料(本省) 1回 @44,000 1.05 46(46)
						4 会議費 (1) 地域産業保健センター連絡協議会等会議賄費(局) ア 産業保健活動推進全国会議賄費 (47) 57人 @150 1.05 9(7)
						イ 地域産業保健センター連絡協議会賄費 744人 @150 1.05 0.8 94(94)
						計 2,849(2,834)
	06081- 125-14-7527 労働災害防止対策事業委託費	2,116,020	2,305,944		189,924	地域産業保健事業 (説明資料 頁)
	021 外部専門機関の整備・育成等事業	18,702	14,717		3,985	(要求要旨) 労働者数1,000人未満の事業場においては、嘱託産業医の選任が可能であるが、本来の診療業務等、嘱託産業医の業務の状況を勘案すると、メンタルヘルス対策等の特定の課題に十分な対応が困難な場合があ

要求 番号	事 項	前 予 算	度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	06081- 123-09-1010 庁 費	2,089		1,352	737	<p>る。また、様々な専門分野の複数の産業医を選任した場合、それぞれの産業医が月1回以上の職場巡視が必要となるなど事業場の実情に沿わない場合もある。このため、複数の異なる専門分野の産業医の有資格者がチームとなった事業場外組織（外部専門機関）を整備・育成し、メンタルヘルス不調者への対応等、専門的知識を必要とする産業医の業務を効率的かつ適切に実施することを可能とし対応することが必要である。本事業では外部専門機関における産業保健活動に関する実施体制、実施状況等について調査を行うとともに、調査結果等を踏まえて、外部専門機関運営・活動指針を作成し、これを周知するための研修を実施する。</p> <p>1 印刷製本費 1,229(1,336)</p> <p>(1) 開催案内 47,000部 @4.32 1.05 213(213)</p> <p>(2) ポスター 5,000枚 @68.68 1.05 361(361)</p> <p>(3) 周知用資料 50,000部 @12.48 1.05 655(762) (14.51)</p> <p>2 通信運搬費</p> <p>(1) ポスター等 47箱 @2,626 123(123)</p> <p>3 前年度限りの経費（賃金） 0(630)</p> <p>計 1,352(2,089)</p>
	06081- 125-14-7527 労働災害防止対策事業委託費	16,613		13,365	3,248	<p>1 外部専門機関専任事業 13,365(16,613)</p> <p>(説明資料 頁)</p>
023	職場における受動喫煙対策事業	740,224		1,152,244	412,020	<p>(要求要旨)</p> <p>職場における受動喫煙防止対策の推進を図るために、事業場に対して説明会を実施するとともに、飲食店、宿泊業等で喫煙室を設置する事業場に対して設置費用の一部を助成する経費である。</p>
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金	486		0	486	<p>1 前年度限りの経費（国民のコンセンサス形成のための会議）</p> <p>(1) 委員謝金 0(486)</p>
	06081- 122-08-2010 職 員 旅 費	4,047		3,006	1,041	<p>1 周知啓発及び助成金審査経費 3,006(4,047)</p> <p>(1) 前年度限りの経費（説明会） 0(1,041)</p> <p>(2) 審査に係る実地調査 1人 12回 47局 @5,329 3,006(3,006) [1回/1月] [局～事業場間旅費]</p>
	06081- 122-08-6010 委員等旅費	1,706		0	1,706	<p>1 前年度限りの経費（国民コンセンサスの形成のための会議）</p> <p>(1) 出席旅費 0(1,706)</p>
	06081- 123-09-1010 庁 費	38,648		21,484	17,164	<p>1 消耗品費</p> <p>(1) 職場における受動喫煙防止対策に係る実態調査 3月 @4,042 12(12)</p> <p>2 印刷製本費 5,319(6,763)</p> <p>(1) 周知啓発及び助成金審査経費 4,420(5,738)</p> <p>ア 周知用資料 40,000部 @71 1.05 2,982(2,982) [(47局+325書)×100部+予備2,800部=40,000部]</p> <p>イ 前年度限りの経費（開催案内） 0(1,474)</p>

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考		
							ウ ポスター 4,000枚 @44.92 1.05 189(189) [(47局+325署)×10部+予備280部=4,000部]		
							工 周知用リーフレット 40,000枚 2種 @14.54 1.05 1,221(1,055) (12.56)		
							オ 助成金支給申請書 (1,501) 1,105件 1.1(予備率) @10.68 1.05 14(19) 飲食店、料理店、旅館 [803,625事業場×21%(空間分煙実施見込)×8.8(助成金申請見込) ×0.25(利用率)/10年×12月 = 371(1,501)件] その他の業種 [5,044,042事業場×6.9%(喫煙対策未実施率)×28.1%(喫煙対策実施予定率) ×60.0%(喫煙室or喫煙コーナー設置予定率)×0.5(喫煙室設置率) ×0.25(利用率)/10年 = 734件]		
							カ 助成金支給不支給決定通知 (1,501) 1,105件 1.1(予備率) @10.68 1.05 14(19) 飲食店、料理店、旅館 [803,625事業場×21%(空間分煙実施見込)×8.8(助成金申請見込) ×0.25(利用率)/10年×12月 = 371(1,501)件] その他の業種 [5,044,042事業場×6.9%(喫煙対策未実施率)×28.1%(喫煙対策実施予定率) ×60.0%(喫煙室or喫煙コーナー設置予定率)×0.5(喫煙室設置率) ×0.25(利用率)/10年 = 734件]		
							(2) 前年度限りの経費(国民のコンセンサス形成のための会議)		
							ア 円卓会議説明資料 0(126) [(20人+行政20部)×3回]		
							(3) 職場における受動喫煙防止対策に係る実態調査 899(899)		
							ア アンケート調査票及び封筒 10,000部 @80.7 1.05 847(847)		
							イ アンケート調査結果報告書 50部 @999 1.05 52(52)		
							3 通信運搬費 2,817(3,374)		
							(1) 周知啓発及び助成金審査経費 1,545(2,097)		
							ア 前年度限りの経費(開催案内) 0(520)		
							イ ポスター等 372箇所 @2,626 977(977)		
							ウ 電話料 3,002件 @160 480(480)		
							エ 助成金支給不支給決定通知書 (1,501) 1,105件 @80 88(120)		
							(2) 前年度限りの経費(国民のコンセンサス形成のための会議)		
							ア 円卓会議開催通知 0(5)		

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(3) 職場における受動喫煙防止対策に係る実態調査 1,272(1,272)
						ア アンケート調査票送付 10,000事業場 1回 @80 800(800)
						イ アンケート調査票返信 10,000事業場 1回 @80 50%(返信率) 400(400)
						ウ 電話料 3月 @24,000 72(72)
						4 借料及び損料 0(15,154)
						(1) 前年度限りの経費(周知啓発及び助成金審査経費)
						ア 説明会会場 0(15,015)
						(2) 前年度限りの経費(国民のコンセンサス形成のための会議)
						ア 円卓会議会場借料 0(139)
						5 会議費
						(1) 前年度限りの経費(国民のコンセンサス形成のための会議) 0(9)
						6 賃金
						(1) 周知啓発及び助成金審査経費 47局 @6,700 3日 12月 11,336(11,336)
						7 雑役務費
						(1) 職場における受動喫煙防止対策に係る実態調査
						ア アンケート調査結果集計 10,000事業場 @400 50%(返信率) 2,000(2,000)
						計 21,484(38,648)
06081- 125-14-7527	労働災害防止対策事業委託費	132,462	125,169		7,293	(説明資料 頁)
06081- 405-16-7388	受動喫煙防止対策助成金	562,875	1,002,585		439,710	(説明資料 頁)
030	有害物質安全対策費	111,311	101,251		10,060	(要求要旨)
						(1) 有害環境の改善推進 広汎かつ重篤な障害をもたらす有害業務等について労働環境の改善を推進するための専門技術指導を行い、もって職業性疾病の予防を図るとともに公害防止に寄与する。 本省専門官による労働局指導 労働衛生専門官等による専門技術指導 粉じん対策指導委員会による指導 粉じん等指導打合せの開催 集団指導の実施
						(2) 新規化学物質の審査 化学物質による労働者の健康障害の防止を図るため、その有害性の調査の実施及び結果の届出の義務付け等について、本省・地方労働局専門官による実地調査等を行う。 新規化学物質有害性実地調査 新規化学物質の調査 調査票の作成(カード)
						(3) 有害性調査機関査察等の実施 新規化学物質に係る有害性調査の信頼性の確保を目的として、有害性調査機関が具備すべき優良試験基準(GLP: GoodLaboratoryPractice)を法制化したところであるが、その施行に当たっては、有害性調査機関の優良試験所基準への適合状況について本省の担当官及び専門家の委員による査察を実施する等によりその履行を確保する必要がある。

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
06081- 129-06-0110	諸 謝 金	2,204	2,023		181	<p>有害性調査機関に対する査察 専門家からなる優良試験所基準（GLP）適合評価委員会の開催 OECD GLP作業部会出席 OECD GLP現地評価</p> <p>環 A15</p> <p>1 有害環境改善推進費</p> <p>(1) 粉じんばく露防止等集団指導謝金（局）</p> <p style="text-align: right;">(8,100) 235人 @7,300</p> <p style="text-align: right;">1,716(1,904)</p> <p>2 有害物質審査対策費</p> <p>(1) 有害性調査機関に対する査察謝金（本省）</p> <p style="text-align: right;">(8,100) 8人 @7,300</p> <p style="text-align: right;">58(65)</p> <p>(2) 優良試験所基準（GLP）適合評価基準委員会謝金（本省）</p> <p style="text-align: right;">(8,100) 29人 @7,300</p> <p style="text-align: right;">212(235)</p> <p>(3) GLP外部専門家派遣謝金（本省）</p> <p style="text-align: right;">1人 @7,300 5日</p> <p style="text-align: right;">37(0)</p> <p>計</p> <p style="text-align: right;">2,023(2,204)</p>
06081- 122-08-2010	職 員 旅 費	5,395	5,884		489	<p>環 A15</p> <p>1 有害環境改善推進費</p> <p>(1) 特定化学物質等専門技術指導旅費</p> <p style="text-align: right;">3,130(3,130)</p> <p>(本省) 2人 @38,300</p> <p style="text-align: right;">77(77)</p> <p>(局) 94人 @5,329</p> <p style="text-align: right;">501(501)</p> <p>(2) 有害環境改善専門技術指導旅費（局）</p> <p style="text-align: right;">744人 @3,430 [(47+325)×2人=744人]</p> <p style="text-align: right;">2,552(2,552)</p> <p>2 有害物質審査対策費</p> <p>(1) GLP査察官渡航旅費（OECD GLP作業部会）</p> <p style="text-align: right;">2,754(2,265)</p> <p>1人 @553,500</p> <p style="text-align: right;">554(554)</p> <p>(2) 新規化学物質有害性実地調査旅費</p> <p>(本省) 4人 @38,300</p> <p style="text-align: right;">153(153)</p> <p>(局) 235人 @5,329</p> <p style="text-align: right;">1,252(1,252)</p> <p>(3) 有害性調査機関に対する査察旅費（本省）</p> <p style="text-align: right;">8人 @38,300</p> <p style="text-align: right;">306(306)</p> <p>(4) GLP査察官会議出席渡航旅費（本省）</p> <p style="text-align: right;">1人 @488,500</p> <p style="text-align: right;">489(0)</p>

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	06081- 122-08-6010 委員等旅費	602	1,091		489	計 5,884(5,395) 環 A15 1 有害環境改善推進費 (1) 粉じんばく露防止集団指導旅費(局) 24人 @5,329 128(128) 2 有害物質審査対策費 963(474) (1) 有害性調査機関に対する査察旅費(本省) 8人 @39,500 316(316) (2) 優良試験所基準(GLP)適合評価委員会出席旅費(本省) 4人 @39,500 158(158) (3) GLP外部専門家派遣旅費(本省) 1人 @488,500 489(0) 計 1,091(602)
	06081- 123-09-1010 庁費	103,110	92,253		10,857	環 A15 1 備品費 (1) 有害環境改善推進費 ア 前年度限りの経費(電離放射線障害防止対策に係る監督指導に必要な装備) 0(4,805) 2 消耗品費 (1) 有害環境改善推進費 27,352(33,370) ア 特定化学物質等専門技術指導用消耗品(局) 〔参考:ガス検知管、発煙筒、エアークリーンフィルター〕 47局 @124,240 1.05 6,131(6,131) イ 粉じんばく露防止等集団指導用資料(局) 47局 @30,000 1.05 1,481(1,481) ウ 粉じんばく露防止技術指導用消耗品 〔参考:防じんマスク、保護衣、電動ファン付き保護具、粉じん眼鏡等〕 (監督課分) 47局 @200,000 1.05 9,870(9,870) (安衛部分) 47局 @200,000 1.05 9,870(9,870) エ (前年度限りの経費)電離放射線障害防止対策に係る監督指導に必要な装備 0(6,018) 3 印刷製本費 (1) 有害物質審査対策費 32(32) ア 有害物審査対策関係印刷費(新規化学物質カード)(本省) 1,000枚 @10.2 1.05 11(11)

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							イ 優良試験所基準適合評価委員会資料(本省) 4回 @4,920 1.05 21(21)
							4 通信運搬費 (1)(前年度限りの経費)有害環境改善推進費 ア 電離放射線障害防止対策に係る発送費 0(34)
							5 借料及び損料 (1)有害環境改善推進費 ア 粉じんばく露防止等集団指導会場借料(局) 47局 @8,000 1.05 395(395)
							7 会議費 (1)有害物質審査対策費 ア 優良試験所基準(GLP)適合評価委員会賄費(本省) 41人 @150 1.05 6(6)
							8 雑役務費 (1)有害環境改善推進費(局) ア 粉じんばく露防止技術指導用消耗品処分費 64,468(64,468) (監督課分) 1,116回 @50,000 0.699 1.05 40,954(40,954) (安衛部分) 1,488回 @50,000 0.301 1.05 23,514(23,514)
							計 92,253(103,110) (要求要旨)
035	職場における化学物質管理に関する総合対策	63,907		168,769		104,862	職場で使用される化学物質は約6万種類にも及び、現在も年間1千物質以上のペースで増加している。これらの化学物質は産業の発展になくてはならないものであるが、職場での使用に当たっては、作業に従事する労働者の健康を損なわないことが大前提である。特に、技術開発が早まり経済のグローバル化が進むにつれ、使用される化学物質の種類が急増する一方で、化学物質は外見から物質を区別したり、性状や取扱い上の留意点を把握して適切に管理することが困難であるため、不適切な取扱いによる労働災害も相次いでいる。 このため、化学物質の種類・使用実態の多様化に対応した適切な管理、国によるリスク評価に基づく規制対象物質の迅速な追加、事業者等に対するこれら化学物質管理対策の徹底を行うことにより、化学物質による労働者の健康障害防止対策を進めることとする。
	06081-129-06-0110 諸 謝 金	778		1,671		893	○化学物質管理に係る対策の検討(一部新規) 1 化学物質管理に係る対策の検討(本省) 1,671(778) (1)今後の化学物質管理政策に関する検討会 101人 @7,300 737(0) [員数内訳 委員21人×6回×0.8(出席率)=101人] (2)化学物質のリスク評価等検討会 (96) (8,100) 128人 @7,300 934(778) [員数内訳 委員8人×20(15)回×0.8(出席率)=128(96)人]

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
06081- 122-08-6010	委員等旅費		306	881	575	1 化学物質管理に係る対策の検討(本省) 881(306) (1) 今後の化学物質管理政策に関する検討会 12人 @38,300 460(0) [員数内訳 委員21人×6回×0.1(要旅費率)=12人] [単価内訳 東京-都道府県平均 1泊2日 3-6級] (2) 化学物質のリスク評価等検討会 11人 @38,300 421(306) [員数内訳 委員8人×20(15)回×0.067(0.1)(要旅費率)=11(8)人] [単価内訳 東京-都道府県平均 1泊2日 3-6級]
06081- 123-09-1010	庁費		101	272	171	1 印刷製本費 (1) 化学物質管理に係る対策の検討(本省) 204(71) ア 今後の化学物質管理政策に関する検討会(資料、報告書) 6回 @14,280 1.05 90(0) [員数内訳 @6.8×100枚×21人=@14,280] イ 化学物質のリスク評価等検討会 20回 @5,440 1.05 114(71) [員数内訳 @6.8×100枚×8(10)人=@5,440(6,800)] 2 通信運搬費 (1) 化学物質管理に係る対策の検討 23(6) ア 今後の化学物質管理政策に関する検討会開催通知 21人 @80 6回 10(0) イ 化学物質のリスク評価等検討会 8人 @80 20回 13(6) 3 会議費 (1) 化学物質管理に係る対策の検討(本省) 45(24) ア 今後の化学物質管理政策に関する検討会 21人 6回 @150 1.05 20(0) イ 化学物質のリスク評価等検討会 (10) (15) 8人 20回 @150 1.05 25(24) 計 272(101)
06081- 125-14-7527	労働災害防止対策事業委託費		62,722	165,945	103,223	職場で使用される化学物質は約6万物質あり、種類、使用実態を踏まえ、計画的な対策の推進が必要である。そのため、官民が有する情報の収集・活用を進めるとともに、変異原性試験のスクリーニングの実施等により、職場で使用される発がん性物質のうち対策が必要な化学物質の絞り込みのスピード化を図り、さらにリスク評価等を行い、その結果に基づく指針・法令による規制を行うことで、化学物質による労働者の健康障害防止対策を推進する必要がある。このため、以下の事業を行う。 1 化学物質等の規制のためのリスク評価 95,961(62,722) 2 化学物質取扱事業場における適正管理支援事業 14,989(0) 3 化学物質に係る情報基盤整備事業 27,137(0) 4 発がん性の有無が明らかでない化学物質に対するスクリーニングの実施 27,858(0)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(説明資料 頁)
040	化学物質管理の支援体制の整備	327,901	202,246		125,655	(要求要旨) 職場で使用される化学物質は約6万種類にも及び、現在も年間1千物質以上のペースで増加している。これらの化学物質は産業の発展になくてはならないものであるが、職場での使用に当たっては、作業に従事する労働者の健康を損なわないことが大前提である。 これまで、化学物質の発散抑制措置の多様化等について法令の整備を進めてきたところであるが、その適正な執行を図るとともに、都道府県労働局による化学物質管理体制の一層の強化のために指導を徹底すること等を実施する必要がある。加えて、近年増加している新規化学物質について、専門家による命名を行い、その名称を公表する。 ○発散抑制防止特例実施のための専門家検討会(新規) ○都道府県労働局における指導等 ○新規化学物質の命名業務
06081- 129-06-0110	諸 謝 金	8,132	7,757		375	1 化学物質管理の支援体制の整備事業(本省) (1) 発散防止抑制措置特例実施のための専門家検討会 64人 @7,300 467(0)
						(25,100) 2 化学物質命名専門家(本省 3人 月9日 12月 @22,500 7,290(8,132) [単価内訳 特Bクラス委員長]
						計 7,757(8,132)
06081- 122-08-2010	職 員 旅 費	1,252	1,252		0	1 化学物質管理の支援体制の整備 (1) 都道府県労働局におけるMSDSに係る指導等(局) 235人 @5,329 1,252(1,252)
06081- 122-08-6010	委 員 等 旅 費	556	862		306	1 発散防止抑制措置特例実施のための専門家検討会 8人 @38,300 306(0)
						2 化学物質命名専門家(本省 3人 月9日 12月 @3,430 0.5 556(556) [単価内訳 県内旅費]
						計 862(556)
06081- 123-09-1010	庁 費	8,685	9,520		835	1 備品費 (1) 前年度限りの経費(化学物質管理の支援体制の整備費(参考文献購入)(本省)) 0(64) 2 印刷製本費 3,647(3,439) (1) 化学物質管理の支援体制の整備 ア 化学物質管理の支援体制の整備事業(本省) 1,586(1,620) (ア) 発散防止抑制措置特例実施のための専門家検討会 10回 @5,440 1.05 57(0) (イ) ばく露関係情報の提出制度指導用資料 (44,540) 42,040部 @34.64 1.05 1,529(1,620) (2) 周知用資料作成 2,061(1,819)

要求 番号	事 項	前 予 算 年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							ア 改正特定化学物質障害予防規則等の周知用資料 18,880回 @34.64 1.05 687(1,819)
							イ 化学物質管理政策の周知用資料 18,880回 @34.64 1.05 687(0)
							ウ 開催ダイオキシン対策要綱の周知用資料 18,880回 @34.64 1.05 687(0)
							3 通信運搬費 1,198(596)
							(1) 化学物質管理の支援体制の整備
							ア 化学物質管理の支援体制の整備事業(本省) (ア) 発散防止抑制措置特例実施のための専門家検討会開催通知 8人 @80 10回 6(0)
							(イ) ばく露関係情報の提出制度指導用資料発送費 298(298)
							a (局) 47局 @1,220 57(57)
							b (署) 325署 @740 241(241)
							(2) 周知用資料作成 894(298)
							ア 改正特定化学物質障害予防規則等の周知用資料 298(298)
							(ア) (局) 47局 @1,220 57(57)
							(イ) (署) 325署 @740 241(241)
							イ 化学物質管理政策の周知用資料 298(0)
							(ア) (局) 47局 @1,220 57(0)
							(イ) (署) 325署 @740 241(0)
							ウ 改正ダイオキシン対策要綱の周知用資料 298(0)
							(ア) (局) 47局 @1,220 57(0)
							(イ) (署) 325署 @740 241(0)
							4 借料及び損料 723(408)
							(1) 発散防止抑制措置特例実施のための専門家検討会 10回 0.5 @60,000 1.05 315(0)
							(2) 命名ソフト借料 @389,000 1.05 408(408)
							5 会議費
							(1) 発散防止抑制措置特例実施のための専門家検討会 8人 10回 @150 1.05 13(0)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						6 賃金 3,423(3,637) (1) 賃金職員 1人 (11,075) @10,552 21日 12月 2,660(2,791) (2) 賃金職員(賞与) 1人 (845,517) @762,911 763(846) 7 保険料 507(532) (1) 健康保険料(全国平均値) (3,637,000) 3,423,000 50.0 / 1,000 171(182) (2) 厚生年金保険料(全国平均値) 290(301) ア 平成24年3月~平成24年8月まで (1,818,500)(82.06) 1,711,500 83.83 / 1,000 143(149) イ 平成24年9月~平成25年2月まで (1,818,500)(83.83) 1,711,500 85.60 / 1,000 147(152) (3) 労働保険料(全国平均値) (3,637,000) 3,423,000 13.5 / 1,000 46(49) 8 児童手当拠出金 (1) 児童手当拠出金(全国平均値) (3,637,000) 3,423,000 1.5 / 1,000 5(5) 9 職員厚生経費 (1) 健康診断料 1人 (3,880) @3,817 1.05 4(4) 計 9,520(8,685)
06081- 125-14-7527	労働災害防止対策事業委託費	309,276	182,855		126,421	職場における適切な化学物質管理を進めるためには、事業場に対する指導だけでなく、その制度の周知啓発をすること、事業場において発生する様々な課題に対して、適切に対処できる体制が必要である。 また、従来の枠組みではとらえきれない物質で健康影響の可能性が指摘されているナノマテリアルが注目されている一方で、ダイオキシンのように過去に社会的に問題になったものについても、実態を踏まえた見直しが求められている。このため、ナノマテリアルの健康障害のリスク評価の検討を行うとともに、ダイオキシン対策の必要な見直しの検討を行う必要がある。 このため、以下の事業を行う。 1 化学物質管理手法の普及促進事業 2,323(6,846) 2 ナノマテリアルの有害性等の試験等 173,751(302,430) 3 廃棄物焼却施設におけるダイオキシンばく露防止対策促進事業 6,781(0) (説明資料 頁)
045	化学物質の有害性調査等事業	825,481	825,440		41	
05	化学物質の有害性調査等事業委託費					

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	06081- 125-14-7527 労働災害防止対策事業委託費	824,652	824,652		0	(要求要旨) I L O職業がん条約では、批准加盟国はがん原性物質を定期的に決定することとされ、また、労働安全衛生法では、国自ら化学物質の有害性の調査を実施することとされていることを踏まえて、国は、がん原性のおそれのある化学物質について計画的に、実験動物を用いるがん原性試験等を実施し、化学物質による重篤な健康障害の防止の徹底を図る。 当事業の委託先として想定されている日本バイオアッセイ研究センターは、平成26年度に設立される新独法との統合を予定しており、円滑に統合がなされるように必要な経費を確保する。
	10 有害性試験結果評価等のための専門家会議の設置	829	788		41	(要求要旨) 新規化学物質の届出の際に事業者から提出される有害性調査試験結果について、専門家会議を設置してこれらの試験結果の評価等を行うことにより、労働者の健康障害の未然防止に資することとする。 ○有害性調査推進専門家会議及び同作業部会の開催
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金	413	372		41	1 有害性調査推進専門家会議(本委員会、作業部会)(本省) (8,100) 51人 @7,300 372(413)
	06081- 122-08-6010 委員等旅費	198	198		0	1 有害性調査試験結果評価等のための専門家会議出席旅費(本委員会、作業部会)(本省) 5人 @39,500 198(198)
	06081- 123-09-1010 庁 費	218	218		0	1 印刷製本費 (1)有害性調査試験結果評価等のための専門家会議(本委員会、作業部会)(本省) 8回 @23,800 1.05 200(200) 2 通信運搬費 (1)有害性調査試験結果評価等のための専門家会議の設置(本委員会、作業部会)(本省) 8人 @80 8回 5(5) 3 会議費 (1)有害性調査試験結果評価等のための専門家会議(本委員会、作業部会)(本省) 10人 8回 @150 1.05 13(13) 計 218(218)
	050 石綿障害防止総合相談員等設置経費	246,622	273,430		26,808	(要求要旨) 石綿の健康影響、石綿の取扱上の注意、禁止猶予製品に関する今後の使用等の可否、代替品等に関する質問、十分に対策を講じていない作業現場等に関する情報、解体現場等における適切な石綿粉じんの発散防止方法に関する照会等に対応するとともに、健康管理手帳制度に係る相談対応・交付申請の受付、管内の石綿の取扱事業場、石綿による健康障害の発生状況等の資料作成等を行うため、都道府県労働局に引き続き石綿障害防止総合相談員を配置するとともに、石綿届出等点検指導員を平成24年度は159人を署に配置する。 さらに、東日本大震災によるがれき処理や建物、船舶の解体の増加等に対応するため、被災地の監督署の指導員の稼働日数を増加させる。
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金	242,409	268,991		26,582	1 石綿障害防止総合相談員の設置等 (1)石綿障害防止総合相談員の設置(局) 54人 @12,600 12日/月 12月 97,978(97,978) (2)石綿届出等点検指導員(署) 171,013(144,431)

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	06081- 122-08-6010 委員等旅費		2,558	2,788		230	ア 石綿届出等点検指導員 (159) 189人 @9,230 8日/月 12月 167,469(140,887) イ 東日本大震災の被災地署 日数追加分 4署 1人 @9,230 8日/月 12月 3,544(3,544) 1 実地指導旅費 2,788(2,558) (1) 石綿障害防止総合相談員 54人 @3,430 1日/月 12月 0.4(旅費率) 889(889) (2) 石綿届出等点検指導員 1,899(1,669) ア 石綿届出等点検指導員 (159) 189人 @1,602 1回/月 12月 0.4(旅費率) 1,453(1,223) イ 東日本大震災の被災地署 日数追加分 4人 @1,860 5日/月 12月 446(446)
	06081- 123-09-1010 庁 費		1,655	1,651		4	1 保険料 1,419(1,419) (1) 石綿障害防止総合相談員雇用保険料(局) 54人 @12,600 12日/月 12月 13.5/1,000 1,323(1,323) (2) 石綿届出等点検指導員雇用保険料 ア 東日本大震災の被災地署 日数追加分 4人 @9,230 16日/月 12月 13.5/1000 96(96) 2 職員厚生経費 232(236) (1) 石綿障害防止総合相談員健康診断料(局) (3,880) 54人 @3,817 1.05 216(220) (2) 石綿届出等点検指導員健康診断料 ア 東日本大震災の被災地署 日数追加分 (3,880) 4人 @3,817 1.05 16(16)
	055 労働衛生指導医設置経費		4,815	3,465		1,350	計 1,651(1,655) (要求要旨) 頻発する職業病を未然に防止し、医学的専門知識をもとにする職業病の原因把握、健康管理等に関する専門的事項について要請に応じ、また必要に応じ事業場に対し指導を行わせるため都道府県労働局に労働衛生指導医を設置し、労働行政の円滑な推進を図る。 労働衛生指導医(非常勤務医師) 55人(55人×2.3(3)日=127(165)人) 労働衛生指導医ブロック会議の開催
	06081- 111-05-0710 非常勤職員手当		3,003	2,070		933	1 労働衛生指導医手当(局) (165) (18,200) 127人 @16,300 2,070(3,003)
	06081- 122-08-2010 職員旅費		879	677		202	1 労働衛生指導医随行旅費(局) (165) 127人 @5,329 677(879)
	06081- 122-08-6010 委員等旅費		879	677		202	

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	06081- 123-09-1010 庁 費	54	41		13	1 労働衛生指導区実地指導旅費(局) (165) 127人 @5,329 677(879)
065	長時間労働・過重労働の 解消・抑制等経費	210,239	243,690		33,451	印刷製本費 1 労働衛生指導区指導用資料(局) (165) 127部 @310 1.05 41(54) (要求要旨) 長時間労働の抑制の観点から改正された労働基準法の周知、監督指導の実施とともに、月60時間以上の時間外労働に係る割増賃金率の引上げ(25%→50%)が猶予されている中小企業について、労使努力による割増率の引上げの促進により中小企業における長時間労働の抑制を図る。 このほか、過重労働による健康障害防止のため、「過重労働解消キャンペーン月間」の設定や「過重労働による健康障害を防止するため事業主が講ずべき措置」の周知・啓発、集団指導を強化するとともに、裁量労働制の適正な実施を促進するための広報、出稼労働者の住環境を整備するための集団指導等を実施する。
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金	155,064	189,069		34,005	1 改正労働基準法に基づく長時間労働の抑制の推進 (1)改正労働基準法に基づく長時間労働の抑制の推進(局)(監督課) 189,069(155,064) ア 141人 @9,230 7日 12月 109,321(155,064) イ 72人 @9,230 10日 12月 79,748(0)
	06081- 122-08-2010 職 員 旅 費	7,940	7,940		0	1 出稼労働者等の住環境の整備関係旅費(監督課) 968(968) (1)事業者、事業者団体等に対する集団指導等の実施(局) 47局 @5,329 250(250) (2)建設業附属宿舎に対する特別個別指導の実施(署) 896人 @1,602 0.5 718(718) (3)木造家屋建設工事施工業者に対する集団指導の実施(局) 0(0) 2 過重労働解消に向けた取組の推進(監督課) (1)過重労働解消指導旅費(署) 3,852人 @1,602 6,171(6,171) (321署×1人×12月) 3 改正労働基準法に基づく長時間労働の抑制の推進(監督課) (1)集団指導実施に伴う職員旅費 764(764) ア(局) 47局 1人 @5,329 1回 250(250) イ(署) 321署 1人 @1,602 514(514) 4 裁量労働制の適正な実施の促進 (1)集団指導職員旅費(局) 7局 1回 1人 @5,329 37(37)
	06081- 122-08-6010 委 員 等 旅 費	886	944		58	計 7,940(7,940)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	06081- 123-09-1010 庁 費	46,349	45,737		612	1 改正労働基準法に基づく長時間労働の抑制の推進(局)(監督課) (200) 213人 @7,385 1回 0.6(要旅費率) 944(886) 1 印刷製本費 10,620(11,232) (1) 出稼労働者等の住環境の整備関係費(監督課) 176(176) ア 事業者、事業者団体等に対する集団指導等の開催通知(局) 1,792部 @20.52 1.05 39(39) イ チェックリストの作成(本省) 896部 @125 1.05 118(118) ウ 特別個別指導実施通知(局) 896通 @20.52 1.05 19(19) (2) 過重労働解消に向けた取組の推進(監督課) 8,003(8,591) ア 集団指導用資料の作成(本省) 2,820部 @554 1.05 1,640(1,640) イ 過重労働解消キャンペーン等経費(本省) (ア)パンフレットの作成 (38.46) 160,000部 @34.81 1.05 5,848(6,461) (イ)ポスターの作成 12,000部 (38.87) @40.89 1.05 515(490) (3)改正労働基準法に基づく長時間労働の抑制の推進(監督課) ア 改正労働基準法の周知 (ア)パンフレット (52.3) 30,350部 @51.57 1.05 1,643(1,667) [47局×300部+321署×50部+本省200部 = 30,350部 パンフレット A4 20頁] (4) 裁量労働制の適正な実施の促進 798(798) ア パンフレット(本省) 70,500部 @10.58 1.05 783(783) イ 集団指導開催通知(本省) 700部 @20 1.05 15(15) 2 通信運搬費 1,628(1,628) (1) 出稼労働者等の住環境の整備関係費(監督課) 338(338) ア チェックリスト(本省 47局 @2,626 1箱) 123(123) イ 事業者、事業者団体等に対する集団指導等の実施(局) 1,792通 @80 143(143) ウ 特別個別指導の実施通知(署) 896寄宿舎 @80 72(72)

要求 番号	事 項	前 予 年 算 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(2) 過重労働解消に向けた取組の推進(監督課) 740(740)
						ア 集団指導用資料発送費(本省) 47局 1箱 @2,626 123(123)
						イ 過重労働解消キャンペーンパンフレット(本省) 47局 @2,626 5箱 617(617)
						(3) 改正労働基準法に基づく長時間労働の抑制の推進(監督課)
						ア 改正労働基準法の周知ポスター・リーフレット発送料 47局 2箱 @2,626 247(247)
						(4) 裁量労働制の適正な実施の促進 303(303)
						ア 集団指導開催通知(局 700通 @80) 56(56)
						イ パンフレット等発送費(本省) 47局 @2,626 2個 247(247)
						3 借料及び損料 33,489(33,489)
						(1) 出稼労働者等の住環境の整備費(監督課)
						ア 事業場、事業団体等に対する集団指導等の実施のための会場借料(局) 47回 @36,000 1.05 1,777(1,777)
						(2) 改正労働基準法に基づく長時間労働の抑制の推進(局)(監督課)
						ア 集団指導会場借料 368会場 @81,900 1.05 31,646(31,646)
						(3) 裁量労働制の適正な実施の促進
						ア 集団指導説明会会場借料(局) 7回 @9,000 1.05 66(66)
						計 45,737(46,349)
075	メンタルヘルス対策等事業					(要求要旨)
06081-125-14-7527	労働災害防止対策事業委託費	1,491,481	932,491		558,990	日本の自殺者数は12年連続で3万人を超えている。このうち、約8,200人が労働者となっており、「勤務問題」を自殺の原因の一つとしている者は約2,700人に達している。また、職業生活等において強い不安、ストレス等を感じる労働者は約6割に上っており、このような状況を背景に、精神障害等による労災支給決定件数は増加傾向にある。 一方、事業場でのメンタルヘルス対策の取組状況を見ると、対策に取り組んでいる事業場は全体の約5割にとどまっている。 また、「新成長戦略」においては、2020年までの目標として「メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合10.0%」が盛り込まれ、併せて平成22年12月の労働政策審議会の建議において、事業者に対しストレス症状を有する者に対する面接指導実施の義務づけが提言された。 このような状況を踏まえ、メンタルヘルス対策支援センター事業の効果的な実施により、職場におけるメンタルヘルス対策の一層の促進を図る。 1 メンタルヘルス対策支援の促進 883,509(1,430,623) 2 メンタルヘルスに関する総合的な情報提供の充実 48,982(60,858)
						(説明資料 頁)

要求番号	事 項	前 年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
080	小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業					
06081-125-14-7527	労働災害防止対策事業委託費	104,937	0		104,937	前年度限りの経費(小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業)
090	新規起業事業場就業環境整備事業					
06081-125-14-7527	労働災害防止対策事業委託費	80,357	76,625		3,732	(要求要旨) 現下の厳しい経済・雇用情勢下、企業経営環境の悪化等により、就業環境への様々な問題が懸念される。とりわけ新規起業事業場や、成長分野への進出・業態変更を行う企業においては、長時間労働の抑制のための労働時間管理や時間外・休日労働協定の締結、労働時間の適正把握をはじめとした、望ましい労働時間制度を整備するための情報やノウハウを十分に有しておらず、また、労働災害を防止するための基本的な安全対策や健康確保の知識が欠如していることが多いことから、長時間労働及び労働災害の発生、労働時間をはじめとした労働条件等をめぐるトラブルが懸念されるところである。 このため、労務管理や安全衛生管理に係る基本的な知識や理解が不足しているこうした事業場に対し、基本的な労務管理や安全衛生管理の要点についてのセミナーを実施するとともに、なるべく早い段階で、労働時間制度や安全衛生体制に係る管理・諸手続についての専門家を派遣し、指導及び助言を行うことにより、労働時間制度等の整備及び労働時間管理の適正化を図り長時間労働を抑制するとともに、安全衛生体制の確立や労働者の健康確保が図られるよう、適正な職場環境形成のための支援を行う。 (説明資料 頁)
100	働きやすい職場環境形成事業	71,680	90,334		18,654	(要求要旨) 職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議の開催や当事者である労使を含めた広く国民への周知・広報、職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する実態調査を行い、職場のいじめ・嫌がらせ問題の防止・解決に向けた対応を検討する。
06081-129-06-0110	諸 謝 金	2,659	1,242		1,417	1 「当事者である労使の取組を支援する参考資料の検討に関する円卓会議」の開催 1,176(2,609) (1) 円卓会議出席謝金 13人 5回 @7,300 475(1,053) 〔委員内訳 学識経験者7(6)人+労働者側3(6)人+使用者側3(6)人〕 (2) ワーキング・グループ出席謝金 12人 8回 @7,300 701(1,556) 〔委員内訳 学識経験者4人+労働者側4人+使用者側4人〕 2 幅広い国民各層向けの周知・広報 (1) 事業者選定委員会審査謝金 (1) (8,100) 3人 2回 @7,300 44(25) 3 実態把握のための調査研究 (1) 事業者選定委員会審査謝金 (1) (8,100) 3人 0回 @7,300 0(25) 4 都道府県労働局におけるセミナーの実施 (1) 事業者選定委員会審査謝金 3人 1回 @7,300 22(0) 計 1,242(2,659)
06081-122-08-2010	職 員 旅 費	0	746		746	1 都道府県労働局職員旅費 94人 @5,329 501(0)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
					2 本省職員旅費 8人 @30,612 245(0) 計 746(0)
06081- 122-08-6010	委員等旅費	1,451	446	1,005	1 「当事者である労使の取組を支援する参考資料の検討に関する円卓会議」の開催 398(1,419) (1) 円卓会議出席旅費 (4) (32,260) 1人 5回 @30,612 153(645) [委員13人×0.1(0.25) = 1(4)人] (2) ワーキング・グループ出席旅費 (3) (32,260) 1人 8回 @30,612 245(774) [委員12人×0.1(0.25) = 1(3)人]
					2 幅広い国民各層向けの周知・広報 (1) 事業者選定委員会出席旅費 (1) (1) 3人 2回 @5,329 32(16)
					3 実態把握のための調査研究 (1) 事業者選定委員会出席旅費 0人 1回 @5,329 0(16)
					4 都道府県労働局におけるセミナーの実施 (1) 事業者選定委員会委員旅費 3人 1回 @5,329 16(0)
06081- 123-09-1010	庁費	713	713	0	計 446(1,451) 1 印刷製本費 (1) 「当事者である労使の取組を支援する参考資料の検討に関する円卓会議」の開催 26(26) ア 円卓会議資料印刷費 40頁 24部 5回 @2.5 12(12) [内訳 委員13人 事務局11人] [プリンタ用紙 1P 2000枚] イ ワーキング・グループ資料印刷費 40頁 17人 8回 @2.5 14(14) [内訳 委員12人 事務局5人] [プリンタ用紙1P 2000枚]
					2 通信運搬費 (1) 「当事者である労使の取組を支援する参考資料の検討に関する円卓会議」の開催 39(39) ア 円卓会議事前送付資料 13人 5回 @240 16(16) イ ワーキング・グループ事前送付資料 12人 8回 @240 23(23)
					3 会議費 (1) 「当事者である労使の取組を支援する参考資料の検討に関する円卓会議」の開催 24(24)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						<p>ア 円卓会議 13人 5回 @150 10(10)</p> <p>イ ワーキング・グループ 12人 8回 @150 14(14)</p> <p>4 雑役務費</p> <p>(1)「当事者である労使の取組を支援する参考資料の検討に関する円卓会議」の開催 624(624)</p> <p>ア 円卓会議速記料 2h 5回 @24,000 240(240)</p> <p>イ ワーキング・グループ速記料 2h 8回 @24,000 384(384)</p> <p>計 713(713)</p> <p>1 幅広い国民各層向けの周知・広報 43,640 (46,986)</p> <p>2 労使の取組を支援する参考資料の周知 15,800 (0)</p> <p>3 都道府県労働局におけるセミナーの実施 27,747 (0)</p> <p>4 実態把握のための調査研究 0 (19,871)</p> <p>(説明資料 頁)</p>
06081- 125-14-7527	労働災害防止対策事業委託費	66,857	87,187		20,330	
110	治療と職業生活の両立等の支援対策事業					
06081- 125-14-7527	労働災害防止対策事業委託費	0	12,713		12,713	<p>(要求要旨)</p> <p>業務上疾病を含む作業関連疾患等の疾病を抱えた労働者の中には、通院や治療と仕事の両立のための体制が不十分なことから、就労可能な健康状態にもかかわらず、復職・継続就労することが困難な場合があり、事業場における作業関連疾患等をもつ労働者の職場環境整備や就労継続のための整備が必要である。このため、労働者の治療と職業生活の両立支援について、長期にわたる治療等が必要な作業関連疾患等の疾病を抱えた労働者の就労継続に関する事例の収集及び就労継続のあり方に関する検討を行い、就労継続支援の手引きを作成するとともに、就労継続の取組に関する事例集や指針を作成する。</p> <p>(説明資料 頁)</p>
055	重点分野における労働災害防止活動の促進に必要な経費	745,915	850,514		104,599	<p>19年度 20年度 21年度 22年度 23年度</p> <p>予 算 額 1,456,476 (1,406,489) (1,525,766) (991,282) (766,459)</p> <p>1,406,489 1,525,766 991,282 497,991</p> <p>(要求要旨)</p> <p>労働災害による死傷者数は減少傾向にあるものの、今なお年間1,000人を超える労働者が労働災害により亡くなるとともに、シールドトンネル掘削中に発生した死亡災害など社会的に関心を集める災害が後を絶たない状況にある。このことから、災害発生率の高い 建設業、林業、港湾貨物運送事業等の業種のほか、機械に係る労働災害防止対策を重点対象分野として 位置付け、これら業種の労働災害を未然に防止し、労働者の安全衛生の確保を図り、もって、労働者の福祉の増進を図ることを目的として、職員による個別指導、建設工事等の計画画に対する事前審査、ボイラー・クレーン等検査検定業務を行う登録製造時等検査機関に対する指導、チェーンソー取扱作業指導員による巡回指導等を行う。</p> <p>また、一時に3人以上の死傷者を伴う重大災害について、同種災害の再発を防止するために、災害原因の徹底的究明を行う。</p> <p>(要求要旨)</p> <p>建設業災害防止対策事業</p> <p>労働災害の多い建設業について、総合的に災害防止対策の樹立を図る。 中小公共工事及び木造建築工事等における安全対策パトロール方式による指導 建設安全管理専門家会議の設置</p>
005	建設業等における労働災害防止対策費	377,965	323,002		54,963	

要求番号	事項	前年度額	25年度概算要求額	対前年度増減	備考
					<p>建設工事前審査経費 ・建設工事前審査委員会の設置 ・建設工事前審査に関する実地調査 ・審査に関する参考文献の収集</p> <p>墜落・転落災害等防止対策推進事業</p> <p>建設業においては、墜落・転落災害が死亡災害の約4割を占める状況が続いていることから、平成21年6月から施行している改正労働安全衛生規則に基づく措置の徹底に加え、手すり先行工法等の「より安全な措置」の普及を図ってきたところであるが、その普及率は依然約31%に留まっており、安全な足場の一層の普及を図る必要がある。</p> <p>また、建設業における墜落・転落災害の約8割は、屋根等足場以外の様々な高所作業により発生している。東日本大震災の復旧・復興工事や太陽光パネル取付工事等の需要の増加に伴う屋根からの墜落災害の増加の防止を図るため、足場の設置が困難な場所において、適切な「安全带取付設置」の設置の促進、墜落時の衝撃が少ない「ハーネス型安全带」の普及等を図る必要がある。</p> <p>また、建設業と並び労働安全衛生法令上「特定業種」として位置づけられ、休業災害に占める「墜落・転落」による災害の割合が増加傾向にある造船業においても、足場からの墜落防止措置の徹底を図るとともに、造船業界及び各企業における安全衛生対策の基盤作りを早急に行い、造船業における労働災害防止対策の徹底を図る必要がある。</p> <p>東日本大震災に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業</p> <p>東日本大震災により建設物をはじめとする施設等に大きな被害が発生したところであるが、津波により壊滅的な被害を受けた被災地におけるがれき処理作業等の復旧工事が終了した後は、本格的な復興工事が実施される。</p> <p>また福島県においては、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理に当たり、安全衛生管理能力が十分でない中小事業者が今後これに従事することが予想される。</p> <p>復旧・復興工事については、公共工事に加えて民間発注の比較的小規模な工事が短期間のうちに大量に行われることが予想され、多数の中小事業者が参入することが想定されることから、労働災害の発生が危惧されるところであり、このため、中小事業者を重点対象として、安全衛生に関する諸問題に対応する拠点・窓口となるプラットホームを開設設置し、工事現場巡回指導、安全衛生相談等の復旧・復興工事安全衛生確保支援事業を実施することにより、労働災害防止対策の徹底を図り、もって円滑な復旧・復興工事の推進に寄与する。</p>
06081-129-06-0110	諸謝金	4,812	4,336	476	<p>1 建設業災害防止対策事業 4,205(4,666)</p> <p>(1) 建設工事前審査委員会等出席謝金(本省)</p> <p>(8,100) 50人 @7,300 365(405)</p> <p>(2) 労働局における建設工事前審査委員会(局)</p> <p>(8,100) 526人 @7,300 3,840(4,261)</p> <p>2 東日本大震災に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業</p> <p>(1) 復旧・復興工事関係者連絡会議関係出席謝金</p> <p>(8,100) 3力所 2人 @7,300 3回 131(146)</p> <p>計 4,336(4,812)</p>
06081-122-08-2010	職員旅費	5,219	3,943	1,276	<p>1 建設業災害防止対策事業 3,943(5,219)</p> <p>(1) パトロール指導旅費(局署)</p> <p>(1,116) 744人 @3,430 2,552(3,828)</p> <p>(2) 建設工事前審査等実地調査旅費(本省)</p> <p>3人 @38,300 115(115)</p>

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							(3) 労働局における建設工事前調査実地調査旅費(局署) 372人 @3,430 1,276(1,276)
06081- 122-08-6010	委員等旅費	612	612			0	1 建設業災害防止対策関係旅費 550(550) (1) 建設工事前審査委員会等出席旅費(本省) 5人 @39,500 198(198) (2) 労働局における建設工事前審査経費(局) 66人 @5,329 352(352)
06081- 123-09-1010	庁費	4,901	4,903			2	2 東日本大震災に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業 (1) 復興工事関係者連絡会議関係出席旅費 3力所 2人 @3,430 3回 62(62) 計 612(612) 1 備品費 (1) 建設業災害防止対策事業(建設工事前審査参考技術専門書等購入)(本省) 800冊 @2,000 1.05 1,680(1,680) 2 印刷製本費 2,723(2,721) (1) 建設業災害防止対策事業 ア 建設工事前審査委員会資料等印刷費(本省) 280部 @152.4 1.05 45(45) イ 労働局における建設工事前審査経費(局) 47局 @38,000 1.05 1,875(1,875) (2) 東日本大震災に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業 ア 会議資料 3力所 25部 @490.7 3回 110(110) イ 周知用資料 3力所 (15.36) @15.39 15,000部 693(691) 3 通信運搬費 (1) 建設業災害防止対策事業(本省) ア 建設工事前審査委員会報告書等発送費 47局 @1,460 69(69) イ 建設安全管理専門家会議開催通知 9人 @50 1(1) 4 借料及び損料 (1) 東日本大震災に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業 ア 会場借料 3力所 @20,000 3回 180(180) 5 会議費 250(250)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(1) 建設業災害防止対策事業 216(216) ア 建設安全管理専門家会議賄費(本省) 58人 @150 1.05 9(9) イ 労働局における建設工事前審査委員会賄費(局) 1,316人 @150 1.05 207(207) (2) 東日本大震災に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業 ア 賄費 3カ所 25人 @150 3回 34(34) 計 4,903(4,901) (説明資料 頁)
06081- 125-14-7527	労働災害防止対策事業委託費	362,421	309,208		53,213	1 墜落・転落災害等防止対策推進事業 58,040(62,236) (1) 建設業における墜落・転落災害防止対策推進事業 30,584(50,148) (2) 屋根上等足場の設置が困難な高所作業での墜落防止対策普及事業 15,677(0) (3) 造船業における総合的な労働災害防止対策の推進 11,779(12,088) 2 東日本大震災に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業 251,168(300,185) (要求要旨) (1) 交通労働災害による死亡者数は、全労働災害の2割以上を占めるとともに、重大災害全体の4割以上を占めていることから、交通労働災害防止対策の一層の推進を図る。 交通労働災害防止関係機関連絡協議会の設置 交通労働災害防止のための業界団体等に対する説明会の開催 (2) 平成22年6月に閣議決定された新成長戦略では、「2020年までに労働災害発件数を3割削減」することが目標とされたところであるが、陸上貨物運送事業においては、平成23年の死傷災害件数は、13,543人と対前年で503人(+3.9%)増加しているため、新成長戦略の目標を達成するためには陸上貨物運送事業における災害防止対策を強力に推進していく必要がある。 このため、「トラックの荷役作業における安全ガイドライン」(仮称)を策定し、貨物自動車型式ごとに、荷役作業の作業標準や墜落・転落防止を有効な措置を具体的に示し、策定したガイドラインの周知・普及を図るため、研修会を開催するとともに、事業場に専門家を派遣して墜落・転落防止のための作業標準の作成とそれに基づく安全な作業の実施について指導を行う。
010	荷役作業における労働災害防止対策費(名称変更)	38,224	35,887		2,337	
06081- 122-08-2010	職員旅費	1,200	1,200		0	1 交通労働災害防止対策関係旅費(署) (1) 連絡協議会出席旅費 325人 @7,385 0.5(要旅費率) 1,200(1,200)
06081- 123-09-1010	庁費	4,184	4,184		0	1 印刷製本費 (1) 交通労働災害防止対策推進関係(局) 3,361(3,361) ア 連絡協議会資料印刷費 47局 @5,100 1.05 252(252) イ 業界団体に対する説明会資料印刷費(パンフレット、リーフレット等)(局) 47局 @63,000 1.05 3,109(3,109) 2 通信運搬費 (1) 交通労働災害防止対策関係(連絡協議会開催通知郵送料)(局) 47局 @550 26(26)

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							3 借料及び損料 (1) 交通労働災害防止対策関係(局) 790(790) ア 連絡協議会会場借料 47局 @8,000 1.05 395(395) イ 業界団体等に対する説明会会場借料 47局 @8,000 1.05 395(395) 4 会議費 (1) 交通労働災害防止対策関係(連絡協議会賄費)(局) 47局 @150 1.05 7(7) 計 4,184(4,184)
	06081- 125-14-7527 労働災害防止対策事業委託費		32,840	30,503		2,337	陸上貨物運送事業の荷役作業における墜落・転落災害防止対策の推進 (説明資料 頁)
	020 林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業		18,184	17,757		427	
	03 チェーンソー取扱作業指導員設置等経費		6,709	6,709		0	(要求要旨) 林業における振動障害の積極的な予防策として、公、労、使の三者構成による林業振動防止対策会議を都道府県労働局単位に設置し、地域に密着したチェーンソー取扱作業指導員による現場指導を実施することによりチェーンソー取扱作業指針を徹底させる体制を作るとともに、作業仕組改善手引の作成を行う。 林業振動障害防止対策会議の開催 設置局 23局 林業現場の実地視察 チェーンソー取扱作業指導員による現場指導
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金		4,729	4,729		0	1 振動障害防止対策関係謝金 4,729(4,729) (1) 林業振動障害防止対策会議出席謝金(局) 138人 @6,200 856(856) (2) 林業現場実地視察謝金(局) 46人 @6,200 285(285) (3) チェーンソー取扱作業指導員謝金(署) 552人 @6,500 3,588(3,588)
	06081- 122-08-2010 職 員 旅 費		340	340		0	1 林業振動障害防止対策会議出席旅費(局) 46人 @7,385 340(340)
	06081- 122-08-6010 委 員 等 旅 費		932	932		0	1 振動障害防止対策関係旅費 932(932) (1) 林業振動障害防止対策会議出席旅費(局) 46人 @5,329 245(245) (2) 林業現場実地視察旅費(局) 46人 @5,329 245(245) (3) チェーンソー取扱作業指導員活動旅費(署) 276人 @1,602 442(442)
	06081- 123-09-1010 庁 費		708	708		0	1 印刷製本費

要求番号	事項	前年度算額	25年度概算要求額	対前年度増減	備考
					(1) 林業振動障害防止対策会議資料等(局) 23局 @6,210 1.05 150(150) 2 通信運搬費 (1) 振動障害防止対策関係 133(133) ア 林業振動障害防止対策会議開催通知(局) 207通 @50 10(10) イ 林業振動障害防止対策資料送付(本省) 47局 @2,626 123(123) 3 会議費 (1) 林業振動障害防止対策会議賄費(局) 230人 @150 1.05 36(36) 4 雑役務費 (1) 林業振動障害防止対策資料購入費(本省) 200部 @1,850 1.05 389(389) 計 708(708)
10	林業に新規参入する労働者に係る労働災害防止対策推進事業	11,475	11,048	427	(要求要旨) 林業に新規参入する労働者に係る労働災害防止対策推進事業 林業においては、災害発生率が他の産業と比べて極めて高く、看過できない状況にある。近年の死亡災害の状況を見ると、間伐作業中における災害、不適切な方法による「かかり木」処理中における災害、複数の労働者が比較的接近して作業を行っていたことが原因の災害、経験年数3年未満の者のうち約87%が50歳代以上の者であるなど、他業種から林業に新たに参入した者による災害が目立つ。 さらに、今後、林野庁が策定した「森林林業再生プラン」の推進による林業雇用の拡大、東日本大震災の影響等から、林業に新規に参入する労働者は更に増加することが考えられ、死亡災害の増加が懸念されるところである。 一方、諸外国の林業においては、先進的な労働災害防止対策が行われており、効果をあげている。このため、先進的な対策を調査し、これを取り入れた体系的な林業労働災害防止対策ガイドライン案を策定するとともに、林業への新規参入者を使用する事業者に対して、当該ガイドラインに沿った指導を行い、その効果を検証しつつ、林業における労働災害防止を図る必要がある。 (説明資料 頁)
022	第三次産業労働災害防止対策支援等事業	0	101,135	101,135	1 林業に新規参入する労働者に係る労働災害防止対策推進事業 11,048(11,475) 1 第三次産業労働災害防止対策支援事業 24,220(0) 2 社会福祉施設における労働災害防止に係る支援 76,915(0) (説明資料 頁)
025	機械等の災害防止対策費	10,521	10,508	13	(要求要旨) (1) 危険有害な設備、プロセス、建設工法等については、その導入の段階で予め安全性、有害性を綿密に検討する必要があるため、その審査及び実地調査等を行う。

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							<p>新工法等検討委員会の開催 危険有害設備等の審査 (2) 労働安全衛生法において、一定の危険若しくは有害な作業を必要とする機械等について規格が定められているが、近年の技術の急激な進歩に伴いその内容の見直しが求められている。このため、「安全衛生関係構造規格検討委員会」を設置し、各機械等の規格について検討を行う。 「安全衛生関係構造規格検討委員会」の設置(本委員会、部会) メーカー、ユーザーに対するアンケート調査及びメーカーに対する製造実態調査 (3) ボイラー、クレーン等の検査検定等に係る業務については、登録機関等がその業務を実施しているが、これらに係る業務監督の強化の実施及び登録機関等の適正な運営の促進を図るための指導等を行う。 登録製造時等検査機関監督指導(本省) 検査業者監督指導(局署) 登録性能検査代行機関監督指導(局署) 登録個別検査代行機関監督指導(局署) 登録教習機関監督指導(局署) 指定試験場監督指導(局署)</p>
06081-129-06-0110	諸謝金		130	117		13	<p>1 新工法等検討委員会謝金 (8,100) 出席謝金 6人 @7,300 44(49)</p> <p>2 機械等の災害防止対策関係謝金(本省) 安全衛生関係構造規格検討委員会謝金 (8,100) 10人 @7,300 73(81)</p> <p>計 117(130)</p>
06081-122-08-2010	職員旅費	7,249		7,249		0	<p>1 機械等の災害防止対策関係旅費 7,249(7,249)</p> <p>(1) 新工法等実地調査旅費 2,705(2,705)</p> <p>(本省) 4人 @38,300 153(153)</p> <p>(局署) 744人 @3,430 2,552(2,552)</p> <p>(2) 危険有害設備等実地調査(局) 188人 @5,329 1,002(1,002)</p> <p>(3) 登録製造時等検査機関監督指導(本省) 14人 @38,300 536(536)</p> <p>(4) 検査業者等検査指導旅費(局) 564人 @5,329 3,006(3,006)</p>
06081-122-08-6010	委員等旅費		119	119		0	<p>1 機械等の災害防止対策関係旅費(本省) 119(119)</p> <p>(1) 新工法等実地調査旅費 1人 @39,500 40(40)</p> <p>(2) 安全衛生関係構造規格検討委員会出席旅費 2人 @39,500 79(79)</p>
06081-123-09-1010	庁費	3,023		3,023		0	<p>備品費 1 機械等の災害防止対策関係(構造規格等文献購入)(本省) 800冊 @2,000 1.05 1,680(1,680)</p> <p>印刷製本費</p>

要求 番号	事 項	前 予 年 算 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
040	特別安全衛生指導等経費	43,754	57,183	13,429	<p>1 機械等の災害防止対策関係(本省) 1,057(1,057)</p> <p>(1)新工法等検討委員会関係印刷費</p> <p>520部 @59 1.05 32(32)</p> <p>(2)安全衛生関係構造規格検討経費(アンケート調査、報告書等)</p> <p>1,500部 @650.8 1.05 1,025(1,025)</p> <p>通信運搬費</p> <p>1 機械等の災害防止対策関係(本省) 281(281)</p> <p>(1)新工法等検討委員会関係印刷物等送料</p> <p>47局 @740 35(35)</p> <p>(2)機械器具等メーカーアンケート調査票等送料</p> <p>47局 @2,626 123(123)</p> <p>(3)構造規格文献送料 47局 @2,626 123(123)</p> <p>会議費</p> <p>1 機械等の災害防止対策関係(本省) 5(5)</p> <p>(1)新工法等検討委員会賄 16人 @150 1.05 3(3)</p> <p>費</p> <p>(2)安全衛生関係構造規格検討委員会賄費</p> <p>10人 @150 1.05 2(2)</p> <p>計 3,023(3,023)</p> <p>(要求要旨)</p> <p>(1) 特別安全指導の実施 技術の進歩に伴い危険性の高い業種(石油化学工業等)及び災害発生率が著しく高く重大災害が多い業種(建設業等)について本省、局、署の専門職員による災害防止の指導を行う。 石油化学、建設業等に対する特別安全指導 港湾荷役業に対する個別指導等 発注機関に対する労働災害防止活動実施の指導等</p> <p>(2) 特別衛生監督の実施 職業性疾病の問題が社会的にも大きな問題になっていることから、有害物質等有害要因を有する作業場に対する職業性疾病及び振動障害の予防のための特別監督指導を実施し、労働者の健康管理及び一般の労働条件等の万全を期する必要がある。 特別衛生監督指導 林業関係事業に対する監督指導 労働衛生関係指導用手引等の作成</p> <p>(3) 特定労働災害調査分析費 災害原因を科学的に究明するため、労働者死傷病報告による労働災害を対象にその発生原因を多角的体系的に検討するとともに、毎年災害が多発している特定業務の特定災害の原因を総合的に調査し同種災害の防止対策の樹立に資する。 また、重篤な労働災害又は火災、爆発等の重大災害が発生したときは、徹底的な災害原因調査を行い、安全管理指導を継続して実施し、社会的に重大な災害、科学的、技術的に解明の困難な災害の場合は、学識経験者を中心とした総合科学調査団を派遣し、災害原因の徹底的究明を行い、同種災害の再発を防止する。 災害原因の統計分析 重篤災害等の災害調査の実施 重大災害発生件数 平成21年度 228件 平均 243件 平成22年度 245件 平成23年度 255件 死亡災害者数</p>

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							平成21年度 1,075件 平均 1,098件 平成22年度 1,195件 平成23年度 1,024件 東日本大震災を直接の原因とする死亡災害1,314人を除く 労働災害科学調査団の派遣
06081- 129-06-0110	諸 謝 金	24	22			2	1 特定労働災害調査分析費 (1) 労働災害科学調査団関係出席謝金(本省) (8,100) 3人 @7,300 22(24)
06081- 122-08-2010	職 員 旅 費	33,909	33,909			0	1 特定労働災害調査分析関係旅費 5,604(5,604) (1) 重篤災害調査指導旅費 5,374(5,374) (局) 267人 @5,329 1,423(1,423) (署) 2,466人 @1,602 3,951(3,951) (2) 労働災害科学調査団調査旅費(本省) 6人 @38,300 230(230) 2 特別安全指導の実施 14,549(14,549) (1) 石油化学等特別安全指導旅費(局署) 1,488人 @3,430 5,104(5,104) (2) 特別安全指導旅費(局署) 1,860人 @3,430 6,380(6,380) (3) 港湾荷役業個別指導等旅費(署) 90人 @7,385 665(665) (4) 発注機関等への労働災害防止活動指導等旅費(署) 325人 @7,385 2,400(2,400) 3 特別衛生監督の実施 13,756(13,756) (1) 職業病疾病等予防監督指導旅費(監督課) (局) 470人 @5,329 2,505(2,505) (署) 6,000人 @1,602 9,612(9,612) (2) 林業関係事業場集団監督指導旅費(監督課) (署) 1,023人 @1,602 1,639(1,639) 計 33,909(33,909)
06081- 122-08-6010	委 員 等 旅 費	115	115			0	1 特定労働災害調査分析費 (1) 労働災害科学調査団調査旅費(本省) 3人 @38,300 115(115)
06081- 123-09-1010	庁 費	9,706	23,137			13,431	備品費

要求 番号	事 項	前 予 年 算 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考			
							1 特別衛生監督の実施	16,224(2,793)	
							(1) 有害物質障害防止対策に係る監督指導に必要な経費			
							325署 @41,325	13,431(0)	
							(2) 労働衛生監督用図書購入費(監督課)			
							380冊 @7,000 1.05	2,793(2,793)	
							印刷製本費	4,890(4,890)	
							1 特定労働災害調査分析関係印刷(災害調査復命書)(本省)			
							697冊 @1,286 1.05	941(941)	
							2 特別安全指導関係	1,458(1,458)	
							(1) 特別安全指導用資料(本省)			
							9,500部 @20.4 1.05	203(203)	
							(2) 港湾荷役業個別指導用資料(局)			
							20局 @1,020 1.05	21(21)	
							(3) 発注者への労働災害防止活動用資料(局)			
							47局 @25,000 1.05	1,234(1,234)	
							3 特別衛生監督関係(監督課)	2,491(2,491)	
							(1) 有害物質労働衛生監督の手引			
							3,909部 @500 1.05	2,052(2,052)	
							(2) 林業関係事業場啓発宣伝用パンフレット			
							11,263部 @37.111 1.05	439(439)	
							(3) 林業関係事業場自主点検用印刷	0(0)	
							通信運搬費	305(305)	
							1 特定労働災害調査分析関係(災害復命書発送)(本省)			
							47局 @1,240	58(58)	
							2 特別衛生監督関係(監督課)			
							(1) 有害物質労働衛生監督の手引等発送費(本省)			
							47局 2箱 @2,626	247(247)	
							(2) 林業関係事業場自主点検表発送費(署)	0(0)	
							会議費			
							1 特別安全指導関係(局)	143(143)	
							(1) 港湾労働災害防止協議会賄費			
							200人 @150 1.05	32(32)	
							(2) 発注者安全衛生会議賄費	705人 @150 1.05	111(111)
							費 雑役務費			

要求 番号	事 項	前 予 年 算 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						1 特定労働災害調査分析関係(統計分析委託集計)(本省) 1式 @1,500,000 1.05 1,575(1,575) 計 23,137(9,706) (要求要旨) 派遣労働者・介護労働者・外国人労働者などの特定分野の労働者の労働条件の確保を図るため、これらの労働者を使用する事業主等を対象にした集団指導等の実施、外国人労働者相談コーナー等における相談対応等により、特定分野の労働者の安全衛生対策を推進する。 (1) 集団指導の実施 (2) パンフレット等の作成 (3) 自主点検の実施 (4) 自主点検調査員の配置 (5) 派遣労働者専門指導員の配置 (6) 外国人労働者相談コーナーの設置
060	特定分野の労働者の労働 災害防止活動促進費	108,031	155,687		47,656	
06081- 129-06-0110	諸 謝 金	74,927	109,049		34,122	1 派遣労働者の労働災害防止対策促進費(監督課) (1) 派遣労働者専門指導員謝金(署) 23人 @9,230 8日/月 12月 20,380(20,380) 2 外国人労働者の労働災害防止活動促進費 88,669(54,547) (1) 外国人労働者労働条件相談員謝金(局)(監督課) 4,508人 @12,100 54,547(54,547) (2) 自動車運転者労働時間等コンサルタント(仮称)謝金(局) (監督課) 47人 月5日 @12,100 12月 34,122(0) 計 109,049(74,927)
06081- 122-08-2010	職 員 旅 費	1,522	1,271		251	1 派遣労働者の労働災害防止対策促進費(監督課) (1) 派遣労働者の労働災害防止促進のための集団指導(局) 47局 1人 (2) 1回 @5,329 250(501) 2 介護労働者の労働災害防止活動促進費(監督課) (1) 集団指導職員旅費(労働局) 47局 1回 @5,329 250(250) 3 外国人労働者の労働災害防止活動促進費(監督課) (1) 集団指導職員旅費(労働局) 47局 1回 @5,329 250(250) (2) 集団指導職員旅費(署) 325署 1回 @1,602 521(521) 計 1,271(1,522)
06081- 122-08-6010	委 員 等 旅 費	0	15,028		15,028	1 自動車運転者の労働災害防止活動促進費(監督課) (1) 個別指導委員等旅費(局) 2,820回 @5,329 15,028(0)
06081- 123-09-1010	庁 費	31,582	30,339		1,243	1 印刷製本費 16,007(16,017) (1) 派遣労働者の労働災害防止対策促進費(本省)(監督課) 2,931(2,931)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考					
							ア 自主点検の作成	14,356部	@71	1.05	1,070(1,070)
							イ パンフレット(本省)	42,030部	@42.16	1.05	1,861(1,861)
							(2) 介護労働者の労働災害防止活動促進費(監督課)				1,511(1,521)
							ア パンフレットの作成	35,250部	@36.82	1.05	1,363(1,373)
							イ 集団指導開催通知	7,050部	@20	1.05	148(148)
							(3) 外国人労働者の労働災害防止活動促進費(監督課)				11,565(11,565)
							ア 「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」に基づく啓発指導				5,808(5,808)
							(ア) モデル雇入通知書の作成					
							42,352部	@42.16	1.05		1,875(1,875)
							(イ) 集団指導開催通知	7,050部	@20	1.05	148(148)
							(ウ) 外国人労働者用パンフレットの作成					
							85,500部	@42.16	1.05		3,785(3,785)
							イ 外国人労働者相談コーナーの充実					
							(ア) 外国人労働者相談コーナー広報用リーフレット					
							42,300部	@10.58	1.05		470(470)
							ウ 技能実習制度改正に伴う労働関係法令の適用等に関するパンフレット					
							(ア) 事業主向け	30,000部	@35.18		1,055(1,055)
							エ 労働者調査票作成費					
							(ア) 労働者向け				2,564(2,564)
							日本語	4,000部	@125		500(500)
							中国語	23,000部	@68		1,564(1,564)
							インドネシア語	2,000部	@125		250(250)
							ベトナム語	2,000部	@125		250(250)
							オ 相談事例集	28,000部	@59.57		1,668(1,668)
							2 通信運搬費				4,699(4,699)
							(1) 派遣労働者の労働災害防止対策促進費(監督課)				2,889(2,889)
							ア 自主点検発送費	14,356部	@120		1,723(1,723)
							イ 自主点検回収費	11,485部	@80		919(919)

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考		
							ウ パンフレット発送費 47局 2箱 @2,626	247(247)
							(2) 介護労働者の労働災害防止活動促進費(監督課)	811(811)
							ア 送料 47局 2箱 @2,626	247(247)
							イ 集団指導開催通知(労働局)		
							7,050通 @80	564(564)
							(3) 外国人労働者の労働災害防止活動促進費(監督課)	999(999)
							ア 送料 47局 5箱 @1,322	311(311)
							イ 集団指導開催通知(労働局)		
							7,050通 @80	564(564)
							ウ 労働者調査票発送費 47局 2箱 @1,320	124(124)
							3 借料及び損料	1,332(1,776)
							(1) 派遣労働者の労働災害防止対策促進費(監督課)		
							ア 集団指導会場借料(局 ⁽⁹⁴⁾ 47会場 @9,000 1.05	444(888)
							(2) 介護労働者の労働災害防止活動促進費(監督課)		
							ア 集団指導会場借料(労働局)		
							47回 @9,000 1.05	444(444)
							(3) 外国人労働者の労働災害防止活動促進費(監督課)		
							ア 集団指導会場借料(労働局)		
							47回 @9,000 1.05	444(444)
							4 賃金		
							(1) 派遣労働者の労働災害防止対策促進費(監督課)		
							ア 自主点検を円滑に実施するための点検調査員の配置(局)		
							16人 @6,700 7日/月 6月	4,502(4,502)
							5 雑役務費		
							(1) 外国人労働者の労働災害防止活動促進費(監督課)	3,338(4,588)
							ア 外国人労働者相談コーナーの充実		
							(ア) 特殊言語に係る通訳料(労働局)		
							72日 @29,070 1.05	2,198(2,198)
							イ 外国人労働者のためのホームページの修正	1,140(2,390)
							(ア) 翻訳	1,140(1,140)
							英語 20,000文字 @14	280(280)
							中国語 20,000文字 @12	240(240)

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						ボルトガル語 20,000文字 @16 320(320) スペイン語 20,000文字 @15 300(300) (イ)(前年度限りの経費)デザイン・作成 0(1250) 6 労働保険料 (1)自動車運転者労働時間等コンサルタント(仮称) 47人 @726,000 13.5/1000 461(0) 計 30,339(31,582) (要求要旨) 自主点検方式による特別監督指導の機能強化を図るための経費。 (1)自主点検実施調整会議 (2)事業者による自主点検の実施 全国 40,000事業場
080	自主点検方式による特別監督指導の機能強化					
06081-123-09-1010	庁 費	5,051	5,051	0		1 消耗品費 (1)自主点検方式による特別監督指導の機能強化(本省)(監督課) ア 自主点検送付用封筒 60,000枚 @4.1 1.05 258(258) 2 印刷製本費 (1)自主点検方式による特別監督指導の機能強化(監督課) ア 自主点検用紙 40,000部 @35 1.05 1,470(1,470) 3 通信運搬費 (1)自主点検方式による特別監督指導の機能強化(監督課) ア 自主点検表等発送 47局 1箱 @2,626 123(123) イ 自主点検表の送付 (ア)事業場あて発送分(労働局) 40,000部 @80 3,200(3,200) 計 5,051(5,051)
095	「労災かくし」の排除のための対策の推進	46,996	46,081	915		(要求要旨) 労働災害発生事実の隠蔽等を行う「労災かくし」が多発する状況が続くと、労働基準行政の的確な推進を揺るがすことになりかねないことから、その発生防止に徹底を目的とした、建設業者に対する集団指導及び事業場等に対する調査等を実施するために必要な経費である。 (1)全国健康保険協会との連携等による労災保険給付請求の勧奨(労災補償部) (2)建設業者に対する集団指導(監督課) (3)事業場及び医療機関に対する調査(監督課、労災補償部)
06081-129-06-0110	諸 謝 金	37,393	37,393	0		1 「労災かくし」の排除のための対策の推進 5,640人 @6,630 37,393(37,393)
06081-122-08-2010	職 員 旅 費	5,495	4,992	503		1 「労災かくし」の排除のための対策の推進(監督課、労災補償部) (1)特別指導等実施旅費(労働局) 4,992(5,495)

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							建設事業場(監督課、労災補償部) (2,937) 2,872人 @1,602 [員数内訳] 358,990(367,099)事業場(建設業のうち10人未満)×2% =7,180(7,342)事業場 7,180(7,342)事業場÷5事業場/日×2人=2,872(2,937)人 4,601(4,705)
							一般病院(外科)(労災補償部) (4,931) (0.1) 4,883病院 @1,602 0.05 391(790)
06081-	122-08-6010 委員等旅費	1,204		901		303	1 「労災かくし」の排除のための対策の推進(局)(労災補償部) (226) 169人 @5,329 [員数内訳 1人 × 47局 × 120日/年 × 0.04 = 226人] 901(1,204)
06081-	123-09-1010 庁費	2,904		2,795		109	印刷製本費 1 「労災かくし」の排除のための対策の推進 2,055(2,111) (1) 労災保険給付請求の勧奨(労災補償部) 1,996(2,052) パンフレット (47,000) (41.58) 28,200部 @39.38 1.05 1,166(2,052) [都道府県労働局 47局 × 600部] ポスター 14,100部 @56.07 1.05 830(0) [都道府県労働局 47局 × 300部] (2) 建設業者に対する集団指導の開催(監督課) 集団指導開催通知 47回 60通 @20 1.05 59(59) 通信運搬費 1 「労災かくし」の排除のための対策の推進 296(349) (1) 労災保険給付請求の勧奨(労災補償部) (2,626)(1) 47ヶ所 1箱 @740 2 70(123) (2) 建設業者に対する集団指導(局署)(監督課) 集団指導開催通知 47局 1回 60通 @80 226(226) 借料及び損料 1 「労災かくし」の排除のための対策の推進(局署)(監督課) (1) 集団指導会場借料 47回 @9,000 1.05 444(444) 計 2,795(2,904)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
100	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等	97,189	98,223		1,034	(要求要旨) トラック、バス等の自動車運転者については、依然として長時間労働の実態があり、また、労働基準法や最低賃金法、改善基準告示違反は高水準で推移していることから、「自動車運転者時間管理等指導員(仮称)」を配置や、パンフレットの作成等により、自動車運転者の安全衛生を推進する。
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金	61,420	61,420		0	1 自動車運転者時間管理等指導員(局) 282人 年間18事業場 @12,100 61,420(61,420)
	06081- 122-08-2010 職 員 旅 費	1,934	2,685		751	1 運送業への新規参入者に対する啓発指導 363人 @5,329 1,934(1,934) 2 自動車運転者の労働条件改善等に係る地方連絡会議出席 141人 @5,329 751(0) 計 2,685(1,934)
	06081- 122-08-6010 委 員 等 旅 費	7,514	7,514		0	1 自動車運転者時間管理等指導員旅費(局) 141人 年間10事業場 @5,329 7,514(7,514) [員数内訳 1人 × 47局 × 120日/年 × 0.25(要旅費率) = 141人]
	06081- 123-09-1010 庁 費	5,780	6,085		305	1 印刷製本費 4,170(3,865) (1) 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準パンフレット 92,950部 @41.58 3,865(3,865) (2) 自動車運転者の労働条件改善等に係る地方連絡会議資料 940部 @324 305(0) 2 借料及び損料 (1) 自動車運転者時間管理等指導員研修会場借料 47局 @22,000 1.05 1,086(1,086) 3 保険料 (1) 労働保険料 61,420,000 @13.5 / 1,000 829(829) 計 6,085(5,780)
	06081- 125-14-7527 労働災害防止対策事業委託費	20,541	20,519		22	(要求要旨) トラック、バス等の自動車運転者については、依然として長時間労働の実態にあり、他業種の労働者と著しい格差が生じている。また、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(以下「改善基準告示」という。)違反は高水準で推移しているところである。 さらに、運輸業に係る脳・心臓疾患の支給決定件数は全産業の2.6%(平成22年度)を占めており、全産業中で最も多くなっている。 これらの背景には、労働時間の設定が荷主等の発注方法に大きく影響されること、多重的な請負構造などがあり、長時間労働の抑制、改善基準の遵守定着が図られにくい状況にあると認められる。 このため、荷主を含めた協議会を設置させるとともに、自動車運行管理アドバイザー(仮称)による個別指導等を通じて、自動車運転者の長時間労働の削減を図ることとする。 荷主を含めた協議会の設置 自動車運行管理アドバイザー(仮称)に個別指導等 1 トラック運転者の労働条件改善事業 20,519 (0) 2 前年度限りの経費(自動車運転者の法規制及び実態に関する調査研究) 0 (23,271) (説明資料 頁)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考							
							1 9 年 度	2 0 年 度	2 1 年 度	2 2 年 度	2 3 年 度			
059	家内労働安全衛生管理費	17,905	39,094			21,189	予 算 額	(30,953)	(24,789)	(23,559)	(23,577)	(20,953)		
								30,953	24,789	23,559	23,577	20,953		
							(雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課)							
							(要求要旨)							
							家内労働をとりまく諸問題について、その実態の把握等を行い職業病の早期発見を図るとともに、家内労働安全衛生指導員による安全衛生指導及び健康相談会等により、災害防止のための適切な指導を行い、家内労働者の安全衛生管理体制の確立を図る。							
06081- 129-06-0110	諸 謝 金	7,629	6,240			1,389	(労働局)			6,240	(7,629)		
							1. 家内労働安全衛生指導員謝金							
							(1,050)							
							960人 @6,500			6,240	(6,825)		
							2. 家内労働者健康相談会医師謝金(前年度限りの経費)							
							(3)							
							0人 6時間 1日 @8,930 5ヶ所			0	(804)		
06081- 122-08-2010	職 員 旅 費	613	576			37	(本省)							
							1. 家内労働者健康相談会出席旅費							
							5人 @38,300			192	(192)		
							(労働局)							
							1. 家内労働安全衛生対策活動促進費(個別指導旅費)							
							(263)							
							240人 @1,602			384	(421)		
							計			576	(613)		
06081- 122-08-6010	委 員 等 旅 費	2,246	2,010			236	(労働局)			2,010	(2,246)		
							1. 家内労働安全衛生指導員旅費							
							(630)							
							576人 @3,430			1,976	(2,161)		
							2. 家内労働者健康相談会出席旅費			34	(85)		
							相談医出席旅費(前年度限りの経費)							
							(15)							
							0人 @3,430			0	(51)		
							家内労働安全衛生指導員	10人 @3,430		34	(34)		
06081- 123-09-1010	庁 費	7,417	5,551			1,866	(本省)			1,955	(2,020)		
							1. 印刷製本費			1,889	(1,948)		
							(1) 家内労働安全衛生対策活動促進費							
							家内労働者用手引き	18,000 部	(51.23)	@ 51.57	1.05	975	(968)
							(2) 家内労働安全衛生指導員経費							

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							指導手引 400部 @ 1,662 1.05 698(698)
							(3)作業環境改善調査・指導費
							指導要領 760部 @ 162 1.05 129(129)
							(4)家内労働安全・衛生自主点検実施費
							自主点検票 (30,000) 20,000枚 @ 4.13 1.05 87(130)
							(5)家内労働者健康相談会実施費(前年度限りの経費)
							相談会用資料印刷費 (500) 0部 @43.71 1.05 0(23)
							2.通信運搬費 66(72)
							(1)家内労働安全衛生対策活動促進費
							47局 @ 240 11(11)
							(2)作業環境改善調査・指導費
							368通 @ 120 44(44)
							(3)家内労働安全・衛生自主点検実施費
							47局 @ 240 11(11)
							(4)家内労働者健康相談実施費(前年度限りの経費)
							(5) 0局 @1,240 0(6)
							(労働局) 3,596(5,397)
							1.被服費
							家内労働安全衛生指導員経費 604(662)
							作業服 (35) 32人 @9,000 1.05 302(331)
							安全靴 (35) 32人 @9,000 1.05 302(331)
							2.印刷製本費 117(191)
							(1)家内労働安全・衛生自主点検実施費
							封筒 (30,000) 20,000枚 @5.55 1.05 117(175)
							(2)家内労働者健康相談会実施費(前年度限りの経費)
							申込書印刷費 (2,500) 0枚 @6.25 1.05 0(16)
							3.通信運搬費 2,550(3,865)
							(1)家内労働安全・衛生自主点検実施費

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							自主点検票郵送料 2,550(3,825)
							往) (30,000) 20,000通 @ 80 1,600(2,400)
							復) (15,000) 10,000通 @ 95 950(1,425)
							(2) 家内労働者健康相談会実施費(前年度限りの経費)
							相談会開催通知 (500) 0枚 @80 0(40)
							4. 借料及び損料(前年度限りの経費)
							家内労働者健康相談会会場借 (5) 料 0ヶ所 @60,000 0(300)
							5. 賃金 325(379)
							(1) 家内労働安全・衛生自主点検実施集計員賃金
							55人 (5,840) @5,900 325(321)
							(2) 家内労働者健康相談会準備補助者(前年度限りの経費)
							(10) 0人 @5,840 0(58)
							計 5,551(7,417)
06081-125-14-7527	労働災害防止対策事業委託費	0	24,717			24,717	家内労働者安全衛生確保事業 (説明資料 頁) 24,717(0)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
064	女性労働者健康管理等対策費	50,134	50,071			63	<p>19年度 20年度 21年度 22年度 23年度</p> <p>予 算 額 (25,793) (20,277) (18,910) (63,349) (57,953) (25,793 20,277 18,910 63,349 57,953)</p> <p>(雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課)</p> <p>(要求要旨) 最近、女性労働者の職場進出が著しいことなどから、女性労働者の特性に見合った健康管理対策、とくに母性の健康管理指導等を実施し、もって労働災害の予防等を図るための経費である。</p>
	06081- 111-05-0710 非常勤職員手当	308	254			54	<p>(労働局)</p> <p>母性健康管理指導医手当 (57) 47人 @ 5,400 254(308)</p>
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金	24	24			0	<p>委託事業企画書評価委員会出席謝金</p> <p>@8,100 3名 1事業 24(24)</p>
	06081- 122-08-2010 職 員 旅 費	762	762			0	<p>(労働局)</p> <p>1. 母性健康管理集団指導出席旅費</p> <p>94人 @ 5,329 501(501)</p> <p>[47局 × 2人 = 94人]</p> <p>2. 母性健康管理事業場指導旅費</p> <p>47人 @ 5,329 * 0.4 100(100)</p> <p>3. 小規模事業所の事業主に対する母性健康管理相談会出席旅費</p> <p>47人 @ 3,430 161(161)</p> <p>[47局 × 年(2-1(管内分1回除く))回 = 47人]</p>
	06081- 122-08-6010 委員等旅費	159	159			0	<p>母性健康管理指導医巡回指導旅費</p> <p>28人 @ 5,329 149(149) [47局 × 月1回 × 12月 × 0.1(要旅費率) × 0.5]</p> <p>委託事業企画書評価委員会出席旅費</p> <p>@3,430 3名 1事業 10(10)</p>
	06081- 123-09-1010 庁 費	13,283	13,293			10	<p>計 (本省)</p> <p>1. 印刷製本費 8,021(8,011)</p> <p>(1) 母性健康管理自主点検票</p> <p>10,000部 @ 4.32 1.05 45(45)</p> <p>10,000事業場 × 1 = 10,000部 軽(活字組み)印刷 表物 A4 9ポ</p>

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考		
							(2) 母性健康管理啓発用パンフレット 158,330部 (16.71) @16.77 1.05 2,788(2,778) 633,320人(18才~29才女性労働者)×0.75(除く女性労働者 50人以上)×1/3 158,330人 パンフレット印刷 10頁 B6		
							(3) 妊娠中の症状等に関する「指導事項連絡カード」等作成費 856,000 枚 @ 4.32 1.05 3,882(3,882) 年間出産数 1,070,000 人 × 0.4 (女性の雇用者割合) × 2枚 = 856,000 枚		
							2. 通信運搬費 1,200(1,200) (1) 母性健康管理啓発用パンフレット 282 個 @ 1,460 412(412) (2) 妊娠中の症状等に関する「指導事項連絡カード」等送料 3,752 通 @ 210 788(788) 産婦人科医 1,344人 + 市町村 1,724 + 47局 + 保健所 494 + 都道府県47 + 関係団体96 = 3,752		
							3. 雑役務費 妊娠中の症状等に関する「指導事項連絡カード」等原画料 @ 100,000 1.05 105(105)		
							4. 会議費 委託事業企画書評価委員会賄費 @150 3名 1事業 1.05 1(1) (労働局) 5,272(5,272)		
							1. 印刷製本費 小規模事業所の事業主に対する母性健康管理 相談会会議資料等作成費 14,100 部 @ 48.00 1.05 711(711)		
							2. 通信運搬費 母性健康管理自主点検票郵送料 20,000 枚 @ 80 1,600(1,600) [10,000 事業場 × 2 往復 = 20,000 通]		
							3. 借料及び損料 小規模事業所の事業主に対する母性健康管理相談会会場借料 47 回 @ 63,000 1 2,961(2,961)		

要求番号	事項	前年度 予算額	25年度 概算要求額		対前年度 比較増減	備考
						<p>学士会館 72人 2時間</p> <p>計 13,293(13,283)</p> <p>19 母性健康管理推進支援事業 35,579(35,598)</p> <p>(要求要旨) 男女雇用機会均等法に基づく事業主の義務である妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置が、事業所内において適切に実施されることが重要な課題になっているが、多くの女性が継続就業を阻む課題として妊娠中に現在の仕事を続けることが困難であることを挙げるなど、未だ母性健康管理における問題点は多い。 このため、女性労働者や事業主に対し、母性健康管理の実態やその措置に関する調査等を実施し、専門家による検討を行った上で、その検討結果を踏まえつつ、周知・啓発のための資料の作成・配布を行い、女性労働者・事業主に対し、母性健康管理に関する情報提供、周知・啓発を実施する。また、母性健康管理サイトを引き続き運営し、相談対応や情報提供を行う。 平成25年度は、女性労働者が多く重量物運搬作業のある業種(運輸業、介護施設等)に焦点をあて、妊産婦に対する負担の大きい作業を把握するとともに、専門家による検討委員会において、小規模事業所でも実施可能な具体的対策を検討する。(説明資料 頁)</p> <p>1. 専門委員会の開催及び調査の実施 5,346(5,364)</p> <p>委員数 10名(産業医、産婦人科医、保健師、看護師、労使代表者、対象業種関係者) 開催数 年5回 内容 母性健康管理に関する調査研究の実施 検討結果報告書の作成</p> <p>2. 働く女性の妊娠・出産に関する周知啓発 16,613(16,613)</p> <p>1の検討結果を踏まえた周知・啓発資料の作成、配布</p> <p>3. 母性健康管理サイトの管理・運営 11,926(11,926)</p> <p>取組の好事例の掲載等コンテンツの充実 メール相談の実施</p> <p>4. 消費税 1,694(1,695)</p>
070	労働災害防止対策強化推進委託費	35,598	35,579			
007	職業能力開発局分					
06081-125-14-7527	労働災害防止対策事業委託費	37,881	36,013		1,868	<p>19年度 20年度 21年度 22年度 23年度</p> <p>予 算 額 (57,394) (57,945) (54,953) (43,819) (40,269)</p> <p>57,394 57,945 54,953 43,819 40,269</p> <p>18 技能実習生に対する事故・疾病防止対策等の実施 36,013(37,881)</p> <p>(職業能力開発局外国人研修推進室)</p> <p>(要求要旨) 近年、国際化の進展等に伴い技能実習生の増加が顕著であり、これに伴い、技能実習生にかかる業務災害及び通勤災害による労災給付が増加している。このため、実習実施機関及び監理団体に対する安全衛生・健康確保等に対する周知・啓発及び適正な労災保険給付の確保をもって技能実習制度の適正かつ円滑な推進に資するものとする。(説明資料 頁)</p> <p>19年度 20年度 21年度 22年度 23年度</p> <p>予 算 額 144,123 (131,013) (126,520) (74,224) (27,735)</p> <p>131,013 126,520 74,224 27,735</p> <p>決 算 額 144,123 131,013 76,619</p>
072	小規模事業場産業保健活動支援促進事業のための経費					
06081-405-16-2091	小規模事業場産業保健活動支援促進事業費等補助金	11,180	0		11,180	

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考																		
						1 前年度限りの経費(小規模事業場の産業保健活動支援促進事業) 0(11,180)																		
075	労働安全衛生融資資金利 子補給費等経費					<table border="0"> <tr> <td></td> <td>19年度</td> <td>20年度</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> </tr> <tr> <td>予 算 額</td> <td>188,856</td> <td>(99,926) 99,926</td> <td>(228,017) 228,017</td> <td>(94,893) 94,893</td> <td>(184,756) 184,756</td> </tr> <tr> <td>決 算 額</td> <td>188,856</td> <td>99,926</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(要求要旨) 平成15年度末をもって制度廃止を行っている労働安全衛生融資事業の債権管理等に必要な経費である。</p>		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	予 算 額	188,856	(99,926) 99,926	(228,017) 228,017	(94,893) 94,893	(184,756) 184,756	決 算 額	188,856	99,926			
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度																			
予 算 額	188,856	(99,926) 99,926	(228,017) 228,017	(94,893) 94,893	(184,756) 184,756																			
決 算 額	188,856	99,926																						
06081- 405-16-4538	労働安全衛生融 資資金利子補給 等補助金	206,024	232,713		26,689	<p>補助根拠 予算補助 補助率 定額補助 補助先 独立行政法人労働者健康福祉機構</p> <p>1 労働安全衛生融資資金利子補給費等経費 232,713 (206,024)</p> <p>(1)貸倒引当金 207,718 (178,547) ア 25年度償却予定額 207,718千円</p> <p>(2)資金不足対応経費(銀行借入利息) 24,995 (27,477)</p>																		
080	労働災害防止対策費補助 金経費					1 労働災害防止対策費 1,161,949(1,516,444)																		
06081- 715-16-5550	労働災害防止対 策費補助金	1,516,444	1,161,949		354,495	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>19年度</td> <td>20年度</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> </tr> <tr> <td>予 算 額</td> <td>2,531,970</td> <td>(2,490,615) 2,490,615</td> <td>(2,721,654) 2,721,654</td> <td>(2,047,329) 2,047,329</td> <td>(1,843,709) 1,843,709</td> </tr> <tr> <td>決 算 額</td> <td>2,375,768</td> <td>2,366,266</td> <td>2,569,318</td> <td>1,971,384</td> <td>1,776,773</td> </tr> </table> <p>(要求要旨) 労働災害防止団体会法及び船員災害防止活動の促進に関する法律に基づき中央労働災害防止協会、業種別労働災害防止協会及び船員災害防止協会が自主的に労働災害防止を促進するための業務に要する費用の一部を補助する。 (根拠法令:労働災害防止団体会法第54条・船員災害防止活動の促進に関する法律第58条)</p> <p>1,161,949 (1,516,444)</p> <p>1.中央労働災害防止協会 補助率1/2相当 563,171 (804,155)</p> <p>2.業種別労働災害防止協会 補助率3/4相当 568,679 (682,190)</p> <p>3.船員災害防止協会 補助率3/4相当 30,099 (30,099)</p>		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	予 算 額	2,531,970	(2,490,615) 2,490,615	(2,721,654) 2,721,654	(2,047,329) 2,047,329	(1,843,709) 1,843,709	決 算 額	2,375,768	2,366,266	2,569,318	1,971,384	1,776,773
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度																			
予 算 額	2,531,970	(2,490,615) 2,490,615	(2,721,654) 2,721,654	(2,047,329) 2,047,329	(1,843,709) 1,843,709																			
決 算 額	2,375,768	2,366,266	2,569,318	1,971,384	1,776,773																			
083	製造業に対する特別労働 災害防止対策					(要求要旨) 近年の労働災害発生状況は、33年ぶりに2年連続増加するという緊急事態となっている。特に製造業は、障害の残るような重篤な災害が多発しており、中でも小規模零細事業場は、労働災害防止に関する取組意識が希薄であり、ノウハウも十分に蓄積されていない状況にある。 このため、第12次労働災害防止計画(平成25年度から5年間)においては、行政、労働災害防止団体、事業者団体及び民間専門家等が連携・協働し、労働災害防止対策を推進することとしている。今回、中央労働災害防止協会において製造業の小規模零細事業場に対する「集団指導」及び「個別バトルール指導」を実施することとし、これに要する費用を補助するものである。																		
06081- 715-16-5560	労働災害防止計 画推進費補助金	0	235,982		235,982	補助根拠 予算補助																		

要求 番号	事 項	前 予 算 年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						補助率 定額補助 補助先 中央労働災害防止協会
						1 労働災害防止計画推進費補助金 235,982 (0) (1) 小規模製造業に対する集団指導 100回 @484,350 48,435 (0) (2) 小規模製造業に対する個別指導 800事業場 @234,434 187,547 (0) (説明資料 頁)
085	産業医学振興経費					19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 (6,310,984) (6,058,235) (6,081,847) (5,316,934) (5,453,181) 決 算 額 6,302,056 6,017,745 5,941,493 5,181,784 5,453,181
						(要求要旨) 産業の発展、技術の進歩に伴って新しい生産方法、新しい物質が使用され、多種多様化した職業性疾病が発生している。このような現状に鑑み、職場における労働者の健康を管理する産業医の養成確保を図るとともに我が国産業医学の水準の向上を図るため、(財)産業医学振興財団が行う(学)産業医科大学の運営に対する助成の事業、産業医の資質の向上を図る事業、その他の事業について助成するものである。
06081- 715-16-5570	産業医学助成費補助金	4,998,166	5,062,578		64,412	(内訳「補助金」明細書) 5,062,578 (4,998,166) 1 財団法人産業医学振興財団運営費 2,058,429 (2,025,143) (1) 一般運営費 344,292 (362,042) (2) 産業医科大学修学資金 1,714,137 (1,663,101) 2 学校法人産業医科大学助成費 3,004,149 (2,973,023)
086	第三次産業における労働災害減少のための設備機器の開発事業	0	84,053		84,053	(要求要旨) (1) 第3次産業における労働災害は、労働災害に減少傾向が見られず、労働災害全体に占める割合が増加しており、具体的に有効な対策を講じることが喫緊の課題となっている。今後、一層の災害の減少を図るためには、労働災害が多発している現場の状況に応じた安全のための設備機器や全く新しい安全設備等の開発が不可欠であるが、アイデアや技術があっても研究開発費に資金を回す余裕が無い民間企業や業界団体等でのこれら安全機器の開発等は低調である。このため、民間企業や業界団体等における、労働災害を減少させるための安全設備等に係る設備機器開発に対し、それら開発等に係る経費の補助を行う。 ○ 第3次産業における労働災害減少のための設備機器開発費補助金 (2) 上記機器開発への補助の評価のため、検討委員会を設け、災害の発生状況及び科学技術の進展等業界のニーズに基づいた機器開発分野を設定し、当該分野に対し提案された課題について、内容の審査及び採択、並びに、開発終了後に当該開発設備機器の評価を行う。 ○ 第3次産業における労働災害減少のための設備機器開発費補助金評価検討事業
06081- 125-14-7527	労働災害防止対策事業委託費	0	4,053		4,053	(説明資料 頁)
06081- 715-16-5560	労働災害防止計画推進費補助金	0	80,000		80,000	(説明資料 頁)
088	安全衛生施設の改修等に必要経費(名称変更)	273,552	190,061		83,491	19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 (179,668) (312,151) (355,916) (302,294) (465,174) 179,668 312,151 355,916 302,294 345,713

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						計 190,061 (273,552)
						1 産業安全会館に係る解体工事のための設計 (要求要旨) 老朽化が著しいため、耐震工事を実施せず、解体を行う。平成25年度は、解体設計を行う。 12,363 (0)
						2 日本バイオアッセイ研究センターに係る耐震工事等のための基本検討 (要求要旨) 耐震診断の結果を踏まえ、改修等について検討を行う。 23,781 (0)
						3 日本バイオアッセイ研究センター施設整備 (要求要旨) 化学物質に起因する職業病の予防には、化学物質の有害性を事前に把握し、それに対応した対策を講じることが必要であり、この長期吸入実験等ができる施設を設置し、有害性調査制度の確立を図るものである。 (工事内容) (1) 機器の改造 66,892 (201,619)
						4 大阪安全衛生教育センターに係る施設整備 (要求要旨) 老朽化が著しいため、施設の改修等を行う。 17,255 (0)
						5 安全衛生総合会館施設等土地借料 (要求要旨) 平成7年度から5ヵ年計画で労働安全衛生を総合的に推進するための施設として「安全衛生総合会館」(以下「会館」という。)を建設したところである。 会館は、港区芝に旧産業安全研究所が所管する土地に労働保険特別会計で建設したところであるが、当該土地は一般会計所屬の土地であるため、労働保険特別会計の国有資産である会館に係る土地借料を労働保険特別会計から一般会計に繰り入れる必要等がある。 69,770 (71,933)
						[説明資料 頁]
06081-	202-08-2360 施設施工旅費	858	665		193	1 日本バイオアッセイ研究センターに係る耐震工事等のための基本検討経費 306(0)
						2 日本バイオアッセイ研究センター施設整備費 285(858)
						3 大阪安全衛生教育センターに係る施設整備費 74(0)
						計 665(858)
06081-	123-09-1010 庁 費	0	12,363		12,363	1 雑役務費 (1) 産業安全会館に係る解体工事のための設計経費 12,363(0)
06081-	203-09-2031 施設施工庁費	763	23,795		23,032	1 日本バイオアッセイ研究センターに係る耐震工事等のための基本検討経費 23,475(0)
						2 日本バイオアッセイ研究センター施設整備費 254(763)
						3 大阪安全衛生教育センターに係る施設整備費 66(0)
						計 23,795(763)
06081-	123-09-5010 土地建物借料	71,933	69,770		2,163	1 安全衛生総合会館等土地借料 31,371(32,307)
						2 産業安全会館土地借料 38,399(39,626)
						計 69,770(71,933)
06081-	204-15-0010 施設整備費	199,998	83,468		116,530	1 日本バイオアッセイ研究センター施設整備費 66,353(199,998)
						2 大阪安全衛生教育センターに係る施設整備費 17,115(0)
						計 83,468(199,998)
093	雇用均等指導員(均等担当)(仮称)の設置(新規)	0	29,790		29,790	

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課)
						(計画の概要)
						セクシュアルハラスメントに関する事項は、雇用均等室の相談や是正指導の中で、最も多くを占めており、特に、通院もしくはそれに相当する精神状態と思われる労働者からセクシュアルハラスメントに関する相談が増加していることから、雇用均等指導員(均等担当)(仮称)を配置し、精神障害の悪化及び再発を防止する。 (労働者災害補償保険法 第29条1項第3号)
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金	0	25,608		25,608	(労働局) 1. 雇用均等指導員(均等担当)(仮称)謝金 2,400日 @10,670 [大局10局×20日×12月=2,400日] 25,608(0)
	06081- 122-08-6010 委員等旅費	0	103		103	(労働局) 1. 雇用均等指導員(均等担当)(仮称)活動旅費 30日 @3,430 [大局10局×1日×12月×0.25(要旅費率)=30日] 103(0)
	06081- 123-09-1010 庁 費	0	4,079		4,079	(労働局) 1. 保険料 雇用均等指導員(均等担当)(仮称)経費 4,000(0) ア 健康保険料 2,400日 @10,670 50/1000 1,281(0) イ 厚生年金保険料 2,174(0) a 2,400日 @10,670 83.83/1000 5/12 895(0) b 2,400日 @10,670 85.6/1000 7/12 1,279(0) ウ 介護保険料 2,400日 @10,670 7.75/1000 199(0) エ 労働保険料 2,400日 @10,670 13.5/1000 346(0) 2. 児童手当拠出金 雇用均等指導員(均等担当)(仮称)経費 2,400日 @10,670 1.5/1000 39(0) 3. 職員厚生経費 雇用均等指導員(均等担当)(仮称)経費 10人 @3,817 1.05 40(0)
096	女性就業支援全国展開事業	83,152	80,372		2,780	(雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課) (要求要旨) 全国の女性関連施設等における女性就業支援が効果的、効率的に実施され、女性の就業促進と健康保持増進のための支援施策の全国的な充実が図られるよう、相談対応及び講師派遣等、女性関連施設等を支援する事業を実施する。

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							(労働者災害補償保険法第29条第1項第3号及び雇用保険法第62条第1項第5号)
							1. 事業の概要 女性関連施設等支援事業 全国の女性関連施設等に対する相談対応及び講師派遣 情報提供事業 イ 全国の女性関連施設等向け女性就業促進支援プログラム等の開発・提供 ロ 女性労働関係史料等の展示・保管・開示
							2. 委託先 民間団体等
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金	24	24			0	(本省) 1. 委託費に係る企画選定委員会に係る経費
							(1) 出席謝金 1時間 3人 8,100 24(24)
	06081- 122-08-6010 委員等旅費	10	10			0	(本省) 1. 委託費に係る企画選定委員会に係る経費
							(1) 出席旅費 3人 8,430 10(10)
	06081- 123-09-1010 庁 費	18,036	18,036			0	(本省) 施設運営経費 40,079(40,079) 雑役務費(労災勘定負担45%・雇用勘定負担55%) 40,079(40,079) 1 定期点検保守 26,665(26,665) (1) 日常運転保守料 24,486(24,486) (2) 管理システム保守料 179(179) (3) 空調冷暖房保守料 320(320) (4) リフト保守料 105(105) (5) ホール照明及び音響機器保守料 1,575(1,575) 2 庁舎清掃費 7,946(7,946) 3 害虫駆除費 479(479) 4 ごみ処理費 420(420) 5 警備委託費 4,107(4,107) 6 植栽管理 462(462)

要求 番号	事 項	前 予 年 算 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
06081- 123-09-5010	土地建物借料	17,950	17,394	556	労災勘定負担分 40,079千円 × 0.45 = 18,036千円 雇用勘定負担分 40,079千円 × 0.55 = 22,043千円
					$\begin{aligned} & \text{土地の評価額} \quad 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの評価額} \quad \begin{matrix} (28,698) \\ 27,809 \text{ 円} \end{matrix} \\ & \text{イ 労災勘定} \quad 625.48 \text{ m}^2 \text{ (面積の37\%)} \times \begin{matrix} (28,698) \\ 27,809 \text{ 円} \end{matrix} = \begin{matrix} (17,950,025) \\ 17,393,973 \text{ 円} \end{matrix} \\ & \text{ロ 雇用勘定} \quad 625.48 \text{ m}^2 \text{ (面積の37\%)} \times \begin{matrix} (28,698) \\ 27,809 \text{ 円} \end{matrix} = \begin{matrix} (17,950,025) \\ 17,393,973 \text{ 円} \end{matrix} \\ & \text{ハ 計(イ+ロ)} \quad \begin{matrix} (17,950) \\ 17,394 \text{ 千円} \end{matrix} + \begin{matrix} (17,950) \\ 17,394 \text{ 千円} \end{matrix} = \begin{matrix} (35,900) \\ 34,788 \text{ 千円} \end{matrix} \end{aligned}$
06081- 125-14-7527	労働災害防止対策事業委託費	47,132	44,908	2,224	(本省) 1. 女性就業全国展開支援事業委託費 [説明資料 頁] 44,908(47,132)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	06081- 122-08-6010 委員等旅費	791	0		791	2. 事業主指導旅費 (564) 0人 @3,430 [47局×月0(1)回×12月=0(564)人] 0(1,935)
						(労働局) 均衡待遇・正社員化推進奨励金支給事務費(前年度限りの経費) 0(791)
						1. 事業主向け説明会出席旅費 (10) 0人 @3,430 [10局×0(1)人×年1回=0(10)人] 0(34)
						2. 事業主指導旅費 (120) 0人 @3,430 [10局×月0(1)回×12月=0(120)人] 0(412)
						3. 雇用均等相談員会議出席旅費 (9) 0人 @38,300 [9局×0(1)人×年1回=0(9)人] 0(345)
	06081- 123-09-1010 庁費	9,555	0		9,555	(本省) 均衡待遇・正社員化推進奨励金支給事務費(前年度限りの経費) 0(4,055)
						1 印刷製本費 0(2,951)
						(1) 支給申請手引き (47,000) 0部 @36.65 1.05 [47局×0(1,000)部=0(47,000)部] 0(1,809)
						(2) 支給案内 (47,000) 0部 @14.51 1.05 [47局×0(1000)部=0(47,000)部] 0(716)
						(3) 支給申請書 (940) 0部 @140 1.05 [47局×0(20)部=0(940)部] 0(138)
						(4) 支給決定通知書 (940) 0部 @90 1.05 [47局×0(20)部=0(940)部] 0(89)
						(5) 奨励金業務手引き (112) 0部 @1,690 1.05 0(199)
						2 通信運搬費
						印刷物発送料 (47) 0局 @2,626 0(123)
						3 雑役務費
						文書保管料 0(981)
						(1) 入庫手数料 (1,468) 0箱 @200 1.05 0.2 0(62)

要求 番号	事 項	前 予 算 年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							(2) 保管料 (1,468) 0箱 (@170 + @20) 12ヵ月 1.05 0.2 0(703)
							(3) 入出庫料 (734) 0箱 (@400 + @500 + @500) 1.05 0.2 0(216)
							(労働局) 均衡待遇・正社員化推進奨励金支給事務費(前年度限りの経費) 0(5,500)
							1 印刷製本費 事業主向け説明会案内 (47,000) 0枚 @34.64 1.05 0(1,709) [47局×0(1,000)枚=0(47,000)枚]
							2 通信運搬費 0(420) (1) 事業主向け説明会案内 (4,700) 0枚 @80 0(376) [47局×年0(1)回×100枚=0(4,700)枚]
							(2) 支給決定通知書送料 (479) 0件 @80 0(38) [0(435)件(支給見込み)×1.1=0(479)件]
							(3) 支給申請書類不備等による返戻送料 (48) 0件 @120 0(6) [0(479)件×0.1=0(48)件]
							3 借料及び損料 事業主向け説明会会場借料 (24) 0回 @10,000 1.05 0(252) [47局×年0(1)回×0.5=0(24)回]
							4 賃金 事業主向け説明会開催準備 (47) 0回 @5,840 0(274)
							5 雇用均等相談員保険料 0(2,777) (1) 健康保険料 (2,400) 0人日 @7,500 50.0/1,000 0(900) (2) 介護保険料 (2,400) 0人日 @7,500 7.75/1000 0(140) (3) 厚生年金保険料 0(1,494) [0(2,400)人日 @7,500 82.06/1000 1/2 + 0(2,400)人日 @7,500 83.83/1000 1/2]

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
					(4) 労働保険料 (2,400) 0人日 @7,500 13.5/1000 0(243)
					6 児童手当拠出金 (2,400) 0人日 @7,500 1.5/1000 0(27)
					7 職員厚生経費 一般定期健康診断費 (10) 0人 @3,880 1.05 0(41)
					計 0(9,555)
100	就労条件総合調査費	23,803	23,609	194	19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 (24,808) (33,125) (34,899) (25,767) (31,224) 予 算 額 24,808 33,125 34,899 25,767 31,224
					(統計情報部 雇用・賃金福祉統計課 賃金福祉統計室)
					(要求要旨) 説明資料 頁 主要産業における企業の賃金制度、労働時間制度、定年制度などが大きく変化してきている。 このため、労働行政もこうした動きに的確に対応することが求められていることから、企業内の 就労条件に係る実態を総合的に調査し、労働行政の施策に資する基礎資料を得ることを目的とする。 なお、当該調査は、公共サービス改革法に基づく対象調査であり、平成20年度より市場化テスト を実施している。
					1. 調査対象 15大産業 (鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道 業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不 動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サ ービス業、生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業の うち家事サービスを除く。)、教育、学習支援業、医療、福祉、サービス 業(他に分類されないもの)(外国公務を除く))
					規模 常用労働者数30人以上規模の民間企業 企業数 6,200社
					2. 調査時期 平成26年1月
					3. 調査方法 郵送調査もしくは調査員調査
					4. 調査機関 厚生労働本省 - 民間委託業者 - 調査対象企業
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金	241	95	146	(本省) 1. 評価委員 (3) (20,100) (1) 4人 2回 @14,800 0.8 95(241)
	06081- 122-08-6010 委員等旅費	29	19	10	(本省) 1. 評価委員 (3) 4人 2回 @3,430 0.7 19(29)
	06081- 123-09-1010 庁 費	23,533	23,495	38	消耗品費 (本省) 276(276) 1. 磁気テープ 34本 @4,800 1.05 171(171)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考		
							2 . プリント用紙	20箱 @5,000 1.05	105(105)
							印刷製本費		
							(本省)		1,466(1,466)
							1 . 調査礼状	4,960枚 @4.84 1.05	25(25)
							2 . 報告書		1,441(1,441)
							(1) 結果概況	5,010部 @82 1.05	431(431)
							(2) 結果報告書	469部 @2,050 1.05	1,010(1,010)
							通信運搬費		
							(本省)		1,627(1,627)
							1 . 概況発送費(本省 企業)	4,960部 @240	1,190(1,190)
							2 . 調査礼状発送費	4,960通 @50	248(248)
							3 . 報告書発送費	419個 @450	189(189)
							借料及び損料		
							(本省)		
							1 . 評価委員会	(3) (33,495) 2回 @31,500	63(100)
							会議費		
							(本省)		
							1 . 評価委員会	(3) (120) 2回 10人 @150 1.05	3(4)
							雑役務費		
							(民間委託) 【 国庫債務負担行為 3 年計画最終年次 】		20,060(20,060)
							計		23,495(23,533)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
101	雇用均等行政情報化推進 経費					<p>19年度 20年度 21年度 22年度 23年度</p> <p>予 算 額 65,015 (97,304) (122,623) (72,532) (59,195) (97,304) (122,623) (72,532) (59,195)</p> <p>(雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課)</p> <p>(要求要旨) 企業における男女労働者の取扱い、育児・介護休業の状況等に係る事業場の基本情報についてデータベース管理を行うこと及び施行業務に係る電子決裁を進めることにより、雇用均等行政の効率化及び相談・指導業務の高度化を図る。 (労働者災害補償保険法第29条第1項第3号、雇用保険法第62条第1項第5号)</p>
06081-123-09-1040	情報処理業務庁 費	57,779	107,588		49,809	<p>(本省) 85,598(40,455)</p> <p>1. 借料及び損料 7,618(580)</p> <p>(1) グループウェア機能の使用 労働局総務情報システム利用料 (1,104,700) @830,421 1.05 1/2(雇用負担) 436(580)</p> <p>(2) 次期厚生労働省ネットワークシステムの使用 (国庫債務 負担行為5年計画2年次) @3,990 400台 9月 1/2 7,182(0)</p> <p>2. 雑役務費 77,980(39,875)</p> <p>(1) 前年度限りの経費(システム開発等経費) 事業場基本情報管理システム定常改修費 0(1,474) (10,498) (9,153) (0千円+ 0千円) 100/105 0.15 1/2(雇用勘定)</p> <p>(2) 前年度限りの経費(事業場台帳管理機能の改修) 0(26,100)</p> <p>(3) 端末・回線整備 統合ネットワーク(回線)使用料 (国庫債務負担行為5年計画3年次) (5,958,000) @5,230,000 1年 1.05 1/2(雇用負担) 2,746(3,128)</p> <p>(4) 事業場台帳管理機能サーバ及びソフトウェアの借料 (国庫債務負担行為5年計画5年次) @3,072,000 1年 1.05 1/2(雇用負担) 1,613(1,613)</p> <p>(5) 事業場台帳管理機能の運用保守 (国庫債務負担行為5年計画5年次) @14,400,000 1年 1.05 1/2(雇用負担) 7,560(7,560)</p> <p>(6) 事業場台帳管理機能サーバ及びソフトウェアの借料(更改 後) (国庫債務負担行為5年計画1年次) @225,000 1月 1.05 1/2(雇用負担) 118(0)</p> <p>(7) 事業場台帳管理機能の運用保守費(更改後) (国庫債務負担行為5年計画1年次) @1,314,000 1月 1.05 1/2(雇用負担) 690(0)</p>

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(8) 非互換改修費 @124,292,000 1.05 1/2(雇用負担) 65,253(0) (労働局) 21,990(17,324) 1. 消耗品費 端末装置にかかる消耗品費 プリンタ用カートリッジ 1,974(2,961) (3) 2 個 47 台 @40,000 1.05 1/2 (雇用負担) 2. 雑役務費 端末装置等の整備(局用) 20,016(14,363) (1) 端末用装置移設等に係る工事費用 (1,200,000) @724,000 1.05 1/2(雇用負担) 380(630) (2) 統合ネットワーク端末・プリンタ設備経費 端末等運用経費 (26,158,000) @22,726,908 1.05 1/2(雇用負担) 11,932(13,733) (3) 統合ネットワーク端末・プリンタ設備経費(システム更改 後)(国庫債務負担行為5年計画1年次) @4,891,500 3月 1.05 1/2(雇用負担) 7,704(0) 計 107,588(57,779)
2	010 独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費 01-06 独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費交付金に必要な経費	1,537,996	1,574,069		36,073	19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 1,694,025 (1,696,722) (1,736,995) (1,471,599) (1,560,323) 決 算 額 1,694,025 1,696,722 1,736,995 1,471,599 1,560,323
	06081- 305-16-8746 独立行政法人労働安全衛生総合研究所社会復帰促進等事業勘定運営費交付金					(要 求 要 旨) 独立行政法人労働安全衛生総合研究所において行う事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究に必要な経費である。(説明資料 頁) (中期目標の期間) 平成23年度~平成27年度(5年間) (中期目標の概要) 研究所が担うべき真に必要な業務に重点化するとともに統合的かつ効果的な実施を図ることにより、行政ミッション型研究所として調査及び研究の成果をさらに着実に上げ、社会の期待により一層応えていく。

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考																																																																																								
						(中期計画の予算) (単位:百万円) <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">区 別</td> <td style="text-align: right;">金 額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">収 入</td> </tr> <tr> <td>運営費交付金</td> <td style="text-align: right;">7,780</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設整備費補助金</td> <td style="text-align: right;">1,035</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>受託収入</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他収入</td> <td style="text-align: right;">2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">8,818</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">支 出</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td style="text-align: right;">3,531</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般管理費</td> <td style="text-align: right;">954</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>業務経費</td> <td style="text-align: right;">3,298</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設費</td> <td style="text-align: right;">1,035</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>受託経費</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">8,818</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> (注釈)金額欄の数値は四捨五入の関係で一致しないことがある。					区 別	金 額					収 入						運営費交付金	7,780					施設整備費補助金	1,035					受託収入	0					その他収入	2					計	8,818					支 出						人件費	3,531					一般管理費	954					業務経費	3,298					施設費	1,035					受託経費	0					計	8,818				
区 別	金 額																																																																																													
収 入																																																																																														
運営費交付金	7,780																																																																																													
施設整備費補助金	1,035																																																																																													
受託収入	0																																																																																													
その他収入	2																																																																																													
計	8,818																																																																																													
支 出																																																																																														
人件費	3,531																																																																																													
一般管理費	954																																																																																													
業務経費	3,298																																																																																													
施設費	1,035																																																																																													
受託経費	0																																																																																													
計	8,818																																																																																													
3	011 独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費 01-06 独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備に必要な経費 06081-305-16-4653 独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費補助金	56,076	55,667		409	<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">19年度</td> <td style="text-align: center;">20年度</td> <td style="text-align: center;">21年度</td> <td style="text-align: center;">22年度</td> <td style="text-align: center;">23年度</td> </tr> <tr> <td>予 算 額</td> <td style="text-align: right;">396,000</td> <td style="text-align: right;">(250,620) (250,620)</td> <td style="text-align: right;">(248,476) (248,476)</td> <td style="text-align: right;">(230,868) (230,868)</td> <td style="text-align: right;">(210,868) (210,868)</td> </tr> <tr> <td>決 算 額</td> <td style="text-align: right;">396,000</td> <td style="text-align: right;">250,620</td> <td style="text-align: right;">223,628</td> <td style="text-align: right;">230,708</td> <td style="text-align: right;">189,781</td> </tr> </table>		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	予 算 額	396,000	(250,620) (250,620)	(248,476) (248,476)	(230,868) (230,868)	(210,868) (210,868)	決 算 額	396,000	250,620	223,628	230,708	189,781																																																																						
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度																																																																																									
予 算 額	396,000	(250,620) (250,620)	(248,476) (248,476)	(230,868) (230,868)	(210,868) (210,868)																																																																																									
決 算 額	396,000	250,620	223,628	230,708	189,781																																																																																									
						(要 求 要 旨) 独立行政法人労働安全衛生総合研究所において行う事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究の確実かつ円滑な遂行を図るために必要な施設・設備の整備等の経費である。 1 多目的構造強度/信頼性実験室改修(新規) 26,670(0) 2 研究棟冷暖房設備改修 28,977(0) 3 前年度限りの経費 0(56,076) (1)液体攪拌帯電実験室改修 0(40,326) (2)中央監視装置改修 0(15,750) (説明資料 頁)																																																																																								

要求番号	事 項	前 年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考																		
	012 保 険 給 付 費					<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1 9 年 度</th> <th>2 0 年 度</th> <th>2 1 年 度</th> <th>2 2 年 度</th> <th>2 3 年 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予 算 額</td> <td>798,987,808</td> <td>(797,242,924) (797,242,924)</td> <td>(798,703,386) (798,703,386)</td> <td>(796,954,268) (796,954,268)</td> <td>(793,061,020) (793,061,020)</td> </tr> <tr> <td>決 算 額</td> <td>776,128,449</td> <td>770,673,343</td> <td>749,647,694</td> <td>744,457,177</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		1 9 年 度	2 0 年 度	2 1 年 度	2 2 年 度	2 3 年 度	予 算 額	798,987,808	(797,242,924) (797,242,924)	(798,703,386) (798,703,386)	(796,954,268) (796,954,268)	(793,061,020) (793,061,020)	決 算 額	776,128,449	770,673,343	749,647,694	744,457,177	
	1 9 年 度	2 0 年 度	2 1 年 度	2 2 年 度	2 3 年 度																			
予 算 額	798,987,808	(797,242,924) (797,242,924)	(798,703,386) (798,703,386)	(796,954,268) (796,954,268)	(793,061,020) (793,061,020)																			
決 算 額	776,128,449	770,673,343	749,647,694	744,457,177																				
4	01-06 保険給付に必要な経費	785,784,478	781,457,678		4,326,800	<p>(計画の大意) 「労働者災害補償保険法」に基づく保険給付に必要な経費である。 (説明資料 頁)</p>																		
	001 業務災害に要する経費																							
	06081- 509-21-6110 保険給付費	685,209,819	675,761,454		9,448,365																			
	006 通勤災害に要する経費																							
	06081- 509-21-6110 保険給付費	92,246,611	97,416,213		5,169,602																			
	008 その他の経費(二次健康診断等給付)																							
	06081- 509-21-6110 保険給付費	862,260	859,493		2,767	<p>1. 二次健康診断等給付の実施 近年、労働者が業務上の事由によって脳・心臓疾患を発症し突然死などの重大な事態に至る「過労死」等の事案が増加傾向にある。こうした「過労死」等の原因である脳・心臓疾患については、発症前の段階における予防が有効であるので、二次健康診断等に係る給付を実施し、労働者の健康確保に資する。</p> <p>(1) 給付対象者 - 労働安全衛生法に基づく定期健康診断等において、肥満、血圧、血糖、血中脂質の4項目全てについて異常所見が認められた者で、脳、心臓疾患の症状を有していないもの。</p> <p>(2) 給付内容 ア 二次健康診断 負荷心電図検査又は心エコー検査、頸部エコー検査、空腹時血糖検査及びHbA1C(ヘモグロビン・エー・ワン・シー)検査、空腹時血中脂質検査、微量アルブミン尿検査 イ 特定保健指導 栄養指導、運動指導、生活指導</p>																		
	010 石綿による健康被害者の救済に要する経費																							
	06081- 509-21-6110 保険給付費	7,465,788	7,420,518		45,270	<p>1. 特別遺族給付金の支給 石綿にさらされることにより発症する指定疾病その他厚生労働省令で定める疾病により死亡した労働者等(死亡労働者等)の遺族であって、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅したものに対して、特別遺族年金等を支給する(石綿による健康被害者の救済に関する法律)。</p>																		
	013 職務上年金給付費年金特別会計へ繰入																							
5	01-06 職務上年金給付費の財源の年金特別会計厚生年金勘定へ繰入れに必要な経費					<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2 1 年 度</th> <th>2 2 年 度</th> <th>2 3 年 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予 算 額</td> <td>1,942,638</td> <td>(11,039,922) (11,039,922)</td> <td>(10,542,385) (10,542,385)</td> </tr> <tr> <td>決 算 額</td> <td>1,942,638</td> <td>10,990,018</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		2 1 年 度	2 2 年 度	2 3 年 度	予 算 額	1,942,638	(11,039,922) (11,039,922)	(10,542,385) (10,542,385)	決 算 額	1,942,638	10,990,018							
	2 1 年 度	2 2 年 度	2 3 年 度																					
予 算 額	1,942,638	(11,039,922) (11,039,922)	(10,542,385) (10,542,385)																					
決 算 額	1,942,638	10,990,018																						

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考														
6	06081- 306-22-4131 年金特別会計厚生年金勘定へ繰入	10,272,903	9,746,115		526,788	(計画の概要) 「国民年金法の一部を改正する法律」(昭和60年法律第34号)に基づく年金特別会計厚生年金勘定への繰入れに必要な経費である。(説明資料 頁)														
	014 職務上年金給付費等交付金 01-06 職務上年金給付費等交付金に必要な経費					<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2 1 年度</th> <th>2 2 年度</th> <th>2 3 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予 算 額</td> <td>1,304,294</td> <td>(7,799,329) (7,799,329)</td> <td>(8,244,969) (8,244,969)</td> </tr> <tr> <td>決 算 額</td> <td>1,304,294</td> <td>7,799,329</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		2 1 年度	2 2 年度	2 3 年度	予 算 額	1,304,294	(7,799,329) (7,799,329)	(8,244,969) (8,244,969)	決 算 額	1,304,294	7,799,329			
	2 1 年度	2 2 年度	2 3 年度																	
予 算 額	1,304,294	(7,799,329) (7,799,329)	(8,244,969) (8,244,969)																	
決 算 額	1,304,294	7,799,329																		
7	06081- 305-16-8472 職務上年金給付費等交付金	7,209,969	6,306,295		903,674	(計画の概要) 船員保険の統合に伴う施行日前に支給事由の生じた職務上年金給付費及び職務上疾病給付費相当分に係る全国健康保険協会に対する交付金である。(説明資料 頁)														
	015 社会復帰促進等事業費 01-06 被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要な経費 001 労災保険相談員等設置費	157,163,395 795,033	152,601,465 563,197		4,561,930 231,836	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2 0 年度</th> <th>2 1 年度</th> <th>2 2 年度</th> <th>2 3 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予 算 額</td> <td>167,508,318</td> <td>172,596,806</td> <td>162,349,176</td> <td>(172,917,774) (156,608,072)</td> </tr> <tr> <td>決 算 額</td> <td>158,696,233</td> <td>161,224,702</td> <td>148,691,120</td> <td>165,338,134</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 9 年度 2 0 年度 2 1 年度 2 2 年度 2 3 年度</p> <p>予 算 額 10,458 (3,799) (3,799) (2,973) (2,973) (4,873) (4,873) (4,742) (4,742)</p> <p>(計画の概要) 社会復帰促進等事業を円滑かつ適正に実施するため各種検討会の設置、社会復帰促進等事業に係る相談業務等に必要な経費である。(説明資料 頁)</p> <p>(中事項) 労災保険相談員設置経費と統合 委託先：一般競争入札により選定</p> <p>検討会の概要等</p> <p>1. 社会復帰促進等事業に関する検討会 ：社会復帰促進等事業に関し、使用者団体の代表と行政とが検討する場を設け、社会復帰促進等事業の状況を説明するとともに、その円滑な実施や在り方について意見交換を行う。 ・委員数 8名 ・開催回数 年3回</p> <p>2. 社会復帰促進等事業に関する専門家会議等 ：近年の労働災害の多様化や災害科学の進歩等にかんがみ、これらの諸情勢に即した傷病労働者の保護を図るため、アフターケアの具体的な給付内容や義肢装具の支給内容等の検討等の在り方について専門による検討を行う。 (1) 専門家会議 ・委員数 15名 ・開催回数 年3回 (2) 分科会 アフターケアに関する分科会 義肢等の支給体系に関する分科会 義肢等の技術開発に関する分科会 ・委員数 各会5名 ・開催回数 各会年2回</p> <p>3. 企画書評価委員会 ：企画競争により事業委託先を選定する際に、透明性及び公平性を確保する観点から、外部有識者等を委員として構成する企画書評価委員会を開催し、適正な評価及び委託先選定を行う。 ・委員数 各会3名 ・開催回数 4(6)回</p>		2 0 年度	2 1 年度	2 2 年度	2 3 年度	予 算 額	167,508,318	172,596,806	162,349,176	(172,917,774) (156,608,072)	決 算 額	158,696,233	161,224,702	148,691,120
	2 0 年度	2 1 年度	2 2 年度	2 3 年度																
予 算 額	167,508,318	172,596,806	162,349,176	(172,917,774) (156,608,072)																
決 算 額	158,696,233	161,224,702	148,691,120	165,338,134																

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							4. 公共サービス改革法に基づく民間競争入札導入に向けての事業評価検討会(新規) : 労災ケアサポート事業及び労災特別介護支援事業については、平成26年度から「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく民間競争入札を導入するため、民間競争入札導入前後の評価を実施・比較し、民間競争入札導入の成果を検証する必要がある。このため、介護サービスを受ける労災重度被災労働者に身体的・精神的負担を生じさせることとならない具体的な評価手法等を検討するための外部委員から構成される検討会を設置する。 ・委員数 4名 ・開催回数 年4回 5. 社会保障審議会国立病院法人部会(仮称)(新規) : 独立行政法人労働者健康福祉機構の新法人への移行に伴い、新法人の基本方針などの検討の場として社会保障審議会国立病院法人部会を設置する。 ・委員数 7名 ・開催回数 年10回(労災勘定負担分は5回)
06081-111-05-0200	委員手当	0	645			645	1 社会保障審議会国立病院法人部会 645(0) (1) 出席謝金〔部会長〕 1人 @20,900 5回 105(0) (2) 出席謝金〔委員〕 6人 @18,000 5回 540(0)
06081-129-06-0110	諸謝金	631,917	451,440			180,477	1 労災保険相談員 450,627(631,107) (1) 労働基準監督署担当 450,627(450,627) ア 16日勤務 288人 16日 12月 @6,630 366,612(366,612) イ 12日勤務 88人 12日 12月 @6,630 84,015(84,015) (2) 前年度限りの経費(コールセンター担当) (180,480) 2 社会復帰促進等事業に関する検討会 出席謝金 (8,100) 22人 @7,300 161(178) [委員 8人 * 年3回 * 0.9(出席率) = 22人] 3 社会復帰促進等事業に関する専門家会議等 438(486) (1) 専門家会議出席謝金 (8,100) 36人 @7,300 263(292) [(委員 15人) * 年3回 * 0.8(出席率) = 36人] (2) 分科会出席謝金 (8,100) 24人 @7,300 175(194) [委員5人 * 年2回 * 3分科会 * 0.8(出席率) = 24人] 4 企画書評価委員会 出席謝金 (8,100)(6) 3人 @7,300 4事業 88(146) 5 公共サービス改革法に基づく民間競争入札導入に向けての事業 評価検討会 126(0)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
					(1) 出席謝金〔委員長〕 1人 @9,500 4回 38(0)
					(2) 出席謝金〔委員〕 3人 @7,300 4回 88(0)
					計 451,440(631,917)
06081- 122-08-2010	職員旅費	1,369	1,369	0	1 社会復帰促進等事業施設運営状況調査旅費 24箇所 年2回 0.9(要旅費率) @31,700 1,369(1,369)
06081- 122-08-6010	委員等旅費	3,281	3,955	674	1 労災保険相談員活動旅費 1,925(2,648)
					(1) 労働基準監督署担当 376人 年12回 @1,602 ^(0.2) / _{0.1} 723(1,446)
					(2) 労働基準監督署担当(研修旅費) 376人 年1回 @6,394 0.5(要旅費率) 1,202(1,202)
					2 社会復帰促進等事業に関する検討会 出席旅費 4人 @39,500 158(158) 〔委員8人 * 年3回 * 0.9(出席率) * 0.2(要旅費率) = 4人〕
					3 社会復帰促進等事業に関する専門家会議等 475(475)
					(1) 専門家会議出席旅費 7人 @39,500 277(277) 〔委員15人 * 年3回 * 0.8(出席率) * 0.2(要旅費率) = 7人〕
					(2) 分科会出席旅費 5人 @39,500 198(198) 〔委員5人 * 年2回 * 3分科会 * 0.8(出席率) * 0.2(要旅費率) = 5人〕
					4 公共サービス改革法に基づく民間競争入札導入に向けての事業 評価検討会 出席旅費 4人 @3,430 4回 55(0)
					5 社会保障審議会国立病院法人部会 出席旅費 7人 @38,340 5回 1,342(0)
06081- 123-09-1010	庁費	131,342	62,133	69,209	計 3,955(3,281)
					1 前年度限りの経費(備品費) 0(552)
					2 消耗品費 1,070(4,354)
					(1) コピー用紙 987(1,973)
					ア A4 (2,400) 1,200箱 @760 1.05 958(1,915)
					イ A3 (50) 25箱 @1,100 1.05 29(58)

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考		
							(50) 25箱 @3,180 1.05	83(167)
							(2) ステープラー針		
							(3) 前年度限りの経費(コールセンター用消耗品)	0(2,214)
							3 借料及び損料	76(24,546)
							(1) 公共サービス改革法に基づく民間競争入札導入に向けての 事業評価検討会		
							ア 会場借上料 @18,000 4回 1.05	76(0)
							(2) 前年度限りの経費(コールセンター機器等借料)	0(24,546)
							4 印刷製本費	1,945(2,072)
							(1) ポスター作成費 @15.49 96,459部 1.05 (47局*10枚+321署*20枚+指定医療機関89,569力所=96,459部)	1,569(1,569)
							(2) 社会復帰促進等事業に関する検討会	188(241)
							ア 検討会資料 54部 @1,797 1.05 〔(委員8人+本省10人)*年3回=54部〕	102(102)
							イ 報告書 (38) (3,472) 23部 @3,575 1.05 〔委員8部+本省10部+保存用5部=23部〕	86(139)
							(3) 社会復帰促進等事業に関する専門家会議等	188(262)
							ア 専門家会議資料 75部 (882) @729 1.05 〔(委員15人+本省10人)*年3回=75部〕	57(69)
							イ 分科会資料 60部 (882) @729 1.05 〔(委員5人+本省5人)*年2回*3分科会=60部〕	46(56)
							ウ 報告書 (75) (1,745) 45部 @1,797 1.05 〔専門家会議21(45)部+分科会8(10)部*3分科会=45(75)部〕	85(137)
							5 通信運搬費	620(7,459)
							(1) ポスター送料 @2,626 47局 5箱	617(617)
							(2) 公共サービス改革法に基づく民間競争入札導入に向けての事 業評価検討会	3(0)
							ア 検討会開催案内 4人 @80 4回	1(0)
							イ 検討会資料送付 4人 @120 4回	2(0)
							(3) 前年度限りの経費(電話基本料等)	(6,842)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考	
							6 前年度限りの経費(光熱水料)	0(7,710)
							(1) 電気料	0(6,197)
							(2) 水道料	0(993)
							(3) ガス料	0(520)
							7 保険料	55,472(81,253)
							(1) 健康保険料	18,331(27,355)
							ア 労災保険相談員 366,612千円 0.0500	18,331(18,331)
							イ 前年度限りの経費(総括相談指導員等)	0(9,024)
							(2) 厚生年金	31,058(45,378)
							ア 労災保険相談員	31,058(30,409)
							(ア) 4月~9月 366,612千円 (0.08206) 0.08383 6/12月	15,367(15,042)
							(イ) 10月~3月 366,612千円 (0.08383) 0.08560 6/12月	15,691(15,367)
							イ 前年度限りの経費(総括相談指導員等)	0(14,969)
							(3) 労働保険料	6,083(8,520)
							ア 労災保険相談員(16日勤務)	
							366,612千円 0.01350	4,949(4,949)
							イ 労災保険相談員(12日勤務)	
							84,015千円 0.01350	1,134(1,134)
							ウ 前年度限りの経費(総括相談指導員等)	0(2,437)
							8 児童手当拠出金	550(821)
							(1) 労災保険相談員 366,612千円 0.0015	550(550)
							(2) 前年度限りの経費(総括相談指導員等)	0(271)
							9 職員厚生経費	
							(1) 健康診断料 (477) (3,880) 376人 ③3,817 1.05	1,507(1,943)
							10 会議費	36(27)
							(1) 社会復帰促進等事業に関する検討会	
							検討会賄費 52人 @150 1.05	8(8)
							[委員 8人 * 年3回 * 0.9(出席率) + 本省10人 * 年3回 = 52人]	
							(2) 社会復帰促進等事業に関する専門家会議等	19(19)
							ア 専門家会議賄費 66人 @150 1.05	10(10)
							[委員15人 * 年3回 * 0.8(出席率) + 本省10人 * 年3回 = 66人]	

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						イ 分科会賄費 54人 @150 1.05 9(9) 〔 委員5人 * 年2回 * 3分科会 * 0.8(出席率) + {本省5人 * 年2回 * 3分科会} = 54人 〕 (3) 公共サービス改革法に基づく民間競争入札導入に向けての事業評価検討会
						検討会賄費 4人 @150 4回 1.05 3(0) (4) 社会保障審議会国立病院法人部会
						検討会賄費 7人 @150 5回 1.05 6(0)
						1 1 雑役務費 857(605) (1) 社会復帰促進等事業に関する検討会
						会議速記料 6時間 @24,000 1.05 151(151) 〔 年3回 * 2時間 = 6時間 〕
						(2) 社会復帰促進等事業に関する専門家会議等
						会議速記料 18時間 @24,000 1.05 454(454) 〔 {年3回+ (年2回 * 3分科会)} * 2時間 = 18時間 〕
						(3) 社会保障審議会国立病院法人部会
						会議速記料 10時間 @24,000 1.05 252(0) 〔 年5回 * 2時間 = 10時間 〕
						計 62,133(131,342)
	06081- 123-09-5010 土地建物借料	27,124	0		27,124	1 前年度限りの経費(コールセンター事務所借料) (1) コールセンター事務所借料 0(27,124)
	06081- 125-14-6583 社会復帰促進等事業委託費	0	43,655		43,655	1 事業費 41,576(0) 2 消費税相当額 2,079(0) 計 43,655(0)
	006 外科後処置費	36,137	67,019		30,882	1 9年度 2 0年度 2 1年度 2 2年度 2 3年度 予 算 額 37,707 (27,121) (25,669) (48,625) (52,461) 27,121 25,669 48,625 52,461
	06081- 122-08-7360 社会復帰促進等旅費	1,042	1,270		228	(計画の概要) 義肢装着のための断端部の再手術、顔面醜状の軽減のための再手術など、労働能力の回復、醜状軽減を目的とする外科後処置に必要な経費である。(説明資料 頁) 委託先：労災病院、(独)国立病院機構、厚生年金病院等

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						1 外科後処置に要する旅費(既定分) (10) (104,178) 8人 @92,222 738(1,042)
						2 外科後処置に要する旅費(拡充分) 40人 @53,137 0.25 532(0)
						計 1,270(1,042)
06081- 125-14-6583	社会復帰促進等 事業委託費	35,095	65,749		30,654	1 25年度見込み額(既定分) 41,087(35,095) 2 25年度見込み額(拡充分) 24,662(0) 計 65,749(35,095)
007	義肢等補装具支給経費	2,573,345	2,527,252		46,093	19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 2,467,546 (2,675,823) (2,901,744) (3,005,585) (2,688,335) 2,675,823 2,901,744 3,005,585 2,688,335
						(計画の概要) 業務災害又は通勤災害により傷病を被ったことにより、四肢喪失又は機能障害が残った者に対して、社会復帰の促進を目的として義肢等補装具の支給を行う。(説明資料 頁)
06081- 509-06-6320	補装具等支給費	2,565,596	2,520,432		45,164	1 25年度見込み額 2,520,432(2,565,596)
06081- 122-08-7360	社会復帰促進等 旅費	2,593	1,673		920	1 補装具等支給に要する旅費(運賃及び日当) (72) (36,010) 33人 @50,697 1,673(2,593)
06081- 123-09-1010	庁 費	5,156	5,147		9	1 印刷製本費 (1) 義肢等補装具パンフレット作成費 (95,200) (51.23) 94,400部 @51.57 1.05 5,112(5,121)
						2 通信運搬費 (1) 義肢等補装具パンフレット発送費 47局 @740 35(35)
						計 5,147(5,156)
009	特殊疾病アフターケア実 施費	3,352,003	3,486,742		134,739	19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 3,397,736 (3,324,684) (3,673,526) (3,411,822) (3,449,226) 3,324,684 3,673,526 3,411,822 3,449,226
						(計画の概要) 業務災害等による精神神経等特殊疫病の被災労働者に対して早期社会復帰のため定期的な健康管理を行うために必要な経費である。(説明資料 頁)
06081- 122-08-7360	社会復帰促進等 旅費	64,128	50,730		13,398	1 アフターケアの通院費 (9,267) (6,920) 7,332人 @6,919 50,730(64,128)
06081- 123-09-1010	庁 費	31,408	25,090		6,318	1 消耗品費 14,656(21,266) (1) 容器付浣腸剤 (159,135) 100,395個 @110 1.05 11,596(18,380)

要求番号	事 項	前 予 算 年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(10,609) [11,155人 * 0.15 (0.25) (支給率) * (159,135) 年60回 = 100,395]
						(2) 健康管理手帳用カバー
						(15,268) 16,191個 @180 1.05 3,060(2,886)
						2 印刷製本費 10,399(10,107)
						(1) 健康管理手帳
						(15,268) 16,191冊 @290 1.05 4,930(4,649)
						(2) 健康管理手帳用窓付き封筒
						(15,268) 16,191枚 @21 1.05 357(337)
						[既定分] せき髄損傷11,155(10,609)人 頭頸部外傷症候群等892(846)人 尿路系障害520(450)人 慢性肝炎409(347)人 白内障等の眼疾患4,625(4,252)人 振動障害2,178(2,060)人 大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼骨折2,129(1,831)人 人工関節・人工骨頭置換6,121(5,458)人 慢性化膿性骨髄炎555(538)人 虚血性心疾患等144(133)人 尿路系腫瘍34(21)人 脳の器質性障害8,341(8,558)人 外傷による末梢神経損傷2,254(1,807)人 熱傷481(422)人 サリン中毒20(17)人 精神障害222(165)人 循環器障害161(132)人 呼吸機能障害115(114)人 消化器障害152(147)人 炭鉱災害による一酸化炭素中毒48(39)人
						・3年間有効 [+ + + ~ + ~ =24,520人 / 3] ... 8,173(7,410)冊
						・2年間有効 [+ + + = 16,036人 / 2 8,018(7,858)冊
						計 16,191(15,268)冊
						(3) アフターケアパンフレット作成費
						(95,200) (51.23) 94,400部 @51.57 1.05 5,112(5,121)
						3 通信運搬費
						(1) パンフレット発送料 47局 @740 35(35)
						計 25,090(31,408)
	06081- 125-14-6583 社会復帰促進等 事業委託費	3,256,467	3,410,922	154,455	1	2 5 年度見込み額 3,410,922(3,256,467)
	016 社会復帰特別対策援護経 費	432,908	471,518	38,610		1 9 年度 2 0 年度 2 1 年度 2 2 年度 2 3 年度
						予 算 額 502,603 (506,974) (506,974) (586,286) (586,286) (396,823) (396,823) (443,305) (443,305)
						(計画の概要) 振動障害等の被災労働者に対する社会復帰対策を講ずるための経費である。
						・振動障害者等社会復帰特別援護経費

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(口) 中小企業 1人 6月 @100,000 600(600) (2) 振動障害者等訓練・講習経費 250(250) <振動障害> 1人 @100,000 100(100) <頸肩腕症候群、頭頸部外傷症候群、腰痛> 1人 6月 @25,000 150(150) (3) 振動障害者指導員経費 1人 12月 @150,000 1,800(1,800) 3. 振動障害者職業復帰促進事業特別奨励金 6,500(6,500) 振動障害者が治癒した者(治癒後1年以内)が共同で事業を行う場合に、その事業の開始に要した費用を援助するための奨励金。 イ. 3~5人 1件 @2,500,000 ロ. 6~7人 1件 @4,000,000 計 471,027(432,419) 1 印刷製本費 (1) 社会復帰特別援護パンフレット (39.20) 11,030枚 @39.38 1.05 456(454) 労働局 47局 * 15部 = 705 部 監督署 325署 * 15部 = 4,875 部 安定所 545所 * 10部 = 5,450 部 計 11,030 部 2 通信運搬費 (1) パンフレット発送料 47局 @740 35(35) 計 491(489)
06081- 123-09-1010	庁 費		489	491	2	
018	障害者職業能力開発校経費					
004	障害者職業能力開発校施設整備費		218,631	206,975	11,656	(青 H00) 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 (336,041) (323,685) (304,704) (243,763) (238,229) 336,041 323,685 304,704 243,763 238,229
06081- 202-08-2360	施設施工旅費		864	355	509	(本省) 1 工事付帯事務費

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(1) 調査、特別修繕 (164,793) (0.005823 0.9) 140,830千円 0.002518 1.0 355(864)
06081- 123-09-1010	庁 費	37,584	50,975		13,391	(本省) 50,975(37,584) 1 科目再編
						兵庫 (15,071) 7,760千円 1校 0.7 5,432(10,550)
						2 訓練用機器整備 45,543(27,034) ア 吉備障害者職業能力開発校 機器更新 (7,576) 4,871千円 0.7 3,410(5,303)
						イ 中央障害者職業能力開発校 機器更新(前年度限りの経費) 0(3,311)
						ウ 北海道障害者職業能力開発校 機器更新(前年度限りの経費) 0(4,430)
						エ 宮城障害者職業能力開発校 機器更新 (4,059) 6,901千円 0.7 4,831(2,841)
						オ 東京障害者職業能力開発校 機器更新 5,644千円 0.7 3,951(0)
						カ 神奈川障害者職業能力開発校 機器更新 11,564千円 0.7 8,095(0)
						キ 愛知障害者職業能力開発校 機器更新 6,437千円 0.7 4,506(0)
						ク 石川障害者職業能力開発校 機器更新 5,429千円 0.7 3,800(0)
						ケ 大阪障害者職業能力開発校 機器更新 (8,384) 381千円 0.7 267(5,869)
						コ 広島障害者職業能力開発校 機器更新 1,990千円 0.7 1,393(0)
						サ 福岡障害者職業能力開発校 機器更新 9,112千円 0.7 6,378(0)
						シ 鹿児島障害者職業能力開発校 機器更新 (7,543) 12,731千円 0.7 8,912(5,280)
06081- 203-09-2031	施設施工庁費	823	503		320	(本省) 1 工事付帯事務費 (164,793) (0.004993) 140,830千円 0.003575 503(823)
06081- 123-09-5010	土地建物借料	14,567	14,312		255	(本省)

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	06081- 204-15-0010 施設整備費	164,793		140,830		23,963	1 中央障害者職業能力開発校 土地借料 14,312(14,567) (本省) 1 特別修繕費 140,830(164,793,000) (164,793,000) 140,830,000 (8) (4校修繕等)
021	CO中毒患者に係る特別 対策事業経費						19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 298,823 (298,328) (404,629) (421,200) (441,417) 298,328 404,629 421,200 441,417
	06081- 125-14-6583 社会復帰促進等 事業委託費	441,990		442,360		370	(計画の概要) 「労災病院の再編計画」(平成16年3月30日厚生労働省策定)に基づき平成18年3月31日付け で廃止した大牟田労災病院が、その廃止までの間、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法 第11条に基づきリハビリテーション施設として果たしてきた機能・役割を引き続き確保するため、CO 中毒患者の特性を十分考慮した上での社会復帰に向けた機能の改善を行う事業を、CO中毒患者に対する リハビリテーション等を適切に行い得る医療機関に委託し、これらの患者に対する適切なリハビリテーシ ョン等を実施するための診療体制や社会復帰に向けての支援体制等を整備するものである。 (説明資料 頁) 委託先：財団法人福岡県社会保険医療協会社会保険大牟田吉野病院 1 CO中毒患者に係る特別対策事業経費 421,295(420,943) 2 消費税相当額 21,065(21,047) 計 442,360(441,990)
027	炭鉱災害による一酸化炭 素中毒症に関する特別措 置法に基づく介護料支給 費	10,680		10,165		515	19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 15,344 (13,954) (12,990) (12,173) (11,778) 13,954 12,990 12,173 11,778 (計画の概要) 「一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」に基づく一酸化炭素中毒患者に対して特別な援護措置を講ず るために必要な経費である。 常時監視及び介助を要する者 上限月額 104,290(104,530) 最低保障月額 56,600(56,720) 常時監視を要し、随時介助を要する者 上限月額 78,220(78,400) 最低保障月額 42,450(42,540) 常時監視を要するが、通常は介助を要 しない者 上限月額 52,150(52,270) 最低保障月額 28,300(28,360)
	06081- 509-06-8110 介護料支給費	10,619		10,119		500	1 一酸化炭素中毒症患者に対する介護料 (説明資料 頁) 10,119(10,619) (1)常時監視及び介助を要する者 (681,620)(1.185)(1.185) 1人 @680,710 1.020 1.020 708(957) (2)常時監視を要し、随時介助を要する者 (6) (461,502)(0.951)(0.951) 5人 @459,482 1.1 1 2,527(2,504) (3)常時監視を要するが、通常は介助を要しない者 (21) (340,870)(1.000)(1.000) 20人 @336,106 1.012 1.012 6,884(7,158)
	06081- 123-09-1010 庁 費	61		46		15	1 印刷製本費 12(12)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							(370) (1) 介護料支給申請書 343枚 @9.74 1.05 4(4) [(360) C O中毒 336人 * 1.1 = (396) 370枚] (370) (2) 支給決定通知書 343枚 @9.74 1.05 4(4) (3) 送金通知書 4(4) (370) 343枚 @9.90 1.05 2 通信運搬費 34(49) (370) (80) (1) 支給決定通知書 343枚 @50 17(30) (370) (2) 送金通知書 343枚 @50 17(19) 計 46(61) 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 77,527 (76,503) (83,042) (78,037) (73,726) 76,503 83,042 78,037 73,726 (計画の概要) 被災労働者及びその遺族の援護を図るために労災年金受給者に対し、当該家族の就労のため未就学児を幼稚園、保育所等に預ける必要がある者に対して、その保育に要する費用を支給するために必要な経費である。(説明資料 頁) 支給対象者 1. 遺族(補償)年金受給者 2. 障害(補償)年金受給者(1~3級に限る。) 3. 傷病(補償)年金受給者 労災就労保育援護費月額 12,000円
028	労災就労保育援護経費	66,454	75,162			8,708	
06081- 509-06-8210	労災就学等援護費	65,940	74,760			8,820	(5,495) 1 労災就労保育援護費 延べ人数 6,230人 @12,000 74,760(65,940)
06081- 122-08-2010	職員旅費	133	77			56	(83) 1 支給調査旅費 48人 @1,602 77(133) [(417) 支給対象者477人 * 0.1(0.2)(調査率) = (83) 48人]
06081- 123-09-1010	庁費	381	325			56	1 消耗品費 (1) 3P(年金給付支払明細) 12,870部 @12.09 1.05 163(163) [325署 * 3枚 * 6回 * 2 * 1.1 = 12,870部]

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						2 印刷製本費 (3,476) (1) 援護支給申請書等の印刷 3,872部 @4.13 1.05 17(15) ・援護支給申請書 47局 * 7 * 1.1 = 362部 ・支給決定通知書 47局 * 7 * 1.1 = 362部 ・送金通知書 477(417)人 * 0.14 (郵便局) * 6回 * 1.1 = 441(385)部 ・振込通知書 477(417)人 * 0.86 (銀行) * 6回 * 1.1 = 2,707(2,367)部 計 3,872(3,476)部 3 通信運搬費 (2,535) (80) (1) 送金通知書等発送料 2,895通 @50 145(203) ・支払決定通知書 47局 * 7 * 0.1 = 33(33)通 ・送金通知書 477(417)人 * 6回 * 0.14 (郵便局) = 401(350)通 ・振込通知書 477(417)人 * 6回 * 0.86 (銀行) = 2,461(2,152)通 計 2,895(2,535)通 計 325(381) 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 2,703,651 (2,682,449) (2,687,776) (2,810,934) (2,826,014) 2,682,449 2,687,776 2,810,934 2,826,014 (計画の概要) 国民の生活水準の上昇、教育費の増高傾向に鑑み、業務上死亡した労働者又は重度障害者の子弟等で学校教育法第1条に規定する学校等に在学する場合であって、学費の支弁が困難と認められる者に対して就学援護費を支給するために必要な経費である。(説明資料 頁) 支給対象者 1. 遺族(補償)年金受給者 2. 障害(補償)年金受給者(1~3級に限る。) 3. 傷病(補償)年金受給者 労災就学援護費の月額単価 小学生12,000円 中学生16,000円 高校等16,000(18,000)円 大学等39,000円 通信制大学30,000円
029	労災就学援護経費	2,896,918	2,944,752		47,834	
06081- 509-06-8210	労災就学等援護費	2,890,178	2,940,280		50,102	(40,691) 1 小学生 延べ人数 41,329人 @12,000 495,948(488,292) (31,679) 2 中学生 延べ人数 35,112人 @16,000 561,792(506,864) (40,348) (18,000) 3 高校等 延べ人数 41,923人 @16,000 670,768(726,264) (29,582) 4 大学等 延べ人数 30,888人 @39,000 1,204,632(1,153,698) (502) 5 通信制大学 延べ人数 238人 @30,000 7,140(15,060)

要求 番号	事 項	前 予 算	度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							計 2,940,280(2,890,178)
	06081- 122-08-2010 職 員 旅 費	1,043		548		495	1 就学援護費支給調査旅費 (651) 342人 @1,602 548(1,043) (10,845) 〔支給対象者11,402人 * 0.3(変更率) * 0.1(0.2)(調査率) = (651) 342人〕
	06081- 123-09-1010 庁 費	5,697		3,924		1,773	1 消耗品費 (1) 3 P (年金給付支払明細) 12,870部 @12.09 1.05 163(163) 〔325署 * 3枚 * 6回 * 2 * 1.1 = 12,870部〕 2 印刷製本費 (1) 援護支給申請書等の印刷 (73,128) 76,804部 @4.13 1.05 333(317) ・援護支給申請書 47局 * 30 * 1.1 = 1,551部 ・送金通知書 11,402(10,845)人 * 0.14(郵便局) * 6回 * 1.1 = 10,535(10,021)部 ・振込通知書 11,402(10,845)人 * 0.86(銀行) * 6回 * 1.1 = 64,718(61,556)部 計 76,804(73,128)部 3 通信運搬費 (1) 送金通知書等発送料 (65,211) (80) 68,553枚 @50 3,428(5,217) ・支払決定通知書 47局 * 30 * 0.1 = 141(141)通 ・送金通知書 11,402(10,845)人 * 6回 * 0.14(郵便局) = 9,578(9,110)通 ・振込通知書 11,402(10,845)人 * 6回 * 0.86(銀行) = 58,834(55,960)通 計 68,553(65,211)通 計 3,924(5,697)
031	特別支給金経費						19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 124,179,733 (124,214,435) (121,535,379) (120,164,970) (117,914,640) 124,214,435 121,535,379 120,164,970 117,914,640 決 算 額 117,518,565 114,884,840 111,760,789 107,824,215 111,722,138
	06081- 509-06-6310 労災援護給付金	117,366,576		117,253,930		112,646	(計画の概要) 厚生労働省令に基づく、業務災害又は通勤災害を受けた労働者又はその遺族に対する特別支給金に必要な経費である。(説明資料 頁) 1 業務災害に要する経費 95,046,543(104,259,258) 2 通勤災害に要する経費 22,207,387(13,107,318) 計 117,253,930(117,366,576)

要求番号	事項	前年度額	25年度概算要求額	対前年度増減	備考																								
032	労災ケアサポート事業経費				<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算額</td> <td>1,714,969</td> <td>(1,598,304)</td> <td>(1,443,230)</td> <td>(854,127)</td> <td>(699,131)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(計画の概要) 在宅で介護、看護等を必要としている労災重度被災労働者等に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援を実施すること等により、労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な支援を図るために必要な経費である。(説明資料 頁)</p> <p>委託先：企画競争により選定</p>		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	予算額	1,714,969	(1,598,304)	(1,443,230)	(854,127)	(699,131)												
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度																								
予算額	1,714,969	(1,598,304)	(1,443,230)	(854,127)	(699,131)																								
06081- 125-14-6583	社会復帰促進等事業委託費	633,767	536,261	97,506	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 事業費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>510,725</td> <td>(603,588)</td> </tr> <tr> <td>2 消費税相当額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>25,536</td> <td>(30,179)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>536,261</td> <td>(633,767)</td> </tr> </tbody> </table>		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	1 事業費				510,725	(603,588)	2 消費税相当額				25,536	(30,179)	計				536,261	(633,767)
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度																								
1 事業費				510,725	(603,588)																								
2 消費税相当額				25,536	(30,179)																								
計				536,261	(633,767)																								
034	休業補償特別援護経費				<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算額</td> <td>620</td> <td>(600)</td> <td>(567)</td> <td>(492)</td> <td>(1,917)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(計画の概要) 休業補償給付は、労働者が業務上の事由による負傷又は疫病による療養のため、労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給することになっており、第3日目までの3日間については使用者は労働基準法第76条に定める休業補償を行わなければならないこととされているところであるが、この休業待機3日間の休業補償をやむをえない事由で受けることができない者に対し、休業補償3日分に相当する額を支給するために必要な経費である。</p> <p>対象者 業務上の事由による遅発性疫病(振動障害、じん肺及び非災害性腰痛をいう。)に罹患したことによる労災保険の休業補償給付の受給者(振動障害にあつては林業及び建設業の事業、じん肺にあつては建設の事業、非災害性腰痛にあつては港湾運送業に従事したことにより罹患した者に限る。)のうち次に掲げるもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日雇い又は短期間の雇用で事業場を転々と移動していた者(徴収則17条の2の表第4欄に掲げる者に限る。) 2 事業場の廃止、事業主の行方不明等のため、休業待機3日間についての労働基準法上の休業補償を受けることができない者 <p>(説明資料 頁)</p>		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	予算額	620	(600)	(567)	(492)	(1,917)												
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度																								
予算額	620	(600)	(567)	(492)	(1,917)																								
06081- 509-06-6310	労災援護給付金	2,149	2,186	37	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 25年度見込み額</td> <td></td> <td>89人 @24,563</td> <td>(24,146)</td> <td>2,186</td> <td>(2,149)</td> </tr> </tbody> </table>		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	1 25年度見込み額		89人 @24,563	(24,146)	2,186	(2,149)												
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度																								
1 25年度見込み額		89人 @24,563	(24,146)	2,186	(2,149)																								
037	長期家族介護者に対する援護経費				<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算額</td> <td>19,000</td> <td>(16,000)</td> <td>(12,000)</td> <td>(24,000)</td> <td>(49,000)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(計画の概要) 介護を要する労災重度障害者が業務上の事由によらず死亡したとき、長期にわたり介護に従事してきたにも関わらず遺族補償給付を受けられない遺族について、その収入の激減による生活への影響を緩和し、自立した生活への援助を行うため、これらの遺族に生活転換援護金を支給するために必要な経費である。(説明資料 頁)</p> <p>(対象者) 次のいずれの要件も満たす者 障害等級又は傷病等級1級の者(精神神経障害、胸腹部臓器障害及びせき髄障害の者に限る。)であつて、常に介護を要していた者(年金受給期間が10年以上の者に限る。)の遺族 妻又は55歳以上もしくは一定の障害の状態にある遺族(順位等については遺族(補償)年金の支給の場合に順ずる。) 遺族(補償)給付を受給することができないこと 生活困窮者(所得税法の規定により、所得税を納付しないこととなる者であつて、その者を扶養する者がいないか、その者を扶養する者が所得税法の規定により所得税を納付しないこととなる者)</p>		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	予算額	19,000	(16,000)	(12,000)	(24,000)	(49,000)												
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度																								
予算額	19,000	(16,000)	(12,000)	(24,000)	(49,000)																								

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	06081- 509-06-6310 労災援護給付金	51,000	29,000		22,000	
	038 高齢被災労働者対策費	2,047,942	2,011,456		36,486	1 25年度見込み額 (51) 29人 @1,000,000 29,000(51,000) 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 3,155,503 (2,999,097) (2,683,663) (2,421,552) (2,558,607) 2,999,097 2,683,663 2,421,552 2,267,329 (計画の概要) 労働災害による高齢労災重度被災労働者は、労働災害特有の障害等を有しており、その特性に合った効果的な介護が必要であるので、一般の高齢者施策とは別に、労災保険制度の中で独自の介護施策を展開するために必要な経費である。
	001 労災特別介護施設設置費	88,747	84,113		4,634	19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 132,131 (161,653) (159,129) (152,129) (442,720) 161,653 159,129 152,129 151,442 高齢労災重度被災労働者に対する専門的施設介護サービスを行うための労災特別介護施設にかかる施設の設置、修繕に必要な経費である。
	06081- 202-08-2360 施設施工旅費	275	256		19	1 設計監督等旅費 256(275) (1) 中央監視装置及び自動制御設備改修工事等 256(0) 73,353千円 0.0056 1.015 105/103 1.1606 0.927 0.934 0.6 (2) 前年度限りの経費(ナースコール設備及び昇降浴槽更新工事) 0(275)
	06081- 203-09-2031 施設施工庁費	5,845	6,836		991	1 設計監督等庁費 220(236) (1) 中央監視装置及び自動制御設備改修工事等 73,353千円 0.0054 1.05 0.927 0.95 0.6 220(0) (2) 前年度限りの経費(ナースコール設備及び昇降浴槽更新工事) 0(236) 2 設計・監理料 6,616(5,609) (1) 中央監視装置及び自動制御設備改修工事等 6,616(0) (2) 前年度限りの経費(ナースコール設備及び昇降浴槽更新工事) 0(5,609) 計 6,836(5,845)
	06081- 204-15-0010 施設整備費	82,627	77,021		5,606	1 中央監視装置及び自動制御設備改修工事(第3次施設) 53,339千円 1.05 56,006(0) 2 外壁改修工事(第2次施設) 20,014千円 1.05 21,015(0) 3 前年度限りの経費(ナースコール設備(第4、6次施設)及び昇降浴槽更新工事(第6次施設)) 0(82,627) 計 77,021(82,627)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考																																																						
	011 労災特別介護看護経費					<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予 算 額</td> <td>3,023,372</td> <td>(2,837,444)</td> <td>(2,524,534)</td> <td>(2,269,423)</td> <td>(2,115,887)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2,837,444</td> <td>2,524,534</td> <td>2,269,423</td> <td>2,115,887</td> </tr> </tbody> </table> <p>国が設置した労災特別介護施設において、在宅での介護を受けることが困難な高齢労災重度被災労働者に対する、専門的施設介護サービスの提供と当該施設の運営及び当該施設を利用した短期滞在介護サービス等を提供するために必要な経費である。(説明資料 頁)</p> <p>委託先：企画競争により選定</p>		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	予 算 額	3,023,372	(2,837,444)	(2,524,534)	(2,269,423)	(2,115,887)			2,837,444	2,524,534	2,269,423	2,115,887																																				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度																																																							
予 算 額	3,023,372	(2,837,444)	(2,524,534)	(2,269,423)	(2,115,887)																																																							
		2,837,444	2,524,534	2,269,423	2,115,887																																																							
	06081- 125-14-6583 社会復帰促進等 事業委託費	1,959,195	1,927,343		31,852	<p>労災特別介護施設運営経費(第1次～第8次施設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 介護費(介護費所要額から介護費分入居費収入見込を除く)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,927,343</td> <td>(1,959,195)</td> </tr> <tr> <td>(1) 介護費所要額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,331,826</td> <td>(1,323,465)</td> </tr> <tr> <td>(2) 消費税相当額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,915,625</td> <td>(1,919,204)</td> </tr> <tr> <td>(3) 介護費分入居費収入見込</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>95,781</td> <td>(95,960)</td> </tr> <tr> <td>2 その他運営経費((1)+(2))</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>679,580</td> <td>(691,699)</td> </tr> <tr> <td>(1) その他運営経費所要額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>595,517</td> <td>(635,730)</td> </tr> <tr> <td>(2) 消費税相当額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>567,159</td> <td>(605,457)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>28,358</td> <td>(30,273)</td> </tr> </tbody> </table>		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	1 介護費(介護費所要額から介護費分入居費収入見込を除く)				1,927,343	(1,959,195)	(1) 介護費所要額				1,331,826	(1,323,465)	(2) 消費税相当額				1,915,625	(1,919,204)	(3) 介護費分入居費収入見込				95,781	(95,960)	2 その他運営経費((1)+(2))				679,580	(691,699)	(1) その他運営経費所要額				595,517	(635,730)	(2) 消費税相当額				567,159	(605,457)					28,358	(30,273)
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度																																																							
1 介護費(介護費所要額から介護費分入居費収入見込を除く)				1,927,343	(1,959,195)																																																							
(1) 介護費所要額				1,331,826	(1,323,465)																																																							
(2) 消費税相当額				1,915,625	(1,919,204)																																																							
(3) 介護費分入居費収入見込				95,781	(95,960)																																																							
2 その他運営経費((1)+(2))				679,580	(691,699)																																																							
(1) その他運営経費所要額				595,517	(635,730)																																																							
(2) 消費税相当額				567,159	(605,457)																																																							
				28,358	(30,273)																																																							
	043 労災診療被災労働者援護 事業補助事業費					<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予 算 額</td> <td>8,019,497</td> <td>(7,821,739)</td> <td>(5,541,774)</td> <td>(3,322,040)</td> <td>(4,095,241)</td> </tr> <tr> <td>決 算 額</td> <td>8,019,497</td> <td>7,821,739</td> <td>5,541,774</td> <td>3,322,040</td> <td>3,119,834</td> </tr> </tbody> </table> <p>(計画の概要)</p> <p>労働者が業務上又は通勤途上の事由によって療養を必要とする場合、その診療に要する経費は、所轄労働基準監督署長が業務上として支給決定を行ったものについて支払われるが、業務上外の決定は複雑・困難の度合いを高めており、支給決定については十分に審査を行わなければならない状況にある。一方で、業務上外の決定が行われるまでの間、支給保留となっている労災診療費の額は多額になっており、また、労災指定医療機関は健康保険などの他保険とは異なり診療時に患者本人に対し診療費の3割を請求できないため、診療内容等に問題があり調査のため支給処理が遅れているものを併せると、支払保留は毎月相当の金額になっている。この解決を図らなければ、労災指定医療機関としての指定返上のおそれもあり、そのような事態となれば、被災労働者が迅速に、かつ、費用を自己負担することなく療養を受けられる体制が崩壊し、著しく被災労働者の援護に欠ける結果となることが憂慮される。このような労災診療費の支払をめくり、制度に内在している矛盾を労災指定医療機関及び被災労働者のいずれにもしわ寄せすることなく解決するために、労災指定医療機関に対し、行政の支給決定(支払決定)が行われるまでの間、労災診療費債権相当額を無利子で貸付ける事業に要する経費を補助するために必要な経費である。</p> <p>なお、平成22年6月に行われた「厚生労働省内事業仕分け」の指摘等を踏まえ、平成23年度中に、財団法人労災保険情報センターの各地方事務所において行っていた当該業務を段階的に本部へ集中化し、業務の効率化を図ったところである。</p> <p>(説明資料 頁)</p> <p>補助対象機関：財団法人 労災保険情報センター 補助対象事業：補助率 定額(10/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 事業費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2,887,776</td> <td>(2,908,132)</td> </tr> <tr> <td>2 管理費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>13,035</td> <td>(13,554)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2,900,811</td> <td>(2,921,686)</td> </tr> </tbody> </table>		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	予 算 額	8,019,497	(7,821,739)	(5,541,774)	(3,322,040)	(4,095,241)	決 算 額	8,019,497	7,821,739	5,541,774	3,322,040	3,119,834		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	1 事業費				2,887,776	(2,908,132)	2 管理費				13,035	(13,554)	計				2,900,811	(2,921,686)												
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度																																																							
予 算 額	8,019,497	(7,821,739)	(5,541,774)	(3,322,040)	(4,095,241)																																																							
決 算 額	8,019,497	7,821,739	5,541,774	3,322,040	3,119,834																																																							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度																																																							
1 事業費				2,887,776	(2,908,132)																																																							
2 管理費				13,035	(13,554)																																																							
計				2,900,811	(2,921,686)																																																							
	044 労災援護金等経費	10,011	12,259		2,248	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予 算 額</td> <td>26,751</td> <td>(19,043)</td> <td>(17,479)</td> <td>(17,508)</td> <td>(16,316)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>19,043</td> <td>17,479</td> <td>17,508</td> <td>16,316</td> </tr> </tbody> </table> <p>(計画の概要)</p> <p>被災労働者に対する援護金支給事業等の実施のために必要な経費である。</p>		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	予 算 額	26,751	(19,043)	(17,479)	(17,508)	(16,316)			19,043	17,479	17,508	16,316																																				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度																																																							
予 算 額	26,751	(19,043)	(17,479)	(17,508)	(16,316)																																																							
		19,043	17,479	17,508	16,316																																																							

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
					療養援護金 けい肺等特別保護法の公布日(昭和30年7月29日)前に労災保険法の打切補償を受け、けい肺等特別保護法の適用を受けなかった、現に療養を要するじん肺・せき損患者に対し、必要な療養費等を支給する。 (説明資料 頁)
					療養費、援護費及び介護料の単価 ・療養費 療養に要した費用 ・援護費 入院 月 額 56,600(56,720)円 通院8日以上 月 額 24,800(24,900)円 通院7日以下 月 額 22,800(22,000)円 ・介護料 上限月額 104,290(104,530)円 最低保障月額 56,600(56,720)円
	06081- 509-06-6310 労災援護給付金	8,646	10,787	2,141	1. 療養援護金 (1) 療養費・援護費 10,787(8,646)
	06081- 509-06-8110 介護料支給費	1,365	1,472	107	1. 療養援護金 (1) 介護料 1,472(1,365)
046	石綿関連疾病診断技術研修事業				19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 33,968 (28,766) (35,211) (23,092) (22,798) 28,766 35,211 23,092 22,798
					(計画の概要) 石綿関連疾病について、石綿の엑스線写真の読影や肺機能の評価については、その診断が困難な事案が多く、医学的な学識経験についても十分な知識が必要である。また、石綿関連疾病の診断は、労働者、離職者及び事業者に多大な影響を与えることから、労働安全衛生法や労働者災害補償保険法等の制度面についても十分な知識が必要である。 このため、健診機関や労災保険指定医療機関に対し、石綿関連疾病に関する適切な診断、医療技術を取得させるために研修を行う。(説明資料 頁)
	06081- 125-14-6583 社会復帰促進等事業委託費	22,301	21,544	757	委託先：公募により決定 1 事業費 20,518(21,239) 2 消費税相当額 1,026(1,062) 計 21,544(22,301)
048	業務上疾病に関する医学的知見の収集(前年度限りの経費)				20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 (15,743) (15,743) (15,567) (15,507) 15,743 15,743 15,567 15,507
					(項)業務取扱費に事項替え
	06081- 125-14-6583 社会復帰促進等事業委託費	15,783	0	15,783	前年度限りの経費(業務上疾病に関する医学的知見の収集事業委託)
050	未払賃金立替払事務実施費	23,171,751	19,022,820	4,148,931	19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 17,360,830 (16,454,700) (26,343,551) (20,756,036) (34,731,247) 16,454,700 18,911,766 20,756,036 19,797,998
001	未払賃金立替払事務費	540,243	504,601	35,642	19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 346,224 (345,889) (541,053) (569,685) (1,149,902) 345,889 289,324 569,685 537,317

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							(要 求 要 旨) 「賃金の支払の確保等に関する法律」第7条の規定に基づき、企業の破産、倒産等により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、労働者の請求に基づき、未払賃金の一定範囲のものを政府が事業主に代って支払うための認定・確認調査等に要する経費である。
06081- 129-06-0110	諸 謝 金	174,938	174,938			0	1 未払賃金立替払事務費 (1) 事務処理体制の整備に係る立替払実地調査員謝金 174,938(174,938)
06081- 122-08-2010	職 員 旅 費	25,073	14,580			10,493	13,884人 @ 12,600 1 未払賃金立替払事務費 14,580(25,073) (1) 実地調査旅費(署) 13,589(24,082) 認定調査 (11,736) 7,065人 @ 1,602 11,318(18,801) 認定再調査 (782) 353人 @ 1,602 566(1,253) 確認調査 (2,395) 1,013人 @ 1,602 1,623(3,837) 確認再調査 (119) 51人 @ 1,602 82(191)
06081- 122-08-6010	委 員 等 旅 費	10,783	9,260			1,523	(2) 現地臨時相談会出席旅費 186人 @5,329 991(991) 1 未払賃金立替払事務費 9,260(10,783) (1) 事務処理体制の整備に係る立替払実地調査員実地調査旅費 (3,204) 2,670人 @ 5,329 0.535 7,612(9,135) (2) 立替払実地調査員研修会出席旅費 89人 @7,385 657(657) (3) 立替払実地調査員現地臨時相談会出席旅費 186人 @5,329 991(991)
06081- 123-09-1010	庁 費	329,449	305,823			23,626	消耗品費 1 未払賃金立替払事務費(本省) (1) T S R 情報 96部 @ 34,194 1.05 3,447(3,447) 印刷製本費 1 未払賃金立替払事務費 9,338(9,573) (1) 認定申請書・復命書・通知書(本省) (11,736) 10,598枚 @ 5.01 1.05 56(62)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考		
							(47,919) (2) 確認申請書(本省) 40,532枚 @ 3.07 1.05	131(154)
							(4,791) (3) 確認通知書・復命書(本省) 4,053冊 @ 166 1.05	706(835)
							(3,912) (4) 認定及び確認台帳(本省) 3,533枚 @ 5.85 1.05	22(24)
							(3,912) (5) 出頭通知書(本省) 3,533枚 @ 5.85 1.05	22(24)
							(4,096) (6) 関係法令集(本省) 4,080部 @ 1,152 1.05	4,935(4,955)
							(7) 賃金債権確保に関する情報提供パンフレット(本省) 221,600部 @ 6.29 1.05	1,464(1,464)
							(21,990) (8) 立替払業務参考資料 89部 @21,420 1.05	2,002(2,055)
							通信運搬費		
							1 未払賃金立替払事務費	1,047(1,107)
							(1) 印刷物送料(本省) 47労働局 @ 2,560 4個	481(481)
							(2) 認定・不認定通知書送料(本省) (3,912) 3,533通 @ 80	283(313)
							(3) 出頭通知書送料(本省) (3,912) 3,533通 @ 80	283(313)
							借料及び損料		
							1 現地臨時相談会の会場借料 186ヶ所 @63,000	11,718(11,718)
							賃金		
							1 未払賃金立替払事務費(署)		
							(1) 事務処理体制の整備に係る臨時職員賃金 (44,140) (6,700) 43,992人 @ 6,200	272,750(295,738)
							保険料		
							1 労働保険料		
							(1) 立替払実地調査員 (470,676,000) 447,688,000(賃金総額) 13.5/1,000	6,044(6,354)
							職員厚生経費		

要求 番号	事 項	前 年 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	003 未払賃金立替払事業経費						(371) (3,880) 1 健康診断料 369人 83,817 1.05 1,479(1,512) 計 305,823(329,449) 1 9 年 度 2 0 年 度 2 1 年 度 2 2 年 度 2 3 年 度 予 算 額 (17,014,606) (16,108,811) (25,802,498) (20,186,351) (33,581,345) 17,014,606 16,108,811 18,622,442 20,186,351 19,260,681 決 算 額 17,014,606 17,687,961 26,001,621 (要 求 要 旨) 未払賃金立替払事業は、「賃金の支払の確保等に関する法律」第7条の規定に基づき、企業が倒産した ために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、労働者の請求に基づき、未払賃金の一定の範 囲のものを政府が事業主に代って支払うもので、本事業は独立行政法人労働者健康福祉機構において実施 されることから、その経費を補助するものである。 (説明資料 頁) 未払賃金立替払事業費補助金 18,518,219 (22,631,508) 2 1 年 度 2 2 年 度 2 3 年 度 予 算 額 (25,316) (25,316) (17,685) 25,316 25,316 17,685 (計画の概要) 中皮腫等の石綿関連疾患に係る労災認定においては、各種の検査結果に基づく石綿関連疾患であること の確定診断や、胸膜プラークの有無、石綿小体の本数等の医学的な所見が不可欠である。また、石綿関連 疾患に係る労災保険の請求は、今後とも高水準で推移することが予想される。 そこで、これらの診断等を的確に実施し、迅速・適正な労災認定を図るため、委託事業として、高度な 専門知識と豊富な経験を有する複数の専門家による石綿関連疾患の確定診断等を実施する。 (説明資料 頁) 委託先：一般競争入札(総合評価落札方式)により選定 1 事業費 15,291(16,593) 2 消費税相当額 765(830) 計 16,056(17,423) 2 2 年 度 2 3 年 度 予 算 額 100,045 (100,968) 100,968 (項)労働安全衛生対策費に事項替え 06081- 129-06-0110 諸 謝 金 194 0 194 1 前年度限りの経費(「治療と職業生活の両立等の支援」に関す る検討会) 0(194) 06081- 122-08-6010 委員等旅費 706 0 706 1 前年度限りの経費(「治療と職業生活の両立等の支援」に関す る検討会) 0(706) 06081- 123-09-1010 庁 費 30 0 30 1 前年度限りの経費(印刷製本費) 0(26) 2 前年度限りの経費(会議費) 0(4) 計 0(30) 06081- 125-14-6583 社会復帰促進等 77,977 0 77,977 前年度限りの経費(治療と職業生活の両立等の支援手法の開発事業委託) 事業委託費 035 独立行政法人労働者健康 福祉機構運営費
	06081- 405-16-2092 未払賃金立替払 事業費補助金	22,631,508	18,518,219			4,113,289	
	051 石綿確定診断等事業						
	06081- 125-14-6583 社会復帰促進等 事業委託費	17,423	16,056			1,367	
	055 治療と職業生活の両立等 の支援手法の開発(前年 度限りの経費)	78,907	0			78,907	
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金	194	0			194	
	06081- 122-08-6010 委員等旅費	706	0			706	
	06081- 123-09-1010 庁 費	30	0			30	
	06081- 125-14-6583 社会復帰促進等 事業委託費	77,977	0			77,977	
	035 独立行政法人労働者健康 福祉機構運営費						

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考																																										
8	10-06 独立行政法人労働者健康 福祉機構運営費交付金に 必要な経費																																														
	06081- 405-16-8740 独立行政法人労働者健康福祉機 構運営費交付金	8,229,838	7,245,614	984,224																																											
					<table border="0"> <tr> <td></td> <td>19年度</td> <td>20年度</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> </tr> <tr> <td>予 算 額</td> <td>(11,433,445</td> <td>(10,666,270</td> <td>(10,694,150</td> <td>(9,476,959</td> <td>(9,048,644</td> </tr> <tr> <td>決 算 額</td> <td>11,422,445</td> <td>10,666,270</td> <td>10,694,150</td> <td>9,476,959</td> <td>9,048,644</td> </tr> </table>		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	予 算 額	(11,433,445	(10,666,270	(10,694,150	(9,476,959	(9,048,644	決 算 額	11,422,445	10,666,270	10,694,150	9,476,959	9,048,644																								
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度																																										
予 算 額	(11,433,445	(10,666,270	(10,694,150	(9,476,959	(9,048,644																																										
決 算 額	11,422,445	10,666,270	10,694,150	9,476,959	9,048,644																																										
					<p>(計画の概要) 独立行政法人労働者健康福祉機構において行う療養施設(労災病院を除く)、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等に必要な経費である。(説明資料 頁)</p> <p>(中期目標期間) 平成21年度～平成25年度(5年間)</p> <p>(中期目標の概要) 国の労働政策の一翼を担う実施機関として、労働者の健康と福祉の増進に寄与するため、独立行政法人にふさわしい業務運営体制の発展期として位置付け、効率的かつ効果的な業務の運営に取り組む。</p> <p>(中期計画の予算)</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">区 別</td> <td style="text-align: center;">金 額</td> </tr> <tr> <td>収 入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運営費交付金</td> <td>50,029</td> </tr> <tr> <td>施設整備費補助金</td> <td>14,310</td> </tr> <tr> <td>その他の国庫補助金</td> <td>94,575</td> </tr> <tr> <td>民間借入金</td> <td>15,740</td> </tr> <tr> <td>求償権回収金</td> <td>26,659</td> </tr> <tr> <td>貸付金利息</td> <td>213</td> </tr> <tr> <td>貸付回収金</td> <td>2,080</td> </tr> <tr> <td>業務収入</td> <td>1,363,608</td> </tr> <tr> <td>受託収入</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>業務外収入</td> <td>14,147</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,581,363</td> </tr> <tr> <td>支 出</td> <td></td> </tr> <tr> <td>業務経費</td> <td>1,431,525</td> </tr> <tr> <td>本部業務関係経費</td> <td>7,498</td> </tr> <tr> <td>病院業務関係経費</td> <td>1,266,550</td> </tr> <tr> <td>施設業務関係経費</td> <td>37,058</td> </tr> <tr> <td>賃金援護業務関係経費</td> <td>119,771</td> </tr> <tr> <td>産業保健業務関係経費</td> <td>648</td> </tr> <tr> <td>施設整備費</td> <td>14,310</td> </tr> </table>	区 別	金 額	収 入		運営費交付金	50,029	施設整備費補助金	14,310	その他の国庫補助金	94,575	民間借入金	15,740	求償権回収金	26,659	貸付金利息	213	貸付回収金	2,080	業務収入	1,363,608	受託収入	0	業務外収入	14,147	計	1,581,363	支 出		業務経費	1,431,525	本部業務関係経費	7,498	病院業務関係経費	1,266,550	施設業務関係経費	37,058	賃金援護業務関係経費	119,771	産業保健業務関係経費	648	施設整備費	14,310
区 別	金 額																																														
収 入																																															
運営費交付金	50,029																																														
施設整備費補助金	14,310																																														
その他の国庫補助金	94,575																																														
民間借入金	15,740																																														
求償権回収金	26,659																																														
貸付金利息	213																																														
貸付回収金	2,080																																														
業務収入	1,363,608																																														
受託収入	0																																														
業務外収入	14,147																																														
計	1,581,363																																														
支 出																																															
業務経費	1,431,525																																														
本部業務関係経費	7,498																																														
病院業務関係経費	1,266,550																																														
施設業務関係経費	37,058																																														
賃金援護業務関係経費	119,771																																														
産業保健業務関係経費	648																																														
施設整備費	14,310																																														

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考					
						受託経費					0
						借入金償還					18,418
						支払利息					336
						一般管理費					96,808
						物件費					34,060
						人件費					53,300
						退職手当					9,447
						計					1,561,396
						(注釈)金額欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。					
											7,245,614(8,229,838)
9	045 独立行政法人労働者健康 福祉施設整備費										
	10-06 独立行政法人労働者健康 福祉施設整備に必要な経費										
	06081- 925-16-2095 独立行政法人労働者健康福祉機 構施設整備費補助金	2,662,245	2,660,648		1,597	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
						予 算 額	(10,040,233)	(8,832,391)	(2,746,548)	(1,186,644)	(3,194,106)
						決 算 額	10,040,233	8,832,391	2,746,548	1,186,644	2,457,172
						(計画の概要) 独立行政法人労働者健康福祉機構において行う療養施設(労災病院を除く)、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等の確実かつ円滑な遂行を図るために必要な施設整備等の経費である。					
						(内 訳)					
						1 労災病院以外の建設費					2,529,514 (2,549,429)
						2 労災病院以外の賃借費					118,945 (166,785)
						3 労災病院以外の機器整備費					12,189 (36,031)
	060 仕事生活調和推進費					20年度	21年度	22年度	23年度		
						予 算 額	(1,602,871)	(2,056,884)	(1,656,720)	(1,368,975)	
						決 算 額	1,039,285	1,181,968	1,123,127	1,368,975	
10	01-06 仕事と生活の調和の推進 に必要な経費					19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	094 労働時間等の設定改善の 促進等を通じた仕事と生 活の調和対策の推進	1,210,675	1,115,425		95,250	予 算 額	(1,676,353)	(1,590,131)	(2,044,795)	(1,644,659)	(1,357,673)
						決 算 額	1,676,353	1,590,131	2,044,795	1,644,659	1,357,673
						(要 求 要 旨) 労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、企業や事業場における労使の自主的取組を促進することにより、長時間労働の抑制、計画年休制度を活用した年次有給休暇の取得促進、弾力的労働時間制度の活用等、労働時間等の設定の改善の促進を図る。 また、テレワーク人口を全就業人口の20%以上とする等の政府目標に対応して、適正な労働条件下でのテレワークの推進に強力に取り組む。					

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						1 過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・ 休み方の見直し 990,505 (1,127,884) (1) 労働時間等設定改善推進助成金の支給 102,087 (125,822) (2) 職場意識改善助成金の支給 374,733 (608,621) (3) 長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた労使の 自主的取組への技術的な援助 447,366 (327,060) (4) 特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及 66,319 (66,381) 2 テレワークの普及促進対策事業 26,731 (31,082) 3 医療労働者の勤務環境改善事業 98,200 (51,709)
06081-129-06-0110	諸 謝 金	279,870	331,838		51,968	1 長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた労使の自 主的取組への技術的な援助 279,557(256,365) (1) 労働時間設定改善コンサルタント (11) 154人 @12,600 月12日 12月 279,418(256,133) (2) コンサルタント研修講師謝金 (8,100) 2人 @7,200 2時間 1回 29(32) (3) 事業選定委員会委員謝金 3人 3事業 @7,300 66(0) [「仕事と生活の調和に関する意識調査」 「道路貨物運送業に関する働き方・休み方調査」 「休暇制度の整備等に関する動向の把握」] (4) 事業選定委員会委員謝金 3人 2事業 @7,300 44(0) [「休暇取得促進ハンドブック」(仮称)の作成 「働き方・休み方改善協議会」(仮称)運営] (5) 前年度限りの経費(調査報告書執筆) 0(200) 2 特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及 (1) 選定委員謝金 3人 (8,100) @7,300 22(24) 3 テレワーク普及促進対策事業 22(72) (1) テレワーク相談センター事業 ア 選定委員謝金 (3) (8,100) @7,300 0(24) 0人 (2) テレワーク・セミナー ア 選定委員謝金 (8,100) @7,300 22(24) 3人 (3) 前年度限りの経費(テレワーク推進フォーラム) ア 選定委員出席 0(24) 4 医療労働者の勤務環境改善事業 52,237(23,409)

要求 番号	事 項	前 予 年 算 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							(1) 医療労働専門相談員 ⁽¹⁴⁾ 28人 @12,600 月12日 12月 50,803(23,285) [@12,100 + 通勤手当500]
							(2) 専門相談員研修講師謝金 2人 ^(8,100) @7,200 2時間 1回 29(33)
							(3) 都道府県研修 2人 @7,200 2時間 1回 47局 1,354(33)
							(4) 全国会議講師謝金 2人 @7,200 2時間 1回 29(33)
							(5) 事業選定委員会審査謝金 3人 ^(8,100) @7,300 22(25)
							計 331,838(279,870)
06081-	122-08-2010 職 員 旅 費	5,339	11,482			6,143	1 労働時間等設定改善推進助成金 1,529(1,726)
							(1) 事業実施支給審査 19団体 0.10 1回 @5,329 10(159) [県内旅費 局対事]
							(2) 団体傘下事業場実態調査 2,850回 0.1 @5,329 1,519(159) [19団体 x 150企業 = 2,850企業]
							(3) 前年度限りの経費(労働局担当者制度連絡会議) 0(1,408)
							2 職場意識改善助成金 1,940(508)
							(1) 支給事業場監査指導(局) ⁽⁹⁵³⁾ 715事業場 1回 @5,329 0.1 381(508) [初年度420(520)事業場 + 2年度目295(433)事業場 = 715(953)事業場 県内旅費(局対事)]
							(2) 労働局担当者研修 46人 1回 @33,900 1,559(0) [47局 - 東京局 = 46人 東京 - 都道府県平均 1泊2日 3-6級]
							3 長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた労使の自 主的取組への技術的な援助 1,248(1,248)
							(1) 取組事例収集に係る旅費 325人 @7,385 0.3 720(720) [325署 x 1事例 = 325人 局対署]
							(2) ワークショップに係る職員旅費 154人 @3,430 528(528) [154(47)人 x 1(3)回]
							4 医療労働者の勤務環境改善事業 6,765(1,857)
							(1) 都道府県研修会に係る職員旅費 ⁽¹¹⁷⁾ 235人 @3,430 806(401)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(2) 全国会議に係る職員旅費 46人 (30,612) @36,960 1,700(1,408) 【1人×46局×1回】
						(3) 企画委員会に係る職員旅費 (14) 940人 @3,430 3,224(48) 【労働局5人×47局×4回=940】【局対署】
						(4) 専門相談員研修に係る職員旅費 23人 @36,960 850(0)
						(5) 調査研究に係るヒアリング旅費 1人 5医療機関 @36,960 185(0)
						計 11,482(5,339)
06081-122-08-6010	委員等旅費	17,297	22,538		5,241	1 長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた労使の自主的取組への技術的な援助 15,936(13,854)
						(1) 個別相談指導旅費 154人 1.5日 12月 @3,430 9,508(9,508) 【154人 県内旅費】
						(2) コンサルタント研修旅費 143人 (0.75) (30,612) @36,960 5,285(3,283) 【154-11人×1 東京-ブロック中心地平均 3-6級】
						(3) コンサルタント研修講師旅費 2人 1回 @3,430 7(7)
						(4) ワークショップ旅費 154人 1回 @3,430 528(528)
						(5) フォローアップ旅費 154人 1回 @3,430 528(528)
						(6) 事業選定委員会委員旅費 3人 3事業 @5,329 48(0) 【「仕事と生活の調和に関する意識調査」 「道路貨物運送業に関する働き方・休み方調査」 「休暇制度の整備等に関する動向の把握」】
						(7) 事業選定委員会委員旅費 3人 2事業 @5,329 32(0) 【「休暇取得促進ハンドブック」(仮称)の作成 「働き方・休み方改善協議会」(仮称)運営】
						2 特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及
						(1) 選定委員出席旅費 1人 @5,329 5(5)
						3 テレワーク普及促進対策事業 5(15)
						(1) テレワーク相談センター事業
						ア 選定委員出席旅費 (1) 0人 @5,329 0(5)
						(2) テレワーク・セミナー

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							ア 選定委員出席旅費 1人 @5,329 5(5)
							(3) 前年度限りの経費(テレワーク推進フォーラム)
							ア 選定委員出席旅費 0(5)
							4 医療労働者の勤務環境改善事業 6,592(3,423)
							(14) (2) (9) (1) 個別相談指導旅費 28人 3日 12月 @3,430 3,457(864) [県内旅費]
							(14) (30,612) (2) 専門相談員研修旅費 28人 1回 @36,960 1,035(429) [東京-ブロック中心地平均 3-6級]
							(3) 専門相談員研修講師旅費 2人 1回 @3,430 7(7) [県内旅費]
							(4) 企画委員会に係る専門相談員旅費
							(14) 28人 1回 @3,430 96(48) [県内旅費]
							(5) 都道府県研修会に係る専門相談員旅費
							(94) 28人 @3,430 96(322) [県内旅費]
							(6) 全国会議に係る専門相談員旅費
							(47) 51人 @36,960 1,885(1,737) [出席者28人+局職員23人(配置局各1人)=51人]
							(7) 事業選定委員会委員旅費 3人 @5,329 16(16)
							計 22,538(17,297)
06081-	123-09-1010 庁 費	119,408	110,378			9,030	1 消耗品費 1,622(2,186)
							(1) 特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及
							ア 調査対象名簿の購入 600(600)
							(2) 長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた労使の自主的取組への技術的な援助
							ア コピー用紙 980(1,510)
							(ア) A 4 850箱 @1,080 1.05 964(964)
							(イ) A 3 (400) 12箱 @1,300 1.05 16(546)
							イ ステープルカートリッ (9) 5箱 @8,000 1.05 42(76)
							2 シ 印刷製本費 13,412(20,074)
							(1) 労働時間等設定改善推進助成金 3,096(3,193)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考		
							ア 支給要領	0(514)
							イ 支給手引き	0(1,052)
							ウ 案内リーフレット (114,930) (12.56) 36,430枚 @56.31 1.05 〔47局×40枚+325署×40枚+本省50枚+215(200)事業主団体 ×100(500)=36,430(114,930)枚 片面2(3)色A4 20頁〕	2,154(1,516)
							エ 案内リーフレット(医療団体用) 15,930枚 @56.31 1.05 〔47局×40枚+325署×40枚+本省50枚+10事業主団体×100枚 =15,930枚 片面2色A4 20頁〕	942(0)
							オ 支給(不支給)決定通知書	0(1)
							カ 労働局担当者制度連絡会議資料	0(110)
							(2) 職場意識改善助成金	7(736)
							ア 支給要領	0(262)
							イ 支給手引き	0(457)
							ウ 支給(不支給)決定通知書 (953) (16.76) 715件 @9.74 1.05 〔初年度420(520)事業場+2年度目295(433)事業場=715(953)事業場 軽(活字組み)印刷 表物 A4〕	7(17)
							(3) 長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた労使の 自主的取組への技術的な援助	8,546(14,819)
							ア 取組事例集 18,880部 @94 1.05 〔47局400部+本省80部=18,880部 A4 軽印刷 5号 30頁〕	1,863(1,863)
							イ マニュアル作成 258部 @1,485 1.05 〔コンサルタント154部+47局×2部+本省10部 A4 軽印刷 5号 100頁〕	402(402)
							ウ 自主点検表 6,500枚 @15.04 1.05 〔325署×20事業場=6,500枚 A4 軽印刷5号〕	103(103)
							エ 研修テキスト 164部 @312 1.05 〔154部+本省10部=164部 軽印刷A4 20頁〕	54(54)
							オ 前年度限りの経費(意識調査票)	0(4,783)
							カ 前年度限りの経費(意識調査封筒・依頼状等)	0(5,198)
							キ 前年度限りの経費(意識調査結果報告書)	0(316)
							ク 配布資料(ワークショップ) 4,928部 @71 1.05 〔32人×154(141)会場=4,928(4,512)部 受講者30人+事務局2人=32人 A4 両面印刷 20頁 9ボ〕	367(367)
							ケ アンケート、フォローアップ調査表(ワークショップ) 9,240枚 @17.14 1.05	166(166)

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考		
							〔(30人×154(141)会場)×2種類(アンケート、調査票)=9,240(8,460)枚〕		
							コ ガイドラインリーフレット (12.56) 117,754部 @34.81 1.05 4304(1553) 〔26部×154(141)会場=4,004(3,666)部 両面 A4 10頁(ワークショップ用)〕 〔350部×325署=113,750部 両面 A4 10頁(監督署配布用)〕		
							サ フォローアップ調査票 2,450枚 @5.4 1.05 14(14) 〔コンサルタント使用分47局×50枚+本省分100枚=2,450枚〕		
							シ 広報ポスターの作成 1273(0)		
							(ア) ポスター原画料 @360,000 1.05 378(0)		
							(イ) ポスター印刷費 14,299部 @59.64 1.05 895(0) 〔3色刷 B2〕		
							労使団体 50部×47都道府県+5部×224団体 = 3,470部 都道府県 5部×47都道府県 = 235部 市町村 5部×1,727市町村 = 8,635部 都道府県労働局 5部×47局 = 235部 労働基準監督署 2部×325署 = 650部 公共職業安定所 2部×532所 = 1,064部 本省(予備含む) = 10部 計 = 14,299部		
							(4) テレワーク普及促進対策事業 966(965)		
							ア パンフレット原画料 378(378)		
							イ パンフレット印刷費 4,800部 @116.66 1.05 588(587) 〔本省100+47局×100=4,800 A4 10頁 2色刷〕		
							(5) 医療労働者の勤務環境改善事業 797(361)		
							ア 改訂版マニュアル作成 (28) 51部 @1,485 1.05 80(44) 〔28人×1部+23局×1部=51部〕		
							イ 研修テキスト (24) (312) 38部 @71 1.05 3(8) 〔28部+本省10部=38部〕		
							ウ 配布資料(ワークショップ) (448) 2,820部 @71 1.05 210(33) 〔15人×47会場×4回=2820部〕		
							エ 前年度限りの経費(アンケート、フォローアップ調査表(ワークショップ)) 0(62)		
							オ 前年度限りの経費(ガイドラインリーフレット) 0(8)		
							カ 配付資料(全国会議) 94部 @312 1.05 31(15)		
							キ 配布資料 6,345部 @71 1.05 473(140) 〔130人×47会場×1回=6345部〕		

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考		
						ク 前年度限りの経費(アンケート、フォローアップ調査表(研修会))	0(51)
						3 通信運搬費	11,111(17,913)
						(1) 労働時間等設定改善推進助成金	714(1,637)
						ア 実施計画(労働局 本省)	0(6)
						イ 支給(不支給)決定通知書	0(3)
						ウ 支給要領発送	0(126)
						エ ポスター及びパンフレット、リーフレット		
						(572) 272所 @2,626 1箱 〔47局+225事業主団体=272所 重量別・地域別平均単価〕	714(1,502)
						(2) 職場意識改善助成金	124(1,262)
						ア 取組計画 (520) 420件 @160	67(83)
						イ 支給(不支給)決定通知書		
						(953) 715件 @80	57(76)
						ウ 支給要領 (372) 0件 @340	0(126)
						エ ポスター・パンフレット及びリーフレット		
						(372) 0件 @2,626 1箱	0(977)
						(3) 長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた労使の自主的取組への技術的な援助	10,152(14,721)
						ア 自主点検表郵送 6,500枚 @160〔往復〕 〔325番×20事業場=6,500枚〕	1,040(1,040)
						イ 意識調査に係る郵便料金	1,491(13,670)
						(ア) 発送用封筒	0(3,859)
						(イ) 返信用封筒	0(5,120)
						(ウ) はがき	0(3,200)
						(エ) フォローアップ調査票送付		
						4,620枚 @160(往復) 〔30人×154(141)会場=4,620(4,230)〕	739(739)
						(オ) リーフレット、自主点検表送付料(事業場送付)		
						4,700部 @160(往復) 〔47局(1団体100事業場)〕	752(752)
						ウ 調査結果報告書発送	0(11)
						エ ポスター発送費 2,902箇所 @2,626 〔224団体+47都道府県+1,727市町村+47局+325番+532所 =2,902箇所〕	7,621(0)

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考		
							(4) 医療労働者の勤務環境改善事業	121(293)
							ア フォローアップ調査票送付	0(67)
							イ チェックシート送付 (1,410) 756枚 @160(往復)	121(226)
							4 借料及び損料	18,458(17,008)
							(1) 長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた労使の自主的取組への技術的な援助	7,294(7,171)
							ア ワークショップの実施 154会場 2部屋 @23,100 [154(141)会場×2部屋]	7,115(7,115)
							イ コピー機	54(54)
							ウ ファックス	125(2)
							(2) 医療労働者の勤務環境改善事業	11,164(9,837)
							ア 企画委員会の実施 (28) (23,100) 188部屋 @10,500	1,974(647)
							イ 研修会の実施 47会場 @23,100 8時間	8,686(8,686)
							ウ 全国会議の実施 1会場 1回 8時間 @63,000	504(504)
							5 会議費	2,142(892)
							(1) 長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた労使の自主的取組への技術的な援助		
							ア ワークショップの実施 4,928人 @150 [32人×154会場]	739(739)
							(2) 医療労働者の勤務環境改善事業	1,403(153)
							ア 専門相談員研修 60人 @150	9(0)
							イ ワークショップの実施 (448) 2,820人 @150 [60(32)人×47(14)会場]	423(67)
							ウ 都道府県研修会 (448) 6,345人 @150 [受講者135(32)人×47(14)会場]	952(67)
							エ 全国会議 124人 @150 [47局×2人+本省30人=124人]	19(19)
							6 賃金	53,684(51,655)
							(1) 長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた労使の自主的取組への技術的な援助	7,274(7,274)
							ア 賃金 2人 月21日 12月 @11,075	5,582(5,582)
							イ 賞与	1,692(1,692)

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考		
							(ア) 6月分 2人 (406,457) @406,456 813(813)		
							(イ) 12月分 2人 @439,060 879(879)		
							(2) 労働時間等設定改善推進助成金		
							ア 助成金受付、形式審査等業務(局)		
							(26) 19局 月7日 12月 2人 (6,700) @6,500 20,748(29,266) 〔賃金@6,000 + 通勤手当@500 = @6500〕		
							(3) 職場意識改善助成金		
							ア 助成金受付、形式審査等業務(局)		
							(4) 47局 月7日 12月 1人 (6,700) @6,500 25,662(15,115) 〔賃金@6,000 + 通勤手当@500 = @6500〕		
							7 保険料 4,512(4,165)		
							(1) 長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた労使の自主的取組への技術的な援助 3,826(3,826)		
							ア 働き方・休み方改善コンサルタント(労働保険料)		
							154人 @12,448 12日 13.5/1,000 12月 3,727(3,727)		
							イ 事務員 2人 @3,636,417 13.5/1000 99(99)		
							(2) 医療労働者の勤務環境改善事業		
							ア 専門相談員(雇用保険料)		
							(14) (12,448) 28人 @12,600 12日 13.5/1000 12月 686(339)		
							8 児童手当拠出金		
							(1) 長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた労使の自主的取組への技術的な援助		
							2人 @3,636,417 1.5/1000 11(11)		
							9 雑役務費		
							(1) 長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた労使の自主的取組への技術的な援助 4,686(4,809)		
							ア 封入・発送作業等 384人日 @6,500 2,496(2,496) 〔(月12日×12月)+(月20日×4月×3人)=384人日〕		
							イ コピー機保守 2,190(2,313)		
							10 職員厚生経費 740(695)		
							(1) 長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた労使の自主的取組への技術的な援助 627(637)		
							ア 働き方・休み方改善コンサルタント(健康診断費用)		
							(3,880) 154人 @3,817 1.05 618(628)		

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	06081- 125-14-7198 労働時間等設定改善援助事業委託費	107,761		216,189	108,428	イ 事務員 2人 (3,880) ③3,817 1.05 9(9) (2) 医療労働者の勤務環境改善事業 ア 専門相談員(健康診断費用) (14) (3,880) 28人 ③3,817 1.05 113(58) 計 110,378(119,408) 1 過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し 172,130(65,752) (1) 長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた労使の自主的取組への技術的な支援 106,438(0) (2) 特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及 65,692(65,752) (説明資料 頁) [委託先: 民間団体等] 2 テレワーク普及促進対策事業 25,738(30,030) (説明資料 頁) [委託先: 民間団体等] 3 医療労働者の勤務環境改善事業 18,321(11,979) (説明資料 頁) [委託先: 民間団体等] 計 216,189(107,761)
	06081- 405-16-7385 労働時間等設定改善推進助成金	681,000		423,000	258,000	19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 (630,000) (568,800) (1,098,000) (1,045,550) (798,625) 430,000 568,800 1,098,000 1,045,550 798,625 決 算 額 277,411 411,902 530,211 726,307
	070 中小企業退職金共済等事業費					1 労働時間等設定改善推進助成金(団体助成) 76,000(90,000) (説明資料 頁) 2 職場意識改善助成金(企業助成) 347,000(591,000) (説明資料 頁) 計 423,000(681,000)
	070 中小企業退職金共済等事業費					20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 (2,412,306) (2,195,334) (2,741,573) (2,255,436) 2,412,306 2,195,334 2,741,573 2,251,063 決 算 額 2,145,136 1,817,314 2,408,183
11	01-06 中小企業退職金共済等事業に必要な経費 005 労働者福祉対策事業費	2,040,481		1,984,067	56,414	

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考					
12	110 独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費					(要 求 要 旨) 給付金契約事業主に対する助成金等の支給の業務を行う。 (説明資料 頁) 交 付 先 独立行政法人勤労者退職金共済機構 負担割合 労災勘定1/2 雇用勘定1/2 (政策統括官(労働担当)付労政担当参事官)					
	01-06 独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費交付金に必要な経費										
	06081- 305-16-8734 独立行政法人労働政策研究・研修機構労災勘定運営費交付金	116,024	110,183		5,841	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
						(((((
						予 算 額	150,530	148,288	146,123	141,723	118,349
						決 算 額	150,530	148,288	146,123	141,723	118,349
						(計画の概要) 独立行政法人労働政策研究・研修機構において労働に関する事務に従事する者に対する研修を行うために必要な経費である。 交付先：独立行政法人労働政策研究・研修機構 (中期目標の期間) 平成24年度～平成28年度(5年間) [説明資料 頁]					
13	120 独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費					(政策統括官(労働担当)付労政担当参事官室)					
	10-06 独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備に必要な経費										
	06081- 305-16-2074 独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費補助金	54,060	48,161		5,899	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
						(((((
						予 算 額	24,083	85,259	99,750	40,109	29,517
						決 算 額	23,385	67,297	98,338	39,155	28,970
						(計画の概要) 独立行政法人労働政策研究・研修機構が施行する施設整備のための経費である。 [説明資料 頁]					
14	130 個別労働紛争対策費					(政策統括官(労働担当)付労政担当参事官室)					
	01-06 個別労働紛争対策に必要な経費										
	011 個別労働紛争対策費	715,490	754,713		39,223	20年度	21年度	22年度	23年度		
						((((
						予 算 額	600,639	647,767	715,280	765,497	
						決 算 額	557,460	627,942	583,592		
						(計画の概要) 平成13年10月にスタートした、都道府県労働局長による助言・指導、紛争調整委員によるあっせん等の個別労働紛争解決制度は、個別労働紛争の解決ニーズの高まりから、労働分野のADRとして多くの労使に利用されており、意欲のある個人の再挑戦を支えるセーフティネットの一つとして、紛争の自主的解決の援助を行う。(説明資料 頁)					

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
					(労働者災害補償保険法第29条第1項第3号及び雇用保険法第62条第1項第5号)
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金	634,313	674,138	39,825	<ul style="list-style-type: none"> ・総合労働相談窓口の運営 ・個別労働紛争の自主的解決の援助 ・都道府県労働局長による紛争解決の援助 ・いじめ・嫌がらせ等困難事案に係る相談体制の充実 <p>(本省) 36(40)</p> <p>1 個別労働紛争の自主的解決の援助</p> <p>(1) 委託費にかかる企画選定委員会等出席謝金</p> <p style="padding-left: 20px;">(8,100) 1人 @7,300 7(8)</p> <p>2 いじめ・嫌がらせ等困難事案に係る相談体制の充実</p> <p>(1) 総合労働相談員(困難事案担当)研修会講師</p> <p style="padding-left: 20px;">(8,100) 2人 2時間 @7,200 29(32)</p> <p>(労働局) 674,102(634,273)</p> <p>1 総合労働相談窓口の運営 610,131(590,087)</p> <p>(1) 総合労働相談員(一般)謝金</p> <p style="padding-left: 20px;">(710) (9,210) 697人 15日 12月 @9,702 1/2(雇用) 608,606(588,519)</p> <p>(2) 総合労働相談員(一般)研修講師謝金</p> <p style="padding-left: 20px;">(8,100) 94時間 @7,200 1/2(雇用) 338(381)</p> <p>(3) 外国人労働者の相談対応のための通訳謝金</p> <p style="padding-left: 20px;">120人日 @19,790 1/2(雇用) 1,187(1,187)</p> <p>2 都道府県労働局長による紛争解決の援助 1,501(1,533)</p> <p>(1) 参考人謝金</p> <p style="padding-left: 20px;">(154) (7,800) 167人 @7,000 1/2(雇用) 585(601)</p> <p>(2) 参与会出席謝金</p> <p style="padding-left: 20px;">(230) (8,100) 251人 @7,300 1/2(雇用) 916(932)</p> <p>3 いじめ・嫌がらせ等困難事案に係る相談体制の充実</p> <p>(1) 総合労働相談員(困難事案担当)謝金 62,470(42,653)</p> <p style="padding-left: 20px;">既配置分</p> <p style="padding-left: 40px;">47人 15日 (10) (12,100) 12月 @12,002 1/2(雇用) 50,768(42,653)</p> <p style="padding-left: 20px;">増員分</p> <p style="padding-left: 40px;">(0) 13人 15日 10月 @12,002 1/2(雇用) 11,702(0)</p> <p>計 674,138(634,313)</p> <p>(労働局)</p>
	06081- 122-08-2010 職 員 旅 費	2,206	2,206	0	

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	06081- 122-08-6010 委員等旅費	3,052	3,233			181	1 都道府県労働局長による紛争解決の援助 (1) 労働紛争調整官全国会議旅費 46人 @39,500 1/2(雇用) 909(909) (2) 現地実情調査旅費 756件 @3,430 1/2(雇用) 1,297(1,297) (本省) 3(3) 1 個別労働紛争の自主的解決の援助 (1) 委託費にかかる企画選定委員会等出席旅費 1人 @975 1(1) 2 いじめ・嫌がらせ等困難事案に係る相談体制の充実 (1) 総合労働相談員(困難担当事案)研修会講師旅費 2人 @975 2(2) (労働局) 3,230(3,049) 1 総合労働相談窓口の運営 (1) 総合労働相談員(一般)研修旅費 (710) (1) 697人 @3,430 1回 0.9(要旅費率) 1/2(雇用) 1,076(1,218) 2 都道府県労働局長による紛争解決の援助 (1) 参考人出席旅費 (15) (1) 17人 @3,430 1/2(雇用) 29(26) (2) 参与会出席旅費 (23) (1) 25人 @3,430 1/2(雇用) 43(39) (3) 紛争調整事案実情調査旅費 (561) (1) 622件 @3,430 1/2(雇用) 1,067(962) 3 いじめ・嫌がらせ等困難事案に係る相談体制の充実 (1) 総合労働相談員(困難事案担当)研修会出席旅費 (42) (1) 53人 @38,300 1/2(雇用) 1,015(804) 計 3,233(3,052) (本省) 5,782(5,773) 1 総合労働相談窓口の運営 (1) 印刷製本費 イ リーフレット 541,750部 @12.56 1.05 1/2(雇用) 3,572(3,572)
	06081- 123-09-1010 庁費	24,021	24,368			347	

要求 番号	事 項	前 予 年 算 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						<ul style="list-style-type: none"> □ 業務参考資料 <ul style="list-style-type: none"> (2,164) 2,182件 @324 1.05 1/2(雇用) 371(368) (2) 通信運搬費 76(76) <ul style="list-style-type: none"> イ リーフレット 47局 @1,620 1/2(雇用) 38(38) □ 業務参考資料 47局 @1,620 1/2(雇用) 38(38) (3) 雑役務費 <ul style="list-style-type: none"> イ リーフレット原画料 <ul style="list-style-type: none"> 1回 @100,000 1.05 1/2(雇用) 53(53) (4) 賃金 1,562(1,562) <ul style="list-style-type: none"> イ 賃金 <ul style="list-style-type: none"> 1人 @10,290 21日 12月 1/2(雇用) 1,297(1,297) □ 賞与 265(265) <ul style="list-style-type: none"> 6月分 58(58) 期末手当 <ul style="list-style-type: none"> @204,848 122.5/100 30/100 1/2(雇用) 38(38) 勤勉手当 <ul style="list-style-type: none"> @204,848 30/100 64.5/100 1/2(雇用) 20(20) 12月分 207(207) 期末手当 <ul style="list-style-type: none"> @204,848 137.5/100 100/100 1/2(雇用) 141(141) 勤勉手当 <ul style="list-style-type: none"> @204,848 100/100 64.5/100 1/2(雇用) 66(66) (5) 保険料 21(21) (6) 児童手当拠出金 2(2) (7) 職員厚生経費 2(2) 2 いじめ・嫌がらせ等困難事案に係る相談体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> (1) 印刷製本費 <ul style="list-style-type: none"> 業務参考資料 (253) 266部 @882 1.05 1/2(雇用) 123(117) (労働局) 18,586(18,248) 1 総合労働相談窓口の運営 17,606(17,561) <ul style="list-style-type: none"> (1) 通信運搬費 3,282(3,282) <ul style="list-style-type: none"> イ 総合労働相談コーナー電話使用料 2,676(2,676)

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考		
							(イ) 基本料		
							864台 @1,700 1.05 1/2(雇用)	771(771)
							(ロ) 通話料		
							362,880通話 @10 1.05 1/2(雇用)	1,905(1,905)
							ロ 総合労働相談コーナーファックス使用料	606(606)
							(イ) 基本料		
							120台 @1,700 1.05 1/2(雇用)	107(107)
							(ロ) 通話料		
							95,000通話 @10 1.05 1/2(雇用)	499(499)
							(2) 光熱水料		
							イ 総合労働相談コーナー(庁外)事務室光熱水料	1,153(1,153)
							(3) 雑役務費		
							イ 総合労働相談コーナー(庁外)事務室共益費	2,267(2,267)
							(4) 借料及び損料		
							イ 総合労働相談コーナーコピーファックス借料		
							120台 @17,500 1.05 1/2(雇用)	1,103(1,103)
							(5) 保険料		
							イ 総合労働相談員(一般)雇用保険料		
							(1,177,038) 1,217,213千円 13.5/1,000 1/2(雇用)	8,216(7,945)
							(6) 職員厚生経費		
							(710) (3,880) 697人 @3,817 1.05 1/2(雇用)	1,397(1,446)
							(7) 備品費		
							47局 (8,000) @6,000 1/2(雇用)	141(188)
							(8) 消耗品費		
							47局 (0) @2,000 1/2(雇用)	47(0)
							(9) 原状回復費(前年度限りの経費)		
							イ 原状回復費 (50) 0m ² @7,091 1/2(雇用)	0(177)
							2 都道府県労働局長による紛争解決の援助		
							(1) 通信運搬費	17(15)
							イ 事情聴取通知状送料		
							(154) 167通 @80 1/2(雇用)	7(6)
							ロ 参与会開催通知送料		
							(230) 251枚 @80 1/2(雇用)	10(9)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						3 いじめ・嫌がらせ等困難事案に係る相談体制の充実 963(672)
						(1) 保険料 (85,305) 124,941千円 13.5/1000 1/2(雇用) 843(576)
						(2) 職員厚生経費 (47) (3,880) 60人 @3,817 1.05 1/2(雇用) 120(96)
						計 24,368(24,021)
	06081- 123-09-5010 土地建物借料	24,100	23,100		1,000	(労働局)
	06081- 125-14-7193 個別労働紛争対策事業委託費	22,365	22,365		0	1 総合労働相談窓口の運営 23,100(24,100) (本省)
	021 統括情報窓口の整備と関係機関のネットワーク化	5,433	5,303		130	1 個別労働紛争の自主的解決の援助 22,365(22,365) (1) 個別労働紛争の迅速かつ適正な処理のための研修 (説明資料 頁)
	06081- 122-08-2010 職員旅費	655	655		0	(労働局)
	06081- 122-08-6010 委員等旅費	1,298	1,168		130	1 巡回指導旅費 382所 @3,430 1回 1/2(雇用) 655(655)
	06081- 123-09-1010 庁費	3,480	3,480		0	(労働局)
						1 相談員研修旅費 (1) 757人 @3,430 1回 0.9(要旅費率) 1/2(雇用) 1,168(1,298)
						(労働局) 3,480(3,480)
						1 印刷製本費
						(1) 業務参考資料 11,340部 @324 1.05 1/2(雇用) 1,929(1,929)
						2 通信運搬費 186(186)
						(1) 協議会開催通知送料 11所 @80 47局 8回 1/2(雇用) 165(165)
						(2) 研修会開催通知送料 11所 @80 47局 1回 1/2(雇用) 21(21)
						3 借料及び損料 1,365(1,365)
						(1) 協議会会場借料 47局 @17,900 8回 1.05 0.058 1/2(雇用) 205(205)
						(2) 研修会会場借料 47局 @47,000 1回 1.05 1/2(雇用) 1,160(1,160)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	860 業務取扱費	48,249,704	47,563,374		686,330	19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 49,488,473 (49,484,150) (46,825,277) (45,133,720) (48,251,752) 決 算 額 45,309,529 46,426,557 42,779,604 43,411,868 46,797,774
15	01-06 業務取扱いに必要な経費	33,646,348	33,009,332		637,016	
	001 労災保険行政機構充実強化費	27,139,581	26,549,148		590,433	19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 29,414,270 (28,947,588) (28,207,144) (28,341,501) (28,220,894) 28,947,588 28,207,144 28,341,501 28,249,266
	001 既定定員に伴う経費					(計画の概要) 業務災害及び通勤災害を被った被災労働者等へ迅速かつ適切な補償を行うために事務処理体制の確保に必要な経費である。
	01 人 件 費	26,888,278	25,895,728		992,550	既定定員3,226人に対する必要経費である。
	06081- 111-02-0000 職員基本給	13,684,619	12,823,638		860,981	
	02-0100 職員俸給	12,310,309	11,504,925		805,384	既定分
	02-0200 扶養手当	395,688	403,332		7,644	既定分
	02-0300 地域手当	978,622	915,381		63,241	既定分
	06081- 111-03-0000 職員諸手当	5,839,386	5,395,576		443,810	
	03-0100 管理職手当	286,968	258,272		28,696	既定分
	03-0300 通勤手当	481,007	483,854		2,847	既定分
	03-0400 特殊勤務手当	586	3,496		2,910	既定分
	03-0500 特地勤務手当	5,615	5,223		392	既定分
	03-0700 期末手当	3,140,061	2,865,695		274,366	既定分
	03-0800 勤勉手当	1,639,138	1,496,033		143,105	既定分
	03-1000 寒冷地手当	33,015	33,015		0	既定分
	03-1100 住居手当	147,244	147,244		0	既定分
	03-1200 単身赴任手当	29,976	29,976		0	既定分
	03-1300 管理職員特別勤務手当	62	62		0	既定分
	03-1700 広域異動手当	42,727	39,719		3,008	既定分
	03-1800 専門スタッフ職調整手当	0	0		0	既定分
	03-1900 本府省業務調整手当	32,987	32,987		0	既定分
	06081- 111-04-0100 超過勤務手当	959,623	896,515		63,108	1 時間外手当 864,774(925,393) 2 特別分 31,741(34,230) 計 896,515(959,623)
	06081- 111-05-1200 退職者給与	76,230	86,087		9,857	既定分

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	06081- 111-05-1360 短時間勤務職員 給与	811,349	495,991		315,358	
	05-0100 再任用短時間 勤務職員給与	803,961	488,897		315,064	既定分
	05-0200 任期付短時間 勤務職員給与	7,388	7,094		294	既定分
	06081- 151-05-1400 公務災害補償費	70,418	69,047		1,371	既定分
	06081- 111-05-1500 退職手当	981,635	1,692,074		710,439	1 一般分 379,188(329,162) 2 定年分 1,241,066(598,768) 3 特別分 71,820(53,705) 計 1,692,074(981,635)
	06081- 115-16-7500 国家公務員共済 組合負担金	4,465,018	4,436,800		28,218	定員分 4,429,879(4,457,860) 1 長期負担金 2,472,859(2,357,046) 2 短期負担金 861,660(921,267) 3 事務費負担金 15,339(13,587) 4 介護負担金 71,515(80,123) 5 整理資源 1,008,506(1,085,837) 期間業務職員分 6,921(7,158) 1 長期負担金 4,390(4,502) 2 短期負担金 2,369(2,484) 3 事務費負担金 11(12) 4 介護負担金 151(160) 計 4,436,800(4,465,018)
	006 増員要求に伴う経費	0	725,569		725,569	(説明資料 頁)
	01 人 件 費	0	725,447		725,447	
	06081- 111-02-0000 職員基本給	0	53,199		53,199	
	02-0100 職員俸給	0	45,053		45,053	
	02-0200 扶養手当	0	4,251		4,251	
	02-0300 地域手当	0	3,895		3,895	
	06081- 111-03-0000 職員諸手当	0	8,787		8,787	
	03-0300 通勤手当	0	1,738		1,738	
	03-0700 期末手当	0	3,523		3,523	
	03-0800 勤勉手当	0	1,602		1,602	
	03-1900 本府省業務調 整手当	0	1,924		1,924	
	06081- 111-04-0100 超過勤務手当	0	4,150		4,150	
	06081- 111-05-1360 短時間勤務職員 給与					

要求 番号	事 項	前 予	年 算	度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	05-0100 再任用短時間 勤務職員給与			0	651,395			651,395	
06081- 115-16-7500	国家公務員共済 組合負担金			0	7,916			7,916	1. 長期負担金 5,149(0) 2. 短期負担金 2,751(0) 3. 事務費負担金(短期事務費) 16(0) 計 7,916(0)
06	健康診断経費								
06081- 123-09-1010	庁 費			0	122			122	1 職員厚生経費等 122(0)
011	定員合理化に伴う経費			0	337,910			337,910	
01	人 件 費			0	337,433			337,433	
06081- 111-02-0000	職員基本給			0	208,579			208,579	
	02-0100 職員俸給			0	191,208			191,208	
	02-0200 扶養手当			0	2,574			2,574	
	02-0300 地域手当			0	14,797			14,797	
06081- 111-03-0000	職員諸手当			0	73,241			73,241	
	03-0300 通勤手当			0	6,849			6,849	
	03-0700 期末手当			0	43,843			43,843	
	03-0800 勤勉手当			0	22,506			22,506	
	03-1900 本府省業務調 整手当			0	43			43	
06081- 111-04-0100	超過勤務手当			0	16,582			16,582	
06081- 115-16-7500	国家公務員共済 組合負担金			0	39,031			39,031	1. 長期負担金 25,317(0) 2. 短期負担金 13,656(0) 3. 事務費負担金(短期事務費) 58(0) 計 39,031(0)
06	健康診断経費								
06081- 123-09-1010	庁 費			0	477			477	1 職員厚生経費 477(0)
016	振替定員に伴う経費								
01	人 件 費								
06081- 111-02-0000	職員基本給								
	02-0100 職員俸給			0	0			0	
	02-0200 扶養手当			0	0			0	
	02-0300 地域手当			0	0			0	
06081- 111-03-0000	職員諸手当								
	03-0300 通勤手当			0	0			0	
	03-0700 期末手当			0	0			0	
	03-0800 勤勉手当			0	0			0	

要求番号	事 項	前 予 算	2 5 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	03-1300 管理職員特別勤務手当		0	0	
	03-1900 本府省業務調整手当		0	0	
	06081- 111-04-0100 超過勤務手当		0	0	
	06081- 115-16-7500 国家公務員共済組合負担金		0	0	1. 長期負担金 (1) 事業主負担(給与) 0(0) (2) 事業主負担(賞与) 0(0) 2. 短期負担金 (1) 事業主負担(給与) 0(0) (2) 事業主負担(賞与) 0(0) 3. 事務費負担金(短期事務費) 0(0) 計 0(0)
	06 健康診断経費				
	06081- 123-09-1010 庁 費		0	0	1 職員厚生経費 0(0)
	021 共通経費	251,303	265,761	14,458	
	06089- 111-05-2000 児童手当		0	0	
	06089- 111-05-2100 子どものための金銭の給付		201,040	218,510	17,470
	06081- 122-08-3010 赴任旅費		50,263	47,251	3,012
	005 労災勘定共通経費				19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 3,146,853 (3,145,610) (3,433,528) (3,319,995) (3,262,143) (計画の概要) 労災勘定に係る一般行政に必要な経費である。 (説明資料 頁)
	06081- 123-09-1010 庁 費	3,048,554	2,987,215	61,339	(本省) 376,491(374,889) 1 備品費 99,719(99,719) 2 消耗品費 112,646(112,646) 3 被服費 31,750(31,750) 4 印刷製本費 2,384(2,384) 5 通信運搬費 45,184(45,184) 6 借料及び損料 12,026(11,532) 7 賃金 22,260(23,648) (1) 事務補助職員 20,532(21,818) (2) 事務補助職員(大臣官房地方課分) 1,728(1,830) 8 保険料 2,782(320) (1) 事務補助職員 277(295)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							(2) 事務補助職員(大臣官房地方課分) 23(25)
							(3) 短時間勤務職員 2,482(0)
							9 児童手当拠出金 59(36)
							(1) 事務補助職員 31(33)
							(2) 事務補助職員(大臣官房地方課分) 3(3)
							(3) 短時間勤務職員 25(0)
							10 雑役務費 46,586(46,571)
							11 職員厚生経費 1,095(1,099)
							(1) 事務補助職員 1,073(1,097)
							(2) 事務補助職員(大臣官房地方課分) 2(2)
							(3) 短時間勤務職員 20(0)
							(労働局) 1,304,135(1,316,515)
							1 備品費 210,371(210,371)
							2 消耗品費 284,672(286,411)
							3 印刷製本費 38,404(38,404)
							4 通信運搬費 296,224(296,224)
							5 借料及び損料 1,614(1,614)
							6 会議費 1,394(1,394)
							7 賃金 49,533(49,533)
							8 保険料 7,343(7,256)
							9 児童手当拠出金 74(74)
							10 雑役務費 402,671(413,293)
							11 燃料費 4,050(4,050)
							12 職員厚生経費 7,785(7,891)
							(監督署) 1,306,589(1,357,150)
							1 備品費 98,547(98,547)
							2 消耗品費 113,313(128,721)
							3 通信運搬費 234,651(234,651)
							4 借料及び損料 7,704(7,704)
							5 会議費 2,247(2,247)
							6 保険料 166,622(117,836)
							7 児童手当拠出金 1,685(1,206)
							8 雑役務費 648,819(733,491)
							9 燃料費 16,974(16,974)
							10 職員厚生経費 16,027(15,773)
							計 2,987,215(3,048,554)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
010	労災保険部会経費	3,836	2,512		1,324	19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 (5,896 (5,632) (4,811) (4,603) (3,836) (5,632 4,811 4,603 3,836) (計画の概要) 労働政策審議会令に基づき、労働条件分科会の下に設置される労災保険部会の開催に必要な経費である。 根拠法令 労働政策審議会令(平成12年政令第284号)第7条 開催回数 年7回 構成 委員18人(公・労・使各6人)
06081- 111-05-0200	委員手当	2,376	1,490		886	1 会長 (10) (21,000) 1人 7回 @18,900 132(210) 2 臨時委員 (10) (18,200) 17人 7回 @16,300 0.7 1,358(2,166) 計 1,490(2,376)
06081- 122-08-6010	委員等旅費	316	221		95	部会出席旅費 (10) 2人 7回 @39,500 0.4 221(316) [会長1人+臨委17人×0.7(出席率)×0.1(要旅費率)=2人]
06081- 123-09-1010	庁 費	1,144	801		343	1 印刷製本費 会議資料 (10) 31部 7回 @1,797 1.05 409(585) [会長1人+臨委17人+本省13人=31部] 2 通信運搬費 開催通知 (10) 18人 7回 @80 10(14) [会長1人+臨委17人 = 18人] 3 会議費 部会賄費 (10) 26人 7回 @150 1.05 29(41) [会長1人+臨委17人×0.7(出席率)+本省13人 = 26人] 4 雑役務費 速記料 (10) 2時間 7回 @24,000 1.05 353(504) 計 801(1,144)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
011	業務運営経費	2,945,560	2,965,905		20,345	19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 3,239,881 (3,236,872) (3,276,218) (3,300,935) (3,084,250) 3,236,872 3,276,218 3,300,935 3,030,862 (計画の概要) 業務運営の適正かつ円滑な実施を期するために必要な経費である。
025	管理維持費	736,517	741,957		5,440	19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 (840,837) (844,196) (797,531) (767,372) (751,911) 840,837 844,196 797,531 767,372 751,911 (計画の概要) 本省、都道府県労働局における管理維持に必要な経費である。
06081-129-06-0110	諸 謝 金	28,498	29,674		1,176	1. 情報公開体制の整備 (1) 情報公開相談員謝金 47人 (6,737) 15日 12月 1/2(雇用負担) 29,674(28,498) @7,015
06081-122-08-2010	職 員 旅 費	109,982	109,927		55	(労働局) 15,542(15,542) 1. 監督署連絡旅費 642人 @7,385 4,741(4,741) 2. 本省打合せ旅費 282人 @38,300 10,801(10,801) (監督署) 28,447(28,447) 1. 労働局連絡旅費 642人 @7,385 4,741(4,741) 2. 労働局実施研修等出席旅費 2,568人 @7,385 18,965(18,965) 3. 管内活動旅費 642人 @7,385 4,741(4,741) (職員研修旅費) 65,938(65,993) (1) 基礎研修 8,582(8,618) ・ 新任労働基準監督官 6,769(6,794) ・ 労働行政職員 1,813(1,824) (2) 上級研修 8,547(8,598) ・ 労働基準監督官 3,891(3,911) ・ 労働基準行政職員 4,656(4,687) (3) 専門研修 27,074(26,980) ・ 労働保険適用徴収 1,843(1,857) ・ 安全衛生専門(前期) 1,386(1,395) ・ 安全衛生専門(後期) 1,386(1,395) ・ 産業安全専門官 1,386(1,395)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
					<ul style="list-style-type: none"> ・労働衛生専門官 924(930) ・放射線管理(基礎) 1,106(1,115) ・放射線管理(上級) 630(529) ・労災補償保険審査 2,211(2,229) ・労災補償訟務 1,474(1,300) ・労災保険給付 10,193(10,264) ・労災診療費審査 1,474(1,486) ・労災保険償救債権 1,106(1,115) ・検査業務 665(670) ・新任労働保険適用徴収業務担当者 1,290(1,300) (4) 管理監督者研修 8,023(8,085) <ul style="list-style-type: none"> ・労働基準監督署長 737(743) ・労働基準監督署課長(A) 2,311(2,326) ・労働基準監督署課長(B) 4,975(5,016) (5) 機械処理業務研修 13,712(13,712) 計 109,927(109,982) (本省) 3,358(3,971) <ul style="list-style-type: none"> 1 保険料 274(280) <ul style="list-style-type: none"> (1) 自動車損害賠償責任保険料 <ul style="list-style-type: none"> ・乗用自動車 <ul style="list-style-type: none"> 1 継続 1台 @24,950 25(25) (2) チャレンジ雇用 <ul style="list-style-type: none"> 健康保険料 <ul style="list-style-type: none"> (1,724) 1人 1,669千円 50.0 / 1,000 84(87) 厚生年金保険料 平成25年3月~平成25年8月まで <ul style="list-style-type: none"> (1,724) (82.06) 1人 1,669千円 83.83 / 1,000 1 / 2 70(71) 厚生年金保険料 平成25年9月~平成26年2月まで <ul style="list-style-type: none"> (1,724) (83.83) 1人 1,669千円 85.60 / 1,000 1 / 2 72(73) 労働保険料 <ul style="list-style-type: none"> (1,724) 1人 1,669千円 13.5 / 1,000 23(24) 2 自動車維持費 <ul style="list-style-type: none"> (1) 乗用自動車 <ul style="list-style-type: none"> ・小型(ハイブリッド車) 1台 @154,000 1.05 162(162)
06081- 123-09-1010	庁 費	589,478	594,417	4,939	

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考		
							3 雑役務費		
							(1) 省庁別財務書類作成支援業務経費	1,245(1,797)
							4 賃金		
							(1) チャレンジ雇用 1人 21日 12月 (6,840) @6,620	1,669(1,724)
							5 児童手当拠出金		
							(1) チャレンジ雇用 1人 (1,724) 1,669千円 1.5 / 1,000	3(3)
							6 職員厚生経費		
							(1) チャレンジ雇用 1人 (3,880) 3,817 1.05	5(5)
							(労働局)	164,625(163,710)
							1 通信運搬費		
							(1) 新庁舎等移転料		
							・合同庁舎 0局 1/4 (一般1/2、雇用1/4)	0(0)
							2 光熱水料 1/3 (雇用1/3, 徴収1/3)	145,403(145,403)
							(1) 電気料	113,248(113,248)
							(2) ガス料	15,877(15,877)
							(3) 水道料	16,278(16,278)
							3 保険料	1,549(1,997)
							(1) 情報公開相談員雇用保険料		
							(56,996) 59,347千円 13.5/1,000 1/2 (雇用負担)	401(385)
							(2) 自動車損害賠償責任保険料	1,148(1,612)
							・業務用自動車	1,133(1,597)
							ア 継続 (64) 44台 @24,950	1,098(1,597)
							イ 交換 (0) 1台 @34,600	35(0)
							・その他の自動車		
							ア 継続 1台 @14,190	15(15)
							4 自動車交換差金		
							(1) 業務用自動車		
							・低排出車 (0) 1台 @1,362,990	1,363(0)
							5 自動車維持費	16,310(16,310)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							(1) 業務用自動車 16,169(16,169)
							・大型(ハイブリッド車) 5台 @199,000 1.05 1,045(1,045)
							・小型(ハイブリッド車) 18台 @160,000 1.05 3,024(3,024)
							・小型(低排出車) 86台 @134,000 1.05 12,100(12,100)
							(2) その他の自動車
							・貨物 1台 @134,000 1.05 141(141)
							(監督署) 426,434(421,797)
							1 通信運搬費
							(1) 新営庁舎等移転料 3,410(1,557)
							2 光熱水料 315,474(315,474)
							(1) 電気料 247,879(247,879)
							(2) ガス料 35,278(35,278)
							(3) 水道料 32,317(32,317)
							3 保険料 8,450(8,465)
							(1) 自動車損害賠償責任保険料(業務用自動車) 7,749(7,805)
							・継続 (310) 305台 @24,950 7,610(7,735)
							・交換 (2) 4台 @34,600 139(70)
							(2) 自動車損害賠償責任保険料(業務用自動車(軽自動車))
							・継続 (1) 2台 @21,970 44(22)
							(3) その他の自動車
							・継続(貨物) 4台 @14,190 57(57)
							・更新(貨物) 0台 @23,130 0(0)
							(4) チャレンジ雇用 600(581)
							健康保険料
							(1,320) 3人 1,344千円 50.0 / 1,000 202(198)
							厚生年金保険料 平成25年3月~平成25年8月まで
							(1,320) (82.06) 3人 1,344千円 83.83 / 1,000 1 / 2 170(163)

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							厚生年金保険料 平成25年9月~平成26年2月まで (1,320) (83.83) 3人 1,344千円 85.60 / 1,000 1 / 2 173(166)
							労働保険料 (1,320) 3人 1,344千円 13.5 / 1,000 55(54)
							4 自動車交換差金
							(1) 業務用自動車
							・小型 (2) 4台 @1,362,990 5,452(2,726)
							・ハイブリッド 0台 @2,100,000 0(0)
							(2) その他の自動車 0台 @1,362,990 0(0)
							5 自動車維持費 89,596(89,596)
							(1) 業務用自動車 89,033(89,033)
							・小型 584台 @134,000 1.05 82,169(82,169)
							・小型(ハイブリッド車) 39台 @160,000 1.05 6,552(6,552)
							・軽自動車 3台 @99,000 1.05 312(312)
							(2) その他の自動車
							・貨物 4台 @134,000 1.05 563(563)
							6 賃金
							(1) チャレンジ雇用 3人 20日 12月 (5,500) @5,600 4,032(3,960)
							7 児童手当拠出金
							(1) チャレンジ雇用 3人 (1,320) 1,344千円 1.5 / 1,000 7(6)
							8 職員厚生経費
							(1) チャレンジ雇用 3人 (3,880) @3,817 1.05 13(13)
							計 594,417(589,478)
	06199- 133-09-9030 自動車重量税		8,559	7,939		620	(本省)
							(1) 乗用自動車
							・継続(小型1.0~1.5t) 1台 @24,600 25(25)
							(労働局) 1,058(1,554)

要求 番号	事 項	前 予 算 年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(1) 業務用自動車 1,051(1,547)
						・継続(普通) (4) 1台 @32,800 33(132)
						・継続(小型1.0~1.5t) (48) 29台 @24,600 714(1,181)
						・継続(小型0.5~1.0t) (12) 14台 @16,400 230(197)
						・交換(小型1.0~1.5t) (0) 1台 @36,900 37(0)
						・予備 1台 @36,900 37(37)
						(2) その他の自動車
						・継続(貨物1.0~2.0t) 1台 @6,600 7(7)
						(監督署) 6,856(6,980)
						(1) 業務用自動車 6,829(6,953)
						・継続(小型1.0~1.5t) (218) 203台 @24,600 4,994(5,363)
						・交換(小型1.0~1.5t) (2) 4台 @36,900 148(74)
						・継続(小型0.5~1.0t) (92) 102台 @16,400 1,673(1,509)
						・交換(小型0.5t~1.0t) 0台 @24,600 0(0)
						・継続(軽自動車) (1) 2台 @6,600 14(7)
						(2) その他の自動車
						・継続(貨物) 4台 @6,600 27(27)
						・交換(貨物) 0台 @15,200 0(0)
						計 7,939(8,559)
026	中央合同庁舎第5号館維持管理等経費	24,420	26,665		2,245	19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 (30,453) (28,788) (25,360) (26,841) (25,272) 30,453 28,788 25,360 26,841 25,272

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(計画の概要) 中央合同庁舎第5号館の維持管理に必要な経費である。
06081-	123-09-1010 庁 費	23,942	26,009		2,067	1 光熱水料 9,044(6,743) (1)電気料 7,461(5,028) (2)水道料(上) 442(488) (3)水道料(下) 304(328) (4)ガス料 837(899) 2 雑役務費 16,430(16,664) (1)清掃料等 2,055(2,131) (国庫債務負担行為3年計画最終年次) (単年度分) 464(540) (2)各種保守料等 6,020(6,067) (国庫債務負担行為3年計画最終年次) (単年度分) 935(982) (3)機械設備運営等経費(国庫債務負担行為3年計画最終年次) 3,362(3,362) (4)警備業務委託経費 4,846(4,846) (国庫債務負担行為3年計画最終年次) (単年度分) 18(18) (5)CATV回線経費 48(48) (6)来庁者管理サービス(国庫債務負担行為3年計画2年次) 99(99) (7)前年度限りの経費(霞が関天然ガス充填所解体経費) 0(111) 3 物品消耗品費 456(456) (1)備品費 146(146) (2)消耗品費 157(157) (3)備蓄食料 153(153) 4 賃金 (1)賃金 79(79) 計 26,009(23,942)
06081-	123-09-1040 情報処理業務庁 費	478	656		178	1. 消耗品費 7(7) 2. 雑役務費 649(471) (1)入退館管理セキュリティゲート等保守 375(375) (2)中央合同庁舎第5号館入館システムの一部更新(新規) 274(0) (3)前年度限りの経費(ICカード発行管理システムのソフトウェア更新) 0(96) 計 656(478)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
029	庁舎及び公務員宿舍維持費	1,465,629	1,437,376		28,253	19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 (1,797,700) (1,750,577) (1,682,841) (1,658,035) (1,553,464) 1,797,700 1,750,577 1,682,841 1,658,035 1,500,076 (計画の概要) 本省、都道府県労働局における庁舎、宿舍の維持費に必要な経費である。
06081-123-09-1010	庁 費	119,213	154,503		35,290	1 下水道受益者負担金 351(338) (局) 251(172) (署) 100(166) 2 旧庁舎解体費及び原状回復費 4(3)署 92,030(54,585) 3 合同宿舍配分等に伴う廃止宿舍解体費 17,268(15,784) (本省) (1)松戸宿舍解体費 0(0) (地方) 17,268(15,784) (1)C B (642) 177㎡ @12,360 1.05 2,297(8,332) (2)W (1,205) 632㎡ @5,890 1.05 3,909(7,452) (3)R C (0) (0) 700㎡ @15,050 1.05 11,062(0) 4 庁舎・宿舍敷地測量費 24,275(23,684) (本省) (1)宿舍 2,487(4,321) (地方) 21,788(19,363) (1)庁舎 12,495(4,410) (2)宿舍 9,293(14,953) 敷地面積(大) 0戸 @1,140,000 1.05 0(0) 敷地面積(小)(200㎡) (23) 15戸 @590,000 1.05 9,293(14,249) 敷地面積(小)(400㎡) (1) 0戸 @670,000 1.05 0(704) 5 不動産購入及び売却に伴う不動産鑑定経費 20,579(24,822) (1)購入庁舎分 0(0) (2)廃止庁舎分 1,214(1,860) (3)廃止宿舍分 19,365(22,962) 計 154,503(119,213)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
06081- 123-09-4105	公共施設等維持 管理運営費	37,915	27,818		10,097	1. P F I 事業による庁舎維持管理経費 盛岡第2 合庁(国庫債務負担行為14力年計画6年次) 立川合庁(国庫債務負担行為14力年計画6年次) 熊本合庁(国庫債務負担行為15力年計画6年次) 27,818(37,915)
06081- 123-09-5010	土地建物借料	1,225,987	1,178,628		47,359	1. 都道府県労働局庁舎土地建物借料 638,389(654,942) 2. 労働基準監督署庁舎土地建物借料 536,530(564,006) 3. 宿舍土地建物借料 3,709(7,039) 計 1,178,628(1,225,987)
06081- 123-09-5510	各所修繕	59,562	54,471		5,091	1. 一般修繕 54,471(59,562) (本省) (説明資料 頁) (1) 本省宿舍分 3,114(3,081) (地方) 51,357(56,481) (1) 庁舎分 43,548(47,889) (2) 宿舍分 7,809(8,592)
06029- 135-16-7700	国有資産所在市 町村交付金	22,952	21,956		996	1. 国有資産所在市町村交付金 21,956(22,952)
048	海外労働情報管理費					19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 (5,125) (4,971) (4,754) (4,754) (4,750) 5,125 4,971 4,754 4,754 4,750
06081- 123-09-1010	庁 費	4,524	4,258		266	(1) 激変する国際情勢を踏まえ、国内の労働政策を立案・実施するとともに労働外交を積極的に展開し ていくためには、その基礎となる海外の労働情報を広範かつ時宜に即して把握することが不可欠であ る。 (2) このため、海外定期刊行物等の購読等により、海外の労働情報を迅速・的確に収集・分析・提供す る。 (本省) 4,258(4,524) 1 消耗品費 海外定期刊行物等購入費 196(196) @373,300円 1.05 1/2 (100冊 × 3,733 = 373,300円) 2 印刷製本費 厚生労働省海外情勢報告(年報) 450頁(500頁) 751(1,017) 570部 (3,400) @2,510円 1.05 1/2 (内訳) 厚生労働省 300部 出先機関等 10部 関係機関 83部 関係官庁等 21部 調査研究機関等 27部

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 増 減	備 考
					資料要求用 予 備 計 110部 19部 570部
					3 通信運搬費 28(28)
					郵送料 @56,296円 1/2
					4 雑役務費 3,283(3,283)
					(1) 海外定期刊行物等翻訳料 2,513(2,513)
					英文和訳 1,229(1,229)
					12月 75頁/月 @2,600円 1.05 1/2
					独文和訳 642(642)
					12月 33頁/月 @3,090円 1.05 1/2
					仏文和訳 642(642)
					12月 33頁/月 @3,090円 1.05 1/2
					(2) 翻訳アルバイト賃金(仏語・独語) 770(770)
					2人 77日 @10,000円 1/2
					19年度 20年度 21年度 22年度 23年度
052	労働行政情報化推進費	353,773	287,755	66,018	予 算 額 (201,061) (190,312) (337,611) (359,728) (355,217) (201,061 190,312 337,611 359,728 355,217)
					(統計情報部 情報システム課、雇用・賃金福祉統計課)
					(要求要旨) 説明資料 頁 これまで「厚生労働省行政情報化推進計画」(平成13年4月策定)や「IT新改革戦略」(平成18年1月策定)等に基づき、各種事務処理の効率化、効果的な遂行を目的に情報資源の整備および情報連携の強化等を実現するための情報処理環境の確保を図ってきたところであり、平成25年度においても引き続き行政の情報化を推進する。
					平成25年度の概要
					(1) 厚生労働省ネットワークシステムの整備 厚生労働省ネットワークシステムの整備費(再リース) 厚生労働省ネットワークシステム(一式)の更改に係る経費(平成25年7月更改)【国庫債務負担行為5年計画2年次】 LAN設備機器の整備費(平成22年4月更改)【国庫債務負担行為5年計画最終年次】 次期LAN設備機器の整備費(平成26年4月更改)【国庫債務負担行為5年計画初年次】 ホームページ作成費等
					(2) 申請・届出処理システムの整備 申請・届出処理システム機器借料(平成22年1月更改)【国庫債務負担行為5年計画最終年次】 申請・届出処理システム運用費【国庫債務負担行為3年計画最終年次】 次期申請・届出処理システム機器借料及び運用費(平成26年1月更改)【国庫債務負担行為5年計画初年次】
					(3) 統計業務の電子化の推進 労働統計オンラインシステム機器借料(平成22年1月更改)【国庫債務負担行為5年計画最終年次】 次期労働統計オンラインシステム機器借料(平成26年1月更改)【国庫債務負担行為5年計画初年次】
					(4) 共同利用システム基盤の業務・システム最適化経費
					(5) 政府共通プラットフォームに係る経費 【国庫債務負担行為5年計画2年次】

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考																																																												
							<p>国庫債務負担行為</p> <p>次期LAN設備機器の整備費 (48ヶ月分：平成26年4月～平成30年3月) 単位(千円)</p> <table border="1"> <tr> <td>限度額</td> <td>平成25年度</td> <td>平成26年度</td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> </tr> <tr> <td>53,888</td> <td>0</td> <td>13,472</td> <td>13,472</td> <td>13,472</td> <td>13,472</td> </tr> </table> <p>次期申請・届出処理システム一式 (48ヶ月分：平成26年1月～平成29年12月) 単位(千円)</p> <table border="1"> <tr> <td>限度額</td> <td>平成25年度</td> <td>平成26年度</td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> </tr> <tr> <td>24,192</td> <td>1,512</td> <td>6,048</td> <td>6,048</td> <td>6,048</td> <td>4,536</td> </tr> </table> <p>次期申請・届出処理システムの運用に必要な経費 (48ヶ月分：平成26年1月～平成29年12月) 単位(千円)</p> <table border="1"> <tr> <td>限度額</td> <td>平成25年度</td> <td>平成26年度</td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> </tr> <tr> <td>3,540</td> <td>221</td> <td>885</td> <td>885</td> <td>885</td> <td>664</td> </tr> </table> <p>次期労働統計オンラインシステム一式 (51ヶ月分：平成26年1月～平成30年3月) 単位(千円)</p> <table border="1"> <tr> <td>限度額</td> <td>平成25年度</td> <td>平成26年度</td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> </tr> <tr> <td>25,874</td> <td>1,522</td> <td>6,088</td> <td>6,088</td> <td>6,088</td> <td>6,088</td> </tr> </table> <p>政府情報システム基盤の運用費(平成25年度初年) (平成25年度～平成29年度) 単位(千円)</p> <table border="1"> <tr> <td>限度額</td> <td>平成25年度</td> <td>平成26年度</td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> </tr> <tr> <td>20,929</td> <td>3,292</td> <td>3,292</td> <td>1,169</td> <td>1,169</td> <td>12,007</td> </tr> </table>	限度額	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	53,888	0	13,472	13,472	13,472	13,472	限度額	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	24,192	1,512	6,048	6,048	6,048	4,536	限度額	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	3,540	221	885	885	885	664	限度額	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	25,874	1,522	6,088	6,088	6,088	6,088	限度額	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	20,929	3,292	3,292	1,169	1,169	12,007
限度額	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																																														
53,888	0	13,472	13,472	13,472	13,472																																																														
限度額	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																																														
24,192	1,512	6,048	6,048	6,048	4,536																																																														
限度額	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																																														
3,540	221	885	885	885	664																																																														
限度額	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																																														
25,874	1,522	6,088	6,088	6,088	6,088																																																														
限度額	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																																														
20,929	3,292	3,292	1,169	1,169	12,007																																																														
06081-123-09-1040	情報処理業務庁費	349,513	287,755			61,758	<p>借料及び損料</p> <p>1.厚生労働省LANシステム機器一式(再リース)</p> <p>280,645(336,593)</p> <p>59,304(308,473)</p>																																																												

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考		
							(1) 本省分		
							(36,853,968) (12) @28,349,608円 3月 1.05 1/2	44,651(232,180)
							(2) 都道府県労働局・労働基準監督署分	14,653(76,293)
							基準システム		
							(2,270,587) (12) @1,739,802円(600台) 3月 1.05	5,480(28,610)
							総務システム		
							(3,784,311) (12) @2,911,878円(1000台) 3月 1.05	9,173(47,683)
							2. 厚生労働省ネットワークシステム更改(国庫債務負担行為5年計画2年次)		
							@37,423,915円 9月 1.05 1/2	176,828(0)
							3. LAN設備機器一式		
							(1) 現行LAN設備機器(国庫債務負担行為5年計画最終年次)		
							@3,700,000円 12月 1.05 0.3023(職員割合) 1/2	7,047(7,047)
							(2) 次期LAN設備機器(国庫債務負担行為5年計画初年次)(新規)	0(0)
							4. 申請・届出処理システムの整備	8,984(9,962)
							(1) 現行申請・届出処理システム一式(国庫債務負担行為5年計画最終年次)		
							@34,375,000円 (12) 9月 1.05 0.023(申請件数割合)	7,472(9,962)
							(2) 次期申請・届出処理システム一式(国庫債務負担行為5年計画初年次)(新規)		
							@36,923,000円 3月 1.05 0.013(申請件数割合)	1,512(0)
							5. 労働統計オンラインシステム一式	6,436(4,914)
							(1) 現行システム一式(国庫債務負担行為5年計画最終年次)		
							@3,900,000円 12月 1.05 1/10	4,914(4,914)
							(2) 次期システム一式(国庫債務負担行為5年計画初年次)(新規)		
							@4,831,373円 3月 1.05 1/10	1,522(0)
							6. 共同利用システム基盤の業務・システム最適化経費	3,784(3,790)
							(1) 個別機能経費(変動費)	2,497(2,477)
							(2) 共通機能経費(固定費)	1,287(1,285)
							(3) 前年度限りの経費(一時経費)	0(28)
							7. 政府情報システム基盤(政府共通プラットフォーム)の運用費	18,262(2,407)
							(1) 平成24年度国庫債務負担行為(国庫債務負担行為5年計画2年次)	14,970(2,407)
							(2) 平成25年度国庫債務負担行為(国庫債務負担行為5年計画初年次)(新規)	3,292(0)

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							雑役務費 7,110(12,920) 1. ホームページ作成費 6,520(7,308) (1) ホームページ作成費 15,922枚 @780円 1.05 1/2 6,520(6,520) (2) 前年度限りの経費(労働経済の分析等入力) 0(788) 2. 電子政府関係経費 (1) 申請・届出処理システムの整備 590(492) 現行申請・届出処理システムの運用に必要な経費(国庫 債務負担行為3年計画最終年次) @1,698,000円 (12) 9月 1.05 0.023(申請件数割合) 369(492) 次期申請・届出処理システムの運用に必要な経費(国庫 債務負担行為5年計画初年次)(新規) @5,400,000円 3月 1.05 0.013(申請件数割合) 221(0) 3. 労働統計オンラインシステムプログラム改修費 (1) 前年度限りの経費 0(5,120) 本省・都道府県等からの要望改修 0(3,386) 新OS、新ブラウザ非互換性対応 0(1,734) 計 287,755(349,513) 1. 前年度限りの経費(霞が関WAN利用料等) 0(4,260)
06081-123-09-4120	通信専用料	4,260	0	0	4,260		
053	審査請求処理促進費	44,028	43,811	43,811	217		19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 (41,166) (42,171) (48,352) (48,321) (48,323) (41,166) (42,171) (48,352) (48,321) (48,323)
							(要 求 要 旨) 審査請求事件後決定書等のコンピュータ管理に要する経費である。
06081-129-06-0110	諸 謝 金	20,880	20,880	20,880	0		1 データ要約謝金 1,200件 2時間 @ 8,700 20,880(20,880)
06081-123-09-1010	庁 費	23,148	22,931	22,931	217		1 消耗品費 38(38) (1) プリンタ用紙 10箱 @ 2,000 1.05 21(21) (2) プリンタカートリッジ 1箱 @ 16,380 1.05 17(17) 2 通信運搬費 (1) 回線使用料 1,808(1,808) ア 2 労働局分+審査会分 3回線 @17,980 12月 1.05 680(680) イ 5 労働局分 5回線 @17,900 12月 1.05 1,128(1,128)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						3 借料及び損料 857(857) (1) データ検索用機器使用料 1台 @ 720,000 1.05 756(756) (2) プリンタ使用料 1台 @ 8,000 12月 1.05 101(101) 4 賃金 7,644(7,858) (1) 決定書管理等業務 3,423(3,637) ア 賃金 1人 21日 (11,075) @10,552 12月 2,660(2,791) イ 賞与 1人 (845,517) @762,911 763(846) (2) 遠隔通信業務賃金 1人 @10,769 7局 56日 4,221(4,221) 5 保険料 (1) 労働保険料 (3,636,417) @3,422,015 13.5/1,000 47(50) 6 雑役務費 12,531(12,531) (1) 決定書要約の入力 1,200件 @ 1,400 1.05 1,764(1,764) (2) 決定書の入力 1,200件 @ 8,428 1.05 10,619(10,619) (3) 保守費用 @141,000 1.05 148(148) 7 児童手当拠出金 (3,636,417) 1人 @3,422,015 1.5/1000 6(6) 計 22,931(23,148) (大臣官房 地方課) (計画の概要) 各都道府県労働局における情報提供サイトを、「行政情報の電子的情報提供業務及び電子申請等受付業務の業務・システム最適化計画」(平成17年8月24日各府省情報化統括責任者(C10)連絡会議決定、平成19年8月31日一部改定)及び電子政府推進計画(平成18年8月31日各府省情報化統括責任者(C10)連絡会議決定、平成19年8月24日一部改定)に基づき集約化を図るために必要な経費である。
054	都道府県労働局における電子的情報提供業務にかかる業務・システムの最適化の実施					
	06081- 123-09-1040 情報処理業務庁費	21,846	58,647		36,801	1. 都道府県労働局情報提供サイトの集約化経費 58,647(21,846) (1) 運用経費(国庫債務負担行為4ヵ年計画4年度) 4,567(19,058) (2) 運用経費(国庫債務負担行為5ヵ年計画2年度) 54,080(0) (3) 前年度限りの経費(仕様書作成等支援業務) 0(2,788)
055	労働局総務情報システム関係経費					19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 (112,147) (186,718) (149,742) (138,129) (135,753) 112,147 186,718 149,742 138,129 135,753

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
06081-123-09-1040	情報処理業務庁費	120,585		148,655	28,070	<p>(計画の概要) 都道府県労働局における、各種報告業務、通達・事務連絡等の簡素化及び調達事務の電子化を図るための労働局総務情報システムの整備に必要な経費である。</p> <p>1. 労働局総務情報システムの運用に係る経費 132,074(120,585)</p> <p>(1) 機器使用に係る経費</p> <p>ア トナーカートリッジ 0(16,582)</p> <p>(2) 端末等移設費</p> <p>イ 一箇所目</p> <p>(2,360,000) ⑤5,400,000 1ヶ所 1.05 1/2(雇用) 2,835(1,239)</p> <p>(3) ハードウェア使用料(保守・運用経費を含む) 80,113(74,930)</p> <p>イ 現行システム</p> <p>⑩12,255,320 9月 1/2(雇用負担) 55,149(74,930)</p> <p>ロ 次期システム(国庫債務負担行為5カ年計画初年次)</p> <p>⑩16,642,072 3月 1/2(雇用負担) 24,964(0)</p> <p>(4) 現行システム撤去費</p> <p>⑩19,887,503 1.05 1/2(雇用負担) 10,441(0)</p> <p>(5) 次期厚生労働省ネットワークシステム使用料</p> <p>⑩3,990 1,600台 9月 1/2(雇用負担) (国庫債務負担行為5カ年計画2年次) 28,728(0)</p> <p>(6) 第2期統合ネットワーク使用料(回線使用料 24年4月~25年3月)</p> <p>(19,915,341) ⑩19,913,574 1/2(雇用負担) (国庫債務負担行為5年計画3年次) 9,957(9,958)</p> <p>(7) 総合的文書管理システム移行経費(前年度限りの経費) 0(17,876)</p> <p>2. 労働局総務情報システム機器使用に係る経費</p> <p>(1) トナーカートリッジ</p> <p>⑩28,000 94台 12月 1.05 1/2(雇用負担) 16,581(0)</p> <p>計 148,655(120,585)</p> <p>19年度 20年度 21年度 22年度 23年度</p> <p>予 算 額 96,781 (94,718) (87,432) (77,760) (77,760) 94,718 87,432 77,760 77,760</p>
056	A D A M S 運用経費					
06081-123-09-1040	情報処理業務庁費	55,175		55,638	463	<p>(計画の概要) 官庁会計事務データ通信システム(A D A M S)により、厚生労働本省における労働保険特別会計に係る予算執行及び決算事務を行うために必要な経費である。</p> <p>1 A D A M S II 運用経費</p> <p>(1) システム保守管理経費(国庫債務負担行為4年計画2年次) 55,638(55,175)</p>

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
057	電子入札システム経費					
06081- 123-09-1040	情報処理業務庁費	61,936	62,524		588	(計画の概要) 国内外企業の入札参加機会の拡大、競争性の向上並びに企業の負担軽減と行政事務の簡素合理化を図るため、インターネット技術を活用した電子入札システムの管理・運用に必要な経費。
						1 雑役務費 62,524(61,936)
						(本省)
						(1) 電子入札システム運用経費
						262,820千円 (1/104 (平成24年度運用機関)) 1/103 (平成25年度運用機関) 2,552(2,528)
						(労働局) [大臣官房地方課]
						(1) 電子入札システム運用経費 59,972(59,408)
						(2,528) 2,552千円(1機関あたり) 47局 1/2 (労災負担分)
						19年度 20年度 21年度 22年度 23年度
						予 算 額 35,054 (52,654) (36,249) (15,689) (10,828) 52,654 36,249 15,689 10,828
058	国有財産総合情報管理システム経費					
06081- 123-09-1010	庁 費	13,358	14,253		895	(計画の概要) 「国有財産関係業務(官庁営繕関係業務を除く。)の業務・システム最適化」(平成18年3月31日C10会議決定)に基づき、各府省等が共通して行っている国有財産関係の業務の大幅な合理化・効率化を図るための府省共通システムの整備に必要な経費である。
						1. 雑役務費 7,374(13,358)
						(1) 運用保守及び改修経費 7,374(6,290)
						(2) 前年度限りの経費 0(7,068)
						ア 機器等(その1) [基本部] 保守借料(5カ年国庫債務負担行為計画最終年次) 0(2,441)
						イ 機器等(その2) [拡充部] 保守借料(4カ年国庫債務負担行為計画最終年次) 0(1,808)
						ウ 機器等(その3) 保守借料(4カ年国庫債務負担行為計画最終年次) 0(1,945)
						エ 機器等(その4) 保守借料(2カ年国庫債務負担行為計画最終年次) 0(874)
						2. 借料及び損料 6,879(0)
						(1) サーバ機器借料(国庫債務負担行為5カ年計画初年次) 3,507(0)
						(2) サーバ機器借料 3,372(0)
						計 14,253(13,358)
059	人事・給与等業務の電子化の推進経費					
06081- 123-09-1040	情報処理業務庁費	32,984	58,866		25,882	(計画の概要) 人事・給与業務等の簡素化・合理化、システムの運用等に係る政府全体の経費の最小限化、安全性・信頼性の確保及び個人情報の保護を図る為に必要なシステム開発等の経費である。
						(本省) 40,314(31,532)

要求 番号	事 項	前 予 年 算 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							1 借料及び損料 4,407(3,502) (1) 電子計算機借料(5カ年国庫債務負担行為計画最終年次) 1,126(1,228) (2) 電子計算機借料(5カ年国庫債務負担行為計画4年次) 1,658(1,660) (3) 電子計算機借料(5カ年国庫債務負担行為計画2年次) 1,064(614) (4) 政府共通プラットフォーム機器リース(5カ年国庫債務負担行為計画初年次) 550(0) (5) 第1期本番環境(賃料)(単年度分) 9(0) 2 雑役務費 35,907(28,030) (1) 電子計算機保守管理費(5カ年国庫債務負担行為最終年次) 914(997) (2) 電子計算機保守管理費等(5カ年国庫債務負担行為4年次) 2,697(2,697) (3) アプリケーション保守等(4カ年国庫債務負担行為3年次) 3,864(3,864) (4) 電子計算機保守管理費(4カ年国庫債務負担行為2年次) 965(742) (5) 政府共通プラットフォームシステム移行経費(2カ年国庫債務負担行為初年次) 2,123(0) (6) 政府共通プラットフォーム機器保守経費(5カ年国庫債務負担行為初年次) 6,050(0) (7) アプリケーション改修等(単年度分) 9,777(13,238) (8) システム導入関係経費(単年度分) ア 移行工程管理経費 9,517(6,492) (労働局) 18,552(1,452) 1 人事・給与システム並行稼働支援作業経費 1,927(0) (1) 賃金 1,675(0) (2) 保険料 250(0) (3) 児童手当拠出金 2(0) 2 人事・給与システムデータ入力等作業経費 16,625(0) (1) 賃金 14,448(0) (2) 保険料 2,156(0) (3) 児童手当拠出金 21(0) 3 前年度限りの経費(雑役務費) 0(1,452) 計 58,866(32,984)
060	旅費等内部管理業務共通システム開発等経費						
06081-123-09-1040	情報処理業務庁費	0	13,732			13,732	(計画の概要) 「内部管理業務の業務見直し方針」(2003年(平成15年)7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議)に示されている考え方を踏まえつつ、「ITを活用した内部管理業務の抜本的効率化に向けたアクションプラン」(2008年5月30日内部管理業務の抜本的効率化検討チーム決定)の基本的な取組方針に基づき、業務処理の統一化・標準化、決裁階層の簡素化、外部委託化、決裁や支払の電子化及び各種入力業務の自動化等を可能とする共通システムの構築に必要な経費である。
							1 雑役務費 13,732(0)

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							(1) 旅費等内部管理業務共通システム開発等経費(2カ年国庫債務負担行為計画最終年次) 13,574(0)
							(2) 旅費等内部管理業務共通システム保守等経費(5カ年国庫債務負担行為計画初年次) 70(0)
							(3) 旅費等内部管理業務共通システム運用経費(2カ年国庫債務負担行為初年次) 88(0)
061	政府調達(公共工事を除く)手続きの電子化に向けたシステム開発等経費					1,095	(計画の概要) 政府調達(公共事業を除く)手続きの電子化の推進・実現を図るため、電子契約システム、電子入札システム(府省共通)のシステム開発等を行う。なお、開発等に当たっては、平成23年度~平成25年度の3カ年に渡る国庫債務負担行為を活用する。
06081-123-09-1040	情報処理業務庁費	4,776		5,871			1 雑役務費 4,211(4,550)
							(1) 電子調達システム開発等経費 2,130(4,550)
							ア 国庫債務負担行為3年計画最終年次 1,990(4,261)
							イ 国庫債務負担行為5年計画2年次 140(289)
							(2) 電子調達システム改修経費 508(0)
							(3) 電子調達システム運用経費
							ア 国庫債務負担行為4年計画初年次 1,573(0)
							2 借料および損料 1,612(226)
							(1) 電子調達システム機器等借料(国庫債務負担行為5年計画2年次) 1,611(226)
							(2) 電話機借料 1(0)
							3 通信運搬費
							(1) 電子調達システム機器等借料 48(0)
							計 5,871(4,776)
062	文書管理システム開発等経費					4,118	1 雑役務費
06081-123-09-1040	情報処理業務庁費	0		4,118			文書管理システム設計・開発経費 3,916(0)
							2 借料及び損料
							文書管理システム運用経費(国庫債務負担行為5年計画初年次) 202(0)
							計 4,118(0)
064	一般競争(指名競争)参加資格審査一元化経費						19年度 20年度 21年度 22年度 23年度
							予 算 額 0 (4,086) (0) (5,296) (0)
							0 4,086 0 5,296 0
06081-123-09-1010	庁 費	5,667		1,437		4,230	(計画の概要) 一般競争(指名競争)に入札に参加する業者には、各省各庁の長が定める資格が必要となっている。当該経費は、建設工事及び測量・コンサルタントの資格区分における審査に係る費用で、平成24年度においては、資格審査事務の運用に係る必要経費である。

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
065	厚生労働省公共調達委員会運営経費		342	342		0	1 雑役務費 1,437(5,667) ア パンチ入力費等 1,193(2,363) イ 有資格者(データ)の電子入札システムへのデータ移行作業 244(3,304) (計画の概要) 公共調達における一層の経理削減を図ることを目的として、一定額以上の契約案件の随意契約及び調達数量等の妥当性について事前審査を行う「厚生労働省公共調達委員会」を運営するための経費である。
06081-129-06-0110	諸謝金		292	292		0	1 システム関連 101(101) 2人×5回×@20,100×0.5(徴収負担) 2 その他 191(191) 1人×19回×@20,100×0.5(徴収負担) (24回(2回/月)-5回(システム関連分))
06081-122-08-6010	委員等旅費		50	50		0	計 292(292) 1 システム関連 17(17) 2人×5回×@3,430×0.5(徴収負担) 2 その他 33(33) 1人×19回×@3,430×0.5(徴収負担) (24回(2回/月)-5回(システム関連分))
016	業務機械化管理運営経費	209,248		223,985		14,737	計 50(50) 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 170,061 (203,187) (266,365) (425,641) (261,751) (203,187 266,365 425,641 222,994) (計画の概要) 労災保険業務の機械化及び電子計算機システムの運用等を行うための庁舎整備の管理運営等に必要経費である。
006	上石神井庁舎設備管理経費						19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 110,949 (82,258) (86,648) (263,435) (171,666) (82,258 86,648 263,435 132,909) (計画の概要) 上石神井庁舎の設備管理等に必要な経費である。 (説明資料 頁)
06081-123-09-1010	庁費		151,669	166,406		14,737	1. 消耗品費 739(919) (1) 事務棟分(別紙1) ア 機械関係消耗品 68(53) イ 電気関係消耗品 26(29) ウ 清掃関係消耗品(上石神井庁舎全体) 171(342) (2) 電算棟分(別紙2) ア 機械関係消耗品 119(172) イ 電気関係消耗品 355(323)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						2. 燃料費 (1) 自家発電機用燃料(別紙3) 534(509) 3. 雑役務費 63,289(73,226) (1) 上石神井庁舎設備管理費(別紙4) 庁舎の管理・運営に係る費用 52,228(63,000) (2) 事務棟設備関係費 (別紙5) 405(1,752) ア 一般廃棄物処理料(上石神井庁舎全体) 405(405) イ 前年度限りの経費(入退館システムソフトウェア更新) 0(1,347) (3) 電算棟設備関係費 (別紙6) 10,656(8,474) ア 自家発電機疑似負荷試験 929(929) イ 定周波定電圧装置部品交換作業 9,727(0) ウ 前年度限りの経費 0(7,545) (ア) 電気設備蓄電池交換 0(7,386) (イ) 洗面所機器交換 0(159) 4. 光熱水料 101,844(77,015) (1) 電気料 (別紙7) 100,233(75,445) (2) 水道料 (別紙8) 1,611(1,570) ア 上水道使用料 1,140(1,117) イ 下水道使用料 471(453) 計 166,406(151,669)
013	上石神井庁舎の整備に関する経費					19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 59,112 (120,929) (179,717) (162,206) (90,085) (120,929 179,717 162,206 90,085)
						(計画の概要) 上石神井庁舎の整備に必要な経費である。
06081-	123-09-5010 土地建物借料	57,579	57,579		0	1. 新事務棟借料に係る経費(国庫債務負担行為5年計画の最終年次) 115,158千円(見積単価) 1/2(労災負担分) 57,579(57,579)
056	国際社会保障協会等経費	14,444	14,444		0	19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 14,033 (15,078) (14,486) (13,769) (14,183) (15,078 14,486 13,769 14,183)
						(計画の概要) 国際社会保障協会(I.S.S.A)総会、委員会の出席旅費、欧米諸国への三者構成ミッション派遣旅費、分担金及び国際社会保障協会の要請に基づく数理・統計に関する社会保障専門家会議経費並びに国際労働監督協会総会、地域会の分担金に要する経費である。
						(1) 国際社会保障協会等経費 (2) 国際社会保障協会等分担金
06081-	122-08-2010 職員旅費	2,276	2,276		0	1. 国際社会保障協会会議出席(於ジュネーブ) 1,084(1,084)

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							<ul style="list-style-type: none"> ・ 10級 1人 出張期間9日間(北回り) <li style="padding-left: 20px;">1人 @1,083,700 ・ 航空賃 854,100円 ・ 日当(指定都市) 7,200円×8日=57,600円 ・ " (丙) 4,500円×1日=4,500円 ・ 宿泊料 22,500円×7泊=157,500円 ・ 旅行雑費 10,000円 <li style="padding-left: 20px;">計 1,083,700円
							<ul style="list-style-type: none"> 2. 国際労働監督協会出席旅費(於ジュネーブ)〔監督課〕 1,192(1,192) <li style="padding-left: 20px;">9級 1人 @607,400 607(607) ・ 航空賃 426,000円 ・ 日当(指定都市) 7,200円×6日=43,200円 ・ " (丙) 4,500円×1日=4,500円 ・ 宿泊料 22,500円×5泊=112,500円 ・ 旅行雑費 21,200円 <li style="padding-left: 20px;">計 607,400円
							<ul style="list-style-type: none"> 6級 1人 @584,700 585(585) ・ 航空賃 426,000 ・ 日当(指定都市) 6,200円×6日=37,200円 ・ " (丙) 3,800円×1日=3,800円 ・ 宿泊料 19,300円×5泊=96,500円 ・ 旅行雑費 21,200円 <li style="padding-left: 20px;">計 584,700円
							計 2,276(2,276)
	06081- 123-09-1010 庁 費		471	471		0	<ul style="list-style-type: none"> 1. 雑役務費 471(471) <li style="padding-left: 20px;">国際労働監督協会通訳料〔監督課〕 6日 @74,800 1.05
	06081- 725-16-9651 国際社会 保障協 会等分担金		11,697	11,697		0	<ul style="list-style-type: none"> 1. 国際社会保障協会本部納付金(労災負担分) <li style="padding-left: 20px;">16,875千円 0.679 1 11,459(11,459) <li style="padding-left: 20px;">労働者数に応じて点数制で算出、労働者200千人につき1点 <li style="padding-left: 40px;">労災保険被保険者数 52,418千人 ÷ 200千人 = 262点 <li style="padding-left: 40px;">雇用保険被保険者数 37,304千人 ÷ 300千人 = 124点 <li style="padding-left: 20px;">労災負担率 = 262点 ÷ (262点 + 124点) = 0.679 <li style="padding-left: 20px;">負担金総額 187,500スイスフラン × @ 90 = 16,875千円 <li style="padding-left: 20px;">[厚生労働省 125ポイント × 1,500スイスフラン(1ポイントあたり) = 187,500スイスフラン] 2. 国際労働監督協会分担金〔監督課〕 <li style="padding-left: 20px;">2,640スイスフラン @90 1 238(238) <li style="padding-left: 20px;">日本 = Drate Drate = 年間 2,640スイスフラン

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考					
	066 諸 支 出 金	285,125	266,123		19,002	計			11,697(11,697)	
							19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
						予 算 額	275,307	(279,682)	(286,112)	(284,016)	(283,854)
						(279,682)		286,112	284,016	283,854	
						(計画の概要)	国家賠償法に基づく支払金及び一般会計繰入等の諸支出金に必要な経費である。				
	06081- 959-18-1010 賠償償還及払戻金	32,386	32,386		0	[交通事故等による国家賠償経費]					
	06081- 306-22-0010 一般会計へ繰入	252,739	233,737		19,002	1 文官恩給費特別会計等負担金繰入			9,076(10,768)	
						2 政府職員等失業者退職手当負担金繰入			3,983(3,983)	
						3 労働保険審査会負担金繰入			220,678(237,988)	
						計			233,737(252,739)	
16	05-06 保険給付業務に必要な経費	14,603,356	14,554,042		49,314		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
						予 算 額	11,716,672	(8,970,997)	(6,683,042)	(5,417,254)	(13,120,841)
						(8,970,997)		6,683,042	5,417,254	11,730,636	
	010 基 準 的 経 費	76,651	68,301		8,350		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
						予 算 額	101,267	(104,137)	(98,809)	(76,902)	(68,317)
						(104,137)		98,809	76,902	68,317	
						(計画の概要)	労災補償行政の円滑かつ適正な実施を期するために必要な経費である。				
	003 業務運営推進経費	27,674	27,674		0		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
						予 算 額	40,369	(39,785)	(39,670)	(27,735)	(27,729)
						(39,785)		39,670	27,735	27,729	
						(計画の概要)	業務運営の適正かつ円滑な実施を期するための事務指導打合わせ会、業務連絡、業務監査等に必要な経費である。				
						1 事務指導打合わせ会費					
						(1) 全国労働基準部長会議					
						(2) 全国労災補償課長会議					
						(3) 監督署労災課長会議					
						2 事務連絡経費	本省・労働局・監督署間の事務連絡に必要な経費である。				
						3 業務監査費	業務の円滑な実施と不正防止の徹底及び予算の適正な執行と会計事務の正確な処分を期するため、労働局・監督署の業務監査に必要な経費である。				
						(1) 業務監査					
						中央監察官	9人	年1回			
						地方監察官	325署	年1回			
						(2) 経理監査					
						本 省	47労働局 × 1/6	8局監査			
						地 方	325署	年1回			

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考		
06081-122-08-2010	職 員 旅 費	25,877	25,877			0	1 事務指導打合せ費	6,939(6,939)
							(1) 全国労働基準部長会議〔基準局総務課〕	3,124(3,124)
							ア 労働基準部長 46人 @38,160 0.89 〔(47労働局)-1局〕×1人×年1回=46人	1,562(1,562)
							イ 労働局 46人 @38,160 0.89 〔(47労働局)-1局〕×1人×年1回=46人	1,562(1,562)
							(2) 全国労災補償課長会議 46人 @38,300 〔(47労働局)-1局〕×1人×年1回=46人〕	1,762(1,762)
							(3) 監督署労災課長会議 278人 @7,385 [278署×年1回×1人=278人]	2,053(2,053)
							2 事務連絡旅費	9,974(9,974)
							(1) 労働局 本省 46人 @38,300 〔(47労働局-1局)×年1回×1人=46人〕	1,762(1,762)
							(2) 監督署 労働局 1,112人 @7,385 [278署×年4回×1人=1,112人]	8,212(8,212)
							3 業務監査費	8,964(8,964)
							(1) 業務監査	4,451(4,451)
							(本省) 中央監察官監査旅費 9人 年1回 @38,300	345(345)
							(労働局) 地方監察官監査旅費 556人 年1回 @7,385 [278署×2人=556人]	4,106(4,106)
							(2) 経理監査	4,513(4,513)
							(本省) 8人 @50,850 [47労働局/6×1人=8人]	407(407)
							(労働局) 556人 @7,385	4,106(4,106)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						[278署×年1回×2人=556人]
	06081- 123-09-1010 庁 費	1,797	1,797		0	計 25,877(25,877) 1 印刷製本費 事務指導打合せ費 1,797(1,797) (1) 全国労働基準部長会議資料〔基準局総務課〕 127部 @4,145 1.05 0.9 497(497) 〔(47労働局×2人+本省33人)×年1回=127人〕 (2) 全国労災補償課長会議資料 73部 @1,956 1.05 1 150(150) 〔(47労働局×1人+本省26人)×年1回=73人〕 (3) 監督署労災課長会議資料 560部 @1,956 1.05 1 1,150(1,150) 〔(325署×1人+(47労働局×5人)×年1回=560人〕
005	メリット制等適正実施経費	20,658	13,433		7,225	19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 17,840 (21,337) (16,182) (14,463) (11,245) 21,337 16,182 14,463 11,245 (計画の概要) 労災保険経済の安定と事業主の負担の公平を期するため、継続事業・有期事業メリット制度の適正な運営に必要な経費である。 1 継続事業メリット制実施費 2 有期事業メリット制実施費 3 労災保険料率及びメリット制に係る周知用リーフレットの作成等経費 4 前年度限りの経費(労災保険の業種区分検討のための調査研究費)
	06081- 122-08-2010 職 員 旅 費	612	612		0	1 継続事業メリット制実施費 監査旅費(本省) 8人 @38,300 306(306) [47労働局/6×1人=8人] 2 有期事業メリット制実施費 監査旅費(本省) 8人 @38,300 306(306) [47労働局/6×1人=8人] 計 612(612)

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	06081- 123-09-1010 庁 費		12,888	12,821		67	1 印刷製本費 6,211(6,188) (1) 継続事業メリット制実施費(本省) 保険料決定通知書 (100,275) (2.5) 99,747枚 @2.7 1.05 283(263) [メリット適用事業場数90,679(91,159)事×1.1(書損率)=99,747(100,275)枚] (2) 有期事業メリット制実施費(本省) 改定確定保険料決定通知書 (34,278) (2.5) 32,834枚 @2.7 1.05 93(90) [メリット適用事業場数29,849(31,162)事×1.1(書損率)=32,834(34,278)枚] (3) 労災保険率周知用リーフレット 1,918,720部 @2.00 1.05 4,029(4,029) (4) メリット制周知用リーフレット 641,830部 @2.68 1.05 1,806(1,806) 2 通信運搬費 6,610(6,700) (1) 継続事業メリット制実施費(本省) 保険料決定通知書発送 (91,159) 90,679事 @50 4,534(4,558) (2) 有期事業メリット制実施費(本省) 改定確定保険料決定通知書発送 (31,162) 29,849事 @50 1,492(1,558) (3) 労災保険率周知用リーフレット 4,029,000 @0.1 403(403) (4) メリット制周知用リーフレット 1,806,000 @0.1 181(181) 計 12,821(12,888)
	06081- 125-14-7199 保険給付業務委託費		7,158	0		7,158	1 前年度限りの経費(労災保険業種区分調査研究費) 0(7,158)
007	災害補償の適正給付・監察等経費		28,319	27,194		1,125	1 9年度 2 0年度 2 1年度 2 2年度 2 3年度 予 算 額 43,058 (43,015) (42,957) (34,704) (29,343) 43,015 42,957 34,704 29,343 (計画の概要) 補償費の不正防止対策、休業補償給付の迅速支払促進及び労災医療の適正化等のために必要な経費である。 1 不正防止対策 補償費の不正を防止するため、労災保険給付調査官、地方労災補償監察官の活動等に要する経費である。 2 休業補償費迅速支払促進費 休業補償給付については、被災労働者の生活保障上の見地からその支払について迅速適正化を図る必要があり、1件あたりの平均支払所要日数を短縮し支払事務の円滑化に資するための経費である。

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
					<p>3 職業病関係実務職員講習会費 労働局、監督署職員に対して職業病関係についての一般の知識及び業務上認定の基準等についての講習を行うために必要な経費である。 ブロック講習 47労働局 1人 47人 (隔年1回) 労働局講習 325監督署 各2人 650人 (隔年1回)</p>
06081- 129-06-0110	諸 謝 金	43	38	5	<p>職業病関係実務職員講習会費 講師謝金 6時間 (7,100) @6,400 38(43) [6ブロック÷2(隔年)×2時間=6時間]</p>
06081- 122-08-2010	職 員 旅 費	16,170	15,050	1,120	<p>1 不正防止対策 13,172(14,298) (1) 給付調査官活動旅費 7,417(8,543) (労働局) (1,044) 948人 @5,329 1 5,052(5,563) (監督署) (1,860) 1,476人 @1,602 1 2,365(2,980) (2) 地方労災補償監察官活動費 (労働局) 1,080人 @5,329 1 5,755(5,755) 2 職業病関係実務職員講習会 1,878(1,872) (1) ブロック別講習会出席旅費 674(668) (本省) 3人 @36,960 111(111) [5ブロック(東京除く)÷2(隔年)×1人=3人] (労働局) (26,520) 21人 @26,800 563(557) [(47労働局-開催局6)÷2(隔年)×1人=21人] (2) 労働局別講習会出席旅費 (監督署) 163人 @7,385 1,204(1,204) [325人÷2(隔年)=163人] 計 15,050(16,170)</p>
06081- 122-08-6010	委 員 等 旅 費	111	111	0	<p>1 職業病関係実務職員講習会 講師出席旅費 3人 @36,960 111(111) [5ブロック(東京除く)÷2(隔年)×1人=3人]</p>
06081- 123-09-1010	庁 費	11,995	11,995	0	<p>1 印刷製本費 (1) 職業病関係実務職員講習会費 講習会資料 367部 @1,551 1.05 598(598)</p>

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						[(本省30部 + 労働局47部 + 監督署325 × 2部 + 講師6部) ÷ 2 (隔年) = 367部]
						2 通信運搬費
						(1) 職業病関係実務職員講習会費
						通信運搬費 3労働局 @1,240 4(4)
						[6労働局 ÷ 2 (隔年) = 3局]
						3 借料及び損料
						(1) 職業病関係実務職員講習会費
						講習会会場借料 3会場 @18,900 1 57(57)
						[6会場 ÷ 2 (隔年) = 3 会場]
						4 賃金
						(1) 休業補償迅速支払促進費(監督署)
						支払促進賃金 1,692人日 @6,700 11,336(11,336)
						計 11,995(11,995)
011	保険給付事務運営経費	588,906	577,133		11,773	19年度 20年度 21年度 22年度 23年度
						予 算 額 (978,206) (684,191) (626,254) (608,272)
						1,097,606 (978,206 684,191 626,254 608,272
						(計画の概要) 保険給付事務運営の適正かつ円滑な実施を期するために必要な経費である。
025	労災補償行政表彰費	637	380		257	19年度 20年度 21年度 22年度 23年度
						予 算 額 (2,103) (2,057) (2,057) (637) (637)
						2,103 2,057 2,057 637 637
						(計画の概要) 労災補償行政に尽力した功労者等を表彰するために必要な経費である。
06081- 959-07-2010	褒 賞 品 費	355	178		177	1. 労災補償行政功労者表彰費
						(188) 94人 @1,800 1.05 178(355)
						[47労働局 × 2(4)人 = 94(188)人]
06081- 123-09-1010	庁 費	282	202		80	(本省)
						1. 労災補償行政表彰費 202(282)
						(1) 消耗品費

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	032 事業用印刷製本費				ア 感謝状 (188) 94人 @805 1.05 79(159)
					(2) 通信運搬費 ア 発送費 47労働局 (@1,240 + (@1,320 * 1.05)) 123(123)
	06081- 123-09-1010 庁 費	238,779	251,356	12,577	19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 480,562 (412,803) (282,730) (247,179) (244,428) 244,428
					(計画の概要) 労災保険業務に必要な諸用紙及び会計様式帳簿等の印刷製本に必要な経費である。 (説明資料 頁)
					1 印刷製本費 251,356(238,779)
					(1) 業務災害分 235,398(223,149)
					ア 本省関係 184,495(185,390)
					(ア) 補償関係 (111,487) 101,505枚 @5.60 1.05 597(656)
					(イ) 会計帳簿 (6,271) 6,259冊 @6,933.42 1.05 45,566(45,653)
					(ウ) 会計諸用紙 (1,049,112) 1,045,224枚 @12.73 1.05 13,971(14,023)
					(エ) 各種手引等 (25,255) 25,195冊 @2,831.60 1.05 74,909(75,088)
					(オ) 診療費関係用紙 (4,071,107) 4,008,718枚 @6.50 1.05 27,360(27,785)
					(カ) 休業補償給付関係用紙 (1,253,098) 1,223,912枚 @5.90 1.05 7,582(7,763)
					(キ) 療養の費用関係用紙 (509,340) 500,534枚 @6.50 1.05 3,416(3,476)
					(ク) 一時金関係用紙 (87,649) 73,720枚 @4.50 1.05 348(414)

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							(ケ)介護補償給付関係用紙 (100,864) 100,452枚 @5.60 1.05 591(593)
							(コ)アフターケア関係用紙 (1,390,499) 1,422,603枚 @6.50 1.05 9,709(9,490)
							(サ)二次健康診断等給付関係用紙 (65,768) 65,345枚 @6.50 1.05 446(449)
							イ 地方関係 50,903(37,759)
							(ア)補償関係 (4,219,969) 4,378,277枚 @4.90 1.05 22,526(21,712)
							(イ)封筒 (728,469) (@5.40) 944,751枚 @16.50 1.05 16,368(4,130)
							(ウ)宛名カード (1,956,864) 1,971,840枚 @5.80 1.05 12,009(11,917)
							(2)通勤災害分 15,958(15,630)
							ア 給付関係諸用紙 (587,844) 630,069枚 @5.60 1.05 3,705(3,457)
							イ 給付関係諸帳簿 1,300冊 @5,011 1.05 6,840(6,840)
							ウ 請求書関係用紙 (781,339) 793,153枚 @6.50 1.05 5,413(5,333)
	036 事業用通信運搬費						19年度 20年度 21年度 22年度 23年度
	06081-123-09-1010 庁 費	164,997		287,108		122,111	予 算 額 362,180 (357,201) (189,375) (170,437) (168,110) 357,201 189,375 170,437 168,110
							(計画の概要) 労災保険業務に必要な郵便料である。
							1 通信運搬費 287,108(164,997)
							(1)既定分
							ア 郵便料 246,567(147,473)
							(ア)本省
							a 年金定期報告等郵送料 (224,346) 224,613件 @80 17,969(17,948)
							(イ)監督署 228,598(129,525)
							a 補償費支給決定通知 (971,015) (1,000) (50) 944,751件 0.833 @80 62,958(48,551)

要求 番号	事 項	前 予 年 算 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考																																					
046 労働災害動向調査費					<p><積算内訳></p> <table border="0"> <tr> <td>休業</td> <td>626,549</td> <td>{</td> <td>672,011</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>療養</td> <td>250,210</td> <td>{</td> <td>267,385</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>一時金</td> <td>43,824</td> <td>{</td> <td>49,165</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>介護</td> <td>50,432</td> <td>{</td> <td>52,626</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>971,015</td> <td>(</td> <td>1,041,187</td> <td>件</td> </tr> </table> <p>b 請求内容不備返戻及照会 (971,015) (@80) 944,751件 0.284 @390 104,641(22,061)</p> <p>c 保険給付制限通知 (971,015) (@80) 944,751件 0.167 @380 59,954(12,973)</p> <p>d 社会復帰促進等事業給付金通知 (8,047) 13,068件 @80 1,045(644)</p> <p>e 前年度限りの経費(補償費支給決定通知) 0(45,296)</p> <p>(2) 通勤災害分</p> <p>ア 郵便料 40,541(17,524)</p> <p>(ア) 給付支給決定通知 (66,257) (1,000) 110,035件 0.833 @80 7,333(5,301)</p> <p>(イ) 不備返戻及照会 (116,211) (@80) 110,035件 0.284 @380 11,875(2,640)</p> <p>(ウ) 自賠保険損害賠償額の処理照会 (23,576) (@80) 20,500件 @350 7,175(1,886)</p> <p>(エ) 自賠保険損害賠償額支払請求書 (23,576) (@80) 20,500件 @350 7,175(1,886)</p> <p>(オ) 保険給付制限通知 110,035件 0.167 @380 6,983(0)</p> <p>(カ) 前年度限りの経費(給付支払通知) 0(5,811)</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>19年度</td> <td>20年度</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> </tr> <tr> <td>予 算 額</td> <td>(22,583) (22,583</td> <td>(21,854) (21,854</td> <td>(31,646) (31,646</td> <td>(28,557) (28,557</td> <td>(21,760) (21,760</td> </tr> </table> <p>(統計情報部 雇用・賃金福祉統計課 賃金福祉統計室)</p> <p>(要求要旨) 説明資料 頁 経済社会情勢が大きく変化してきているが、この情勢変化に対応した確かな労働災害防止対策を 推進するためには、労働災害の動向を体系的に把握することが重要である。 このため、本調査により主要産業における労働災害の発生状況を産業、規模及び災害の程度別に 明らかにする。</p> <p>1. 調査対象 産業：農業、林業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道 業、情報通信業(通信業、新聞業及び出版業に限る)、運輸業、郵便業、卸売業、小売 業、宿泊業、飲食サービス業(旅館、ホテルに限る)、生活関連サービス業、娯楽業</p>	休業	626,549	{	672,011	件	療養	250,210	{	267,385	件	一時金	43,824	{	49,165	件	介護	50,432	{	52,626	件	計	971,015	(1,041,187	件		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	予 算 額	(22,583) (22,583	(21,854) (21,854	(31,646) (31,646	(28,557) (28,557	(21,760) (21,760
休業	626,549	{	672,011	件																																						
療養	250,210	{	267,385	件																																						
一時金	43,824	{	49,165	件																																						
介護	50,432	{	52,626	件																																						
計	971,015	(1,041,187	件																																						
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度																																					
予 算 額	(22,583) (22,583	(21,854) (21,854	(31,646) (31,646	(28,557) (28,557	(21,760) (21,760																																					

要求 番号	事 項	前 予 年 算 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(洗濯業、旅行業及びゴルフ場に限る)、医療、福祉(病院、一般診療所、保健所、健康相談施設、児童福祉事業、老人福祉・介護事業及び障害者福祉事業に限る)、サービス業、(他に分類されないもの)(一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、自動車整備業、機械修理業及び建物サービス業に限る) 規模：常用労働者10人以上を雇用する民営事業所 事業所数 36,800事業所(建設業のうちの総合工事業2,500事業所 年2回) 2. 調査時期 10人以上規模事業所 平成26年1月 建設業のうち総合工事業 平成25年7月及び平成26年1月 3. 調査方法 郵送調査(回収のみオンライン調査併用) 4. 調査機関 厚生労働本省-調査対象事業所
06081-	123-09-1010 庁 費	17,757	17,687		70	消耗品費 (本省) 268(328) 1. 磁気テープ (36) 24本 @4,800 1.05 121(181) 2. プリント用紙 28箱 @5,000 1.05 147(147) 印刷製本費 (本省) 2,554(2,554) 1. 調査票等 2,359(2,359) (1) 調査票 36,800枚 @1.32 1.05 51(51) (2) 調査対象事業所名簿 11,040枚 @2.03 1.05 24(24) (3) 調査依頼状 36,800枚 @1.40 1.05 54(54) (4) 記入要領 184,235枚 @1.63 1.05 315(315) (5) 参考資料 36,800部 @2.94 1.05 114(114) (6) 窓付き封筒 771(771) ア 送付用 36,800枚 @15.80 1.05 611(611) イ 返信用 36,800枚 @4.14 1.05 160(160) (7) プレプリント 36,800枚 @13.90 1.05 537(537) (8) 督促状 25,760枚 @4.60 1.05 124(124) (9) オンライン利用に関する説明状 184,235枚 @1.63 1.05 315(315)

要求 番号	事 項	前 予 年 算 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
					(10) オンラインIDパスワード通知状 36,800枚 @1.40 1.05 54(54)
					2. 報告書
					(1) 結果報告書 516部 @359.3 1.05 195(195)
					通信運搬費 10,065(10,183)
					(本省)
					1. 調査票等発送費(本省 労働局) 9,758(9,876)
					(1) 結果報告書発送費 115(115)
					ア 本省 労働局 47個 @450 21(21)
					イ 本省 労働基準監督署 325個 @290 94(94)
					(2) 調査用品発送費(本省 事業所) 36,800事業所 @140 5,152(5,152)
					(3) 調査票返送費(事業所 本省) (28,336) 26,864事業所 @80 2,149(2,267)
					(4) 調査用品封入封緘 ア 7月調査分 2,500事業所 @40.86 1.05 107(107)
					イ 1月調査分 34,300事業所 @24.82 1.05 894(894)
					(5) 督促状発送費 25,760枚 @50 1回 1,288(1,288)
					(6) 調査対象事業所名簿発送費(本省 労働局) 47局 @1,130 53(53)
					(労働局) 180(180)
					1. 調査対象事業所名簿返送費(労働局 本省) 47局 @1,130 53(53)
					2. 調査対象事業所名簿発送費(労働局 労働基準監督署) 325署 @390 127(127)
					(労働基準監督署)
					1. 調査対象事業所名簿返送費(労働基準監督署 労働局) 325署 @390 127(127)
					賃金 (本省) 1. 臨時集計員手当 1,305(1,434)

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							(221) 201人 @5,800 1,166(1,282)
							(221) 201人 @690 139(152)
							保険料 (本省)
							(1,434) 1,305千円 0.0135 18(20)
							雑務費 (本省)
							1. 督促業務委託料 25,760事業所 @68.6 1.05 1,855(1,855)
							2. 穿孔委託料 (2,576,000) 1,880,480タッチ @0.35 1.05 691(947)
							3. 名簿メンテナンス 14,720事業所 @28.21 1.05 436(436)
							4. 報告書電子ファイリング等業務(新規) 495(0)
							計 17,687(17,757)
	047 労働安全衛生特別調査費						19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 (31,624) (30,667) (31,071) (32,522) (26,590) 31,624 30,667 31,071 32,522 26,590
							(統計情報部 雇用・賃金福祉統計課 賃金福祉統計室)
							(要求趣旨) 説明資料 頁 ○労働環境調査 労働者を取り巻く環境の著しい変化が災害発生の要因として大きく影響していると考えられる状況において、労働災害や職業性疾病等を防止し、快適な職場環境の形成を促進するため、危険有害業務等の労働者を取り巻く職場環境の変化の実態及びその労働者への影響を的確に把握し、労働災害防止対策等の適切な労働安全衛生上の対策を講じることが強く期待されている。 危険有害業務の拡大、労働態様の変化及び労働環境の変化等の労働者への影響を把握し、快適な職場環境の形成を含めた今後の安全衛生行政運営上の基礎資料として、安全衛生対策の推進に資するために実施する。
							1. 調査対象 産業：鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、運輸業、郵便業（道路貨物運送業に限る）、不動産業、物品賃貸業（物品賃貸業に限る）、生活関連サービス業、娯楽業（洗濯・理容・美容・浴場業に限る）、サービス業（ほかに分類されないもの）（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業に限る） 規模：常用労働者10人以上を雇用する民営事業所（管理・事務部門のみをもって構成する事業所をのぞく） 建設業（すい道建設工事、地下鉄新設工事に限る）については、労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上又は工事請負金額が1億9,000万円以上の工事現場（12,700事業所、600工事現場、労働者13,300人）
							2. 調査時期 平成25年10月現在について、同年11月に実施
							3. 調査方法

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	06081- 123-09-1010 庁 費	20,578	20,602			24	<p>郵送調査</p> <p>4. 調査機関 厚生労働本省 - 調査対象事業所</p> <p>消耗品費 178(208)</p> <p>1. 磁気テープ (34) 28本 @4,800 1.05 141(171)</p> <p>2. プリンタ用紙 7箱 @5,000 1.05 37(37)</p> <p>印刷製本費 2,838(3,136)</p> <p>1. 調査票等 2,363(2,661)</p> <p>(1) 調査票 (134,000) 184,400枚 @1.33 1.05 258(187)</p> <p>(2) 調査対象事業所名簿 (1,400) 1,330枚 @2.03 1.05 3(3)</p> <p>(3) 調査依頼状 (32,000) 26,600枚 @1.40 1.05 39(47)</p> <p>(4) 記入要領 (32,000) 26,600枚 @30.8 1.05 860(1,035)</p> <p>(5) 封筒(個人用) (18,000) 13,300枚 @19.74 1.05 276(373)</p> <p>(6) 窓付き封筒(事業所) 590(622)</p> <p>ア 送付用 (14,000) 13,300枚 @21.15 1.05 295(311)</p> <p>イ 返信用 (14,000) 13,300枚 @21.15 1.05 295(311)</p> <p>(7) プレプリント 262(316)</p> <p>ア 事業所用 (14,000) 13,300枚 @9.40 1.05 131(138)</p> <p>イ 個人用 (18,000) 13,300枚 @9.40 1.05 131(178)</p> <p>(8) 挨拶状 (14,000) 13,300枚 @3.76 1.05 53(55)</p> <p>(9) 督促状 (9,800) 9,310枚 @2.27 1.05 22(23)</p> <p>2. 報告書</p>

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考					
							(1) 結果報告書	516部	⑧77.11	1.05	475(475)
							通信運搬費					
							1. 調査票等発送費				8,199(8,623)
							(1) 調査用品発送費(本省 事業所)					
							ア 事業所(個人票あり)					
							(14,000)					
							13,300事業所	⑧341			4,535(4,774)
							(2) 調査用品返送料(事業所 本省)					
							ア 事業所(個人票あり)					
							(14,000)					
							13,300事業所	⑧240	0.75(回収率)		2,394(2,520)
							(3) 挨拶状発送費	(14,000)				
							13,300事業所	⑧50			665(700)
							(4) 督促状発送費	(9,800)				
							9,310事業所	⑧50			466(490)
							(5) 結果報告書発送費				139(139)
							ア 本省 労働局	47個	⑧590		28(28)
							イ 本省 労働基準監督署					
							325個	⑧340			111(111)
							賃金				5,317(4,621)
							1. 臨時集計員手当	(712)				
							819人	⑧5,800			4,751(4,130)
							2. 通勤手当	(712)				
							819人	⑧690			566(491)
							保険料					
							1. 雇用保険料	(4,621)				
							5,317千円	0.0135			72(63)
							雑役務費				3,998(3,927)
							1. 調査票封入封緘作業	(14,000)				
							13,300件	⑧26.40	1.05		369(388)
							2. 調査票回収督促業務委託料	(14,000)				
							13,300件	⑧90	1.05		1,257(1,323)
							3. 穿孔委託料					
							(6,030,000)					
							6,454,000タッチ	⑧0.35	1.05		2,372(2,216)
							計				20,602(20,578)

要求番号	事項	前年度 予算額	25年度 概算要求額	対前年度 比較増減	備考
051	被災労働者等に対するプライバシー保護対策費(前年度限りの経費)				19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予算額 198,554 (153,624) (147,312) (146,922) (146,747) (153,624) (147,312) (146,922) (146,747)
06081-123-09-1010	庁費	146,158	0	146,158	(計画の概要) 被災労働者等に対するプライバシー保護の観点から、各種通知書の金額面にシールを貼るための機械を全国の労働基準監督署に設置しているところであるが、これに係るシールの印刷、シール貼付機の賃貸借及び保守に必要な経費である。 1 前年度限りの経費(印刷製本費) 0(8,157) 2 前年度限りの経費(通信運搬費) 0(3,414) 3 前年度限りの経費(借料及び損料) 0(96,887) 4 前年度限りの経費(雑役務費) 0(37,700) 計 0(146,158)
016	業務機械化経費	9,354,177	9,224,005	130,172	19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予算額 7,465,329 (5,055,292) (3,096,698) (2,125,490) (7,478,382) (5,055,292) (3,096,698) (2,125,490) (7,180,498)
006	労災保険業務課給付事務管理運営費	491,568	491,248	320	(計画の概要) 労災保険に係る業務量の増加に対応するため、労災保険業務の機械化及び電子計算機システムの運用等を行うために必要な経費である。 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予算額 6,088,440 (4,317,335) (2,308,037) (2,094,749) (509,702) (4,317,335) (2,308,037) (2,094,749) (509,702)
06081-129-06-0110	諸謝金	41	50	9	(計画の概要) 労災保険の給付業務の電子計算機処理を円滑に行うために必要な経費である。 (説明資料 頁) 1. 技術審査委員会出席謝金 (5) (8,100) 7回 @7,200 50(41)
06081-122-08-2010	職員旅費	2,630	6,104	3,474	1. 業務指導旅費 230(230) 6局 1人 @38,300 2. 全国システム検討委員会出席旅費 2,400(2,400) 325署 1人 @7,385 3. 労災レセプト電算処理システム研修旅費(新規) 47局 2人 @36,960 3,474(0) 計 6,104(2,630)
06081-123-09-1010	庁費	488,897	485,094	3,803	1. 消耗品費

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考	
						(1)業務関係 (別紙9)	31,401(31,854)
						ア コピー用紙	1,098(1,063)
						イ 年金関係保管用封筒	90(87)
						ウ 年金用ファイル	1,528(1,475)
						エ 各種通知用窓あき封筒	27,829(27,790)
						オ 宛名シール	733(732)
						カ プライバシーシール	123(129)
						キ 前年度限りの経費(データファイル)	0(578)
						2.印刷製本費	727(769)
						(1)各種支払関係用紙(別紙10)	45(44)
						ア 年金関係用紙	16(18)
						イ 診療費関係用紙	23(23)
						ウ 通勤災害関係	
						(ア)本省支払関係用紙	6(3)
						(2)労災保険事業年報(別紙11)	682(725)
						3.通信運搬費	381,010(384,689)
						(1)電話料(別紙12)	1,492(1,946)
						ア 基本料	252(171)
						イ 内線使用料	305(305)
						ウ ダイアルイン基本料	163(178)
						エ 通話料	772(1,292)
						(2)郵便料(別紙13)	379,518(382,743)
						ア 各種支払関係	355,630(359,695)
						イ 通勤災害関係	23,831(22,991)
						ウ 労災保険事業年報	57(57)
						4.雑役務費	71,956(71,585)
						(1)各種作業委託料(別紙14)	71,877(71,506)
						ア 年金振込通知書印書等作業委託	6,540(6,508)
						イ 定期報告書印書等作業委託	22,883(22,869)
						ウ 診療費振込通知書印書等作業委託	21,753(21,488)
						エ 休業補償給付振込通知書印書等作業委託	20,701(20,641)
						(2)各種保守料(別紙15)	
						ア ハスラー保守	79(79)
						計	485,094(488,897)
010	労災行政情報管理システム管理運営費	4,288,384	4,128,061		160,323		

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
06081-	123-09-1040 情報処理業務庁費	3,804,608	3,621,058		183,550	1. 消耗品費 410,740(410,740) (1) Fat Client用トナーカートリッジ 68,441(68,441) 889台 2本 @73,320 1.05 1/2(基準システム負担) (2) Fat Client用ドラムユニット 51,526(51,526) 889台 2本 @55,200 1.05 1/2(基準システム負担) (3) Fat Client用CRスキャナ用消耗品 19,439(19,439) 889台 1本 @41,650 1.05 1/2(基準システム負担) (4) Thin Client用トナーカートリッジ 78,757(78,757) 1,023台 2本 @73,320 1.05 1/2(基準システム負担) (5) Thin Client用ドラムユニット 59,293(59,293) 1,023台 2本 @55,200 1.05 1/2(基準システム負担) (6) Thin Client用廃トナーボトル 2,148(2,148) 1,023台 2本 @2,000 1.05 1/2(基準システム負担) (7) プリンタ用紙(A3) 1,912台 10箱 @2,500 1.05 50,190(50,190) (8) プリンタ用紙(A4) 1,912台 24箱 @1,680 1.05 80,946(80,946) 2. 印刷製本費 (1) 機械処理手引 3,678冊 @1,960 1.05 7,569(7,569) [47局×8冊+325署×10冊+本省52冊=3,678冊] 3. 通信運搬費 155,681(159,872) (1) 機械処理手引 1,119個 @1,240 1,388(1,388) [47局×3個+325署×3個+本省3個=1,119個] (2) 統合ネットワーク回線利用に伴う分担金(国庫債務負担行為5年計画の3年次) 154,293(158,484) 4. 借料及び損料 (1) LAN導入及び保守経費(リース)(国庫債務負担行為5年計画の3年次) 19,372(30,847) 5. 賃金 (1) 前年度限りの経費(特別加入台帳等のデータ移行に伴う経費) 0(67,523) 6. 雑役務費 3,027,696(3,128,057) (1) システム改修費 1,360,505(0) ア 制度改正等に対応するためのシステム改修費(国庫債務負担行為2年計画の初年次) 524,502(0) イ 番号制度の実施のためのシステム改修費(国庫債務負担行為3年計画の初年次) 697,403(0)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						ウ 番号制度の実施のためのシステム改修に伴う工程管理費(国 庫債務負担行為3年計画の初年次) 138,600(0)
						(2) 端末装置等移設料 21,420(21,420)
						ア 端末装置移設料 15,120(15,120)
						(ア) 労働局及び監督署 5,040(5,040)
						8か所 @1,200,000 1.05 1/2(基準システム負担)
						(イ) 労災診療費審査業務 8か所 @1,200,000 1.05 10,080(10,080)
						イ 統合ネットワーク移設料 6,300(6,300)
						(ア) 労働局及び監督署 2,100(2,100)
						8か所 @500,000 1.05 1/2(基準システム負担)
						(イ) 労災診療費審査業務 8か所 @500,000 1.05 4,200(4,200)
						(3) アプリケーション保守経費(国庫債務負担行為5年計画の3 年次) 1,038,242(1,038,242)
						(4) コンサルティング業務及び調達支援業務 157,955(186,653)
						(5) データの遠隔地保存 12月 @326,751 1.05 1 4,117(4,117)
						(6) 障害(補償)年金受給者の定期報告に係る住基ネット情報利 用料 96,037件 @10 960(960)
						(7) 電子計算機等の借入経費(保守延長)(国庫債務負担行為2 年計画の最終年次) 16,341(186,737)
						(8) 電子計算機等の借入経費(保守更改)(国庫債務負担行為5 年計画の2年次) 181,605(0)
						(9) 運用等業務(国庫債務負担行為5年計画の2年次) 207,900(593,890)
						(10) LAN導入及び保守経費(保守)(国庫債務負担行為5年 計画の3年次) 27,878(43,822)
						(11) 厚生労働省ネットワークシステム経費(国庫債務負担行為 5年計画の2年次) 10,773(0)
						(12) 前年度限りの経費 0(1,052,216)
						ア 本省払いの追加機能等に係るシステム改修費 0(935,694)
						イ ハードウェア等の更改に伴う業務アプリケーション改修経費 0(116,522)
						計 3,621,058(3,804,608)
	06081- 123-09-4210 電子計算機等借 料	483,776	507,003		23,227	1. 電子計算機等の借入経費(リース延長)(国庫債務負担行為2 年計画の最終年次) 34,927(483,776)
						2. 電子計算機等の借入経費(リース更改)(国庫債務負担行為5 年計画2年次) 472,076(0)
						計 507,003(483,776)
	015 労災レセプト電算処理シ ステム開発経費	837,263	1,302,209		464,946	(計画の概要) 健康保険等に係る診療報酬等のオンライン請求の受付が平成18年度より開始されたことを踏まえ、労災 レセプトにおいても、電子化による請求ができるよう平成23年度から3年計画でシステム開発を実施する 。

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
06081- 123-09-1040	情報処理業務庁費	684,504	957,150		272,646	1 雑役務費 957,150(684,504) (1) システム開発経費(国庫債務負担行為3年計画の最終年次) 72,938(215,557) (2) システム開発支援経費(国庫債務負担行為3年計画の最終年次) 68,985(126,630) (3) 電子計算機等の導入及び保守経費(国庫債務負担行為5年計画の2年次) 53,497(104,898) (4) 運用等経費(国庫債務負担行為4年計画の初年次) 326,122(0) (5) アプリケーション保守経費(国庫債務負担行為5年計画の初年次) 266,490(0) (6) 本システムとの連携に係る労災行政情報管理システムの電子計算機等の増設経費(国庫債務負担行為4年計画の初年次) 69,471(0) (7) 社会保険診療報酬支払基金等ネットワーク経費 80,571(1,575) (8) 労災指定医療機関等に対する周知広報経費 10,188(0) (9) 技術支援SE経費 8,888(0) (10) 前年度限りの経費(労災行政情報管理システムとの連携に伴うシステム改修経費) 0(235,844)
06081- 123-09-4210	電子計算機等借料	152,759	345,059		192,300	1 電子計算機等の借入経費(国庫債務負担行為5年計画の2年次) 203,681(152,759) 2 本システムとの連携に係る労災行政情報管理システムの電子計算機等の増設経費(国庫債務負担行為4年計画の初年次) 141,378(0)
020	労働基準行政情報システム管理運営費	3,736,962	3,302,487		434,475	[「(項) 労働安全衛生対策費(中事項) 労働基準行政情報システム管理運営費」より組替(前年度予算額 2,851,099千円)」]
06081- 123-09-1040	情報処理業務庁費	2,500,955	1,998,764		502,191	1 消耗品費 319,997(319,997) (1) Fat Client用トナーカートリッジ 889台 @73,320 2本 1.05 1/2(労災システム負担) 68,441(68,441) (2) Fat Client用ドラムユニット 889台 @55,200 2本 1.05 1/2(労災システム負担) 51,526(51,526) (3) Fat Client用OCRスキャナ用消耗品 889台 @41,650 1本 1.05 1/2(労災システム負担) 19,439(19,439) (4) Thin Client用トナーカートリッジ 1,023台 @73,320 2本 1.05 1/2(労災システム負担) 78,757(78,757) (5) Thin Client用ドラムユニット 1,023台 @55,200 2本 1.05 1/2(労災システム負担) 59,293(59,293) (6) Thin Client用廃トナーボトル 1,023台 @2,000 2本 1.05 1/2(労災システム負担) 2,148(2,148) (7) プリンタ用紙(A3) 1,912台 @2,500 2箱 1.05 10,038(10,038) (8) プリンタ用紙(A4) 1,912台 @1,680 9箱 1.05 30,355(30,355)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
					2 通信運搬費 123,233(126,537) (1) モバイル端末経費 1,600(1,600) ア モバイル端末使用料 97台 @1,023 12月 1.05 1,250(1,250) イ モバイル端末通信料 97台 @286 12月 1.05 350(350) (2) 統合ネットワーク回線利用に伴う分担金(国庫債務負担行為5年計画の3年次) 121,633(124,937) 3 借料及び損料 (1) LAN導入及び保守経費(リース)(国庫債務負担行為5年計画の3年次) 12,915(20,564) 4 雑役務費 1,542,619(2,033,857) (1) システム改修費 186,400(124,715) (2) 端末装置等移設料 7,140(7,140) ア 端末装置移設料(労働局及び監督署) 8か所 @1,200,000 1.05 1/2(労災システム負担) 5,040(5,040) イ 統合ネットワーク移設料(労働局及び監督署) 8か所 @500,000 1.05 1/2(労災システム負担) 2,100(2,100) (3) アプリケーション保守経費(国庫債務負担行為5年計画の2年次) 444,863(444,863) (4) コンサルティング業務及び調達支援業務 157,955(46,663) (5) LAN導入及び保守経費(保守)(国庫債務負担行為5年計画の3年次) 18,585(29,215) (6) 電子計算機等の借入経費(保守延長)(国庫債務負担行為2年計画の最終年次) 42,018(477,098) (7) 電子計算機等の借入経費(保守更改)(国庫債務負担行為5年計画の2年次) 466,985(0) (8) 運用等業務(国庫債務負担行為5年計画の初年次) 207,900(593,891) (9) 厚生労働省ネットワークシステム経費(国庫債務負担行為5年計画の2年次) 10,773(0) (10) 前年度限りの経費 0(310,272) ア 労働基準関係法令コンテンツによる情報提供 0(12,569) イ ハードウェア等の更改に伴う業務アプリケーション回収経費 0(297,703) 計 1,998,764(2,500,955) 1 電子計算機等の借入経費(リース延長)(国庫債務負担行為2年計画の最終年次) 89,813(1,236,007) 2 電子計算機等の借入経費(リース更改)(国庫債務負担行為5年計画の2年次) 1,213,910(0) 計 1,303,723(1,236,007)
06081- 123-09-4210	電子計算機等借料	1,236,007	1,303,723	67,716	
026	災害補償の適正給付経費	4,460,505	4,566,059	105,554	1 9年度 2 0年度 2 1年度 2 2年度 2 3年度 予 算 額 2,889,612 (2,672,021) (2,657,682) (2,458,719) (4,841,392) 2,672,021 2,657,682 2,458,719 3,749,071

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考																																																																																																
	001 補償費実地調査費					<p>(計画の概要) 災害補償の適正を期すため、補償費の実地調査、業務上外等の認定の適正化、各種相談員等の設置等に 必要な経費である。</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>19年度</td> <td>20年度</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> </tr> <tr> <td>予 算 額</td> <td>232,802</td> <td>(228,958) 228,958</td> <td>(205,122) 205,122</td> <td>(184,610) 184,610</td> <td>(169,142) 169,142</td> </tr> </table> <p>(計画の概要) 補償費支払の適正を期するための実地調査に必要な経費である。</p> <p><調査件数内訳></p> <p>1. 業務災害分</p> <table border="0"> <tr> <td>[調査対象]</td> <td>[請求見込件数]</td> <td>[調査率]</td> <td>[請求件数]</td> <td>[処理件数/1人]</td> <td>[調査延回数]</td> </tr> <tr> <td>療養補償給付</td> <td>(2,741,905) 2,697,751</td> <td>20%</td> <td>(548,381) 539,550</td> <td>8</td> <td>(68,548) 67,444</td> </tr> <tr> <td>休業補償給付</td> <td>(569,591) 556,324</td> <td>20%</td> <td>(113,918) 111,265</td> <td>4</td> <td>(28,480) 27,816</td> </tr> <tr> <td>障害補償給付</td> <td>(19,259) 18,386</td> <td>20%</td> <td>(3,852) 3,677</td> <td>2</td> <td>(1,926) 1,839</td> </tr> <tr> <td>遺族・葬祭料</td> <td>(4,134) 4,631</td> <td>20%</td> <td>(827) 926</td> <td>2</td> <td>(414) 463</td> </tr> <tr> <td>介護補償給付</td> <td>(45,847) 45,660</td> <td>20%</td> <td>(9,169) 9,132</td> <td>2</td> <td>(4,585) 4,566</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>(3,380,736) 3,322,752</td> <td></td> <td>(676,147) 664,550</td> <td></td> <td>(103,953) 102,128</td> </tr> </table> <p>2. 通勤災害分</p> <table border="0"> <tr> <td>[調査対象]</td> <td>[請求見込件数]</td> <td>[調査率]</td> <td>[請求件数]</td> <td>[処理件数/1人]</td> <td>[調査延回数]</td> </tr> <tr> <td>療 養 給 付</td> <td>(397,776) 403,698</td> <td>20%</td> <td>(79,555) 80,740</td> <td>8</td> <td>(9,944) 10,093</td> </tr> <tr> <td>休 業 給 付</td> <td>(52,639) 53,015</td> <td>20%</td> <td>(10,528) 10,603</td> <td>4</td> <td>(2,632) 2,651</td> </tr> <tr> <td>障 害 給 付</td> <td>(2,309) 2,369</td> <td>20%</td> <td>(462) 474</td> <td>2</td> <td>(231) 237</td> </tr> <tr> <td>遺族・葬祭給付</td> <td>(388) 643</td> <td>20%</td> <td>(78) 129</td> <td>2</td> <td>(39) 65</td> </tr> <tr> <td>介 護 給 付</td> <td>(9,535) 9,727</td> <td>20%</td> <td>(1,907) 1,945</td> <td>2</td> <td>(954) 973</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>(462,647) 469,452</td> <td></td> <td>(92,530) 93,891</td> <td></td> <td>(13,800) 14,019</td> </tr> </table>		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	予 算 額	232,802	(228,958) 228,958	(205,122) 205,122	(184,610) 184,610	(169,142) 169,142	[調査対象]	[請求見込件数]	[調査率]	[請求件数]	[処理件数/1人]	[調査延回数]	療養補償給付	(2,741,905) 2,697,751	20%	(548,381) 539,550	8	(68,548) 67,444	休業補償給付	(569,591) 556,324	20%	(113,918) 111,265	4	(28,480) 27,816	障害補償給付	(19,259) 18,386	20%	(3,852) 3,677	2	(1,926) 1,839	遺族・葬祭料	(4,134) 4,631	20%	(827) 926	2	(414) 463	介護補償給付	(45,847) 45,660	20%	(9,169) 9,132	2	(4,585) 4,566	合 計	(3,380,736) 3,322,752		(676,147) 664,550		(103,953) 102,128	[調査対象]	[請求見込件数]	[調査率]	[請求件数]	[処理件数/1人]	[調査延回数]	療 養 給 付	(397,776) 403,698	20%	(79,555) 80,740	8	(9,944) 10,093	休 業 給 付	(52,639) 53,015	20%	(10,528) 10,603	4	(2,632) 2,651	障 害 給 付	(2,309) 2,369	20%	(462) 474	2	(231) 237	遺族・葬祭給付	(388) 643	20%	(78) 129	2	(39) 65	介 護 給 付	(9,535) 9,727	20%	(1,907) 1,945	2	(954) 973	合 計	(462,647) 469,452		(92,530) 93,891		(13,800) 14,019
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度																																																																																																	
予 算 額	232,802	(228,958) 228,958	(205,122) 205,122	(184,610) 184,610	(169,142) 169,142																																																																																																	
[調査対象]	[請求見込件数]	[調査率]	[請求件数]	[処理件数/1人]	[調査延回数]																																																																																																	
療養補償給付	(2,741,905) 2,697,751	20%	(548,381) 539,550	8	(68,548) 67,444																																																																																																	
休業補償給付	(569,591) 556,324	20%	(113,918) 111,265	4	(28,480) 27,816																																																																																																	
障害補償給付	(19,259) 18,386	20%	(3,852) 3,677	2	(1,926) 1,839																																																																																																	
遺族・葬祭料	(4,134) 4,631	20%	(827) 926	2	(414) 463																																																																																																	
介護補償給付	(45,847) 45,660	20%	(9,169) 9,132	2	(4,585) 4,566																																																																																																	
合 計	(3,380,736) 3,322,752		(676,147) 664,550		(103,953) 102,128																																																																																																	
[調査対象]	[請求見込件数]	[調査率]	[請求件数]	[処理件数/1人]	[調査延回数]																																																																																																	
療 養 給 付	(397,776) 403,698	20%	(79,555) 80,740	8	(9,944) 10,093																																																																																																	
休 業 給 付	(52,639) 53,015	20%	(10,528) 10,603	4	(2,632) 2,651																																																																																																	
障 害 給 付	(2,309) 2,369	20%	(462) 474	2	(231) 237																																																																																																	
遺族・葬祭給付	(388) 643	20%	(78) 129	2	(39) 65																																																																																																	
介 護 給 付	(9,535) 9,727	20%	(1,907) 1,945	2	(954) 973																																																																																																	
合 計	(462,647) 469,452		(92,530) 93,891		(13,800) 14,019																																																																																																	
	06081- 122-08-2010 職 員 旅 費	156,857	154,717		2,140	<p>1. 実地調査旅費</p> <p>(1) 業務災害分</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>154,717(</td> <td>156,857)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>136,042(</td> <td>138,474)</td> </tr> </table>		154,717(156,857)		136,042(138,474)																																																																																										
	154,717(156,857)																																																																																																				
	136,042(138,474)																																																																																																				

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						<p>ア 県内 130,625(132,960)</p> <p>(103,953) 102,128回 0.998(県内割合) 0.8(要旅費率) @1,602</p> <p>イ 県外 5,417(5,514)</p> <p>(103,953) 102,128回 0.002(県外割合) 1(要旅費率) @26,520</p> <p>(2) 通勤災害分 18,675(18,383)</p> <p>ア 県内 17,931(17,651)</p> <p>(13,800) 14,019回 0.998(県内割合) 0.8(要旅費率) @1,602</p> <p>イ 県外 744(732)</p> <p>(13,800) 14,019回 0.002(県外割合) 1(要旅費率) @26,520</p> <p>19年度 20年度 21年度 22年度 23年度</p> <p>予 算 額 602,929 (645,354) (647,354) (677,011) (665,607) 645,354 647,354 677,011 665,607</p> <p>(計画の概要) 最近の職業性疾病の業務上外の認定に当たっては、 新しい職業性疾病が多発していること、 従来の職業性疾病であっても職場の健康管理の普及等の事情から典型的な症状を示す患者は少なくなり、目まい、不眠、しびれ等の軽微な症状を訴える者が増加していること、 医学の進歩、開発により軽微な症状であっても臨床医学的、病理組織学的な諸検査により早期に確定診断が可能となったこと、 有害業務従事者等で健康診断等において職業性疾病でないと考えられた者が医療機関又は職業病相談室を訪れる事案が増加していること 等の事情から、職業性疾病であるか否かの判断については、広範かつ詳細な臨床医学的、病理組織学的な諸検査に基づく鑑別診断と、これとあわせて有害物の気中濃度等、当該労働者の作業環境に関する測定データが極めて重要な資料となっている。 また、障害等級の認定に当たっては、医学的な判断、資料を必要とする残存障害が精神障害である等の複雑な事案が多数存在しているところである。 このような実情に鑑み、職業性疾病に関する業務上外の認定及び障害等級の認定の適正化と円滑化を図る。</p>
016	業務上外及び障害等級等認定経費	676,615	694,626		18,011	
06081- 129-06-0110	諸 謝 金	43,117	41,508		1,609	<p>1 医師に対する謝金(署) 41,508(43,117)</p> <p>(1) 障害等級等認定謝金 (477) (8,100) 459件 @7,200 3,305(3,864)</p> <p>「(障害1~7級2,198(2,262)件+障害8~14級20,755(21,568)件) ×0.02(依頼率) = 459(477)件」</p> <p>(2) 職業性疾病の認定謝金 (4,846) (8,100) 5,306件 @7,200 38,203(39,253)</p> <p>[25年度職業性疾病件数 53,064(48,460)件×0.1 = 5,306(4,846)件]</p> <p>(説明資料 頁)</p>
06081- 122-08-7031	証人等旅費	3,818	3,677		141	<p>1 請求人の出頭旅費(署) 3,677(3,818)</p>

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(1) 業務災害分 3,228(3,377) (21,077) 請求見込件数 20,151件 要旅費率 0.1 @1,602
						(2) 通勤災害分 449(441) (2,753) 請求見込件数 2,802件 要旅費率 0.1 @1,602
06081- 123-09-2360	障害等級等認定 庁費	629,680	649,441		19,761	1 職業性疾病(除く石綿関係)及び障害等級等の認定に要する経費(署) 497,149(472,777) (1) 一般的医学事項に係る経費 (43,374) 45,610件 @7,000 0.7 223,489(212,533) (2) 特に高度な医学的事項に係る経費 (43,374) 45,610件 @20,000 0.3 273,660(260,244) [障害1~1.4級22,935(23,830)件×0.6(依頼率) +職業性疾病53,064(48,530)件×0.6(依頼率) = 45,610(43,374)件]
						2 職業性疾病(石綿関係)の認定に要する経費(署) 13,930(12,448) (1) 一般的医学事項に係る経費 (1,142) 1,278件 @7,000 0.7 6,262(5,596) (2) 特に高度な医学的事項に係る経費 (1,142) 1,278件 @20,000 0.3 7,668(6,852)
						3 労働保険特別加入者に対する事前健康診断に要する経費 (1) 健康診断費用(説明資料 頁) (7,697) (17,874) 7,381人 @17,853 1.05 138,362(144,455)
026	指定病院等指導監査費	7,614	6,678		936	計 649,441(629,680) 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 (44,382) (22,686) (21,041) (15,244) 44,252 44,382 22,686 21,041 15,244
						(計画の概要) 療養補償給付の適正を期するため、都道府県労働局に非常勤医師を配置し、指定病院等に対して、労災医療としての適確な医療の実施及び労災診療費算定基準に基づく診療費の適正な請求を確保するための指導及び監査を行うために必要な経費である。 1. 非常勤医師活動 医師 47(124)人 2. 平成25年度労災指定医療機関見込数(説明資料 頁) 指定病院 41,080(40,768)件 指定薬局 51,463(50,628)件 合 計 92,543(91,396)件

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
06081- 111-05-0710	非常勤職員手当	4,692	4,212	4,212		480	1 非常勤職員手当(労働局) 47人 52週 8時間 0.15 (稼働率) @1,436 4,212(4,692)
06081- 122-08-2010	職員旅費	1,461	1,233	1,233		228	1 指定病院等指導監査旅費(労働局) (91,396) (3) 92,543件 2.5% (調査率) 0.1 (要旅費率) @5,329 1,233(1,461)
06081- 122-08-6010	委員等旅費	1,461	1,233	1,233		228	1 指定病院等指導監査旅費(労働局) (91,396) (3) 92,543件 2.5% (調査率) 0.1 (要旅費率) @5,329 1,233(1,461)
031	労災医療適正化経費	127,828	119,612	119,612		8,216	1 9年度 2 0年度 2 1年度 2 2年度 2 3年度 予 算 額 187,362 (173,442) (162,405) (133,036) (136,060) 173,442 162,405 133,036 136,060
							(計画の概要) 労災医療の診療科別、診療内容の全国統一を図るため、労働局に診療費審査委員会を設置し労災診療費請求内訳書(レセプト)の医学的な審査を行う。 また、労災診療費の不適正払いに対処するため、都道府県医師会及び郡市区医師会との労災診療費協議会を開催するとともに、集団指導を実施する。 ・労働局診療費審査委員会充実強化費 委員数564人 月1回開催 ・都道府県医師会との労災診療費協議会 年 1回 ・郡市区医師会との地区労災診療費協議会 年 1回 ・労災診療費算定マニュアルの作成
06081- 129-06-0110	諸 謝 金	86,798	77,650	77,650		9,148	1 労働局診療費審査委員会充実強化費 委員会出席謝金 4,061人 (18,200) @16,300 66,194(73,910) [564人×12月×0.6(出席率) = 4,061] 2 都道府県医師会との労災診療費協議会出席謝金 948(1,066) 47労働局 1回 4人 0.7 (出席率) (8,100) @7,200 3 郡市区医師会との地区労災診療費協議会出席謝金 10,508(11,822) 695医師会 1回 3人 0.7 (出席率) (8,100) @7,200 計 77,650(86,798)
06081- 122-08-2010	職員旅費	1,111	1,111	1,111		0	1 郡市区医師会との地区労災診療費協議会出席旅費 1,111(1,111) 労働局2人 695医師会 1回 @5,329 0.15 1
06081- 122-08-6010	委員等旅費	4,328	4,328	4,328		0	1 労働局診療費審査委員会充実強化費 4,328(4,328) 委員会出席旅費 4,061人 0.2 (要旅費率) @5,329
06081- 123-09-1010	庁 費	35,591	36,523	36,523		932	1 印刷製本費 15,302(15,302) (1) 都道府県医師会との労災診療費協議会資料作成費 47労働局 10部 1回 @1,777 1.05 877(877) [労働局4人+医師会4人+予備2部 = 10部]

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(2) 郡市区医師会との地区労災診療費協議会資料作成費 695医師会 6部 1回 @1,777 1.05 7,781(7,781) [労働局2人+医師会3人+予備1部 = 6部]
						(3) 労災診療費算定マニュアル作成 21,965部 @288.07 1.05 6,644(6,644) [47局×2部+325署×1部+本省10部+指定病院40,768(20,000) +医師会(48×2部+695×2部)+予備50部 = 42,733(21,965)部] 21,965
						2 通信運搬費 6,843(6,800)
						(1) 請求書送付 5,460回 @200 1,092(1,092) [325署×12月×2回(往復)×0.7 = 5,460 回]
						(2) 労災診療費算定マニュアル (40,768) 指定病院41,080 @140 5,751(5,708)
						3 借料及び損料 13,136(12,247)
						(1) 都道府県医師会との労災診療費協議会会場借上料 47労働局 0回 @18,900 0(0)
						(2) 郡市区医師会との地区労災診療費協議会会場借上料 (648) 695医師会 1回 @18,900 13,136(12,247)
						4 会議費 1,242(1,242)
						(1) 労働局診療費審査委員会賄費 4,774人 @150 1.05 752(752) [(委員564人×12月×0.7(出席率))+ (労働局3人×12月) = 4,774人]
						(2) 都道府県医師会との労災診療費協議会賄費 47労働局 7人 1回 @150 1.05 52(52) [労働局4人+医師会4人×0.7(出席率) = 7(8)人]
						(3) 郡市区医師会との地区労災診療費協議会賄費 695医師会 4人 1回 @150 1.05 438(438) [労働局2人+医師会3人×0.7(出席率) = 4(5)人]
						計 36,523(35,591)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考					
							19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
040	特定業務上疾病専門家会議経費	8,568	8,467			101		(2,728)	(2,411)	(2,093)	(1,917)	
							5,254	2,728	2,411	2,093	1,917	
							(計画の概要) 石綿等の化学物質や電離放射線障害などによる業務上疾病について、それぞれ医学の専門家からなる専門家会議を本省に設置し、高度の専門的検討を要する個別事案の業務上外の認定を行うために必要な経費である。 ○専門家会議 委員10人 年18回開催					
06081-	129-06-0110 諸 謝 金	1,021	920			101	1	180人 0.7(出席率)	(8,100) @7,300	920(1,021)	
								[委員10人×18回 = 180人]				
06081-	122-08-6010 委員等旅費	483	483			0	1	180人 0.7(出席率)	0.1(要旅費率)	@38,300	483(483)
								[委員10人×18回 = 180人]				
06081-	123-09-1010 庁 費	7,064	7,064			0	1	印刷製本費				
								(1) 会議資料				
								252部 @115	1.05	30(30)	
								[(委員10人×18回)+(本省4人×18回) = 252部]				
								(2) 治療指針				
								1,470部 @78	1.05	120(120)	
								[47労働局×10部+325署×3部+本省25部 = 1,470部]				
								2 会議費				
								(1) 会議旅費				
								198人 @150	1.05	31(31)	
								[(委員10人×18回×0.7)+(本省4人×18回) = 198人]				
								3 雑役務費				
								(1) 医学文献収集				
								200件 @1,536	1.05	323(323)	
								(2) 文献翻訳				
								200件 11頁 @2,840	1.05	6,560(6,560)	
								計				
										7,064(7,064)	

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考												
046	迅速・適正な労災補償のための総合対策経費	301,110	272,517		28,593	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>19年度</td> <td>20年度</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> </tr> <tr> <td>予 算 額</td> <td>436,635</td> <td>(322,670) (322,670)</td> <td>320,874 (320,874)</td> <td>308,787 (308,787)</td> <td>1,388,240 (295,919)</td> </tr> </table> <p>(計画の概要) 近年増加している脳・心臓疾患をはじめとする複雑・困難な事案に対し、迅速かつ適正な労災補償を行うため、本省及び都道府県労働局に高度な医学的専門的知識を有する労災医員を配置するとともに、労働基準監督署に署長の支給決定等のサポートを行う労災協力医を配置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 労災医員(非常勤医師)の配置 既定分 本省 10人 精神医 47労働局 各3人 298人 141人 2. 労災協力医の委嘱 325署 605人 3. 労災医員・労災協力医名簿の作成、労災協力医連絡協議会の開催、地方労災委員会議の開催 4. 労働局・監督署担当者研修会の開催 5. 迅速・適正な労災補償のためのパンフレット等の作成 		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	予 算 額	436,635	(322,670) (322,670)	320,874 (320,874)	308,787 (308,787)	1,388,240 (295,919)
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度													
予 算 額	436,635	(322,670) (322,670)	320,874 (320,874)	308,787 (308,787)	1,388,240 (295,919)													
06081- 111-05-0710	非常勤職員手当	217,199	194,524		22,675	<ol style="list-style-type: none"> 1 労災医員手当 (1)本省 10人 月3日 12月 (18,200) @16,300 5,868(6,552) (2)労働局 298人 月3日 12月 (18,200) @16,300 174,866(195,250) (3)精神医(労働局) 141人 年6日 (18,200) @16,300 13,790(15,397) 												
06081- 129-06-0110	諸 謝 金	56,773	50,820		5,953	<ol style="list-style-type: none"> 1 労災協力医謝金(署) 605人 月1日 12月 0.4(出席率) (18,200) @16,300 47,335(52,853) 2 労災協力医連絡協議会出席謝金(署) 605人 年2回 0.4(出席率) (8,100) @7,200 3,485(3,920) 												
06081- 122-08-2010	職 員 旅 費	10,022	10,022		0	<ol style="list-style-type: none"> 1 労働局労災医員活動旅費 47人 12月 0.1(要旅費率) @5,329 301(301) 2 労災協力医連絡協議会出席旅費(署) 278人 年2回 @7,385 4,106(4,106) 3 労働局担当者全国研修会出席旅費 46労働局 1人 @38,300 1,762(1,762) <p>[47労働局 - 1労働局 = 46労働局]</p>												

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	06081- 122-08-6010 委員等旅費	7,059	7,059		0	4 監督署担当者研修会出席旅費 278監督署 1人 @7,385 2,053(2,053) 5 地方労災医員会議出席旅費 47労働局 1人 @38,300 1,800(1,800) 計 10,022(10,022) 1 労働局労災医員活動旅費 2,659(2,659) (1) 既定分 358人 @5,329 1,908(1,908) [298人×月1回×12月×0.1(要旅費率) = 358人] (2) 精神医 141人 @5,329 751(751) [141人×年1回 = 141人] 2 労災協力医活動旅費(署) 1,163(1,163) 605人 月1回 12月 @1,602 0.1(要旅費率) 3 労災協力医連絡協議会出席旅費(署) 357(357) 605人 年2回 0.4(出席率) @7,385 0.1(要旅費率) 4 地方労災医員会議出席旅費(局) 2,880(2,880) 47労働局 2人 年1回 0.8(出席率) @38,300 計 7,059(7,059)
	06081- 123-09-1010 庁費	10,057	10,092		35	1 印刷製本費 8,765(8,730) (1) 労災医員・労災協力医名簿(本省) 2,101部 @322 1.05 710(710) [(労働局47×4部)+(監督署325×3部)+ 労災医員298部 + 協力医605部 + 予備35部 = 2,101部] (2) 調査計画の策定及び調査実施のマニュアル(本省) 1,213部 @435 1.05 554(554) [労働局47×4部 + 監督署325×3部 + 本省50部 = 1,213部] (3) 迅速・適正な労災補償のためのパンフレット等(本省) (197,504) 198,440部 @36 1.05 7,501(7,466) <内訳> ・47労働局 × 200部 = 9,400部 ・325署 × 200部 = 65,000部 ・指定病院 41,080(40,768)×3部 = 123,240(122,304)部 ・本省 = 800部 合計 198,440(197,504)部

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						<p>(4) 労働基準法施行規則別表第1の2に関するパンフレット</p> <p>0部 @12.8 1.05 0(0)</p> <p>2 通信運搬費 987(987)</p> <p>(1) 労災医員・労災協力医名簿発送費</p> <p>47労働局 {@1,240 + (@1,320 * 1.05)} 123(123)</p> <p>(2) 調査計画の策定及び調査実施のマニュアル等発送費</p> <p>329箱 {@1,240 + (@1,320 * 1.05)} 864(864)</p> <p>[労働局47×7箱 = 329箱]</p> <p>3 会議費</p> <p>(1) 労災協力医連絡協議会賄費(局)</p> <p>1,080人 年2回 @150 1.05 340(340)</p> <p>・労災協力医 605人×0.4 = 242人 ・労働局職員 47局×4人 = 188人 ・監督署職員 325署×2人 = 650人 合計 1,080(1,201)人</p> <p>計 10,092(10,057)</p> <p>19年度 20年度 21年度 22年度 23年度</p> <p>予 算 額 (14,374) (14,374) (12,937) (14,448)</p> <p>55,507 14,374 14,374 12,937 14,448</p> <p>(計画の概要) 職業性疾病の専門家を監督署に配置し、労働者の健康相談及び生活指導等を実施して疾病の早期発見、早期治ゆを図り、もって労働者の保護に万全を期するために必要な経費である。</p> <p>1. 相談室 72(71)署(4方面制以上署) 2. 相談日 医師 月2回</p>
050	職業病相談室設置費					
06081- 129-06-0110	諸 謝 金	14,654	14,861		207	<p>相談員謝金</p> <p>(1) 医師</p> <p>(71) 72人 月2回 12月 @8,600 14,861(14,654)</p> <p>19年度 20年度 21年度 22年度 23年度</p> <p>予 算 額 (78,770) (84,844) (76,244) (54,611)</p> <p>95,325 78,770 84,844 76,244 54,611</p>
061	第三者行為災害等処理経費	107,514	96,794		10,720	<p>(計画の概要) 「労働者災害補償保険法」第12条の4に基づく第三者行為災害の求償、第12条の3に基づく不正受給者からの費用徴収、第31条に基づく事業主からの費用徴収について、これらの事故調査及び当該保険給付に要した費用に対する求償権等行使するために必要な経費並びに通勤災害専門官等の活動に必要な経費である。(説明資料 頁)</p>
06081- 129-06-0110	諸 謝 金	33,941	27,893		6,048	<p>1. 折衝等業務弁護士謝金 27,893(33,941)</p>

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							(1) 折衝等業務謝金 9,820(12,816) (17,604) 15,061件 4日 0.05(要折衝率) 0.2(実施率) (18,200) @16,300
							(2) 報酬謝金 18,073(21,125) (17,604) 15,061件 0.05(要折衝率) 0.2(実施率) 0.6(成功率) @200,000
06081- 122-08-2010	職 員 旅 費	11,772	11,302			470	1. 第三者行為災害調査旅費(労働局) (1,314) 1,189件 @5,329 6,336(7,002) [第三者行為による求償件数 20,603(21,824)件…] [同上平成25年度発生見込 15,061(17,604)件…] [(+) × 1 / 3 (調査率) × 0.1 (要旅費率) = 1,189 (1,314)件]
							2. 費用徴収調査旅費(労働局 (216) 246件 @5,329 1,311(1,151) [費用徴収による求償件数 6,834(5,341)件…] [同上平成25年度発生見込 559(1,131)件…] [(+) × 1 / 3 (調査率) × 0.1 (要旅費率) = 246 (216)件]
							3. 求償債権督促収納旅費(労働局) (27,165) 27,437件 1/4 0.1(要旅費率) @5,329 3,655(3,619) [第三者行為災害20,603(21,824)件 + 費用徴収6,834(5,341)件 = 27,437(27,165)件]
							計 11,302(11,772)
06081- 122-08-6010	委 員 等 旅 費	375	321			54	1. 折衝等業務旅費 (17,604) 15,061件 4日 0.05 0.2 0.1 @5,329 321(375) [0.05(要折衝率) 0.2(実施率) 0.1(要旅費率)]
06081- 123-09-1010	庁 費	7,622	6,367			1,255	印刷製本費 935(1,135) 1. 第三者行為災害関係 (135,548) 115,969枚 @4.21 1.05 513(599) < 積算内訳 > 第三者災害届 16,567(19,364)枚 (災害件数15,061(17,604)件 × 1.1 = 16,567(19,364)件) 債権発生通知 16,567(19,364)枚 念書 16,567(19,364)枚 交通事故証明願 16,567(19,364)枚 損害賠償予告通知 16,567(19,364)枚 自賠償保険に対する照会 16,567(19,364)枚 第三者行為災害処理簿 16,567(19,364)枚 合 計 115,969(135,548)枚

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							<p>2. 費用徴収関係 (6,220) 3,030枚 @10.23 1.05 33(67)</p> <p><積算内訳> 保険給付に係る処分の変更決定通知 606 (1,244) 枚 (発生件数551 (1,131) × 1.1 = 606 (1,244) 件) 法12の3費用徴収の通知書 606 (1,244) 枚 法12の3費用徴収の命令書 606 (1,244) 枚 法31保険給付通知書 606 (1,244) 枚 法31費用徴収の決定通知書 606 (1,244) 枚 合 計 3,030 (6,220) 枚</p>
							<p>3. その他 (62,505) 51,851枚 @7.15 1.05 389(469)</p> <p>[納入告知書 (15,061 (17,604) 件 + 559(1,131) 件) × 1.1 × 3枚 = 51,546 (61,826) 枚] [督促状 (0 (17,604) 件 × 0.6) + (559(1,131) × 0.6) = 335 (679) 枚] 合 計 51,881 (62,505) 枚</p>
							<p>通信運搬費 5,432(6,487)</p>
							<p>1. 債権発生通知 (17,604) 15,061件 @80 1,205(1,408)</p>
							<p>2. 損害賠償予告通知 (17,604) 15,061件 @80 1,205(1,408)</p>
							<p>3. 自賠償保険に対する照会 (17,604) 15,061件 @80 1,205(1,408)</p>
							<p>4. 保険給付に係る処分の変更決定通知 (1,131) 559件 @80 45(90)</p>
							<p>5. 法12の3費用徴収の命令書 (1,131) 559件 @80 45(90)</p>
							<p>6. 法31保険給付通知書 (1,131) 559件 @80 45(90)</p>
							<p>7. 法31費用徴収の決定通知 (1,131) 559件 @80 45(90)</p>
							<p>8. 納入告知書 (18,735) 15,620件 @80 1,250(1,499)</p> <p>[15,061 (17,604) 件 + 559(1,131) 件 = 15,620 (18,735) 件]</p>
							<p>9. 督促状 (679) 335件 @50 17(34)</p> <p>[(0 (17,604) 件 × 0.6) + (555(1,131) 件 × 0.6) = 335 (679) 件]</p>

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							10.印刷物送料 47労働局 各3個 { @1,240 + (@1,320 * 1.05)} 370(370) 計 6,367(7,622)
06081- 125-14-7199	保険給付業務委託費	53,804		50,911		2,893	1. 第三者行為災害債権納入督促業務の一部外部委託 [説明資料 頁] 50,911(53,804)
066	じん肺管理区分決定等経費	42,059		37,816		4,243	19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 (57,413 (49,332) (49,332) (48,833) (48,833) (46,406) (46,406) (45,898) (45,898))
							(要 求 要 旨) じん肺法の規定に基づく粉じん対策指導委員の活動及びじん肺診査医によるじん肺管理区分の決定等に要する経費である。 1. じん肺管理区分の決定等 粉じん対策指導委員の設置 51人 複数によるじん肺検査の実施 地方じん肺診査医(非常勤) 110人 2. じん肺管理区分の決定 中央じん肺診査医及び地方じん肺診査医の診断及び審査 [区分] [じん肺管理区分決定数] 管理区分1 788 (955) 管理区分2 3,413 (4,115) 管理区分3 693 (838) 管理区分4 205 (213) 計 5,099 (6,121) 3. 中央じん肺診査医の診査 中央じん肺診査医会の開催 年7回 非常勤中央じん肺診査医 11人 4. 地方じん肺診査医の診査
06081- 111-05-0710	非常勤職員手当	31,607		28,376		3,231	(19,730) 1 中央じん肺診査医(本省) 62人 @17,713 1,098(1,223) [11人×7回×0.8(出席率)] (19,730) 2 地方じん肺診査医(局) 1,540人 @17,713 27,278(30,384) [110人×14件(1人当たりの診査件数)] 計 28,376(31,607)
06081- 129-06-0110	諸 謝 金	2,368		2,368		0	1 粉じん対策指導委員謝金(局) 306人 @8,600 0.9 2,368(2,368) [51人×6日/年]
06081- 122-08-2010	職 員 旅 費	182		147		35	1 じん肺診査調査旅費(本省 (38) (0.9)) 31人 @5,329 0.89 147(182) [47局×1人×2回×1/3(0.4)(要旅費率) 局-事平均]
06081- 122-08-6010	委 員 等 旅 費	3,258		3,258		0	1 中央じん肺診査医会出席旅費(本省) 21人 @39,500 0.9 747(747) [11人×7回×0.8(出席率)×1/3(要旅費率) 東京-都道府県平均]

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						7-10 1泊2日]
						2 地方じん肺診査医活動旅費(局) 176人 @5,329 0.9 844(844) 〔110人×2回×0.8(要旅費率) 局-事平均〕
						3 粉じん対策指導委員活動旅費(局) 41人 @5,329 0.9 197(197) 〔51人×1回×0.8(要旅費率) 局-事平均〕
						4 地方じん肺診査医じん肺診断技術等研修旅費(本省) 24人 @69,600 0.88 1,470(1,470) 〔47局×1人×0.5(出席率)東京-都道府県平均 7-10級 3泊4日〕
						計 3,258(3,258)
06081-123-09-1010	庁 費	4,644	3,667		977	1 備品費
						1 管理区分決定用備品(本省) 47局 @2,000 1.05 99(99)
						2 印刷製本費
						1 じん肺管理区分決定通知書(本省) (26,932) 22,436枚 @4.8 1.05 113(136) 〔5,099(6,121)件×4種×1.1(予備)〕
						3 通信運搬費
						1 管理区分決定通知書外1種(局) (12,242) 10,198件 @80 816(979) 〔5,099(6,121)件×2種(証明書、通知書)〕
						4 会議費
						1 中央じん肺診査医ブロック会議賄費(局) 83人 @150 1.05 13(13) 〔11人×0.8(出席率)+本省3人)×7回〕
						5 賃金
						1 地方じん肺診査医事務補助員(局) (510) 392人 @6,700 2,626(3,417) 〔5,099(6,121)件÷1日13(12)件〕
						計 3,667(4,644)
071	業務上の認定要件設定のための専門家会議経費	5,324	19,860		14,536	19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 10,172 (8,900) (8,079) (6,619) (6,115) 8,900 8,079 6,619 6,115
						(計画の概要) 労働基準法施行規則第35条に有害因子ごとに具体的に規定された各疾病について、有害因子別の疾病ごとに病理学、疫学(特に量、反応関係)、検査手法等に関する医学的知見を整理し、業務上認定基準等を

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考																								
						示すための専門的検討を行うために必要な経費である。																								
						<table border="0"> <tr> <td>専門家会議</td> <td>委員数</td> <td>開催回数</td> <td>延べ委員数</td> </tr> <tr> <td>(1) 化学的因子による疾病</td> <td>10</td> <td>4(5)</td> <td>40(50)</td> </tr> <tr> <td>(2) 作業態様に起因する疾病</td> <td>10</td> <td>8(10)</td> <td>80(100)</td> </tr> <tr> <td>(3) じん肺有所見者に発生した肺がん</td> <td>10</td> <td>10(11)</td> <td>100(110)</td> </tr> <tr> <td>(4) その他業務に起因することが明らか な疾病</td> <td>10</td> <td>6(7)</td> <td>60(70)</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>40</td> <td>28(33)</td> <td>280(330)</td> </tr> </table>	専門家会議	委員数	開催回数	延べ委員数	(1) 化学的因子による疾病	10	4(5)	40(50)	(2) 作業態様に起因する疾病	10	8(10)	80(100)	(3) じん肺有所見者に発生した肺がん	10	10(11)	100(110)	(4) その他業務に起因することが明らか な疾病	10	6(7)	60(70)	合 計	40	28(33)	280(330)
専門家会議	委員数	開催回数	延べ委員数																											
(1) 化学的因子による疾病	10	4(5)	40(50)																											
(2) 作業態様に起因する疾病	10	8(10)	80(100)																											
(3) じん肺有所見者に発生した肺がん	10	10(11)	100(110)																											
(4) その他業務に起因することが明らか な疾病	10	6(7)	60(70)																											
合 計	40	28(33)	280(330)																											
06081- 129-06-0110	諸 謝 金	1,604	1,445	159		1. 専門家会議出席謝金 330人 0.6(出席率) @7,300 (8,100) 1,445(1,604)																								
06081- 122-08-2010	職 員 旅 費	628	628	0		1. 精神障害関係国際会議出席旅費 (1) 世界精神医学会国際会議 1人 @627,800 628(628) 7級 6泊7日 (オーストラリア) ・渡航料 504,000円 ・日 当 35,000円 [@5,000×7日] ・宿泊料 88,800円 [@14,800×6泊] 計 627,800円																								
06081- 122-08-6010	委 員 等 旅 費	758	758	0		1. 専門家会議出席旅費 330人 0.6(出席率) @38,300 0.1(要旅費率) 758(758)																								
06081- 123-09-1010	庁 費	2,334	2,334	0		1. 印刷製本費 (1) 専門家会議資料 495部 @137 1.05 71(71) [委員330人+本書165人=495人]																								
						2. 会議費 (1) 専門家会議賄費 363人 @150 1.05 57(57) [330人×0.6(出席率)+本省165人=363人]																								
						3. 雑役務費 2,206(2,206) (1) 外国文献翻訳料 231冊 4枚 @2,200 1.05 2,134(2,134) (2) 専門家会議通訳料 1人 1国 @69,000 1.05 72(72)																								
						計 2,334(2,334)																								
06081- 125-14-7199	保険給付業務委託費	0	14,695	14,695		(項) 社会復帰促進等事業費より事項替え 委託先：一般競争入札(総合評価方式)により選定																								

要求番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
					(説明資料 項)
076	労基法施行規則第35条 定期的専門検討会運営経費	1,637	1,604	33	<p>1. 業務上疾病に関する医学的知見の収集事業委託 14,695(0)</p> <p>(1) 事業費 13,995(0)</p> <p>(2) 消費税 700(0)</p> <p>19年度 20年度 21年度 22年度 23年度</p> <p>予 算 額 (7,514 (1,949) (1,946) (1,681) (1,637)</p> <p>(計画の概要) 労働基準法施行規則第35条の改正の際に中央労働基準審議会及び労働者災害補償保険審議会から「今後労働基準法施行規則第35条の定期的検討を行うための医学専門家による委員会を設置すべき」旨の答申を得たところであるが、今後において産業、労働の実態の動向及び変化によって生じる新しい要因による職業性疾病に対処するため、医学専門家からなる本専門検討会を設置し、定期的に労働基準法施行規則第35条の検討を行う。</p> <p>1. 専門検討会 委員 15人 年開催回数 4回 延べ委員数 60人</p> <p>1 会議出席謝金(本省) 60人 0.7 (8,100) @7,300 307(340)</p> <p>1 会議出席旅費(本省) 60人 0.7 @38,300 0.3 483(483)</p> <p>1 印刷製本費 802(802)</p> <p>(1) 全体会議資料 96部 @807 1.05 81(81)</p> <p>[(委員15人+本省9人)×4回 = 96部]</p> <p>(2) 報告書 880部 @780 1.05 721(721)</p> <p>[47労働局×3部+325署×2部+委員15部+本省74部 = 880部]</p> <p>2 会議費</p> <p>(1) 会議賄費 78人 @150 1.05 12(12)</p> <p>[委員60人×0.7(出席率)+本省36人 = 78人]</p> <p>計 814(814)</p>
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金	340	307	33	
	06081- 122-08-6010 委員等旅費	483	483	0	
	06081- 123-09-1010 庁 費	814	814	0	
091	振動障害療養者対策経費	11,927	11,693	234	<p>19年度 20年度 21年度 22年度 23年度</p> <p>予 算 額 (92,697 (20,437) (16,323) (13,697) (12,925)</p> <p>(計画の概要) 振動障害に対する労災補償については、認定基準の設定、治療体制の充実、治療指針の周知徹底等を行</p>

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						<p>うとともに、昭和51年度より労働省、林野庁及び厚生省の三省庁からなる「振動障害対策推進関係省庁連絡協議会」を設置する等適正な保険給付の確保を図るための対策を講じてきたところである。</p> <p>振動障害り患者は減少傾向を示してきているが、療養日数、休業日数の長期化、症状軽快者の職業復帰等の問題が生じていることから、個別療養者の療養経過及び就労状況の実態を把握し、適正な保険給付を確保する必要がある。また、林業における振動障害者のうち、就労可能な者に対する職業復帰対策を推進するため、関係者間の協議の場（林業振動障害者職業復帰対策協議会、林業振動障害者職業復帰対策地区協議会）を設ける。</p> <p>(1) 振動障害者の療養経過、就労状況等の実態把握のための調査</p> <p>(2) 林業振動障害者職業復帰対策協議会（労働局） 14局設置 年3回開催 構成：労働局2名、監督署3名、県2名、市町村1名、事業主団体2名、労働者代表1名、社会復帰推進員5名 計 16名</p> <p>(3) 林業振動障害者職業復帰対策地区協議会（署） 45地区設置 年5(6)回開催 構成：監督署1名、市町村1名、職業安定所1名、職業訓練校1名、事業主団体等2名、労働者代表1名、森林管理署1名、社会復帰推進員1名 計 9名</p>
06081- 129-06-0110	諸 謝 金		2,487	2,487	0	<p>1. 林業振動障害者職業復帰対策協議会出席謝金（労働局） 63人 @6,200 391(391) [14労働局×3人×3回×0.5(出席率) = 63人]</p> <p>2. 林業振動障害者職業復帰対策地区協議会出席謝金（署） 338人 @6,200 2,096(2,096) [45地区×3人×5回×0.5(出席率) = 338人]</p> <p>計 2,487(2,487)</p>
06081- 122-08-2010	職 員 旅 費		5,734	5,500	234	<p>実態調査旅費（労働局） (1,345) 1,290人 @5,329 0.8 5,500(5,734) [6,451(6,723)人×0.2(調査率) = 1,290(1,345)人]</p>
06081- 122-08-6010	委 員 等 旅 費		86	86	0	<p>1. 林業振動障害者職業復帰対策協議会出席旅費（労働局） 6人 @5,329 32(32) [14労働局×3人×3回×0.5(出席率)×0.1(要旅費率) = 6人]</p> <p>2. 林業振動障害者職業復帰対策地区協議会出席旅費（署） 34人 @1,602 54(54) [45地区×3人×5回×0.5(出席率)×0.1(要旅費率) = 34人]</p> <p>計 86(86)</p>
06081- 123-09-1010	庁 費		3,620	3,620	0	<p>1. 印刷製本費 2,946(2,946)</p> <p>(1) 実態調査票 13(13) 振動障害新規支給決定者数 267人 3枚 1.1 @13.54 1.05</p>

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
					(2) 林業振動障害者職業復帰対策協議会資料 672部 @284 1.05 200(200) [14労働局×3回×16人 = 672部]
					(3) 林業振動障害者職業復帰対策地区協議会資料 2,025部 @271 1.05 576(576) [45地区×5回×9人 = 2,025部]
					(4) 「振動障害対策資料集」作成費 1,580部 @1,300 1.05 2,157(2,157) <配付先> ・関係労働局 14局 × 7 98部 (林業振動障害者職業復帰対策協議会の設置局) ・その他の労働局 33局 × 3 99部 ・関係監督署 45署 × 3 135部 (林業振動障害者職業復帰対策地区協議会の設置署) ・その他の監督署 280署 × 1 280部 ・公共職業安定所 545所 × 1 545部 ・職業能力開発主務課 47課 × 2 94部 ・職業能力開発校、職業能力開発大学校、職業能力 開発促進センター 264 × 1 264部 ・労災病院等 30 × 1 30部 ・本省 35部 合 計 1,580部
					2. 通信運搬費 (1) 「振動障害対策資料集」送料 372件 @1,240 461(461)
					3. 会議費 (1) 林業振動障害者職業復帰対策協議会賄費 336人 @150 1.05 53(53) [14労働局×3回×16人×0.5 = 336人]
					(2) 林業振動障害者職業復帰対策地区協議会賄費 1,013人 @150 1.05 160(160) [45地区×5回×9人×0.5 = 1,013人]
					計 3,620(3,620)
096	通勤災害調査員設置費	426,771	427,280	509	19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 514,433 (512,800) (512,173) (465,554) (466,584) (512,800) (512,173) (465,554) (466,584) (計画の概要)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						通勤災害保護制度を適正かつ円滑に運営するための通勤災害調査員の設置に必要な経費である。
06081- 129-06-0110	諸 謝 金	369,454	369,454		0	1. 通勤災害調査員謝金(署) 359人 16日 12月 @6,700 0.8 (欠員率) 369,454(369,454)
06081- 122-08-6010	委員等旅費	1,194	1,049		145	1. 通勤災害調査員活動旅費(署) (689) 603人 @1,602 966(1,104) [359人×2回×12月×0.05(0.08)(要旅費率) = 431(689)人] 2. 調査員講習会出席旅費(署) (14) 13人 @6,394 83(90) [359人×0.5(出席率)×0.05(0.08)(要旅費率) = 9(14)人]
06081- 123-09-1010	庁 費	56,123	56,777		654	計 1,049(1,194) 1. 保険料 54,760(54,106) (1) 健康保険 369,454千円 0.0500 18,473(18,473) (2) 厚生年金 31,299(30,645) 4月～9月期 369,454千円 (0.08206) 0.08383 6/12月 15,486(15,159) 10月～3月期 369,454千円 (0.08383) 0.08560 6/12月 15,813(15,486) (3) 労働保険 369,454千円 0.0135 4,988(4,988) 2. 児童手当拠出金 369,454千円 0.0015 554(554) 3. 職員厚生経費 (1) 健康診断 359人 @3,880 1.05 1,463(1,463) 計 56,777(56,123)
103	行政訴訟事件等労災補償 における法務支援関係経 費	79,275	79,125		150	19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 (102,645) (102,642) (92,011) (88,146) 106,577 102,645 102,642 92,011 88,146 (計画の概要) 労災保険に係る訴訟の維持のため、行政訴訟事件における訴訟の提起から判決確定に至るまでの間の各種援助ならびに労災保険に関わりの深い民法、自賠責法に係る疑義・照会、裁判所からの囑託調査等に対し法律的な立場から専門的な事項に関して援助を行う「労災法務専門員」の設置に必要な経費である。 1. 労働局訟務担当官活動経費 労働局訟務担当官公判出席・法務局打合わせ旅費等 2. 労災法務専門員の設置(労働局) 職務内容

要求番号	事項	前年度 予算額	25年度 概算要求額	対前年度 比較増減	備考
					ア 民法、自賠責法等の事務処理に必要な法律専門事項に係る指導・助言 イ 各種照会に対する法律専門事項に係る指導・助言 ウ 準備書面の作成等主張に係る指導・助言 エ 証拠書類の収集・提出等立証に係る指導・助言 オ その他訟務対応一般に係る指導・助言 勤務日数 月7日 勤務場所 都道府県労働局 3. 労災訴訟案件等協力者経費(労働局)
06081-129-06-0110	諸謝金	76,181	76,181	0	1 労働局訟務担当官活動経費 弁護士謝金 21件 @18,540 389(389) 2 労災法務専門員謝金 (1) 労働局 55人 7日 12月 @19,830 0.8(稼働率) 73,292(73,292) 3 労災訴訟案件等協力者経費 協力者謝金 100件 0.5(依頼率) @50,000 2,500(2,500) 計 76,181(76,181)
06081-122-08-2010	職員旅費	1,034	1,034	0	1 労働局訟務担当官活動経費(公判出席旅費) 39人 1回 @26,520 1,034(1,034) [47労働局-8局(法務主局+労働局所在地) = 39人]
06081-122-08-6010	委員等旅費	703	633	70	1 労災法務専門員活動旅費 55人 2日 12月 @5,329 (0.1) 0.09(要旅費率) 633(703)
06081-122-08-7031	証人等旅費	373	293	80	1 証人・鑑定人出廷旅費 (1) 第1審 (35) 30人 @5,329 160(187) (2) 第2審 (7) 5人 @26,520 133(186)
06081-123-09-1010	庁費	984	984	0	1. 印刷製本費 (1) 労働局訟務担当官活動経費 訟務担当用「訟務実務の手引」 60部 @15,622 1.05 984(984) [労働局47部 + 本省13部 = 60部]
115	労災保険専門調査員設置費	262,473	262,566	93	19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予算額 94,375 (315,661) (316,009) (286,556) (287,020) 315,661 316,009 286,556 287,020 (計画の概要) 近年発生している労災保険給付不正受給事件は、書面審査において全く疑義の生じないような架空の事業場を設立したうえで保険給付支給請求書を偽造し、電話又は文書による確認調査を行っても私設私書箱会社、電話事務代行サービス会社等を巧みに利用し当該事業場が実在するかのようには装う等その手口が巧妙かつ悪質化しているため、従来の調査確認方法のみでは不正需給事件の防止が困難な状況にある。 また、近年、高度な医学的判断を必要とし、調査等に多くの労力と時間を要する脳・心臓疾患事案及び精神障害等事案である複雑困難事案が増加しており、未決件数が累積し、審査請求事務の処理に要する期

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						<p>間が長期化している状況にある。 このため、労働基準監督署及び都道府県労働局に「労災保険専門調査員」を設置し、労働基準監督署に配置する調査員については、被災労働者、事業場の実在確認を含む実地調査等を、都道府県労働局に配置する調査員については、労災保険審査官の指示のもと審査請求事務等の処理に必要な調整、資料作成等、労災保険に関する専門知識を必要とする業務をそれぞれ行わせ、労災保険給付の適正化及び審査請求事務の迅速化を図る。</p> <p>1 職務内容 (1) 業務災害の認定のために必要な調査 (2) 労災保険給付不正受給に関する電話、投書、風評等の情報収集及びその情報の確認 (3) 医療機関、事業主団体等に対する指導その他必要な事務 (4) 審査請求事案の鑑定に係る関係医療機関との連絡・調整 (5) 審査請求事案の鑑定に係る資料の作成 (6) 審査処理に必要な文献資料の収集その他必要な事務</p> <p>2 職務内容 (1) 勤務日数 月16日(うち、6日庁外勤務)・月12日(うち、5日庁外勤務) (2) 勤務場所 都道府県労働局・労働基準監督署</p>
06081-129-06-0110	諸謝金	234,931	234,931		0	<p>1 専門調査員謝金 234,931(234,931)</p> <p>116人 16日 12月 @9,200 0.8(欠員率) 163,922(163,922)</p> <p>67人 12日 12月 @9,200 0.8(欠員率) 71,009(71,009)</p>
06081-122-08-6010	委員等旅費	1,585	1,388		197	<p>1 専門調査員活動旅費 1,388(1,585)</p> <p>116人 6日 12月 @1,602 (0.08) 937(1,070) 0.07</p> <p>67人 5日 12月 @1,602 (0.08) 451(515) 0.07</p>
06081-123-09-1010	庁費	25,957	26,247		290	<p>1 保険料 25,255(24,965)</p> <p>(1) 健康保険 163,922千円 0.0500 8,196(8,196)</p> <p>(2) 厚生年金 13,887(13,597)</p> <p>4月～9月期 (0.08206) 163,922千円 0.08383 6/12月 6,871(6,726)</p> <p>10月～3月期 (0.08383) 163,922千円 0.08560 6/12月 7,016(6,871)</p> <p>(3) 労働保険 234,931千円 0.0135 3,172(3,172)</p> <p>2 児童手当拠出金 163,922千円 0.0015 246(246)</p> <p>3 職員厚生経費</p> <p>(1) 健康診断 183人 @3,880 1.05 746(746)</p> <p>計 26,247(25,957)</p>
120	社会復帰推進員設置費	88,408	88,271		137	<p>19年度 20年度 21年度 22年度 23年度</p> <p>予 算 額 43,962 (106,685) (106,775) (96,831) (96,904) 106,685 106,775 96,831 96,904</p>

要求番号	事項	前年度 予算額	25年度 概算要求額			対前年度 比較増減	備考
							(計画の概要) 長期療養者等にあつては、職場復帰への危惧、健康維持への不安等の被災労働者側の事情に加えて、職種の選定、労働時間及び賃金の取り扱い等の事業主側の事情もあつて職場復帰が円滑に行われていない現状にある。 このため、関係機関との連絡調整や事業主等への指導等、都道府県労働局及び労働基準監督署における社会復帰指導業務を推進するため、長期療養者が多数存在する労働局及び監督署に「社会復帰推進員」を設置する。 社会復帰推進員 1. 職務内容 (1) 長期療養者等被災労働者の職業復帰のための被災労働者及び関係事業主に対する指導、相談 (2) 公共職業安定所等関係機関との連絡調整その他の被災労働者の職業復帰に関する連絡調整 (3) 被災労働者の実情把握等被災労働者の職業復帰に係る調査 2. 勤務内容 (1) 勤務日数 月16日(うち、5日庁外勤務)・月12日(うち、2日庁外勤務) (2) 勤務場所 労働基準監督署・都道府県労働局
06081-129-06-0110	諸謝金	80,014	80,014			0	1 社会復帰推進員謝金 80,014(80,014) 41人 16日 12月 @6,700 0.8(欠員率) 42,194(42,194) 49人 12日 12月 @6,700 0.8(欠員率) 37,820(37,820)
06081-122-08-6010	委員等旅費	1,274	1,062			212	1 社会復帰推進員活動旅費 1,062(1,274) 41人 3日 12月 @1,602 (0.30) 591(709) 0.25 49人 2日 12月 @1,602 (0.30) 471(565) 0.25
06081-123-09-1010	庁費	7,120	7,195			75	1 保険料 6,765(6,690) (1) 健康保険 42,194千円 0.0500 2,110(2,110) (2) 厚生年金 3,575(3,500) 4月～9月期 42,194千円 (0.08206) 0.08383 6/12月 1,769(1,731) 10月～3月期 42,194千円 (0.08383) 0.08560 6/12月 1,806(1,769) (3) 労働保険 80,014千円 0.0135 1,080(1,080) 2 児童手当拠出金 42,194千円 0.0015 63(63) 3 職員厚生経費 (1) 健康診断 90人 @3,880 1.05 367(367) 計 7,195(7,120)

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考					
							19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
124	外国人労働者に対する適 正支給対策経費						予 算 額	3,935	(3,811) 3,811	(2,980) 2,980	(2,682) 2,682	(2,682) 2,682
06081-	123-09-1010 庁 費		4,217	4,217		0	(計画の概要) 日本国内において労働災害を被った外国人労働者が保険給付を受給するための諸手続(保険給付請求書及び年金定期報告書等の様式の記載要領、添付書類の内容等)を外国語により解説したパンフレットを作成・配付することにより、各種請求書等の誤記の防止、適正な記載を図り、もって的確な審査の実施に資することとする。 パンフレットの作成・配付(16,000部) 英語、中国語、ポルトガル語、韓国語、タイ語、インドネシア語、ベトナム語及びベルシャ語					
1 印刷製本費											1,512(1,512)
パンフレット印刷												
(1) 英語								2,000部 @90	1.05		189(189)
(2) 中国語								2,000部 @90	1.05		189(189)
(3) ポルトガル語								2,000部 @90	1.05		189(189)
(4) 韓国語								2,000部 @90	1.05		189(189)
(5) タイ語								2,000部 @90	1.05		189(189)
(6) インドネシア語								2,000部 @90	1.05		189(189)
(7) ベトナム語								2,000部 @90	1.05		189(189)
(8) ベルシャ語								2,000部 @90	1.05		189(189)
(9) 前年度限りの経費(ベンガル語)											0(0)
(10) 前年度限りの経費(スペイン語)											0(0)
2 通信運搬費												
パンフレット送付												
47労働局 1箱								{@1,240 + (@1,320 * 1.05)}			123(123)
3 雑役務費												
パンフレット翻訳料(和文 外国語)												
8か国語 37枚 @8,308								1.05			2,582(2,582)
計											4,217(4,217)

要求番号	事項	前年度 予算額	25年度 概算要求額		対前年度 比較増減	備考
129	障害等級認定基準検討経費	1,516	1,274		242	<p>19年度 20年度 21年度 22年度 23年度</p> <p>予算額 4,973 (1,901) (1,901) (1,611) (1,516) 1,901 1,901 1,611 1,516</p> <p>(計画の概要) 労働者災害補償保険では、業務上又は通勤による負傷又は疾病が治った後、身体に一定の障害が残った場合には、被災労働者の残存障害の程度に応じて障害(補償)給付を支給することになっている。この障害の程度は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1「障害等級表」に具体的に定められているところである。 「障害等級表」については、医師会及び各種医学会と連携を図り、最新の医学的知見、医学界における障害の評価方法を踏まえ、定期的に見直しを行い、改正を検討する必要がある。 このため、最新の医学的知見等を踏まえた障害等級認定の基本的問題点の正確な把握・分析により障害等級表改正の必要性を検討する「障害認定専門検討会」を設置するとともに、診療科目毎の問題点を分析する「分科会」を設置し、障害等級の認定について具体的に検討を行うために必要な経費である。</p> <p>委員数及び開催回数等</p> <p>1. 専門検討会 委員数 8人(各分科会の座長で構成) 開催回数 年1回 検討内容 最新医学的知見の収集 地方労災医員及び労災協力医からの意見収集 各診療科目間の障害等級の均衡についての検討 障害補償の基本的な問題についての検討</p> <p>2. 分科会 分科会数 8分科会 (内科、呼吸器科、精神科、神経科、眼科、外科・整形 外科、脳神経外科、耳鼻咽喉科) 委員数 各5人(うち、1人専門検討会委員) 開催回数 各3回/年 検討内容 診療科目毎の認定基準に関する検討(検査方法・判断基準)</p>
06081- 129-06-0110	諸謝金	725	654		71	<p>1 障害認定専門検討会出席謝金(本省)</p> <p>8人 (8,100) @7,300 0.7(出席率) 41(45)</p> <p>[委員8人×年1回=8人]</p> <p>2 分科会出席謝金(本省)</p> <p>120人 (8,100) @7,300 0.7(出席率) 613(680)</p> <p>[委員5人×年3回×8分科会=120人]</p> <p>計 654(725)</p>
06081- 122-08-6010	委員等旅費	686	515		171	<p>1 障害認定専門検討会出席旅費(本省)</p> <p>8人 0.7(出席率) (0.2) 0.15(要旅費率) @38,300</p> <p>2 分科会出席旅費(本省)</p> <p>120人 0.7(出席率) (0.2) 0.15(要旅費率) @38,300</p> <p>計 515(686)</p>
06081- 123-09-1010	庁費	105	105		0	<p>1 印刷製本費</p> <p>(1) 障害認定専門検討会資料(本省)</p> <p>18部 @986 1.05 19(19)</p>

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						[(委員8人+職員10人)×年1回 = 18部] (2)分科会資料(本省) 240部 @231 1.05 58(58) [(委員5人+職員5人)×年3回×8科会 = 240部] 2 会議費 28(28) (1)障害認定専門検討会賄費(本省) 16人 @150 1.05 3(3) [(委員8人×0.7(出席率)+職員10人)×年1回 = 16人] (2)分科会賄費(本省) 156人 @150 1.05 25(25) [(委員5人×0.7(出席率)+職員3人)×年3回×8分科会 = 156人] 計 105(105) 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 8,285 (5,907) (5,233) (4,710) (4,341) (5,907 5,233 4,710 4,341) (計画の概要) 『過労死』の発症の予防に資するための新たな保険給付である「二次健康診断等給付」を盛り込んだ労働者災害補償保険法が平成13年4月1日から施行されたところであるが、都道府県労働局における二次健康診断等給付に係る事務処理の円滑な実施を期するため、周知広報するとともに、当該給付に係る事務処理の促進を図るために必要な経費である。 1. 利用促進用パンフレットの作成 23,800部 2. 二次健康診断等給付事務処理促進費(事務補助者賃金) 1 印刷製本費 509 (1)利用促進用パンフレット印刷(本省) 23,800部 @31 1.05 775(775) 「本省 500部 労働局 7,050部(47局×150部) 監督署 16,250部(325署×50部) 計 23,800部」 2 通信運搬費 (1)利用促進用パンフレット発送(本省) 123(123) 47労働局 * 1箱 * { @1,240 + (@1,320 * 1.05) } 3 雑役務費
06081-	123-09-1010 庁 費	4,624	4,115			
132	二次健康診断等給付の実施					

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							(1) 利用促進用パンフレット原画料 1点 @90,000 1.05 95(95)
							4 賃金 (1) 二次健康診断等給付事務処理促進費(局) 事務補助者賃金 (542) 466人日 @6,700 3,122(3,631) [23,304 (27,112)件 (23実績) ÷ 50件 (1日当たり) = 466(542)人日]
							計 4,115(4,624)
							19年度 20年度 21年度 22年度 23年度
							予 算 額 (10,948) (54,558) (18,926) (93,100) 12,702 10,948 54,558 18,926 93,100
							(計画の概要) 石綿による疾病に関する労災補償制度及び石綿救済法に基づく特別遺族給付金について広く周知を図ることにより、被害者救済の更なる徹底を図る。 1. 周知用リーフレットの作成 2. 改正石綿労災認定基準に関するパンフレット等の作成 3. 新聞広告
06081-	123-09-1010 庁 費	25,271	21,728		3,543		1 印刷製本費 10,446(12,213) (1) 労災補償制度の周知用リーフレット作成 418,645部 (12.40) @12.24 1.05 5,380(5,451) [47局 × 4,000部 + 関係団体230,645部 = 418,645部] (2) 石綿救済法に基づく特別遺族給付金の請求勧奨用リーフレット及びポスター作成 4,445(4,483) ア リーフレット 418,645部 @6.5 1.05 2,857(2,857) [47局 × 4,000部 + 関係団体230,645部 = 418,645部] イ ポスター 46,359部 (@33.4) @32.63 1.05 1,588(1,626) [47局 × 900部 + 関係団体等4,059部 = 46,359部] (3) 改正石綿労災認定基準を反映した石綿ばく露歴等チェック表 19,983指定医療機関 5部 (5.94) @5.92 1.05 621(623) (4) 前年度限りの経費(改正石綿労災認定基準に関するパンフレット) 0(1,656)

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							2 通信運搬費 2,834(4,610) (1) 労災補償制度の周知用リーフレット送付 83個口 (@1,240 + (@1,320 × 1.05)) 218(218) [47局×1個口+関係団体36(37)個口=83(84)個口] (2) 石綿救済法に基づく特別遺族給付金の請求勧奨用リーフレット及びポスター送付 83個口 (@1,240 + (@1,320 × 1.05)) 218(218) [47局×1個口+関係団体36(37)個口=83(84)個口] (3) 石綿ばく露歴等チェック表送付 19,983指定医療機関 @120 2,398(2,398) (4) 前年度限りの経費(改正石綿労災認定基準に関するパンフレット) 0(1,776)
							3 雑役務費 8,448(8,448) (1) 制度周知のための新聞広告料 5紙 @804,600 1.05 4,224(4,224) (2) 石綿救済法に基づく特別遺族給付金の請求勧奨のための新聞広告料 5紙 @804,600 1.05 4,224(4,224) 計 21,728(25,271)
155	派遣先求償に係る過失割合検討委員会運用経費	5,642	5,595	5,595		47	(計画の概要) 派遣先事業場で発生した労働災害について労災保険の給付を行った場合、当該災害が派遣先事業場の法違反等に起因する場合は派遣先事業主に対して求償を行うこととなる。 派遣先事業主への求償を行うに当たっては、求償額を確定するための基本的な過失割合の判断基準を示すこととしているが、この基準によって過失割合の判断が行えない災害が発生した場合、本省に設置する専門家による検討委員会において過失割合の決定を行うものである。
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金	3,347	3,300	3,300		47	検討委員会 委員 3人 年間開催数 24回 延人数 72人 1. 会議出席謝金 72人 0.8 (8,100) @7,300 420(467) 2. 意見書執筆謝金 144件 @20,000 2,880(2,880) 計 3,300(3,347)
	06081- 122-08-6010 委員等旅費	2,275	2,275	2,275		0	1. 会議出席旅費 72人 0.8 @39,500 2,275(2,275)
	06081- 123-09-1010 庁 費	20	20	20		0	1 会議費 (1) 会議賄費 130人 @150 1.05 20(20) [委員72人×0.8(出席率)+本省72人=130人]
165	労災診療費審査業務経費	2,015,090	1,825,101	1,825,101		189,989	(計画の概要) 労災診療費の点検業務を実施するために必要な経費である。

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
06081- 129-06-0110	諸 謝 金	1,147,398	1,111,328		36,070	1. 労災医療に関する労災保険指定医療機関への説明会経費 (18,000) (1) 講師(医師) 47力所 @16,000 752(846) [8,000円/h × 2h = 16,000円] 2. 適正給付対策 (27,000) (1) 専門医 47人 @24,000 2日 12日 27,072(30,456) [8,000円/h × 3h = 24,000円] 3. 労災診療費主任審査補助員 137人 @11,500 20日 12月 378,120(378,120) (317) 4. 労災診療費審査補助員 303人 @9,700 20日 12月 705,384(737,976) 計 1,111,328(1,147,398)
06081- 122-08-2010	職 員 旅 費	6,090	6,112		22	1. 全国会議出席旅費 92人 @38,300 3,524(3,524) [46力所(47力所-1力所) × 2名 = 92名] 2. 審査担当者ブロック研修出席旅費 2,588(2,566) (1) 本省 12人 @36,960 444(444) [6ブロック × 2人 = 12人] (26,520) (2) 労働局 80人 @26,800 2,144(2,122) [40局(拠点局以外) × 2人 = 80人] 計 6,112(6,090)
06081- 122-08-6010	委 員 等 旅 費	2,823	2,834		11	1. 全国会議出席旅費 46人 @38,300 1,762(1,762) [47力所 - 1力所 = 46力所] (26,520) 2. 審査担当者ブロック研修出席旅費 1,072(1,061) 40人 @26,800 [40局(拠点局以外) × 1人 = 40人] 計 2,834(2,823)
06081- 123-09-1010	庁 費	502,180	387,707		114,473	1. 消耗品費 26,649(26,768) (1) コピー用紙 8,460,000枚 @3 1.05 26,649(26,649) [47力所 × 15,000枚 × 12月 = 8,460,000枚] (2) 前年度限りの経費(労災診療費の実態把握分析経費) 0(119) 2. 通信運搬費 19,194(21,689) (1) 電話基本料 94回線 @2,500 12月 1.05 2,961(2,961) [47力所 × 2回線 = 94台] (2) 度数料 12,869(12,847) (31,664) ア 市内 26,180通話 @10 1.05 275(332)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考		
							[指定医41,080(40,768)件 × 25% × 年2回 + 47署 × 月10回 × 12月 = 26,180(31,664)通話]		
							(74,496) イ 市外 74,964通話 @160 1.05 [指定医41,080(40,768)件 × 75% × 年2回 + 278署 × 月4回 × 12月 = 74,964(74,496)通話]	12,594(12,515)
							(3) 郵便料		
							ア 監督署 3,900通 (390) [325署 × 月1回 × 12月 = 3,900署] @140 1.05	573(1,597)
							(4) ファクシミリ電話料	2,791(2,981)
							ア 基本料 47台 @2,500 12月 1.05	1,481(1,481)
							イ 度数料		
							(ア) 監督署 (8,928) [325署 × 月2回 × 12月 = 7,800回] @160 1.05	1,310(1,500)
							(5) 前年度限りの経費	0(1,303)
							ア 付加電話使用料	0(948)
							イ 労災診療費の実態把握分析経費	0(355)
							3. 光熱水料		
							(1) 電気料 135,360m ² @231.74 1.05 [47力所 × 月15,000枚 × 12月 = 8,460,000枚]	32,937(32,937)
							4. 借料及び損料	137,390(141,876)
							(1) 複写機借料	94,160(94,160)
							ア 基本料 47台 @24,000 12月 1.05	14,213(14,213)
							イ 使用料 8,460,000枚 @9 1.05 [47力所 × 月15,000枚 × 12月 = 8,460,000枚]	79,947(79,947)
							(2) レセプト管理支援機器借料		
							47台 (78,500) @71,500 12月 1.05	42,342(46,488)
							(3) 指導会議会場借料 47力所 @18,000 1.05	888(888)
							(4) 前年度限りの経費(労災診療費の実態把握分析経費)	0(340)
							5. 賃金	7,558(21,815)
							(1) 臨時職員 (2,256) 1,128人日 @6,700 [1人 × 47力所 × 2(4)日/月 × 12月 = 1,128(2,256)人日]	7,558(15,115)
							(2) 前年度限りの経費(労災診療費の実態把握分析経費)	0(6,700)
							6. 保険料	160,591(163,446)

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(1,116,096) (1) 健康保険 1,083,504千円 50.0/1,000 54,175(55,805)
						(2) 厚生年金 91,789(92,574)
						ア 4月～9月 (1,116,096) (82.06/1,000) 1,083,504千円 83.83/1,000 1/2 45,415(45,793)
						イ 10月～3月 (1,116,096) (83.83/1,000) 1,083,504千円 85.60/1,000 1/2 46,374(46,781)
						(3) 労働保険 (1,116,096) 1,083,504千円 13.5/1,000 14,627(15,067)
						7. 児童手当拠出金 (1,116,096) 1,083,504千円 1.5/1,000 1,625(1,674)
						8. 職員厚生経費
						(1) 健康診断 (454) (3,880) 440人 @3,817 1.05 1,763(1,850)
						9. 前年度限りの経費(会議費) 0(44)
						10. 雑役務費 0(90,081)
						(1) 前年度限りの経費(労災診療費の実態把握分析経費) 0(11,696)
						(2) 前年度限りの経費(庁舎移転経費) 0(45,171)
						(3) 前年度限りの経費(原状回復費) 0(33,214)
						計 387,707(502,180)
06081- 123-09-5010	土地建物借料	356,599	317,120		39,479	1 事務所借上料 (135,360) (2,509) 97,920㎡ @3,084.34 × 1.05 317,120(356,599) [34(47)力所 × 240㎡ × 12月 = 97,920(135,360)㎡]
170	セクシュアルハラスメントに係る精神障害等労災認定体制整備経費	85,511	80,485		5,026	(計画の大要) セクシュアルハラスメントによる精神障害事案について相談しやすい環境の整備を図るために必要な経費である。
06081- 129-06-0110	諸謝金	55,650	55,650		0	1. 労災精神障害専門調査員謝金 4,452日 × (@4,000 × 3時間 + @500) 55,650(55,650) [相談・聴取回数 1,484回 × 3日 = 4,452日]
06081- 122-08-2010	職員旅費	9,810	9,541		269	1. 研修旅費 4,451(4,720) (1) 労働局 本省研修 46局 1人 (44,150) @38,300 1,762(2,031) (2) 監督署 伝達研修 784人 @3,430 2,689(2,689) 方面制署 138署 × 3人 = 414人 課制署 183署 × 2人 = 366人

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						支署 4署 × 1人 = 4人 計 784人
06081- 122-08-6010	委員等旅費	7,121	6,852		269	2. 出張相談旅費 1,484回 @3,430 5,090(5,090) 計 9,541(9,810) 1. 研修旅費
						(1) 労働局 本省研修 46局 1人 (44,150) @38,300 1,762(2,031) 2. 出張相談旅費 1,484回 @3,430 5,090(5,090) 計 6,852(7,121) 1. 印刷製本費 4,716(9,327)
06081- 123-09-1010	庁費	12,930	8,442		4,488	(1) 周知用パンフレット 694,000部 (12.8) @5.97 1.05 4,350(9,327) [47労働局 × 5,000部 + 325署 × 200部 + 指定医療機関39,256 × 10部 + 本省1,440部 = 694,000部] (2) 事例集 1,213部 @287 1.05 366(0) [47労働局 × 4部 + 325署 × 3部 + 本省50部 = 1,213部] 2. 通信運搬費 (1) 周知用パンフレット 3,726(3,603) ア 労働局 47局 4箱 { @1,240 + (@1,320 × 1.05) } 494(494) イ 医療機関 39,256医療機関 @79.2 3,109(3,109) (2) 事例集 47局 1箱 { @1,240 + (@1,320 × 1.05) } 123(0) 計 8,442(12,930)
175	労災保険調査員(仮称)設置費(新規)	0	327,057		327,057	
06081- 129-06-0110	諸謝金	0	282,624		282,624	160人 16日 12月 @9,200 282,624(0)
06081- 122-08-6010	委員等旅費	0	1,476		1,476	160人 6日 12月 @1,602 0.08 1,476(0)
06081- 123-09-1010	庁費	0	42,957		42,957	1. 保険料 41,881(0) ア 健康保険 160人 1,766,000 50.0/1,000 14,128(0) イ 厚生年金 23,938(0) (ア) 4月~9月 160人 1,766,000 83.83/1,000 1/2 11,844(0)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(イ) 10月～3月 160人 1,766,000 85.60/1,000 1/2 12,094(0)
						ウ 労働保険 160人 1,766,000 13.5/1,000 3,815(0)
						2. 児童手当拠出金 160人 1,766,000 1.5/1,000 424(0)
						3. 職員厚生経費 160人 83,880 1.05 652(0)
						計 42,957(0)
041	年金給付事務経費	63,891	63,454		437	19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 84,831 (77,787) (71,035) (63,869) (65,225) 77,787 71,035 63,869 65,225
						(計画の概要) 長期傷病者、重度被災労働者、遺族等の年金受給者に対する補償を迅速適正に行うために必要な経費である。
						1. 平成25年度年金受給者見込及び支払件数
						(1) 業務災害分
						イ 障害補償年金 85,117 (86,228) 人 505,407 (511,914) 件 既 往 83,352 (84,410) 人 6回 500,112 (506,460) 件 新 規 1,765 (1,818) 人 3回 5,295 (5,454) 件
						ロ 傷病補償年金 8,418 (9,044) 人 146,592 (157,176) 件 (イ) 年 金 8,418 (9,044) 人 48,864 (52,392) 件 既 往 7,870 (8,420) 人 6回 47,220 (50,520) 件 新 規 548 (624) 人 3回 1,644 (1,872) 件
						(ロ) 療養の給付 8,418 (9,044) 人 97,728 (104,784) 件 既 往 8,418 (8,420) 人 12回 94,440 (101,040) 件 新 規 548 (624) 人 6回 3,288 (3,744) 件
						ハ 遺族補償年金 105,496 (104,223) 人 623,684 (616,821) 件 既 往 102,570 (101,538) 人 6回 615,420 (609,228) 件 新 規 2,926 (2,685) 人 8,264 (7,593) 件 (年 金) 2,669 (2,454) 人 3回 8,007 (7,362) 件 (前払一時金) 257 (231) 人 1回 257 (231) 件
						合 計 199,031 (199,495) 人 1,275,683 (1,285,911) 件 既 往 193,792 (194,368) 人 1,257,192 (1,267,248) 件 新 規 5,239 (5,127) 人 18,491 (18,663) 件
						(2) 通勤災害分
						イ 障害補償年金 10,731 (10,575) 人 63,087 (62,118) 件 既 往 10,298 (10,131) 人 6回 61,788 (60,786) 件 新 規 433 (444) 人 3回 1,299 (1,332) 件
						ロ 傷病補償年金 592 (602) 人 10,263 (10,413) 件 (イ) 年 金 592 (602) 人 3,417 (3,471) 件 既 往 547 (555) 人 6回 3,282 (3,330) 件 新 規 45 (47) 人 3回 135 (141) 件
						(ロ) 療養の給付 592 (602) 人 6,846 (6,942) 件 既 往 547 (555) 人 12回 6,576 (6,660) 件 新 規 45 (47) 人 6回 270 (282) 件
						ハ 遺族補償年金 14,259 (13,674) 人 81,367 (81,367) 件 既 往 13,926 (13,461) 人 6回 80,766 (80,766) 件 新 規 333 (213) 人 601 (601) 件 (年 金) 294 (194) 人 3回 582 (582) 件

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							(前払一時金) 39(19)人 1回 19(19)件
							合計 25,582(24,851)人 157,827(153,898)件 既往 24,771(24,147)人 155,202(150,542)件 新規 811(704)人 2,625(2,356)件
06081-122-08-2010	職員旅費	3,966	3,988			22	1.年金受給者認定及び病状調査 486(466)
							(1)業務災害 (256) 262件 @1,602 420(410) [新規受給者 5,127(5,266)人×0.2(調査率)×1/4(1日処理) =256(263)件]
							(2)通勤災害 (35) 41件 @1,602 66(56) [新規受給者 704(723)人×0.2(調査率)×1/4(1日処理)=35(36)件]
							2.実地調査旅費 (2,185) 2,186件 @1,602 3,502(3,500) [既往受給者218,515(219,541)人×0.1(0.05)(調査率)×1/10(1日処理) =2,185(1,098)件]
							計 3,988(3,966)
06081-122-08-6010	委員等旅費	2,206	2,206			0	1.臨時職員の監督署への出張旅費 2,206(2,206)
							(1)労働局 106署 3日 @6,394 2,033(2,033)
							(2)監督署 144署 1/4 3日 @1,602 173(173)
06081-123-09-1010	庁費	56,051	55,592			459	1.印刷製本費 10,109(10,147)
							(1)業務災害分 8,991(9,059)
							ア.給付関係用紙 (1,285,911) 1,275,683枚 3種 1.1 @2 1.05 8,840(8,911)
							イ.労災年金証書 (5,127) 5,239枚 1.1 @25 1.05 151(148)
							(2)通勤災害分 1,118(1,088)
							ア.給付関係用紙 (153,898) 157,827枚 3種 1.1 @2 1.05 1,094(1,067)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						イ. 労災年金証書 (704) 811枚 1.1 @26 1.05 24(21)
						2 通信運搬費 5,554(5,554)
						(1) 業務災害分 47局 * 40個 * @2,626 4,937(4,937)
						(2) 通勤災害分 47局 * 5個 * @2,626 617(617)
						3 雑役務費
						(1) 検査料 (10,352) 10,207件 @1,000 1.05 10,717(10,870)
						[障害94,541(95,315)件 × 0.1(要検査率) + 傷病 8,975(9,333)件 × 0.1(要検査率) = 10,352(10,465)件]
						4 賃金
						(1) 労災年金受給者定期報告検査業務補助者賃金 (4,400) 4,360人日 @6,700 29,212(29,480)
						計 55,592(56,051)
	06081- 959-18-4010 貨幣交換差減補 填金	1,668	1,668		0	保険給付費等の外貨送金取組によって生じた差減に対する補填金 [過去最高支出額(平成2)]
	051 審査決定経費	59,226	55,090		4,136	19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 78,027 (83,554) (74,627) (66,020) (59,253) 83,554 74,627 66,020 59,253
						(計画の概要) 労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条、第16条による労働保険審査官の審査決定に必要な経費である。
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金	27,272	26,220		1,052	1. 鑑定人謝金(労働局) 7,918(8,275) [鑑定件数 審査請求件数1,915(1,880)件 × 0.1(0.5)(鑑定依頼率) = 192(940)件]
						(1) 特別高度事項 (192) (0.77) 185件 0.76 @50,000 7,030(7,392)
						(2) 一般的事項 (192) (0.23) 185件 0.24 @20,000 888(883)
						2. 審査参与謝金(労働局) (3,064) 2,952件 @6,200 18,302(18,997)
						[審査請求件数1,915(1,880)件 × 1(1回処理) × 4人(労使各2名) × 0.4(出席率) = 3,064(3,008)件]
						計 26,220(27,272)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額	對 前 年 度 比 較 增 減	備 考
06081-122-08-2010	職員旅費	5,962	5,809	153	1. 審査官証拠調旅費(労働局) (1,915) 1,845件 @5,329 0.1 983(1,021) 2. 原処分庁再審査審理出席旅費(労働局) (129) 126件 @38,300 4,826(4,941) [再審査請求件数 644(705)×0.2(出席率) = 129(141)件] 計 5,809(5,962)
06081-122-08-6010	委員等旅費	1,633	1,573	60	1. 審査参与出席旅費(労働局) (3,064) 2,952件 @5,329 0.1 1,573(1,633)
06081-122-08-7031	証人等旅費	2,939	944	1,995	1. 請求人出頭旅費(労働局) 944(2,939)
06081-123-09-1010	庁費	4,912	4,751	161	1. 印刷製本費 1,136(1,179) <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査決定受理通知書(本省) (1,915) 1,845件 8部 @2.86 1.05 44(46) [請求人1人、事業主1人、署長1人、参与4人、予備1 計8部] (2) 審査決定書(労働局) (1,915) 1,845件 8部 @25 1.05 387(402) (3) 事件調書(労働局) (1,915) 1,845件 7部 @50 1.05 678(704) [参与4人、請求人1人、署長1人、労働局1 計7部] (4) 審査事件処理経過簿(本省) 審査官130人 @195.93 1.05 27(27) 2. 通信運搬費 1,458(1,513) <ul style="list-style-type: none"> (1) 受理通知書(労働局) (1,915) 1,845件 @80 148(153) (2) 開催通知書(労働局) (1,915) 1,845件 参与4人 @80 590(613) (3) 決定通知書(労働局) (1,915) 1,845件 @390 720(747) 3. 雑役務費 2,157(2,220)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	06081- 123-09-2360 障害等級等認定 庁費	16,508	15,793		715	1. 証拠調のためのレントゲンの撮影料、診断料(労働局) (1,915) 1,845件 40% @2,150 1.05 1,666(1,729) 2. 判例検索システム 12月 @40,950 491(491) 計 4,751(4,912) 1. 労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項の規定に 基づく診断諸費用 15,793(16,508) (1) 一般的医学事項に係る経費 (1,915) (0.23) 1,845件 0.24 0.2(依頼率) @20,000 1,771(1,762) (2) 特に高度な医学事項に係る経費 (1,915) (0.77) 1,845件 0.76 0.2(依頼率) @50,000 14,022(14,746) 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 3,265,048 (2,964,907) (2,701,322) (2,147,937) (2,536,322) 2,964,907 2,701,322 2,147,937 1,887,208 決 算 額 2,891,332 2,286,724 836,112 583,592 (計画の概要) 都道府県労働局及び労働基準監督署の庁舎並びに国家公務員宿舎の新営等に必要な経費である。
17	870 施設整備費					
	01-06 施設整備に必要な経費	891,754	793,222		98,532	19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 (742,963) (397,556) (379,508) (0) (0) 742,963 397,556 379,508 0 0 (計画の概要) 都道府県労働局の庁舎の新営等を実施する。
	001 都道府県労働局庁舎新営 経費					
	06081- 202-08-2360 施設施工旅費	0	0		0	1 設計監督等旅費 0(0)
	06081- 203-09-2031 施設施工庁費	0	0		0	1 設計・監理料 0(0)
	06081- 204-15-0010 施設整備費	0	0		0	労働局庁舎新営等 0(0)局 0(0)
	006 労働基準監督署庁舎新営 等経費	869,317	745,256		124,061	19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 (2,252,509) (2,446,230) (2,260,533) (2,140,271) (1,408,672) 2,252,509 2,446,230 2,260,533 2,140,271 1,319,820 (計画の概要) 労働基準監督署の庁舎の新営等を実施する。
	06081- 202-08-2360 施設施工旅費	3,677	3,206		471	1 設計監督等旅費 3,206(3,677)
	06081- 203-09-2031 施設施工庁費	55,750	81,469		25,719	1 設計監督等庁費 2,589(3,631) 2 設計監理料 78,880(49,119) 3 特別耐震診断費 0(3,000) 計 81,469(55,750)
	06081- 204-15-0010 施設整備費	809,890	643,347		166,543	(環 A11) 1 監督署庁舎新営 3(2)署 210,044(471,517)

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考							
							(内訳)							
							1 銚子署	208,731千円	(3年計画3年次)					
							2 土浦署	609千円	(3年計画初年度)					
							3 向島署	704千円	(3年計画初年度)					
							2 庁舎特別修繕	24(6)署		347,474(54,077)		
							3 地球温暖化対策関係改修費	3(10)署		85,829(284,296)		
							計			643,347(809,890)		
06081-	944-15-8010 不動産購入費		0	17,234		17,234	1 不動産購入費			17,234(0)		
							(内訳)							
							1 土浦署	17,234千円						
011	公務員宿舍新営等経費							19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
							予 算 額	(223,200)	(119,910)	(59,482)	(6,970)	(23,105)		
								223,200	119,910	59,482	6,970	23,105		
							(計画の概要)							
							「国家公務員宿舍法」に基づいて労働保険特別会計労災勘定職員に貸与する宿舍の整備等を実施する。							
06081-	202-08-2360 施設施工旅費		0	0		0	1 設計監督等旅費							
							(地方)				0(0)		
06081-	203-09-2031 施設施工庁費		0	0		0	1 設計監督等庁費							
							(地方)				0(0)		
							2 設計・監理料							
							(地方)				0(0)		
							計				0(0)		
06081-	204-15-0010 施設整備費		0	0		0	1 公務員宿舍特別修繕							
							(地方)	0ヶ所			0(0)		
							2 宿舍環境整備費							
							(地方)							
							(1) 流し台取替工事	0戸	@69,334	1.05		0(0)	
							(2) 便所浄化槽設置	0戸	@429,500	1.05		0(0)	
							(3) 風呂釜取替	0戸	@138,765	1.05		0(0)	
							(4) 浴室改修工事	0戸	@1,582,700	1.05		0(0)	
							計					0(0)	
015	上石神井庁舎の整備に関する経費		22,437	47,966		25,529		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
							予 算 額	46,376	(1,211)	(1,799)	(696)	(1,104,545)		
								1,211	1,799	696	544,283			
							(計画の概要)							
							上石神井庁舎の整備に必要な経費である。							

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	06081- 202-08-2360 施設施工旅費	118	252		134	1 上石神井庁舎の整備に係る旅費 (237) 504千円 1/2(労災負担分) 252(118)
	06081- 203-09-2031 施設施工庁費	105	224		119	1 上石神井庁舎の整備に係る実施設計費 (210) 447千円 1/2(労災負担分) 224(105)
	06081- 204-15-0010 施設整備費	22,214	47,490		25,276	1 上石神井庁舎の整備の実施に必要な経費 47,490(22,214) (1) 電算棟空調機器増設工事 77,076千円 1/2(労災負担分) 1.05 40,465(0) (2) 電算棟IPカメラ及び周辺機器更新 5,000千円 1/2(労災負担分) 1.05 2,625(0) (3) 電算棟電力監視装置設置工事 8,381千円 1/2(労災負担分) 1.05 4,400(0) (4) 前年度限りの経費 0(22,214) ア 新電算棟中央監視装置機器更新 0(12,947) イ 敷地内付帯施設の整備 0(9,267)
18	880 保険料返還金等徴収勘定へ繰入 01-06 保険料返還金等の財源の徴収勘定へ繰入れに必要な経費					
	06081- 306-22-8530 徴収勘定へ繰入	36,303,668	22,279,317		14,024,351	19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 予 算 額 67,592,243 (53,485,546) (44,993,650) (54,021,101) (55,166,320) 決 算 額 67,387,005 53,246,310 44,943,650 49,021,369
	900 予 備 費					(計画の概要) 「特別会計に関する法律」第102条第3項の規定による徴収勘定への繰入に必要な経費である。 内訳「徴収勘定」要求書のとおり。 区 分 24年度 25年度 業務取扱費(石綿除く) 9,506,150千円 8,161,740千円 諸支出金 41,343,809千円 34,926,511千円 予備費 50,000千円 50,000千円 小 計 50,899,959千円 43,138,251千円 前年度剰余金受入 14,596,291千円 20,858,934千円 業務取扱費 1,321,606千円 1,137,687千円 諸支出金 13,274,685千円 19,721,247千円 合 計 36,303,668千円 22,279,317千円

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 5 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考																		
19	01-98 予 備 費						<table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>1 9 年 度</td> <td>2 0 年 度</td> <td>2 1 年 度</td> <td>2 2 年 度</td> <td>2 3 年 度</td> </tr> <tr> <td>予 算 額</td> <td>7,800,000</td> <td>(7,800,000)</td> <td>(7,800,000)</td> <td>(7,800,000)</td> <td>(7,800,000)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>7,800,000</td> <td>7,800,000</td> <td>7,800,000</td> <td>7,800,000</td> </tr> </table> <p>(説 明) 予見し難い予算の不足に充てるための予備費。</p>		1 9 年 度	2 0 年 度	2 1 年 度	2 2 年 度	2 3 年 度	予 算 額	7,800,000	(7,800,000)	(7,800,000)	(7,800,000)	(7,800,000)			7,800,000	7,800,000	7,800,000	7,800,000
	1 9 年 度	2 0 年 度	2 1 年 度	2 2 年 度	2 3 年 度																				
予 算 額	7,800,000	(7,800,000)	(7,800,000)	(7,800,000)	(7,800,000)																				
		7,800,000	7,800,000	7,800,000	7,800,000																				
	98110- 959-99-4090 (予 備 費)	7,800,000	7,800,000			0																			